

# 高槻市地域防災計画（案）

## 新旧対照表

令和6年2月

高槻市防災会議

※高槻市地域防災計画（令和3年2月）の目次構成を、以下のとおり見直した内容を「現行計画」として新旧対照表を作成しています。

高槻市地域防災計画（令和3年2月）		高槻市地域防災計画（案）（令和6年2月）
第1編 総則	➡	第1編 総則
第2編 災害予防対策		第2編 災害予防対策
第3編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策 東海地震の警戒宣言に伴う対応 南海トラフ地震防災対策推進計画		第3編 災害応急対策
第4編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策		付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応 付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画
		第4編 事故等災害応急対策
		第5編 災害復旧・復興対策

現行計画	修正計画（案）
<p><b>第1 計画の目的</b> この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の規定に基づき、高槻市防災会議が定める計画であって、高槻市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域に係る、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。</p>	<p><b>第1 計画の目的</b> この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条、<u>水防法(昭和23年法律第193号)第33条</u>の規定に基づき、高槻市防災会議が定める計画であって、高槻市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域に係る、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。</p>
<p><b>第2 想定災害</b> この計画の策定に<b>あ</b>たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、<del>発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。</del> <del>この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。</del></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害</li> <li>2 風水害</li> <li>3 大規模な林野火災等</li> <li>4 高層建築物災害等</li> <li>5 危険物等災害</li> <li>6 放射線災害</li> </ol>	<p><b>第2 災害想定</b> この計画の策定に<b>当</b>たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、<u>次のとおり発生し得る災害を想定した。</u> <u>また、複合災害(同時又は連続して2種以上)の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)が発生する可能性も考慮するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害</li> <li>2 風水害・土砂災害</li> <li>3 <u>林野火災・大規模火災</u></li> <li>4 <u>鉄道災害</u></li> <li>5 <u>道路災害</u></li> <li>6 <u>危険物等災害</u></li> <li>7 <u>高層建築物等災害</u></li> <li>8 <u>放射線災害</u></li> </ol>
<p style="text-align: center;"><b>第2節 防災・減災の基本的方針</b></p> <p>(略)</p> <p>また、本市<b>において</b>は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震(以下「大阪府北部地震」という。)<del>では</del>、大阪府においてはじめてとなる震度6弱を観測する大きな揺れにより、市民の尊い命が奪われるとともに、多数の負傷者が発生した。さらに、公共施設をはじめ多くの建物が被害を受けたほか、水道、電気や都市ガスの供給が停止し、市民生活や事業活動に多大な影響が生じた。また、平成30年台風第21号においても、多くの建物被害が生じたほか、特に山間部において、ライフラインの供給が停止したほか、大規模な風倒木被害により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用を受けるなど、極めて深刻な被害を受けた。</p> <p>過去の被災経験を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、今後の防災・減災対策をより一層推進するとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、全国各地で発生する災害の教訓等を踏まえ、継続して災害対策を強化していく。</p> <p>災害予防では、周到かつ円滑な対応が重要となる。災害の規模によっては、施設整備などの<b>ハード面の対策</b>だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、<del>被害軽減につながる自助・共助としての住民の主体的な参加・連携による地域防災力の向上、公助としての災害時の情報発信手法の充実などのソフト対策を進め</del>、ハード面・ソフト面を適切に組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。</p> <p>災害応急では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。災害発生<b>直前の気象予警報等の情報伝達を正確かつ迅速に行い、適切な行動を呼び掛けることで、災害の未然防止を図る</b>。被害が発生した際には、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を早期に把握するとともに、収集した情報を<b>防災</b>関係機関で共有し、人命の安全確保を最優先に、人材・物資等の災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>また、被災者の視点に立ち、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう、寄り添った支援に努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<del>自主防災組織や地域包括支援センター</del>等と協力して、きめ細やかな支援を実施する。</p> <p>復旧・復興では、適切かつ迅速な対応が重要となる。市民の生活に欠かせないライフライン施設の早期復旧は最優先事項であるとともに、一刻も早い被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適切な支援を行えるよう、災害発生前の平時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、可能な限り事前に検討し、方針の明示に努める。</p> <p>なお、本計画に基づく防災・減災対策の推進にあたっては、平成27(2015)年に開催された国連サミットで採択</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 防災・減災の基本的方針</b></p> <p>(略)</p> <p>また、本市は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震(以下「大阪府北部地震」という。)<u>が発生し</u>、大阪府<b>内</b>において、<u>観測史上</u>はじめてとなる震度6弱を観測する大きな揺れにより、市民の尊い命が奪われるとともに、多数の負傷者が発生した。さらに、公共施設をはじめ多くの建物が被害を受けたほか、水道、電気や都市ガスの供給が停止し、市民生活や事業活動に多大な影響が生じた。また、平成30年台風第21号においても、多くの建物被害が生じたほか、特に山間部において、ライフラインの供給が停止したほか、大規模な風倒木被害により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用を受けるなど、極めて深刻な被害を受けた。</p> <p>過去の被災経験を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、今後の防災・減災対策をより一層推進するとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、全国各地で発生する災害の教訓等を踏まえ、継続して災害対策を強化していく。<u>さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>災害予防では、周到かつ円滑な対応が重要となる。災害の規模によっては、施設整備などの<b>ハード対策</b>だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、<u>公助としての災害時の情報発信手法の充実などや、自助・共助としての被害軽減につながる防災活動に対する住民の主体的な参加・連携による地域防災力の向上などのソフト対策を進め</u>、ハード面・ソフト面を適切に組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。</p> <p>災害応急では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。<u>まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達をはじめ、災害の危険性の予測などの災害未然防止活動を早期に行う。一旦</u>被害が発生した際には、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を早期に把握する。<u>そして、</u>収集した情報を関係機関で共有し、人命の安全確保を最優先に、人材・物資等の災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>また、被災者の視点に立ち、年齢、性別、障がいや疾病の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう、寄り添った支援に努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<u>市民</u>防災組織や<u>その他関連事業者</u>等と協力して、きめ細やかな支援を実施する。</p> <p>復旧・復興では、適切かつ迅速な対応が重要となる。市民の生活に欠かせないライフライン施設の早期復旧は最優先事項であるとともに、一刻も早い被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適切な支援を行えるよう、災害発生前の平時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、可能な限り事前に検討し、方針の明示に努める。</p> <p>なお、本計画に基づく防災・減災対策の推進に<b>当</b>たっては、平成27(2015)年に開催された国連サミットで採択</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。</p>	<p>された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 高槻市の概況</b></p> <p><b>第1 自然的条件</b> (略)</p> <p><b>2 面積</b> 本市の面積は105.29<del>k</del><sup>km<sup>2</sup>で、府全体の5.5%を占めている。</sup></p> <p><b>3 地勢</b> <del>本市の北部は北摂連山に入り込み、南部は淀川に面しており、</del>最高の海拔はポンポン山の678.7m、最低の海拔は淀川河川敷の3.3mと、北高南低の地形となっている。 市域における河川は、本市の南東及び南側に沿って流れる淀川をはじめ、北から南へ流れる芥川、女瀬川、檜尾川等の一級河川が12河川、また、新川等の準用河川が5河川ある。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 気象</b> <del>平成30年</del>における本市の年間平均気温は、摂氏16.8度前後で、湿度は76%前後である。年間平均風速は<del>2.4</del>mで年間を通じ異常気象時以外はあまり大差がなく、<del>風向きはおおむね春期は北から西、夏期から秋期にかけては東から北、冬期は西ないし北からの度合いが大きい。</del>年間雨量は、異常気象の有無により各年毎に異なるが、ここ5年間の年間平均雨量は<del>1,333</del>ミリである。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 高槻市の概況</b></p> <p><b>第1 自然的条件</b> (略)</p> <p><b>2 面積</b> 本市の面積は105.29<sup>km<sup>2</sup></sup>で、府全体の5.5%を占めている。</p> <p><b>3 地勢</b> <u>本市の北部は北摂山地に連なる山並みと丘陵、南部は山間から流れ出る芥川等によって形成される平野が広がり、淀川が市域の南の境になっている。</u>最高の海拔はポンポン山の678.7m、最低の海拔は淀川河川敷の3.3mと、北高南低の地形となっている。 市域における河川は、本市の南東及び南側に沿って流れる淀川をはじめ、北から南へ流れる芥川、女瀬川、檜尾川等の一級河川が12河川、また、新川等の準用河川が5河川ある。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 気象</b> <u>令和3年</u>における本市の年間平均気温は、摂氏16.8度前後である。年間平均風速は<u>2.3</u>mで年間を通じ異常気象時以外はあまり大差がない。年間雨量は、異常気象の有無により各年毎に異なるが、ここ5年間（<u>平成29年～令和3年</u>）の年間平均雨量は<u>1,298</u>ミリである。</p>
<p><b>第2 社会的条件</b></p> <p><b>1 人口</b> 令和<del>2</del><sup>5</sup>年3月末の高槻市の人口は<del>35万1,019</del>人（<del>世帯数161,259</del>）である。 高槻市制施行時の昭和18年の人口は3万1,615人であった。昭和30年代後半から高度成長に伴う、ベッドタウン化が進み昭和38年に人口10万人を<del>越えた</del>。 その後、北部丘陵地の大規模開発が行われ人口急増期を迎えた。人口が10万人を<del>こえて</del>から、わずか6年後の昭和44年に20万人を、さらに4年後昭和48年には30万人を突破するという、全国でも有数の人口急増都市であった。 このような人口急増も、昭和46年の対前年増加率13.8%をピークにかげりを見せはじめ、昭和50年代に入ると微増状態で推移した。平成元年には、36万人に達したが、その後、平成7年をピークに微減状態となり、平成12年には36万人を下回った。</p> <p><b>2 都市構造</b> 昭和30年代前半、人口増加対策の一環として本市は工場誘致を行ったが、その後、京阪神を控えた住宅都市としての<del>強い</del>傾向を示し始めた。現在では名神高速道路以南から新幹線以北の市街地は、全域的に木造建築物が多く建ぺい率<del>の</del>高い人口の密集した地域となっている。</p> <p><b>3 土地利用の状況</b> [資料編 資<del>100</del>頁] 高槻市の全域が都市計画区域であり、全般105.29<del>k</del><sup>km<sup>2</sup>のうち市街化区域が約33.44<del>k</del><sup>km<sup>2</sup>であり、残り約71.85<del>k</del><sup>km<sup>2</sup>が市街化調整区域である。 土地利用の面からみると、市域の約51%を原野、山林が占める。</sup></sup></sup></p>	<p><b>第2 社会的条件</b></p> <p><b>1 人口</b> 令和<sup>5</sup>年3月末の高槻市の人口は<sup>34万8,020</sup>人（<sup>164,494</sup>世帯）である。 高槻市制施行時の昭和18年の人口は3万1,615人であった。昭和30年代後半から高度成長に伴う、ベッドタウン化が進み昭和38年に人口10万人を<del>越えた</del>。 その後、北部丘陵地の大規模開発が行われ人口急増期を迎えた。人口が10万人を<del>超えて</del>から、わずか6年後の昭和44年に20万人を、さらに4年後昭和48年には30万人を突破するという、全国でも有数の人口急増都市であった。 このような人口急増も、昭和46年の対前年増加率13.8%をピークにかげりを見せはじめ、昭和50年代に入ると微増状態で推移した。平成元年には、36万人に達したが、その後、平成7年をピークに微減状態となり、平成12年には36万人を、<u>令和3年には35万人を</u>下回った。</p> <p><b>2 都市構造</b> 昭和30年代前半、人口増加対策の一環として本市は工場誘致を行ったが、その後、京阪神を控えた住宅都市としての傾向を<del>強く</del>示し始めた。現在では名神高速道路以南から新幹線以北の市街地は、全域的に木造建築物が多く、<u>建ぺい率が</u>高い人口の密集した地域となっている。</p> <p><b>3 土地利用の状況</b> [資料編 資<sup>101</sup>頁] 高槻市の全域が都市計画区域であり、全般105.29<sup>km<sup>2</sup></sup>のうち市街化区域が約33.44<sup>km<sup>2</sup></sup>であり、残り約71.85<sup>km<sup>2</sup></sup>が市街化調整区域である。 土地利用の面からみると、市域の約51%を原野、山林が占める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 防災関係機関の業務大綱</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 防災関係機関の業務大綱</b></p> <p><u>市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p><b>第1 防災関係機関の業務</b></p> <p><del>関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。</del></p> <p>1 高槻市 □全部局共通項目</p> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対策部（G）の運営・庶務（電話対応含む）に関する事</li> <li>●職員の安否確認に関する事</li> <li>●緊急通行車両の届出に関する事</li> <li>●所管施設の被害状況の調査及び緊急措置（公共土木施設等除く）に関する事</li> <li>●所管施設の復旧（公共土木施設等除く）に関する事</li> </ul> <p>□本部事務局 統括G（<del>総務部</del>危機管理室・法務ガバナンス室・総務課・契約検査課、総合戦略部市長室）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の防災対策の総合調整に関する事</li> <li>●気象予警報、災害情報の収集・伝達に関する事</li> <li>●防災組織の整備に関する事</li> <li>●庁舎等の防災対策に関する事</li> <li>●<del>緊急通行車両の事前届に関する事</del></li> <li>●防災資機材の備蓄、整備に関する事</li> <li>●防災に係る教育・訓練に関する事</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線の統括に関する事</li> <li>●市域の災害に関する情報の収集、伝達に関する事</li> <li>●避難勧告等の発令、解除に関する事</li> <li>●災害応急対策全般の調整に関する事</li> <li>●本部各部との連絡調整に関する事</li> <li>●災害対策本部の設置、廃止及び災害対策本部会議の開催に関する事</li> <li>●災害救助法の適用手続に関する事</li> <li>●復興事業の企画調整に関する事</li> <li>●大阪府との連絡調整に関する事</li> <li>●防災関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>	<p><b>第1 防災関係機関の業務</b></p> <p>1 高槻市 □全部局共通項目</p> <p><u>&lt;災害予防対策&gt;</u></p> <p><u>【各種災害共通】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>緊急通行車両の事前届出に関する事</u></li> </ul> <p><u>&lt;災害応急・復旧対策&gt;</u></p> <p><u>【各種災害共通】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対策部（G）の運営・庶務（電話対応含む）に関する事</li> <li>●<u>所管施設の臨時休館等の案内に関する事</u></li> <li>●<u>通常業務の調整や中止の案内に関する事</u></li> <li>●職員の安否確認に関する事</li> <li>●所管施設の被害状況の調査及び緊急措置（公共土木施設等除く）に関する事</li> <li>●所管施設の復旧（公共土木施設等除く）に関する事</li> </ul> <p><u>【風水害・土砂災害】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>所管施設（浸水想定区域内）の重要物品や公用車等の移動に関する事</u></li> <li>●<u>所管施設（浸水想定区域内）の閉鎖や職員の退避等に関する事</u></li> <li>●<u>広域避難対応（大規模水害・土砂災害）時における他対策部の応援に関する事</u></li> </ul> <p>□本部事務局 統括G（危機管理室、<del>総務部</del>法務ガバナンス室・総務課・契約検査課、総合戦略部市長室・<del>広報室・財務管理室</del>）</p> <p><u>&lt;災害予防対策&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の防災対策の総合調整に関する事</li> <li>●気象予警報、災害情報の収集・伝達に関する事</li> <li>●<u>市民防災組織の育成・支援</u>に関する事</li> <li>●庁舎等の防災対策に関する事</li> <li>●防災資機材の備蓄、整備に関する事</li> <li>●防災に係る教育・訓練に関する事</li> <li>●<u>災害対策の予算及び財政計画に関する事</u></li> </ul> <p><u>&lt;災害応急・復旧対策&gt;</u></p> <p><u>【各種災害共通】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線の統括に関する事</li> <li>●市域の災害に関する情報の収集、伝達に関する事</li> <li>●避難情報の発令、解除に関する事</li> <li>●<u>警戒区域の設定に関する事</u></li> <li>●災害応急対策全般の調整に関する事</li> <li>●各対策部との連絡調整に関する事</li> <li>●災害対策本部（<u>災害警戒本部</u>）の設置、廃止及び災害対策本部会議（<u>災害警戒本部会議</u>）の開催に関する事</li> <li>●災害救助法の適用手続に関する事</li> <li>●復興事業の企画調整に関する事</li> <li>●大阪府との連絡調整に関する事</li> <li>●防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>●自衛隊との連絡調整に関する事</li> <li>●<u>所管にかかる協定締結企業等</u>との連絡調整に関する事</li> </ul>

現行計画	修正計画（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊との連絡調整に関する事</li> <li>●<del>アマチュア無線</del>との連絡調整に関する事</li> <li>●関係機関の応接、視察対応に関する事</li> <li>●災害対策部室の統括に関する事</li> <li>●災害弔慰金の支給に関する事</li> <li>●災害障害見舞金の支給に関する事</li> <li>●災害見舞金等の支給に関する事</li> <li>●災害援護資金の貸付に関する事</li> <li>●被災者生活再建支援金の受付、進達に関する事</li> </ul> <p><del>□本部事務局 広報広聴G（総合戦略部広報室・財務管理室、会計課、市民生活環境部市民生活相談課、監査委員事務局）</del></p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策の予算及び財政計画に関する事</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●報道機関との連絡調整に関する事</li> <li>●災害の記録に関する事</li> <li>●住民の災害についての相談及び苦情受付に関する事</li> <li>●被災者支援窓口（センター）の設置・運営に関する事</li> <li>●災害広報の実施及び総括に関する事</li> <li>●報道情報の収集に関する事</li> <li>●被災者のための専門相談に関する事</li> </ul> <p>□本部事務局 職員配備G（総務部人事課）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員の安否確認に関する事</li> <li>●職員の食料の確保に関する事</li> <li>●職員の受援体制の整備に関する事</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員配備の連絡調整及び掌握に関する事</li> <li>●職員の人事管理に関する事</li> <li>●職員の食料の調達・配給に関する事</li> <li>●職員の被害状況の調査に関する事</li> <li>●他自治体等からの職員の受援に関する事</li> </ul> <p>□本部事務局 地域支援機動G（市民生活環境部コミュニティ推進室、選挙管理委員会事務局）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織の育成に関する事</li> <li>●所管施設の防災対策に関する事</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本部事務局における応急対応に関する事</li> <li>●コミュニティ組織との連絡調整に関する事</li> <li>●自主防災組織の活動の助長と連携に関する事</li> <li>●コミュニティ組織に関する応急対応に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関の応接、視察対応に関する事</li> <li>●災害対策部室の統括に関する事</li> <li>●災害弔慰金の支給に関する事</li> <li>●災害障害見舞金の支給に関する事</li> <li>●災害見舞金等の支給に関する事</li> <li>●災害援護資金の貸付に関する事</li> <li>●被災者生活再建支援金の受付、進達に関する事</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●報道機関との連絡調整に関する事</li> <li>●災害の記録に関する事</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害広報の実施及び総括に関する事</li> <li>●報道情報の収集に関する事</li> <li>●防災拠点の総合調整に関する事</li> </ul> <p><u>【風水害・土砂災害】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域避難対応（大規模水害・土砂災害）時における実施調整に関する事</li> </ul> <p><u>【大規模火災】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●火災警報の発令に関する事</li> </ul> <p>□本部事務局 職員配備G（総務部人事企画室）</p> <p><u>＜災害予防対策＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員の安否確認全般に関する事</li> <li>●職員の食料確保に関する事</li> <li>●職員の受援体制の整備に関する事</li> </ul> <p><u>＜災害応急・復旧対策＞</u></p> <p><u>【各種災害共通】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員配備の連絡調整及び掌握に関する事</li> <li>●職員の人事管理に関する事</li> <li>●職員の食料の調達・配給に関する事</li> <li>●職員の被災状況の調査に関する事</li> <li>●他自治体等からの職員の受援に関する事</li> </ul> <p><u>【風水害・土砂災害】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域避難対応（大規模水害・土砂災害）時における避難者バス輸送体制（人員確保）に関する事</li> </ul> <p>□本部事務局 機動G（会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）</p> <p><u>＜災害応急・復旧対策＞</u></p> <p><u>【各種災害共通】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種緊急対応に関する事</li> <li>●広報車両による災害広報に関する事</li> </ul> <p>□本部事務局 方面G（総合戦略部みらい創生室・アセットマネジメント推進室、方面隊・第2方面隊）</p> <p><u>＜災害予防対策＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●方面隊員との連絡体制の構築に関する事</li> </ul>

現行計画	修正計画（案）
<p>□<b>方面部</b>（総合戦略部みらい創生室・アセットマネジメント推進室、方面隊・第2方面隊）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>指定避難所及び指定緊急避難場所の管理運営体制及び避難誘導體制に関すること</b></li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●方面部各地域の被害状況の情報収集に関すること</li> <li>●指定避難所の開設、<b>誘導及び管理運営に関すること</b></li> <li>●指定避難所外の避難者の把握及び対応に関すること</li> <li>●避難所運営（方面隊）に関すること</li> <li>●避難者名簿の作成及びとりまとめに関すること</li> </ul> <p>□<b>復旧部</b>（都市創造部都市づくり推進課・審査指導課・住宅課・建築課・管理課・道路課・公園課・下水河川企画課・下水河川事業課、街にぎわい部農林緑政課）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物等の防災指導等に関すること</li> <li>●<b>仮設住宅の事前選定</b>に関すること</li> <li>●所管施設の防災対策に関すること</li> <li>●下水道施設の耐震化に関すること</li> <li>●浸水予防対策に関すること</li> <li>●ため池防災に関すること</li> <li>●避難地や避難路の緑化等の整備に関すること</li> <li>●応急危険度判定<b>制度</b>の整備に関すること</li> <li>●宅地防災パトロールに関すること</li> <li>●山地災害危険地区の把握に関すること</li> <li>●治山事業の推進に関すること</li> <li>●土地改良事業に関すること</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置に関すること</li> </ul>	<p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <p><b>【各種災害共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●方面部各地域における被害状況の情報収集に関すること</li> <li>●指定避難所の開設、<b>誘導に関すること</b></li> <li>●指定避難所外の避難者の把握及び対応に関すること</li> <li>●避難所運営（方面隊・<b>第2方面隊</b>）に関すること</li> <li>●避難者名簿の作成及びとりまとめに関すること</li> </ul> <p><b>□本部事務局 ICT基盤維持・復旧G（総合戦略部DX戦略室）</b></p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全庁利用型ICT基盤等の防災対策に関すること</li> <li>●罹災証明書等の入力体制に関すること</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <p><b>【各種災害共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全庁利用型ICT基盤の維持・復旧に関すること</li> <li>●防災に関連する情報システムやDX利活用に係る各対策部の支援に関すること</li> <li>●罹災証明書等の入力等の支援に関すること</li> </ul> <p>□<b>復旧部</b>（都市創造部都市づくり推進課・審査指導課・住宅課・建築課・管理課・道路課・公園課・下水河川企画課・下水河川事業課、街にぎわい部農林緑政課）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物等の防災指導等に関すること</li> <li>●<b>建設型応急住宅の候補地</b>に関すること</li> <li>●所管施設の防災対策に関すること</li> <li>●下水道施設の耐震化に関すること</li> <li>●浸水予防対策に関すること</li> <li>●ため池防災に関すること</li> <li>●避難地や避難路の緑化等の整備に関すること</li> <li>●応急危険度判定<b>体制</b>の整備に関すること</li> <li>●宅地防災パトロールに関すること</li> <li>●山地災害危険地区の把握に関すること</li> <li>●治山事業の推進に関すること</li> <li>●<b>治水事業の促進に関すること</b></li> <li>●土地改良事業に関すること</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <p><b>【各種災害共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置に関すること</li> <li>●河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●市営住宅の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●公園施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●道路施設の復旧に関すること</li> <li>●河川、水路、ため池施設の復旧に関すること</li> <li>●下水道施設の復旧に関すること</li> <li>●市営住宅の復旧に関すること</li> <li>●農道、林道の復旧に関すること</li> <li>●公園施設の復旧に関すること</li> <li>●雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧に関すること</li> <li>●<b>建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅に関すること</b></li> </ul>

現行計画	修正計画（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●市営住宅の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●公園施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</li> <li>●道路施設の復旧に関すること</li> <li>●河川、水路、ため池施設の復旧に関すること</li> <li>●下水道施設の復旧に関すること</li> <li>●市営住宅の復旧に関すること</li> <li>●農道、林道の復旧に関すること</li> <li>●公園施設の復旧に関すること</li> <li>●雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧に関すること</li> <li>●<del>応急仮設住宅の建設・供与に関すること</del></li> <li>●<del>みなし応急仮設住宅の供与に関すること</del></li> <li>●公共住宅への一時入居措置に関すること</li> <li>●住宅に関する相談窓口の設置・運営に関すること</li> <li>●被災住宅の応急修理に関すること</li>   <li>●緊急交通路の確保に関すること</li> <li>●住宅復興計画の策定・推進に関すること</li> <li>●復興都市計画の策定・推進に関すること</li> <li>●<del>土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</del></li> <li>●<del>浸水被害対策に関すること</del></li> <li>●<del>水防活動に関すること</del></li> <li>●被災建築物応急危険度判定に関すること</li> <li>●被災宅地危険度判定に関すること</li> <li>●公共建築物の応急危険度判定に関すること</li> <li>●被災公共建築物の設計・施工管理に関すること</li> <li>●農産物被害等の調査に関すること</li> <li>●農産物等の伝染病予防に関すること</li> <li>●宅地・建築物等の被害状況の確認及び相談に関すること</li> <li>●宅地・建築物等に関する関係機関との調整に関すること</li> </ul> <p>□<del>衛生対策部（市民生活環境部人権・男女共同参画課・斎園課・資源循環推進課・清掃業務課・エネルギーセンター）</del></p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所管施設の防災対策に関すること</li> <li>●防災資機材の備蓄、整備に関すること</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物の受付、収集及び処理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共住宅への一時入居措置に関すること</li> <li>●住宅に関する相談窓口の設置・運営に関すること</li> <li>●被災住宅の応急修理に関すること</li> <li>●<u>住居障害物の除去に関すること</u></li> <li>●緊急交通路の確保に関すること</li> <li>●住宅復興計画の策定・推進に関すること</li> <li>●復興都市計画の策定・推進に関すること</li>   <li>●被災建築物応急危険度判定に関すること</li> <li>●被災宅地危険度判定に関すること</li> <li>●公共建築物の応急危険度判定に関すること</li> <li>●被災公共建築物の設計・施工管理に関すること</li> <li>●農産物被害等の調査に関すること</li> <li>●農産物等の伝染病予防に関すること</li> <li>●宅地・建築物等の被害状況の確認及び相談に関すること</li> <li>●宅地・建築物等に関する関係機関との調整に関すること</li> </ul> <p><u>【風水害・土砂災害】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>浸水被害対策に関すること</u></li> <li>●<u>土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置に関すること</u></li> <li>●<u>道路等の通行止め措置に関すること</u></li> <li>●<u>水防活動に関すること</u></li> </ul> <p><u>【大規模火災】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>消火用水の運搬支援に関すること</u></li> </ul> <p>□<u>市民生活対策部（市民生活環境部コミュニティ推進室・公民館・図書館・文化スポーツ推進課・人権・男女共同参画課・市民生活相談課・市民課・斎園課・環境政策課・資源循環推進課・清掃業務課・エネルギーセンター）</u></p> <p><u>&lt;災害予防対策&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所管施設の防災対策に関すること</li> <li>●防災資機材の備蓄、整備に関すること</li> <li>●<u>市民防災組織との連携に関すること</u></li> </ul> <p><u>&lt;災害応急・復旧対策&gt;</u></p> <p><u>【各種災害共通】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物の受付、収集及び処理に関すること</li> <li>●遺体安置所の設営、管理に関すること</li> <li>●遺体の処置及び埋葬に関すること</li> <li>●<u>消毒等の実施に関すること</u></li> <li>●災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理に関すること</li> <li>●災害ごみ仮置き場の開設・運営に関すること</li> <li>●<u>コミュニティ組織との連絡調整に関すること</u></li> <li>●<u>コミュニティ組織に関する応急対応に関すること</u></li> <li>●<u>住民の災害についての相談及び苦情受付に関すること</u></li> <li>●<u>被災者支援窓口（センター）の設置・運営に関すること</u></li> <li>●<u>被災者のための専門相談に関すること</u></li> <li>●<u>防災拠点（所管施設）の開設に関すること</u></li> </ul> <p><u>【地震】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理に関すること</u></li> </ul> <p>□<u>物資支援対策部（街にぎわい部産業振興課・観光シティセールス課・文化財課・歴史にぎわい推進課、将棋の</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>●遺体安置所の設営、管理に関すること ●遺体の処置及び埋葬に関すること ●<b>防疫活動</b>に関すること ●災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理に関すること ●災害ごみ仮置き場の開設・運営に関すること</p> <p>□<b>食料・救援対策部</b>（市民生活環境部市民課・環境政策課、街にぎわい部産業振興課・観光シティセールス課・文化財課・文化スポーツ振興課・歴史にぎわい推進課、農業委員会事務局）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del> ●所管施設の防災対策に関すること ●<b>防災拠点の整備に関すること</b></p> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del> ●<b>総合防災拠点の開設・運営に関すること</b> ●<b>防災拠点に係る連絡調整及び受入れに関すること</b> ●備蓄物資及び救援物資等の在庫管理に関すること</p> <p>●救援物資等の受入れ及び仕分けに関すること ●備蓄物資及び救援物資等の避難所への<b>配給</b>に関すること ●備蓄物資及び救援物資等に係る避難者のニーズ把握に関すること ●救援物資等の協定による調達に関すること ●商工被害等の調査に関すること ●商工業者に対する災害関係融資に関すること ●文化財の被災状況の調査及び応急復旧に関すること</p> <p>□<b>被害調査部</b>（<del>総合戦略部情報戦略室</del>、<b>総務部税制課・市民税課・資産税課・収納課</b>）</p> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del> ●<b>被災状況の調査及びその受付に関すること</b> ●<b>被災に関する証明の入力、発行に関すること</b> ●<b>自己申告による被災に関する証明の受付に関すること</b> ●<b>被災家屋台帳の作成に関すること</b></p> <p>□<b>民生・要配慮者対策部</b>（健康福祉部<b>福祉政策課</b>・福祉指導課・長寿介護課・生活福祉総務課・生活福祉支援課・福祉相談支援課・障がい福祉課）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del> ●所管施設の防災対策に関すること ●所管施設の入所者の避難計画に関すること ●避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の整備に関すること ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の<b>整備</b>に関すること</p>	<p><b>ち推進課、農業委員会事務局)</b></p> <p><del>〔災害予防対策〕</del> ●所管施設の防災対策に関すること</p> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del> <b>〔各種災害共通〕</b> ●備蓄物資及び救援物資等の在庫管理に関すること ●<b>協定による救援物資等の調達に関すること</b> ●救援物資等の受入れ及び仕分けに関すること ●備蓄物資及び救援物資等の避難所への<b>配送</b>に関すること ●備蓄物資及び救援物資等に係る避難者のニーズ把握に関すること ●救援物資等の協定による調達に関すること ●商工被害等の調査に関すること ●商工業者に対する災害関係融資に関すること ●文化財の被災状況の調査及び応急復旧に関すること</p> <p>□<b>被害調査部</b>（<b>総務部税制課・市民税課・資産税課・収納課</b>）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del> ●<b>罹災証明書等の体制に関すること</b></p> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del> <b>〔各種災害共通〕</b> ●<b>罹災証明書等の受付・発行に関すること</b> ●<b>罹災証明書等に係る被害認定調査に関すること</b> ●<b>罹災証明書等の入力等に関すること</b> ●<b>罹災証明書等の発行履歴情報の管理に関すること</b></p> <p><b>〔大規模火災〕</b> ●<b>火災状況の調査及びその受付の支援に関すること</b> ●<b>火災に関する証明の入力、発行の支援に関すること</b></p> <p>□<b>民生・要配慮者対策部</b>（健康福祉部<b>地域共生社会推進室</b>・福祉指導課・長寿介護課・生活福祉総務課・生活福祉支援課・福祉相談支援課・障がい福祉課）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del> ●所管施設の防災対策に関すること ●所管施設の入所者の避難計画に関すること ●避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の整備に関すること ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の<b>作成</b>に関すること ●二次避難所（福祉避難所）の<b>体制確保</b>に関すること ●ボランティア活動の環境整備に関すること</p> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del> <b>〔各種災害共通〕</b> ●避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関すること ●避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等に関すること ●二次避難所（福祉避難所）の開設に関すること ●福祉サービスの継続的提供及び社会福祉施設等への緊急一次入所等に関すること ●要配慮者利用施設への情報伝達に関すること ●関係施設（所管事業所等）の被災状況の調査に関すること ●災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること ●義援金の受付及び配分に関すること</p> <p>●福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整に関すること ●福祉的な支援が必要な人に対する生活再建支援に関すること</p>



現行計画	修正計画（案）
<p>●二次避難所（福祉避難所）の整備に関する事 ●ボランティア活動の環境整備に関する事 <del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <p>●避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関する事 ●避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等に関する事 ●二次避難所（福祉避難所）の開設に関する事 ●福祉サービスの継続的提供及び社会福祉施設等への緊急一次入所等に関する事 ●要配慮者利用施設への情報伝達に関する事 ●関係施設（所管事業所等）の被害状況の調査に関する事 ●災害ボランティアセンターの開設・運営に関する事 ●義援金の受付及び配分に関する事 ●<b>海外からの支援の受入れに関する事</b> ●福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整に関する事 ●福祉的な支援が必要な人に対する生活再建支援に関する事</p> <p>□医療対策部（健康福祉部国民健康保険課・健康医療政策課・保健衛生課・保健予防課・健康づくり推進課、子ども未来部子ども保健課） <del>〔災害予防対策〕</del></p> <p>●所管施設の防災対策に関する事 ●医療体制の整備計画に関する事 ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関する事 <del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <p>●救護対策本部（医師会等）との連絡調整に関する事 ●医療救護活動の統括に関する事 ●医療機関の被災状況の確認に関する事 ●救護所の設置・運営に関する事 ●医薬品等の確保・供給に関する事 ●要配慮者利用施設への情報伝達に関する事 ●被災者の健康維持に関する事 ●<b>被災者の入浴支援に関する事</b> ●収容の要請、状況に応じた搬送手段の確保に関する事 ●病院情報の提供に関する事 ●食品衛生・環境衛生の監視及び<b>感染症対策</b>に関する事</p> <p>●動物の保護等に関する事 ●災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の要請・受入れに関する事 ●医療ボランティアの受入れに関する事</p> <p>□輸送部（交通部） <del>〔災害予防対策〕</del> （略） <del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <p>●<b>被災者及び災害救助物資等</b>の輸送に関する事</p> <p>□給水部（水道部） <del>〔災害予防対策〕</del> （略）</p>	<p>□医療対策部（健康福祉部国民健康保険課・健康医療政策課・保健衛生課・保健予防課・健康づくり推進課、子ども未来部子ども保健課） <del>〔災害予防対策〕</del></p> <p>●所管施設の防災対策に関する事 ●医療体制の整備計画に関する事 ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の<b>作成</b>に関する事 <del>〔災害応急・復旧対策〕</del> <b>【各種災害共通】</b></p> <p>●救護対策本部（医師会等）との連絡調整に関する事 ●医療救護活動の統括に関する事 ●医療機関の被災状況の確認に関する事 ●救護所の設置・運営に関する事 ●医薬品等の確保・供給に関する事 ●要配慮者利用施設への情報伝達に関する事 ●被災者の健康維持に関する事 ●<b>公衆浴場情報の提供に関する事</b> ●<b>傷病者等</b>の収容の要請、状況に応じた搬送手段の確保に関する事 ●病院情報の提供に関する事 ●食品衛生・環境衛生の監視に関する事 ●<b>感染症対策等の防疫活動に関する事</b> ●動物の保護等に関する事 ●災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の要請・受入れに関する事 ●医療ボランティアの受入れに関する事</p> <p>□輸送部（交通部<b>総務企画課・運輸課</b>） <del>〔災害予防対策〕</del> （略） <del>〔災害応急・復旧対策〕</del> <b>【各種災害共通】</b></p> <p>●<b>避難者や被災者及び備蓄物資や救援物資等</b>の輸送に関する事 <b>【風水害土砂災害】</b> ●<b>広域避難対応（大規模水害・土砂災害）時における避難者バス輸送体制（運行計画）に関する事</b></p> <p>□給水部（水道部<b>総務企画課・給水収納課・管路整備課・浄水管理センター</b>） <del>〔災害予防対策〕</del> （略） <del>〔災害応急・復旧対策〕</del> <b>【各種災害共通】</b></p> <p>●<b>給水部災害時コールセンターの設置・運営に関する事</b> ●応急給水計画の作成及び実施に関する事 ●水質検査等に関する事 ●水道に係る広報に関する事 ●応急給水活動に関する事 ●水道施設の被災状況の調査及び緊急措置に関する事 ●水道施設の復旧に関する事 ●応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れに関する事 <b>【大規模火災】</b> ●<b>消火用水の確保支援に関する事</b></p> <p>□消火・救助部（<b>消防本部消防総務課・予防課・警防課・救急課・指令調査室・中消防署・北消防署</b>） <del>〔災害予防対策〕</del></p>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急給水計画の作成及び実施に関する事</li> <li>● 水質検査等に関する事</li> <li>● 水道に係る広報に関する事</li> <li>● 応急給水活動に関する事</li> <li>● 水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関する事</li> <li>● 水道施設の復旧に関する事</li> <li>● 応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れに関する事</li> </ul> <p>□ 消火・救助部（消防本部）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災教育及び消防訓練に関する事</li> <li>● 消防資機材等の点検及び整備に関する事</li> <li>● 災害時用臨時ヘリポート及びランデブーポイントの選定に関する事</li> <li>● <b>自主</b>防災組織との連携、指導に関する事</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険物等の防災措置に関する事</li> <li>● 広域応援に関する事</li> <li>● 火災の消火及び救急業務に関する事</li> <li>● 倒壊家屋等からの救助に関する事</li> <li>● <b>水防</b>に関する事</li> <li>● 消防団との連絡調整に関する事</li> <li>● 避難誘導に関する事</li> <li>● 行方不明者の捜索の協力に関する事</li> <li>● <b>自主</b>防災組織との連携に関する事</li> </ul> <p>□ 教育・子ども対策部（教育委員会事務局、子ども未来部子ども育成課・保育幼稚園総務課・保育幼稚園事業課・保育幼稚園指導課・子育て総合支援センター）</p> <p><del>〔災害予防対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校園の防災計画に関する事</li> <li>● 防災教育に関する事</li> <li>● 学校園での防災訓練に関する事</li> <li>● 所管施設の防災対策に関する事</li> <li>● 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の<b>整備</b>に関する事</li> </ul> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定避難所開設等に対する協力に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災教育及び消防訓練に関する事</li> <li>● 消防資機材等の点検及び整備に関する事</li> <li>● 災害時用臨時ヘリポート及びランデブーポイントの選定に関する事</li> <li>● <b>消防団及び市民</b>防災組織との連携、指導に関する事</li> </ul> <p>&lt;災害応急・復旧対策&gt;</p> <p><b>【各種災害共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険物等の防災措置に関する事</li> <li>● 広域応援に関する事</li> <li>● 火災の消火及び救急業務に関する事</li> <li>● 倒壊家屋等からの救助に関する事</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団との連絡調整に関する事</li> <li>● 避難誘導に関する事</li> <li>● 行方不明者の捜索の協力に関する事</li> <li>● <b>市民</b>防災組織との連携に関する事</li> </ul> <p><b>【風水害・土砂災害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>水防</b>に関する事</li> </ul> <p><b>【大規模火災】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>火災警報の発令</b>に関する事</li> <li>● <b>警戒区域（火災警戒区域）の設定</b>に関する事</li> <li>● <b>大阪市消防ヘリの要請</b>に関する事</li> <li>● <b>飛び火警戒</b>に関する事</li> <li>● <b>火災状況の調査及びその受付</b>に関する事</li> <li>● <b>火災に関する証明の入力、発行</b>に関する事</li> </ul> <p>□ 教育・子ども対策部（教育委員会事務局<b>教育政策課・教育総務課・学校安全課・保険給食課・教育指導課・教職員課・教育センター</b>、子ども未来部子ども育成課・保育幼稚園総務課・保育幼稚園事業課・保育幼稚園指導課・子育て総合支援センター・<b>青少年課</b>）</p> <p>&lt;災害予防対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校園の防災計画に関する事</li> <li>● 防災教育に関する事</li> <li>● 学校園での防災訓練に関する事</li> <li>● 所管施設の防災対策に関する事</li> <li>● 要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の<b>作成</b>に関する事</li> </ul> <p>&lt;災害応急・復旧対策&gt;</p> <p><b>【各種災害共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定避難所開設等に対する協力に関する事</li> <li>● 学用品等の支給に関する事</li> <li>● 大阪府教育委員会等との連絡調整に関する事</li> <li>● 被災児童生徒の就学援助及び就学事務に関する事</li> <li>● 小・中学校の児童生徒の安全確保に関する事</li> <li>● 小・中学校の児童生徒の健康管理に関する事</li> <li>● 小・中学校の児童生徒の応急給食に関する事</li> <li>● 保育所・幼稚園・認定こども園の園児の安全の確保に関する事</li> <li>● 要配慮者利用施設への情報伝達に関する事</li> </ul> <p>□ 市議会事務局（議会事務局）</p> <p>&lt;災害予防対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>市議会との情報共有体制</b>に関する事</li> </ul> <p>&lt;災害応急・復旧対策&gt;</p> <p><b>【各種災害共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市議会議員の安否確認、情報共有及び窓口対応に関する事</li> </ul>

現行計画	修正計画（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●学用品等の支給に関する事</li> <li>●大阪府教育委員会等との連絡調整に関する事</li> <li>●被災児童生徒の就学援助及び就学事務に関する事</li> <li>●小・中学校の児童生徒の安全確保に関する事</li> <li>●小・中学校の児童生徒の健康管理に関する事</li> <li>●小・中学校の児童生徒の応急給食に関する事</li> <li>●保育所・幼稚園・認定こども園の園児の安全の確保に関する事</li> <li>●要配慮者利用施設への情報伝達に関する事</li> </ul> <p>□市議会事務局</p> <p><del>〔災害応急・復旧対策〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市議会議員の安否確認、情報共有及び窓口対応に関する事</li> </ul> <p>2 大阪府</p> <p><del>(1) 大阪府茨本土本事務所</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>●府直轄公共土木施設の防災対策に関する事</del></li> <li><del>●水防活動及び気象予警報等の伝達に関する事</del></li> <li><del>●災害予防対策、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事</del></li> </ul> <p><del>(2) 大阪府北部流域下水道事務所</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>●府直轄の流域下水道施設の防災対策に関する事</del></li> </ul> <p><del>(3) 大阪府北部農と緑の総合事務所</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>●用水路、ため池の防災対策に関する事</del></li> </ul>	<p>2 大阪府</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村等防災関係機関との調整に関する事</li> <li>●消火活動に係る広域応援に関する事</li> <li>●救助・救急活動に関する事</li> <li>●防災拠点の管理・運営に関する事</li> <li>●被害情報の収集・伝達に関する事</li> <li>●報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関する事</li> <li>●災害救助法に関する事</li> <li>●被災者生活再建支援法に関する事</li> <li>●救助物資等の緊急輸送に関する事</li> <li>●義援物資に関する事</li> <li>●緊急調査員の編成に関する事</li> <li>●国・市町村との連絡に関する事</li> <li>●自衛隊との連絡、調整に関する事</li> <li>●他府県との相互応援に関する事</li> <li>●緊急時環境放射線モニタリングに関する事</li> <li>●国に対する緊急要望に関する事</li> <li>●復興に係る府政の総合企画及び調整に関する事</li> <li>●報道機関との連絡に関する事</li> <li>●災害時における他部局及び市町村の応援に関する事</li> <li>●被災市町村の行財政の指導、資金措置に関する事</li> <li>●災害時の緊急物資・資機材の調達に関する事</li> <li>●災害対策関係予算その他財務に関する事</li> <li>●府税の減免に関する事</li> <li>●災害広報に関する事</li> <li>●府民からの相談に関する事</li> <li>●物価の監視・安定に関する事</li> <li>●海外からの支援団の活動支援に関する事</li> <li>●外国政府関係機関等との連絡調整に関する事</li> <li>●府民への義援金に関する事</li> <li>●医療救護班の活動に関する事</li> <li>●監察医業務に関する事</li> <li>●救急医療体制の充実に関する事</li> <li>●救急医療情報センターの情報把握に関する事</li> <li>●災害時における保健衛生に関する事</li> <li>●防疫に関する事</li> <li>●災害時の遺体対策に係る火葬計画に関する事</li> <li>●粉乳の調達に関する事</li> <li>●食品衛生の監視及び感染症対策に関する事</li> <li>●水道施設の被害状況の把握に関する事</li> <li>●水道の広域応援の要請に関する事</li> <li>●飲料水の摂取制限等に関する事</li> <li>●水道施設の災害復旧事業計画に係る指導に関する事</li> <li>●災害時の緊急物資（生活必需品）の調達、あっせんに関する事</li> <li>●災害復旧時の復旧用資材の調達、あっせんに関する事</li> <li>●災害による離職者に対する就職あっせん及びその要請に関する事</li> <li>●被災事業者に対する雇用維持の要請に関する事</li> <li>●林野火災対策に関する事</li> <li>●復旧対策用木材の調達、あっせんに関する事</li> <li>●ため池防災に関する事</li> <li>●農作物及び家畜の防疫等に関する事</li> </ul>

現行計画	修正計画（案）
<p>3 大阪府高槻警察署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事</li> <li>●被災者の救出、救助及び避難指示に関する事</li> <li>●交通規制・管制に関する事</li> <li>●広域応援等の要請・受入れに関する事</li> <li>●遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事</li> <li>●犯罪の予防、取締り、その他治安の維持に関する事</li> <li>●<u>災害資機材の整備に関する事</u></li> </ul> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1) 近畿地方整備局—淀川河川事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>動物の保護等に関する事</u></li> <li>●<u>応急救助用食料の確保、調達に関する事</u></li> <li>●<u>農林災害復旧補償に関する事</u></li> <li>●<u>被災農林、漁業者に対する災害融資に関する事</u></li> <li>●<u>廃棄物の処理に関する事</u></li> <li>●<u>飲食物の摂取制限等に関する事</u></li> <li>●<u>水防に関する事</u></li> <li>●<u>道路交通の確保に関する事</u></li> <li>●<u>公共土木施設等の二次災害の防止に関する事</u></li> <li>●<u>斜面判定制度に関する事</u></li> <li>●<u>災害復旧事業に関する事</u></li> <li>●<u>災害復旧事業に係わる市町村指導に関する事</u></li> <li>●<u>建築資材の調達協定に関する事</u></li> <li>●<u>応急仮設住宅に関する事</u></li> <li>●<u>応急修理に関する事</u></li> <li>●<u>住宅金融支援機構等との連絡に関する事</u></li> <li>●<u>建築物の二次災害の防止に関する事</u></li> <li>●<u>宅地の二次災害の防止に関する事</u></li> <li>●<u>住宅相談に関する事</u></li> <li>●<u>大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に関する事</u></li> <li>●<u>公営住宅復旧計画に関する事</u></li> <li>●<u>住宅復興計画の策定・推進に関する事</u></li> <li>●<u>被災住宅に対する災害特別融資に関する事</u></li> <li>●<u>救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関する事</u></li> <li>●<u>海務関係官庁との連絡調整に関する事</u></li> <li>●<u>児童及び生徒の避難に関する事</u></li> <li>●<u>被災児童及び生徒の就学援助に関する事</u></li> <li>●<u>被災児童及び生徒の救護に関する事</u></li> <li>●<u>指定避難所の開設等に対する協力に関する事</u></li> <li>●<u>文化財応急対策に関する事</u></li> <li>●<u>府直轄公共土木施設の防災対策に関する事</u></li> <li>●<u>水防活動及び気象予警報等の伝達に関する事</u></li> <li>●<u>災害予防対策、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関する事</u></li> <li>●<u>府直轄の流域下水道施設の防災対策に関する事</u></li> <li>●<u>用水路、ため池の防災対策に関する事</u></li> </ul> <p>3 大阪府高槻警察署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事</li> <li>●被災者の救出、救助及び避難指示に関する事</li> <li>●交通規制・管制に関する事</li> <li>●広域応援等の要請・受入れに関する事</li> <li>●遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事</li> <li>●犯罪の予防、取締り、その他治安の維持に関する事</li> </ul> <p>4 関西広域連合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事</u></li> <li>●<u>大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事</u></li> <li>●<u>大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事</u></li> </ul> <p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1) 近畿地方整備局</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>近畿地方整備局—淀川河川事務所—高槻出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●直轄公共土木施設の整備と防災対策に関すること</li> <li>●被災直轄公共土木施設の復旧に関すること</li> </ul> <p>(2) 近畿地方整備局—大阪国道事務所高槻維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●直轄公共土木施設の整備と防災対策に関すること</li> <li>●被災直轄公共土木施設の復旧に関すること</li> </ul> <p>(3) 大阪管区气象台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●観測施設等の整備に関すること</li> <li>●防災知識の普及・啓発に関すること</li> <li>●災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること</li> </ul> <p>5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団、第36普通科連隊）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること</li> <li>●災害派遣に関すること</li> <li>●緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること</li> </ul> <p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 西日本旅客鉄道株式会社 高槻駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道施設の防災管理に関すること</li> <li>●輸送施設の整備、安全輸送に関すること</li> <li>●災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</li> <li>●災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること</li> <li>●災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</li> <li>●被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</li> </ul> <p>(2) 阪急電鉄株式会社 高槻市駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道施設の防災管理に関すること</li> <li>●輸送施設の整備、安全輸送に関すること</li> <li>●災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</li> <li>●災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</li> <li>●被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</li> </ul> <p>(3) 西日本電信電話株式会社 大阪支店</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●電気通信設備の整備と防災管理に関すること</li> <li>●応急復旧用通信施設の整備に関すること</li> <li>●気象警報の伝達に関すること</li> <li>●災害時の重要通信確保に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急物資及び人員輸送活動に関すること</li> <li>●災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること</li> </ul> <p>(2) 近畿地方整備局 淀川河川事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること</li> <li>●直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること</li> <li>●直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること</li> <li>●直轄公共土木施設の復旧に関すること</li> </ul> <p>(3) 近畿地方整備局 大阪国道事務所高槻維持出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること</li> <li>●災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること</li> <li>●直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること</li> <li>●直轄公共土木施設の復旧に関すること</li> </ul> <p>(4) 近畿運輸局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>●災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること</li> <li>●災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関すること</li> <li>●特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること</li> <li>●災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること</li> </ul> <p>(5) 大阪管区气象台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること</li> <li>●災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</li> </ul> <p>(6) 近畿総合通信局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における電気通信の確保に関すること</li> <li>●非常通信の統制、管理に関すること</li> <li>●災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</li> <li>●災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること</li> </ul> <p>6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団、第36普通科連隊）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害派遣に関すること</li> <li>●緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること</li> </ul> <p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 西日本旅客鉄道株式会社 高槻駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること</li> <li>●災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</li> <li>●災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること</li> <li>●災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</li> <li>●被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</li> </ul> <p>(2) 阪急電鉄株式会社 高槻市駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること</li> <li>●災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</li> <li>●災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</li> <li>●被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</li> </ul> <p>(3) 西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●応急復旧用通信施設の整備に関すること</li> <li>●津波警報、気象警報の伝達に関すること</li> <li>●災害時における重要通信確保に関すること</li> </ul>

現行計画	修正計画（案）
<p>●災害関係電報、電話料金の減免に関する事 ●被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事 ●「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事</p> <p>(4) 日本赤十字社—<del>高槻赤十字病院</del> ●<del>災害医療体制の整備に関する事</del> ●災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事 ●災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事 ●義援金品の募集、配分等の協力に関する事 ●避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事 ●<del>救援物資の備蓄に関する事</del></p> <p>(5) 関西電力送配電株式会社<del>大阪支社</del>—大阪北<del>電力</del>本部高槻配電営業所 ●<del>電力施設の整備と防災管理に関する事</del> ●災害時の電力の供給確保体制の整備に関する事 ●災害時の電力の供給確保に関する事 ●被災電力施設の復旧事業の推進に関する事</p> <p>(6) 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 北東部導管部 ●<del>ガス施設の整備と防災管理に関する事</del> ●災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事 ●災害時におけるガスの供給確保に関する事 ●被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事</p> <p>(7) 神安土地改良区及びその他の土地改良区 ●<del>ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事</del> ●農地及び農林業用施設の被害調査に関する事 ●湛水防除活動に関する事 ●被災農地、農林業用施設の復旧事業の推進に関する事</p> <p>(8) 淀川右岸水防事務組合 ●<del>組合管轄区域の水防に関する事</del> ●<del>水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する事</del> ●<del>水防団員の教育及び訓練に関する事</del></p> <p>(9) 日本郵便株式会社近畿支社（高槻郵便局・高槻北郵便局） （略）</p> <p><b>7 団体及び重要施設等の管理者</b> (1) 一般社団法人 高槻市医師会 （略）</p>	<p>●災害関係電報、電話料金の減免に関する事 ●被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事 ●「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事</p> <p>(4) 日本赤十字社 <u>（大阪府支部）</u> ●<u>被災者等へのこころのケア活動の実施に関する事</u> ●災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事 ●災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事 ●義援金品の募集、配分等の協力に関する事 ●避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事</p> <p>(5) <u>日本放送協会（大阪放送局）</u> ●<u>気象予警報等の放送周知に関する事</u> ●<u>指定避難所等への受信機の貸与に関する事</u> ●<u>社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事</u> ●<u>災害時における広報に関する事</u> ●<u>災害時における放送の確保に関する事</u> ●<u>災害時における安否情報の提供に関する事</u></p> <p>(6) <u>西日本高速道路株式会社（関西支社）</u> ●<u>道路施設の応急点検体制の整備に関する事</u> ●<u>災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事</u> ●<u>被災道路の復旧事業の推進に関する事</u></p> <p>(7) 関西電力送配電株式会社 <u>（大阪北本部 高槻配電営業所）</u> ●災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事 ●災害時における電力の供給確保に関する事 ●被災電力施設の復旧事業の推進に関する事</p> <p>(8) 大阪ガスネットワーク株式会社 <u>（北東部事業部）</u> ●災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事 ●災害時におけるガスの供給確保に関する事 ●被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事</p> <p>(9) <u>KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u> ●<u>津波警報、気象警報の伝達に関する事</u> ●<u>災害時における重要通信確保に関する事</u> ●<u>災害関係電報・電話料金の減免に関する事</u> ●<u>被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事</u> ●<u>「災害用伝言板サービス」の提供に関する事</u></p> <p>(10) 神安土地改良区及びその他の土地改良区 ●農地及び農林業用施設の被害調査に関する事 ●湛水防除活動に関する事 ●被災農地、農林業用施設の復旧事業の推進に関する事</p> <p>(11) 淀川右岸水防事務組合 ●<u>水防活動の実施</u>に関する事</p> <p>(12) 日本郵便株式会社近畿支社（高槻郵便局・高槻北郵便局） （略）</p> <p><b>8 団体及び重要施設等の管理者</b> (1) 一般社団法人 高槻市医師会 （略） <u>(2) 一般社団法人 高槻市歯科医師会</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(2) 高槻市コミュニティ市民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<del>32</del>の地区コミュニティ組織（地区防災会）への連絡調整に関すること</li> <li>●<del>32</del>の地区コミュニティ組織（地区防災会）が実施する防災活動の支援、協力、調整等に関すること</li> <li>●平時の防災予防活動、防災訓練、地区防災計画の策定等に関すること</li> </ul> <p>(3) 高槻市赤十字奉仕団 (略)</p> <p>(4) 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 (略)</p> <p>(5) 公益財団法人 高槻市都市交流協会 (略)</p> <p>(6) 社会福祉法人 高槻市社会福祉事業団 (略)</p> <p>(7) 公益財団法人 高槻市文化振興事業団 (略)</p> <p><del>(8) 公益財団法人 高槻市みどりスポーツ振興事業団</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<del>所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関すること</del></li> </ul> <p>(9) その他、公共的団体及び防災上必要な施設の管理者 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における医療救護の活動に関すること</li> <li>●被災者に対する歯科保健医療活動に関すること</li> </ul> <p>(3) <u>一般社団法人 高槻市薬剤師会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における医療救護の活動に関すること</li> <li>●医薬品等の確保及び供給に関すること</li> </ul> <p>(4) 高槻市コミュニティ市民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>各</u>地区コミュニティ組織（地区防災会）への連絡調整に関すること</li> <li>●<u>各</u>地区コミュニティ組織（地区防災会）が実施する防災活動の支援、協力、調整等に関すること</li> <li>●<u>平常</u>時の防災予防活動、防災訓練、地区防災計画の策定等に関すること</li> </ul> <p>(5) 高槻市赤十字奉仕団 (略)</p> <p>(6) 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 (略)</p> <p>(7) 公益財団法人 高槻市都市交流協会 (略)</p> <p>(8) 社会福祉法人 高槻市社会福祉事業団 (略)</p> <p>(9) 公益財団法人 高槻市文化<u>スポーツ</u>振興事業団 (略)</p> <p>(10) その他、公共的団体及び防災上必要な施設の管理者 (略)</p> <p>(11) <u>一般社団法人大阪府トラック協会 河北支部 東三島輸送協議会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急輸送体制の整備に関すること</li> <li>●災害時における緊急物資輸送の協力に関すること</li> <li>●復旧資機材等の輸送協力に関すること</li> </ul> <p><u>9 原子力事業者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること</u></li> <li>●<u>緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への資料の提出に関すること</u></li> <li>●<u>災害情報の収集伝達及び通報連絡に関すること</u></li> <li>●<u>原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）の実施に関すること</u></li> <li>●<u>緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること</u></li> <li>●<u>緊急時医療活動への協力に関すること</u></li> </ul>
<p>災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。</p>	<p>災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、<u>平常</u>時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努め<u>る</u>。</p>
<p><b>第1 住民の基本的責務</b></p> <p>住民は、自助、共助の理念のもと、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。 (略)</p>	<p><b>第1 住民の基本的責務</b></p> <p>住民は、自助、共助の理念のもと、<u>平常</u>時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力を努め<u>る</u>。 (略)</p>
<p><b>第2 事業者の基本的責務</b></p> <p>事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。—また、災害応急対策若しくは災害復旧に必要な物資、資材若しくは役務の</p>	<p><b>第2 事業者の基本的責務</b></p> <p>事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努め<u>る</u>。また、災害応急対策若しくは災害復旧に必要な物資、資材若しくは役務の供給又は提供を業</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に<del>協力するように努めなければならない</del>。特に、市の「公の施設」を管理する指定管理者については、管理施設の安全管理や利用者の安全確保等のほか、「公の施設」の管理者であることを鑑み、市が実施する災害対応にも積極的に協力<del>しなければならない</del>。</p> <p>（略）</p>	<p>とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に<del>協力するように努めなければならない</del>。特に、市の「公の施設」を管理する指定管理者については、管理施設の安全管理や利用者の安全確保等のほか、「公の施設」の管理者であることを鑑み、市が実施する災害対応にも積極的に協力<del>しなければならない</del>するものとする。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携</b></p> <p>住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努め<del>なければならない</del>。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b>第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携</b></p> <p>住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努め<del>る</del>。</p> <p><u>なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第6節 計画の修正</b></p> <p><del>災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル（※）を適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくことが必要である。</del></p> <p><del>このため、本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認めるときは、速やかに修正することとし、修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</del></p> <p><del>また、本計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、住民にも理解を得ることとする。</del></p> <p><del>※：PDCAサイクル</del></p> <p><del>Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Act（改善）の4段階を繰り返すことによる業務の継続的な改善のこと。</del></p> <p>〔注 記〕 本計画における用語について</p> <p>住 民・・・・・・・・市域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等を含める。</p> <p>要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。</p> <p>避難行動要支援者・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。災害時要援護者と同義。</p> <p>要配慮者利用施設・・社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。</p> <p>関西広域連合・・・・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。</p> <p>自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第3師団の警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。</p> <p>ライフライン・・・・・・・・水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 計画の修正</b></p> <p><u>高槻市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</u></p> <p><u>なお、市、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市に対する助言等を通じて、本計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。</u></p> <p>〔注 記〕 本計画における用語について</p> <p>住 民・・・・・・・・市域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等を含める。</p> <p>要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。</p> <p>避難行動要支援者・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。災害時要援護者と同義。</p> <p>要配慮者利用施設・・社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。</p> <p>関西広域連合・・・・・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。</p> <p>自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第3師団の警備区域として大阪府を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。</p> <p>ライフライン・・・・・・・・水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、<u>廃棄物処理</u>の事業をいう。</p> <p><u>災害時・・・・・・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。</u></p>



現行計画	修正計画（案）
<p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>(略)</p>
<p>第1 <b>中枢</b>組織体制の整備</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p><del>(1) 災害対策本部 [資料編 資41頁他]</del>          大規模な災害（本市域で震度5弱以上を観測した場合を含む）が発生し、又は発生のおそれがあるとき、<del>その他市長が必要と認めるときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するため設置する。</del>          なお、災害対策本部は、本庁舎内に設置する。</p> <p><del>(2) 情報収集体制</del>          本市域で震度4を観測した場合又は、防災関係機関より、災害の発生につながる気象予警報等を受け、市長が必要と認めるとき、各対策部の担当職員を配備する。</p> <p><del>(3) 平時の防災体制 [資料編 資47頁]</del>          平時から防災対策を推進するため各対策部庶務担当課長会議を設置し、随時に開催し防災体制の向上を図る。</p> <p><del>(4) 災害対策部室の設置</del>          大規模な災害時には、各対策部内の災害に係る情報を統括し、災害対策本部会議を補佐するとともに、会議での決定事項等を対策部間で調整するため、各対策部内の職員をもって構成する災害対策部室を必要に応じて設置する。</p> <p><del>(5) その他部局横断的な組織の設置</del>          大規模な災害時には、被災者支援や災害応急・復旧業務を行うため、関係する対策部の職員をもって構成する部局横断的な組織を設置する。</p>	<p>第1 組織体制の整備</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1) 平常時から活動する組織</p> <p>ア 高槻市防災会議 [資料編 資37頁他]          災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、防災に関する重要事項を審議するため、高槻市防災会議を設置する。</p> <p>イ 防災対策官会議          平時機構における各部局の部長代理級職員を兼ねる防災対策官による防災対策官会議等を通じて、高槻市国土強靱化地域計画等に位置付ける防災施策を強力に推進するとともに、新たな施策に関する方向性の検討や部局横断的な調整を図る。</p> <p>ウ 各対策部（G）庶務担当課 [資料編 資49頁他]          各対策部（G）の庶務担当課を定め、部（G）内における災害予防対策の調整・推進を図る。</p> <p>(2) 災害時に活動する組織</p> <p>ア 高槻市災害警戒本部 [資料編 資43頁他]          災害状況に応じて、直ちに災害警戒本部を設置し、必要に応じて会議を開催する。</p> <p>（ア）災害警戒本部の設置基準</p> <p>&lt;地震&gt;          ●本市域で震度4を観測した場合          ●南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合          ●南海トラフ臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p>&lt;風水害・土砂災害&gt;          ●市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合          ●小規模な災害等が発生した場合          ●本市域に気象警報が発表された場合</p> <p>&lt;大規模火災&gt;          ●火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合          ●本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要と判断する場合</p> <p>&lt;その他&gt;          ●災害警戒本部の設置が必要な場合</p> <p>（イ）災害警戒本部会議の出席者          副本部長（両副市長）          本部事務局（危機管理監兼危機管理室長、総務部長、総合戦略部長）          復旧部（技監、都市創造部長）          民生・要配慮者対策部（健康福祉部長）          医療対策部（健康福祉部理事兼保健所長）          消火・救助部（消防長）          教育・子ども対策部（教育次長、子ども未来部長）          市議会事務局（議会事務局長）          その他、災害状況に応じて必要な対策部長</p> <p>イ 高槻市災害対策本部          災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、市長は災害状況に応じて、直ちに災害対策本部を設置し、必要に応じて会議を開催する。</p> <p>（ア）災害対策本部の設置基準</p> <p>&lt;地震&gt;          ●本市域で震度5弱以上を観測した場合          ●南海トラフ臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断する場合          ●市内全域で被害が発生した場合</p>

現行計画	修正計画（案）
	<p>&lt;風水害・土砂災害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおいて避難情報の発令基準に達した場合</u></li> <li>●<u>本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合</u></li> <li>●<u>本市域に特別警報が発表された場合</u></li> <li>●<u>台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所の開設を判断する場合</u></li> <li>●<u>淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合</u></li> <li>●<u>中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合</u></li> </ul> <p>&lt;大規模火災&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合</u></li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>市長が必要と認めた場合</u></li> </ul> <p>(イ) <u>災害対策本部会議の出席者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部長（市長）</li> <li>副本部長（両副市長）</li> <li>副本部長付け（教育長、企業管理者）</li> <li>本部事務局（危機管理監兼危機管理室長、総合戦略部理事兼市長室長、会計管理者、総務部長(兼)、総合戦略部長）</li> <li>復旧部（技監、都市創造部長）</li> <li>市民生活対策部（市民生活環境部長）</li> <li>物資支援対策部（街にぎわい部長）</li> <li>被害調査部長（総務部長）</li> <li>民生・要配慮者対策部（健康福祉部長）</li> <li>医療対策部（健康福祉部理事兼保健所長）</li> <li>輸送部（交通部長）</li> <li>給水部（水道部長）</li> <li>消火・救助部（消防長）</li> <li>教育・子ども対策部（教育次長、子ども未来部長）</li> <li>市議会事務局（議会事務局長）</li> </ul>

<p><b>2 動員体制の整備</b></p> <p>(1) <u>職員の配備基準</u> [資料編 資43 頁他]</p> <p>市長は必要に応じ、次の体制・配備を指令する。</p> <p>④ <u>地震の場合</u></p>	<p><b>2 配備区分</b></p> <p>(1) <u>職員の配備体制</u> [資料編 資44 頁他]</p> <p>市長は、次の配備区分に基づき指令する。</p> <p>ア <u>地震</u></p>
--	---

配備区分	配備基準	配備方法	配備職員		配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
情報収集体制	本市域で震度4を観測したとき	事前指定	ア 本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部 イ 警戒体制関連部長	災害警戒本部	情報収集体制	本市域で震度4を観測した場合	自動参集	①情報収集体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	事前指定	本部事務局の一部			南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	自動参集	本部事務局の一部の職員
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき			災害対策本部	警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合	自動参集	①本部事務局の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき					追加指示	状況に応じて配備指示された職員	
警戒体制	地震時は設置しない			災害対策本部	第1次防災体制	本市域で震度5弱を観測した場合	自動参集	①全ての対策部の一部の職員 ②全ての方面隊長、副隊長及び避難所の班長 ③災害対策本部会議 出席者
災害対策本部 第1次防災体制	ア 本市域で震度5弱を観測したとき イ それ未満の震度で被害が発生したとき	事前指定	ア 全ての対策部（1/4） イ 方面隊長、副隊長、班長			追加指示	状況に応じて配備指示された職員	
						南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表され、災害警戒本部会議で第	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②災害対策本部会議 出席者

現行計画				修正計画(案)				
	<del>ウ</del> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、警戒体制関連部長会議で必要と認められたとき	指示	被害状況に応じて指示する職員 <del>-(事前指定に加え1/4)-</del>			1次防災体制の配備が必要と判断される場合		
災害対策本部 第2次防災体制	本市域で震度5強以上を観測したとき	自動 参集	全職員 <del>-(再任用短時間職員を含む)-</del>			・本市域で震度5強以上を観測した場合 ・市内全域で被害が発生した場合	自動 参集	全職員
	市内全域で被害が発生したとき	指示					指示	
㊤ 風水害の場合				イ 風水害・土砂災害				
配備区分	配備基準	配備方法	配備職員		配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
情報収集体制	市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合	事前 指定	本部事務局、復旧部、 <del>消火・救助部の一</del> 部	災害 警戒 本部	情報収集体制	・市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合	自動 参集	情報収集体制対象対策部の一部の職員
警戒体制	<del>ア</del> 気象警報の発表 <del>イ</del> 台風が近畿地方を通過若しくは通過の予測がある場合	事前 指定	警戒体制関連部の一部			警戒体制	・本市域に気象警報が発表された場合	
災害対策本部 第1次防災体制	<del>ア</del> 河川の水位が上昇し、避難判断水位など基準水位の超過が見込まれる場合 <del>イ</del> 土砂災害警戒準備情報の発表、かつ各観測所の <del>テ</del> イ=センエリア内における雨量判定図で3時間以内に土砂災害発生基準線を超え、降雨が継続すると予想される場合	事前 指定	<del>ア</del> 全ての対策部(若干名) <del>イ</del> 避難勧告等判断・伝達マニュアルにおいて定める方面隊(ただし、台風等初期避難場所開設時は第2方面隊)	災害 対策 本部	第1次防災体制	・台風が大阪府に接近するおそれがある場合	指示	災害警戒本部会議 出席者
		指示	被害状況等に応じて指示する職員			・水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合 ・本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・本市域に特別警報が発表された場合 ・台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所を開設すると判断される場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②避難情報判断・伝達マニュアルに定める方面隊 ③災害対策本部会議 出席者
災害対策本部 第2次防災体制	<del>ア</del> 淀川の水位が上昇し氾濫危険水位を超過した場合 <del>イ</del> 土砂災害、中小河川の氾濫など市内全域で被害が発生している場合	指示	全職員 <del>-(再任用短時間職員を含む)-</del>		第2次防災体制	・淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合	指示	全職員
						・中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合	指示	全職員
(新設)				ウ 大規模火災				
(新設)				災害 警戒 本部	警戒体制	・火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合 ・本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要な場合	指示	①警戒体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
(新設)						災害 対策 本部	第1次防災体制	・大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合
(新設)				追加指示 状況に応じて配備指示された職員				
(新設)				エ その他災害 地震、風水害・土砂災害、大規模火災以外の災害や、その他危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合は、市長が必要に応じて本部の設置及び配備体制等を定める。				
(2) 組織動員体制の整備 災害時に応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう体制の整備を図る。 ㊤ 各対策部は、公共交通機関を利用できない際の職員の通勤手段と時間、参集可能な人員の把握に努める。				(2) 組織動員体制の整備 災害時に応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう体制の整備を図る。 ア 各対策部で、公共交通機関が利用不可の場合における際の職員の通勤手段と時間、参集可能な人員の把握				

現行計画	修正計画（案）
<p>② 勤務時間外の災害発生時において、災害対策本部が<b>発足する</b>までの間は、消防本部指令調査室又は参集した災害対策本部事務局（<b>総務部</b>危機管理室）が府及び防災関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>③ 長期に及ぶ災害対策が必要な<b>ときは</b>、過度な長時間労働とならないよう勤務時間の取り扱いに留意するとともに、行政実務に精通した退職職員等と<b>協同</b>して応急・復旧対策に対処する体制を整備する。</p> <p>④ 避難所開設が長期間となる場合や、<del>台風等初期開設時の初動配備を行うため</del>、通常の方面隊に加え第2方面隊の<b>編成・名簿作成を行い</b>、持続的な避難所運営体制を確保する。</p> <p>⑤ 災害対策本部事務局の<b>拠点の設置</b>や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、<b>運営方法の整備</b>に努める。</p> <p>(3) 府現地災害対策本部との連携 府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。</p>	<p>握に努める。</p> <p><b>イ</b> 勤務時間外の災害発生時において、災害対策本部が<b>設置される</b>までの間は、消防本部指令調査室又は参集した災害対策本部事務局（危機管理室）が府及び防災関係機関との連絡調整を行う。</p> <p><b>ウ</b> 長期に及ぶ災害対策が必要な<b>場合は</b>、過度な長時間労働とならないよう勤務時間の取り扱いに留意するとともに、行政実務に精通した退職職員等と<b>協働</b>して応急・復旧対策に対処する体制を整備する。</p> <p><b>エ</b> 避難所開設が長期間となる場合や、<b>応援が必要となる場合は</b>、通常の方面隊に加え第2方面隊を<b>活用すること</b>で、持続的な避難所運営体制を確保する。</p> <p><b>オ</b> 災害対策本部事務局の<b>拠点設置</b>や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、<b>災害対策本部の適切な運営</b>に努める。</p> <p>(3) 府現地災害対策本部との連携 府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。</p>
<p><b>3—防災関係機関の組織体制の整備</b> 災害時における各防災関係機関と迅速かつ的確に連携が図れるよう防災関係事務又は業務を把握するとともに平時から顔の見える関係を構築する。 また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように努める。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備</b> 市及び府は、男女共同参画の視点からの災害対応の周知に関して男女共同参画担当部局と防災担当部局の連絡体制を構築するとともに連携し、平常時の防災対策や災害時における役割について、明確化しておくよう努めるものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>4 防災関係機関の連携</b> 防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p>
<p><b>第2 防災拠点の確保・充実</b> [資料編 資48頁] 市は、<del>応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、種別に応じ活用できる防災拠点を確保する。</del> また、<del>発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。</del></p>	<p><b>第2 防災拠点の確保・充実</b> [資料編 資50頁] 市は、<del>発災時に速やかな体制をとれるように、防災拠点である司令塔機能を持つ災害対策本部の活動拠点や避難所をはじめ、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した医療・救護の拠点、消防・警察・自衛隊・医療関係者、ボランティア活動等の人的応援、食料等の救援物資等の受援・活動拠点について、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう計画的に整備する。</del> また、各防災拠点において再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p>
<p><b>第3 防災資機材等の備蓄</b> [資料編 資97頁他] <del>応急対策及び応急復旧に必要な人材の確保、装備・資機材等の計画的な整備、備蓄に努める。特に、指定避難所においては不特定多数の避難者が避難生活を営むことになるため、緊急時に必要な生活必需品を備蓄する。また、救助・救護活動に必要な資機材も備蓄する。</del></p>	<p><b>第3 装備資機材等の備蓄</b> [資料編 資62頁他] 市は、<del>応急対策や応急復旧、救助・救護活動を迅速に対応するため、必要な人材の確保、装備・資機材の整備、備蓄に努める。</del></p>
<p><b>1—生活必需品</b> 避難に際しては、最低限の食料備蓄や衛生用品、下着類、お薬手帳などを個人の責任で確保することを平時から周知徹底しておく。アルファ化米・毛布等は総合センター、古曽部防災公園、安満遺跡公園、障がい福祉課倉庫（旧かしのき園）、消防警手分署地下倉庫及び59の小・中学校等に分散して備蓄する。 また、流通在庫の備蓄対策として、民間事業者等と「災害時における応急物資の供給に関する協定」を締結し、災害時における食料を確保する。</p> <p><b>2—防災資機材の配備</b> <del>総合センター、古曽部防災公園、障がい福祉課倉庫（旧かしのき園）、消防警手分署地下倉庫及び59の小・中学校等の空教室やプレハブ倉庫等に分散して配備する。品目については、必要に応じて増減する。</del></p>	<p><b>1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握</b> <del>燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会が増大などに配慮するよう努めるものとする。また、大規模な事故等の災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。</del> <del>その他、市、府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</del></p> <p><b>2 資機材等の点検</b> 備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検及び補充交換を行い、保全に万全を期する。</p>

現行計画	修正計画（案）
<p><b>3 水防に関する防災資機材の配備</b> [資料編 資 <del>113</del>頁他] 市及び淀川右岸水防事務組合は、各水防倉庫に水防資機材を配備する。</p> <p><b>4 資機材等の備蓄及び技術者等の把握</b> <del>装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保に努める。</del> <del>また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。</del></p> <p><b>5 資機材等の点検</b> 備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検及び補充交換を行い、保全に万全を期する。</p> <p><b>6 データの保全</b> 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。</p>	<p><b>3 資機材等の備蓄場所</b> <u>総合センター、古曽部防災公園、安満遺跡公園、元障がい福祉課倉庫（旧かしのき園）、北消防署警手分署地下倉庫、高槻城公園芸術文化劇場倉庫及び59の小・中学校等の空教室やプレハブ倉庫等に分散して備蓄する。</u></p> <p><b>4 データの保全</b> 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。</p> <p><b>5 水防に関する防災資機材の配備</b> [資料編 資 <u>114</u>頁他] 市及び淀川右岸水防事務組合は、各水防倉庫に水防資機材を配備する。</p>
<p><b>第4 防災訓練の実施</b> 市及び防災関係機関は、<del>災害時における被害を最小限に留めることと、防災活動を迅速かつ確実に実施することを目的に相互に連携し、訓練を実施する。</del> <del>なお、実施にあたっては避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民に参加を呼びかけるとともに、地域住民や企業等で自主的な防災等の訓練を行うよう要請する。</del> <del>訓練は被害想定を明確にし、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、防災体制の充実に努める。</del></p>	<p><b>第4 防災訓練の実施</b> 市及び防災関係機関は、<u>本計画や各種防災マニュアル等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>1 訓練種別</b> <u>(1) 緊急参集情報等伝達訓練</u> <u>速やかな災害対応を図るため、職員への緊急参集情報等の伝達訓練を行う。訓練に当たっては、伝達方法や内容も考慮して実施する。</u> <u>(2) 図上訓練</u> <u>災害の状況を机上において想定し、図面上での災害訓練を行う。災害の程度、時間、被害の場所等を設定し、それぞれの災害状況に対し、被害シミュレーションを行いながら災害対策を検討する。</u> <u>(3) 実地訓練</u> <u>図上訓練で想定した災害対策を具体的に実施・検証する訓練のほか、広域避難訓練や、防災関係機関が参加する大規模な訓練、地区コミュニティ組織や市民防災組織等と連携した市民避難訓練等を計画的に実施する。</u></p> <p><b>2 留意事項</b> <u>(1) 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。</u> <u>(2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。</u> <u>(3) 業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。</u> <u>(4) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。</u> <u>(5) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u> <u>(6) 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</u> <u>(7) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施に努める。</u> <u>(8) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</u></p>
<p><b>1 訓練内容</b> (1) 防災関係機関の訓練 ●災害対策本部設置訓練 ●地震情報及び<u>災害対策情報</u>の収集、伝達訓練 ●住民への広報訓練</p>	<p><b>3 訓練項目</b> (1) 防災関係機関の訓練 ●災害対策本部設置運営訓練 ●地震情報及び<u>災害情報</u>の収集、伝達訓練 ●住民への広報訓練</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>2 訓練の方法</b>  <del>(1) 緊急参集情報伝達訓練            速やかな災害対応を図るため、職員への緊急参集情報等の伝達訓練を行う。訓練にあたっては、伝達方法や内容も考慮して実施する。</del>  <del>(2) 図上訓練            災害の状況を机上において想定し、図面上での災害訓練を行う。災害の程度、時間、被害の場所等多種多様な設定が可能であり、設定されたそれぞれの災害状況に対し、被害シミュレーションを行いながら災害対策をたてる。</del>  <del>この訓練を実地訓練につなげる。</del>  <del>(3) 実地訓練            図上訓練で想定した災害対策を具体的に実施・検証するため、市域を越えた広域訓練、防災関係機関が参加する大規模な訓練、地域住民組織と連携した市民避難訓練等を計画的に実施する。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><b>第5 広域防災体制の整備</b>            市及び防災関係機関は、平時から、大規模災害を視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、<del>他の市町村の応援活動等</del>広域的な視点に立った防災体制の整備を図るとともに、<del>応援を要請する際に備え、円滑な受入れ体制の整備を図る。</del>  <del>また、近畿地方整備局が整備を進める基幹的広域防災拠点（堺市）は、府県域をまたがる大規模災害の際に緊急物資輸送拠点となるため、その整備状況に合わせ、市は、府と連携し、広域防災体制の整備に努める。</del></p>	<p><b>第5 広域防災体制の整備</b>            市及び防災関係機関は、<u>平常</u>時から大規模災害を<u>も</u>視野に入れ、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、</u>実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</p>
<p><b>第6 人材の育成</b>  <b>1 職員に対する防災教育</b>            職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各従事者の安全確保や各対策部における防災活動の円滑な実施を期すため、防災教育の普及徹底を図る。</p> <p>(1) 教育の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 講習会、研修会等の実施</li> <li>㊧ 見学、現地調査等の実施</li> <li>㊨ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知</li> <li>㊩ 国や府が実施する市幹部職員等を対象とした研修会等への参加</li> </ul> <p>(2) 教育の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 高槻市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担</li> <li>㊧ 緊急参集情報等の連絡体制</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊨ 体調管理や災害現場での安全確保に関する知識</li> <li>㊩ BCP（業務継続計画）の確認等</li> <li>㊪ 職員自身による食料・飲料水の確保等</li> <li>㊫ その他、必要な事項</li> </ul>	<p><b>第6 人材の育成</b>  <b>1 職員に対する防災教育</b>            市は、「<u>高槻市職員の防災意識に関する育成指針</u>」に基づき、<u>平常時から災害を意識するとともに、災害対応に使命感を持ち、「危機」に的確に対処できる能力を持つ職員を育成する。</u>また、災害時における適正な判断力を養い、各従事者の安全確保や各対策部における防災活動の円滑な実施を期すため、防災教育の普及徹底を図る。</p> <p>(1) 教育の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 講習会、研修会等の実施 <u>及び参加</u></li> <li>㊧ 見学、現地調査等の実施</li> <li>㊨ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知</li> <li>㊩ 国や府が実施する市幹部職員等を対象とした研修会等への参加</li> <li>㊪ <u>小規模災害対応時での実戦配備</u></li> <li>㊫ <u>被災自治体への災害派遣</u></li> </ul> <p>(2) 教育の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 高槻市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担</li> <li>㊧ 緊急参集情報等の連絡体制</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊨ 体調管理や災害現場での安全確保に関する知識</li> <li>㊫ 業務継続計画（BCP）<u>や受援計画</u>の確認等</li> <li>㊬ 職員自身による食料・飲料水の確保等</li> <li>㊭ その他、必要な事項</li> </ul>
<p><b>第7 防災に関する調査研究の推進</b>            市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、国及び府の防災計画に留意しながら、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。<del>とともに情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用に努める。</del></p>	<p><b>第7 防災に関する調査研究の推進</b>            市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、国及び府の防災計画に留意しながら、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。  <u>(削除)</u></p>
<p><b>第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備</b>            市及び防災関係機関は、<del>大規模災害時に備え、自衛隊と相互に有機的な連携を保ち効率的に機能できるよう、平時から連絡体制の強化や派遣要請手続きの明確化など、連携体制を整備する。</del></p>	<p><b>第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備</b>            市及び防災関係機関は、<u>大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。</u></p>
<p><b>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</b></p>	<p><b>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</b></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。</p> <p><b>1 市の<del>BCP（業務継続計画）</del>の運用</b>            南海トラフ地震や有馬高槻断層帯地震等の大規模地震や大阪府北部地震等の中規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。            そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、<del>BCP（業務継続計画）</del>に基づき、以下の方針により業務継続体制の向上を図る。</p> <p>(1) 大規模地震及び中規模地震での被害を最小限に留めるため、<del>地域防災計画に定められた</del>災害応急対策業務に万全を尽くす。</p> <p>(2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限に留めるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。</p> <p>(3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行<del>うとともに</del>、その業務の継続を図るため、<del>早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。</del></p> <p>(4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の<del>改訂</del>などを行う。</p>	<p>市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。</p> <p><b>1 市の業務継続計画（BCP）の運用</b>            南海トラフ地震、<del>有馬高槻断層帯地震等の大規模地震や、</del>大阪府北部地震等と<b>同レベル</b>の中規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、<u>業務継続計画（BCP）</u>に基づき、以下の方針により業務継続体制の向上を図る。</p> <p>(1) 大規模地震及び中規模地震での被害を最小限に留めるため、<u>本計画に定める</u>災害応急対策業務に万全を尽くす。</p> <p>(2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限に留めるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。</p> <p>(3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行<del>い</del>、その業務の継続を図るため、<u>職員の参集状況を早期に把握</u>するとともに、<u>執務室や電源、多様な通信手段等の確保をはじめ、職員の水・食料の確保にも努める。</u></p> <p>(4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の<del>改訂</del>などを行う。</p> <p><u>(5) 大規模災害時において、子育て世代の職員が安心して災害対応業務に従事できるよう子どもの一時預かり体制の整備に努める。</u></p>
<p><b>2 市の体制</b>            (1) 被災者支援システムの<b>運用</b>            市は、<del>被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、安否情報の把握などが迅速に図られるよう、被災者支援システムを運用する。</del></p> <p>(2) 業務継続の体制整備            市は、業務継続計画において明らかとなった課題への対策の推進に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。</p> <p><del>(3) 災害タイムラインの活用            水害時の対応について、迅速で的確な防災行動を取るために定めた災害タイムラインを活用する。</del></p> <p>(4) 相互応援体制の強化            市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。</p>	<p><b>2 市の体制</b>            (1) 被災者支援システムの<b>導入</b>            市は、<u>円滑な被災者支援が行えるよう、被災者支援システムの導入に努める。</u></p> <p>(2) 業務継続の体制整備            市は、業務継続計画（<u>BCP</u>）において明らかとなった課題への対策の推進に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。</p> <p><del>(3) 相互応援体制の強化</del>            市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。</p>
<p><b>3 応援・受援体制の整備</b>            市は受援計画に基づき、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、<del>受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。また、訓練等を通じて総務省による被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</del></p> <p>(略)</p>	<p><b>3 応援・受援体制の整備</b>            市は受援計画に基づき、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。また、訓練等を通じて総務省による<u>応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第10 事業者、ボランティアとの連携</b>            市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。<del>特に燃料については、あらかじめ、燃料販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するように努める。市及び府は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推</del></p>	<p><b>第10 事業者、ボランティアとの連携</b>            市<b>及び府</b>は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>進するものとし、国も含めて災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むよう努める。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者が管理する施設の把握に努める。</del></p> <p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。</p>	<p>また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p>市及び防災関係機関は、<del>災害時の被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、情報収集伝達体制の確立を図る。また、地震等観測体制の整備を進める。</del></p> <p><del>さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）より得た災害情報等を、瞬時に伝達するシステムを整備する。</del></p> <p><b>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</b> <span style="float: right;">〔資料編 資 54頁他〕</span></p> <p>市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築に努める。<del>特に、地域衛星ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国（消防庁）、府、市等を通じた一体的な整備を図る。</del>また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>市は、被災者等への情報伝達手段として、特に高槻市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の活用を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p>市及び防災関係機関は、<u>災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。</u></p> <p><u>さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と、高槻市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。</u></p> <p><b>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</b> <span style="float: right;">〔資料編 資 64頁他〕</span></p> <p>市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築に努める。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>市は、被災者等への情報伝達手段として、特に高槻市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の活用を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>1 高槻市災害情報共有システムの運用</b></p> <p>高槻市災害情報共有システムを運用し、災害発生時における職員参集情報や被害情報、避難所状況等を一元的に管理するとともに職員間で共有し、迅速かつ適切な応急対策や市民への情報伝達につなげ、被害の拡大防止を図る。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>2 大阪府防災情報システム（O-D I S）の運用</b></p> <p>市は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用する。また、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。</p> <p>(1) <u>インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）</u></p> <p>(2) <u>携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集</u></p> <p>(3) <u>高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集</u></p> <p>(4) <u>Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達</u></p> <p>(5) <u>ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有</u></p>
<p><b>1 無線通信施設の整備</b> (略)</p> <p>(4) <del>大阪府防災行政無線・防災情報システム</del></p> <p>災害時、この無線を利用した府との情報連絡により、防災関係機関との連携を図る。</p> <p><del>(5) 防災相互通信</del></p> <p><del>災害時、防災関係機関との相互の情報交換により、応援体制等を円滑に実施する。</del></p>	<p><b>3 無線通信施設の整備</b> (略)</p> <p>(4) 大阪府防災行政無線</p> <p>災害時、この無線を利用した府との情報連絡により、防災関係機関との連携を図る。</p>
<p><del><b>2 有線通信連絡網の整備</b></del></p> <p><del>(1) 災害時優先電話の有効活用を図る。</del></p> <p><del>(2) 被災現場等との迅速な連絡のため、携帯電話・衛星通信の有効活用を図る。</del></p> <p><del>(3) 迅速な情報処理のため、「おおさか防災ネット」等インターネット網の活用を図る。</del></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><del><b>3 次世代防災通信ネットワークの推進</b></del></p> <p><del>情報通信や地理情報に関する技術革新の動向を注視し、情報収集伝達の高度化を図るため、次世代防災通信ネットワークの構築を推進する。</del></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><b>第2 情報収集伝達体制の強化</b></p>	<p><b>第2 情報収集伝達体制の強化</b></p>



現行計画	修正計画（案）
<p>市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、<del>様々な環境下にある住民や職員に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化や災害対策本部内の情報共有や情報伝達の仕組みを強化する。</del></p> <p><del>市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。</del></p> <p>各対策部は、災害発生後、速やかに被害情報の収集を行い、災害対策本部に報告する。また、防災関係機関やアマチュア無線クラブ等の協力のもと、被害状況の把握を行う。</p> <p>伝達にあたっては、高槻市コミュニティ市民会議等の緊急連絡網を活用し、自主防災組織等と連携をとりながら、防災無線、有線電話、ケーブルテレビ等多様な伝達手段を積極的に活用する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、<u>情報収集伝達体制の強化を進める。</u></p> <p><b>1 情報収集伝達体制の整備</b></p> <p>(1) <u>市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) <u>市及び防災関係機関は職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</u></p> <p>(3) <u>各対策部は、災害発生後、速やかに被害情報の収集を行い、災害対策本部に報告するものとする。</u>また、防災関係機関やアマチュア無線クラブ等の協力も得ながら、被害状況の把握に努める。伝達に当たっては、高槻市コミュニティ市民会議への緊急連絡等や、市民防災組織等と連携をとりながら、防災行政無線、有線電話、ケーブルテレビ等多様な伝達手段を積極的に活用するものとする。</p> <p><b>2 伝達手段の多重化・多様化</b></p> <p><u>様々な環境下にある住民や職員に対し、避難情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p> <p>(1) <u>防災行政無線（戸別受信機を含む。）</u></p> <p>(2) <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u></p> <p>(3) <u>テレビ</u></p> <p>(4) <u>ラジオ</u></p> <p>(5) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u></p> <p>(6) <u>ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール</u></p> <p>(7) <u>アプリケーションサービスプロバイダサービス（ASPサービス）</u></p> <p>(8) <u>ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）</u></p> <p>(9) <u>携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）</u></p> <p>(10) <u>ワンセグ、フルセグ など</u></p>
<p><b>第3 災害広報</b></p> <p>市及び府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、様々なツールを活用し、正確かつきめ細かな情報を提供しよう努める。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b>第3 災害広報体制の整備</b></p> <p>市及び府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、様々なツールを活用し、正確かつきめ細かな情報を提供しよう努める。</p> <p><u>また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。</u></p> <p><u>さらに、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、府等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</u></p>
<p><b>1 災害広報</b></p> <p>市及び府は、平時の広報手段を活用するほか、指定避難所への災害情報の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。</p> <p><del>また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</del></p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>(略)</p> <p>ウ 防災行政無線（<del>同報系</del>）による地区広報</p> <p>エ 新聞、<del>ラジオ</del>、テレビ、ホームページ、SNSによる広報</p> <p>(略)</p> <p>ク 高槻市コミュニティ市民会議<u>緊急連絡網等</u>による災害情報の伝達</p> <p><b>2 広報体制の整備</b></p> <p>(1) 災害時の広報については、<u>広報窓口</u>の一元化を図り、災害情報の収集・総括・報告にあたりとともに、円滑な災害広報に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 災害広報</b></p> <p>市及び府は、<u>平常時</u>の広報手段を活用するほか、指定避難所への災害情報の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>(略)</p> <p>ウ 防災行政無線による地区広報</p> <p>エ 新聞、テレビ、ホームページ、SNS等による広報</p> <p>(略)</p> <p>ク 高槻市コミュニティ市民会議への<u>緊急連絡等</u>による災害情報の伝達</p> <p><b>2 広報体制の整備</b></p> <p>(1) 災害時の広報については、<u>災害対策本部</u>で一元化を図り、災害情報の収集・総括・報告にあたりとともに、円滑な災害広報に努める。</p> <p>(略)</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(4) 防災行政無線による放送や自治会長との連携による地域住民への災害情報の伝達、災害広報車両による災害情報の提供など、効率的・効果的な災害広報を行う。</p> <p>(5) 視覚障がい者及び聴覚障がい者に対しては、点字広報や手話等により情報提供を行う。</p> <p>(6) 無線放送施設・関係資機材等の整備・充実を図る。</p> <p>(7) 防災情報を発信するため、市ホームページ等の防災情報の充実を図るとともに、アクセス集中により閲覧不能とならないようサーバーの性能向上やアクセス負荷の軽減を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 防災行政無線による放送や市民防災組織等との連携による地域住民への災害情報の伝達、災害広報車両による災害情報の提供など、効率的・効果的な災害広報を行う。</p> <p>(5) 視覚障がい者及び聴覚障がい者に対しては、電話やファクシミリ、点字広報、手話等により情報提供を行う。</p> <p>(6) 無線放送施設・関係資機材等の整備・充実を図る。</p> <p>(7) 防災情報を発信するため、市ホームページ等の防災情報の充実を図るとともに、アクセス集中により閲覧不能とならないようサーバーの性能向上やアクセス負荷の軽減を図る。</p> <p>(略)</p>
<p><b>4 災害時の広聴体制の整備</b> 住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。</p>	<p><b>4 災害時の広聴体制の整備</b> 市は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリを設置するほか、被災者支援総合窓口の設置体制を整備する。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>5 停電時の住民への情報提供</b> 市、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</p>
<p><b>5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供</b> 市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p>	<p><b>6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供</b> 市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう努める。</p>
<p><b>第4 高槻市議会との連携等</b> <b>1 市議会との連携</b> 災害時における市議会が実施する市災害対策本部に対する側面的な支援等や、必要に応じた会議及び委員会等の開催に対し連携を図るとともに、平時において実施する市議会の防災訓練や研修会など市議会議員の防災知識の普及・啓発において連携を図る。 (略)</p>	<p><b>第4 高槻市議会との連携等</b> <b>1 市議会との連携</b> 災害時における市議会が実施する市災害対策本部に対する側面的な支援等や、必要に応じた会議及び委員会等の開催に対し連携を図るとともに、平常時において実施する市議会の防災訓練や研修会など市議会議員の防災知識の普及・啓発において連携を図る。 (略)</p>
<p><b>第1 消防力及び応援体制</b> <b>1 消防力の充実</b> [資料編 資 74頁他] (略) (4) 消防団の活性化 地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。 ① 体制整備 若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入、各種事業所等に対する活動協力要請などにより、組織強化に努める。 ② 消防施設、装備の強化 [資料編 資 74頁] ポンプ器具庫の長寿命化について検討するとともに、消防車両・小型動力ポンプ等消防施設の強化促進や消防団の活動状況を踏まえた各種資機材の整備及び安全装備品の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。 (略)</p>	<p><b>第1 消防力及び応援体制</b> <b>1 消防力の充実</b> [資料編 資 80頁他] (略) (4) 消防団の活性化 地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。 ア 体制整備 若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入、各種事業所等に対する活動協力要請などにより、組織強化に努める。 イ 消防施設、装備の強化 [資料編 資 83頁] ポンプ器具庫の長寿命化について検討するとともに、消防車両・小型動力ポンプ等消防施設の強化促進や消防団の活動状況を踏まえた各種資機材の整備及び安全装備品の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては市民防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。 (略)</p>
<p><b>第2 連携体制の整備</b> 市は、府、他市町村、府警察、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。</p>	<p><b>第2 連携体制の整備</b> 市は、府、他市町村、府警察、自衛隊と平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。</p>
<p align="center"><b>第4節 災害時医療体制の整備</b></p> <p><b>第1 災害医療の基本的考え方</b> 災害時医療救護活動は、被災地の住民に医療を提供し、被災者の保護を図るための活動である。ことから、医療救護活動の中核として、高槻市医師会・高槻市歯科医師会・高槻市薬剤師会は高槻市災害対策本部が設置されると同時に、会長、救急対策担当副会長、同理事、事務局員等により、大阪府三島救命救急センターに救護対策本部を設置し、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を</p>	<p align="center"><b>第4節 災害時医療体制の整備</b></p> <p><b>第1 災害医療の基本的考え方</b> 災害時医療救護活動は、被災地の住民に医療を提供し、被災者の保護を図るための活動である。医療救護活動の中核として、高槻市医師会・高槻市歯科医師会・高槻市薬剤師会は、震度5強以上の地震が発生した場合又は高槻市災害対策本部からの要請があった場合、保健センター内に救護対策本部を設置し、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を提供できるよう、体制を</p>

現行計画	修正計画（案）				
<p>含む。)を提供できるよう、体制を整える。 また、府が調整する災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。 (略)</p>	<p>整える。 また、府が調整する災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）に対して適宜助言及び支援を求める。 (略)</p>				
<p>(略)</p> <p><b>3 通信機能への対策</b> 通常の有線通信が不通になった場合の対策として、救護対策本部・各救護所などに無線局開設に要する機器一式をあらかじめ設置する。<del>さらに防災行政無線が使用不能の場合に備えて、市、高槻市医師会及び高槻市歯科医師会は、救護対策本部・救護所・市救護拠点病院におけるアマチュア無線局開局など、通信手段の確保に努める。</del></p>	<p><b>3 通信機能への対策</b> 通常の有線通信が不通になった場合の対策として、救護対策本部・各救護所などに無線局開設に要する機器一式をあらかじめ設置するなど、<u>代替</u>手段の確保に努める。</p>				
<p><b>第3 現地医療体制の整備</b> <b>1 医療救護班の種類と構成</b> 市は、救護対策本部と連携して、救護所等において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。また、救護対策本部は大阪府のDMAT <u>活動</u>調整本部とDMATの派遣、活動内容等について調整し、医療活動を実施できるよう体制を整備する。なお、その調整に当たっては府が調整する災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(1) 医科医療班 高槻市医師会が派遣する医師、看護師で構成する。災害発生と同時に、各診療所での診察を行わず、あらかじめ決められた救護所に出向し、救護活動を行う。</p> <p>(2) 歯科医療班 高槻市歯科医師会が派遣する歯科医師、歯科衛生士等で構成する。災害発生と同時に、<del>高槻島本夜間休日応急診療所、</del>高槻市立口腔保健センターに出向し、救護活動を行う。</p> <p>(3) 薬剤師班 高槻市薬剤師会が派遣する薬剤師で構成し、災害発生と同時に、あらかじめ決められた救護所で活動する。</p>	<p><b>第3 現地医療体制の整備</b> <b>1 医療救護班の種類と構成</b> 市は、救護対策本部と連携して、救護所等において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。また、救護対策本部は大阪府のDMAT調整本部とDMATの派遣、活動内容等について調整し、医療活動を実施できるよう体制を整備する。なお、その調整に当たっては府が調整する災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(1) 医科医療班 高槻市医師会が派遣する医師、看護師で構成する。災害発生と同時に、各診療所での診察を行わず、あらかじめ決められた救護所に出向し、救護活動を行う。</p> <p>(2) 歯科医療班 高槻市歯科医師会が派遣する歯科医師、歯科衛生士等で構成する。災害発生と同時に、高槻市立口腔保健センターに出向し、救護活動を行う。</p> <p>(3) 薬剤師班 高槻市薬剤師会が派遣する薬剤師で構成し、災害発生と同時に、あらかじめ決められた救護所で活動する。</p>				
<p><b>2 救護所の設置</b> [資料編 資 <del>77</del>頁他] 市内の指定避難所の中から9箇所（別表の1）と市救護拠点病院7箇所（別表の2）をあらかじめ指定しておき、救護所を設置する。 <del>歯科の応急的治療は高槻島本夜間休日応急診療所及び高槻市立口腔保健センターで行う。</del></p> <p>別表</p>	<p><b>2 救護所の設置</b> [資料編 資 <u>86</u>頁他] 市内の指定避難所の中から9か所（別表の1）と市救護拠点病院7か所（別表の2）をあらかじめ指定しておき、救護所を設置する。 <u>(削除)</u></p> <p>別表</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="62 1333 771 1669"> <p>1 救護所一覧（指定避難所に併設）</p> <p>北清水小学校 日吉台小学校 南平台小学校 郡家小学校 高槻小学校 五百住小学校 三箇牧小学校 五領小学校 芝生小学校</p> </td> <td data-bbox="771 1333 1472 1669"> <p>2 市救護拠点病院兼救護所一覧</p> <p>高槻赤十字病院 北摂総合病院 大阪医科大学三島南病院 みどりヶ丘病院 高槻病院 第一東和会病院 うえだ下田部病院</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>1 救護所一覧（指定避難所に併設）</p> <p>北清水小学校 日吉台小学校 南平台小学校 郡家小学校 高槻小学校 五百住小学校 三箇牧小学校 五領小学校 芝生小学校</p>	<p>2 市救護拠点病院兼救護所一覧</p> <p>高槻赤十字病院 北摂総合病院 大阪医科大学三島南病院 みどりヶ丘病院 高槻病院 第一東和会病院 うえだ下田部病院</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1472 1333 2181 1669"> <p>1 救護所一覧（指定避難所に併設）</p> <p>北清水小学校 日吉台小学校 南平台小学校 郡家小学校 高槻小学校 五百住小学校 三箇牧小学校 五領小学校 芝生小学校</p> </td> <td data-bbox="2181 1333 2902 1669"> <p>2 市救護拠点病院兼救護所一覧</p> <p>高槻赤十字病院 北摂総合病院 大阪医科<u>薬科</u>大学三島南病院 みどりヶ丘病院 高槻病院 第一東和会病院 うえだ下田部病院</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>1 救護所一覧（指定避難所に併設）</p> <p>北清水小学校 日吉台小学校 南平台小学校 郡家小学校 高槻小学校 五百住小学校 三箇牧小学校 五領小学校 芝生小学校</p>	<p>2 市救護拠点病院兼救護所一覧</p> <p>高槻赤十字病院 北摂総合病院 大阪医科<u>薬科</u>大学三島南病院 みどりヶ丘病院 高槻病院 第一東和会病院 うえだ下田部病院</p>
<p>1 救護所一覧（指定避難所に併設）</p> <p>北清水小学校 日吉台小学校 南平台小学校 郡家小学校 高槻小学校 五百住小学校 三箇牧小学校 五領小学校 芝生小学校</p>	<p>2 市救護拠点病院兼救護所一覧</p> <p>高槻赤十字病院 北摂総合病院 大阪医科大学三島南病院 みどりヶ丘病院 高槻病院 第一東和会病院 うえだ下田部病院</p>				
<p>1 救護所一覧（指定避難所に併設）</p> <p>北清水小学校 日吉台小学校 南平台小学校 郡家小学校 高槻小学校 五百住小学校 三箇牧小学校 五領小学校 芝生小学校</p>	<p>2 市救護拠点病院兼救護所一覧</p> <p>高槻赤十字病院 北摂総合病院 大阪医科<u>薬科</u>大学三島南病院 みどりヶ丘病院 高槻病院 第一東和会病院 うえだ下田部病院</p>				
<p><b>第4 後方医療体制の整備</b> (略) <b>2 大阪府三島救命救急センター→大阪医科大学附属病院</b> 救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された患者を搬送する医療機関は、大阪<del>府三島救命救急センター</del>及び大阪医科大学附属病院とする。</p>	<p><b>第4 後方医療体制の整備</b> (略) <b>2 大阪医科薬科大学病院（災害拠点病院）</b> 救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された最重篤患者等を搬送する医療機関は、大阪医科薬科大学病院とする。<u>また、DMAT等の受入・派遣、傷病者等の受入れ及び広域搬送への対応を行うため、府が災害拠点病院として指定している。</u></p>				

現行計画	修正計画（案）
<p>3 高槻市災害医療センターの指定 [資料編 資 77頁]  <del>大阪府三島救命救急センターを高槻市災害医療センターに指定し、同センターを医療機関間の調整・バックアップ等を行う機関とする。</del>                      (略)</p>	<p>3 高槻市災害医療センター [資料編 資 86頁]  <del>市災害医療センターは、保健センター等とし、このうち保健センターについては</del>医療機関間の調整・バックアップ等を行う機関とする。                      (略)</p>
<p>第6 患者等搬送体制の確立                      (略)                      3 医薬品等物資の輸送                      医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。</p>	<p>第6 患者等搬送体制の確立                      (略)                      3 医薬品等物資の輸送  <del>市は、</del>医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>第1 陸上輸送体制の整備                      1 陸上緊急交通路の選定                      (1) 広域緊急交通路 (<del>大阪府地域防災計画</del>で選定)                      大阪府地域防災計画による広域緊急交通路として、高槻市では名神高速道路、新名神高速道路、国道171号、国道170号、主要地方道大阪高槻京都線、主要地方道伏見柳谷高槻線が選定されている。                      (2) 地域緊急交通路 (<del>高槻市地域防災計画</del>で選定) [資料編 資 80頁]  <del>大地震発生直後、高槻市域における緊急輸送活動を円滑に行うための緊急交通路網を確保するため、市災害対策本部、防災関連主要施設、医療施設等を結ぶ</del>地域緊急交通路として市内の25路線(延長 <del>53.9</del> k m)を選定する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>第1 陸上輸送体制の整備                      1 陸上緊急交通路の選定                      (1) 広域緊急交通路 (<del>府</del>で選定)                      大阪府地域防災計画による広域緊急交通路として、高槻市では名神高速道路、新名神高速道路、国道171号、国道170号、主要地方道大阪高槻京都線、主要地方道伏見柳谷高槻線が選定されている。                      (2) 地域緊急交通路 (<del>市</del>で選定) [資料編 資 90頁]  <del>広域緊急交通路と防災拠点等を連結する</del>地域緊急交通路として、<u>市内の25路線(延長 54.8 k m)</u>を選定する。</p>
<p>2 陸上緊急交通路の整備                      大阪府地域防災計画、高槻市地域防災計画により選定された緊急交通路について<del>は</del>、緊急交通路の管理者は<del>平</del><b>時</b>からこれらの安全性を監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集や応急点検の体制の整備に努める。                      3 陸上緊急交通路の住民等への周知徹底  <del>緊急交通路の管理者は</del>、災害時に緊急交通路の機能を発揮させるため、<del>平時</del><b>時</b>から住民及び緊急輸送活動関係機関へ緊急交通路の周知に努める。</p>	<p>2 陸上緊急交通路の整備                      大阪府地域防災計画、高槻市地域防災計画により選定された緊急交通路について、緊急交通路の管理者は<del>平常</del><b>時</b>からこれらの安全性を監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集や応急点検の体制の整備に努める。                      3 陸上緊急交通路の住民等への周知徹底  <del>市及び防災関係機関は</del>、災害時に緊急交通路の機能を発揮させるため、<del>平常時</del><b>時</b>から住民及び緊急輸送活動関係機関へ緊急交通路の周知に努める。</p>
<p>第2 航空輸送体制の整備 [資料編 資 81頁他]                      (略)                      2 ヘリポートの管理                      市は、選定したヘリポートの管理について、<del>平時</del><b>時</b>から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮する。                      (略)</p>	<p>第2 航空輸送体制の整備 [資料編 資 91頁他]                      (略)                      2 ヘリポートの管理                      市は、選定したヘリポートの管理について、<del>平常時</del><b>時</b>から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮する。                      (略)</p>
<p>第4 輸送手段の確保 [資料編 資 79頁]                      1 市の所管する車両  <del>緊急通行車両等の事前申請を行い、災害時においても有効な緊急輸送手段の確保に努める。</del></p>	<p>第4 輸送手段の確保 [資料編 資 89頁]                      1 市の所管する車両  <del>市の所管する車両については、原則、災害対策基本法第76条1項の規定に基づく通行禁止等の交通規制が実施された場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための通行を確保するため、平常時のうちに緊急通行車両等として申請手続きを行い、事前に緊急通行車両の標章・証明書の交付を受け、緊急輸送対策の確保を図る。</del></p>
<p>2 高槻市自動車運送事業(交通部)の車両                      大型バス等の<del>活用により</del>、施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施するための体制の整備を行う。また、身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送を実施するために有効な低床バスの導入に努める。</p>	<p>2 高槻市自動車運送事業(交通部)の車両                      大型バス等<del>については</del>、<u>広域避難(大規模水害・土砂災害)時の避難者輸送や</u>、施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施するための体制の整備を行う。また、身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送を実施するために有効な低床バスの導入に努める。</p>
<p>3 事業者の車両                      市、国(国土交通省等)及び府は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努める。この際、市及び府は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</p>	<p>3 事業者の車両                      市、国(国土交通省等)及び府は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努める。この際、市及び府は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。<u>さらに、平常時のうちに緊急通行車両等の申請手続きができるよう努める。</u></p>
<p>第5 交通規制・管制の整備  <del>1—緊急通行車両等の事前届出に関する手続き</del></p>	<p>第5 交通規制・管制の整備  <del>市及び国・府の道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする</del></p>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>災害対策基本法第50条2項の規定に基づく災害応急対策の実施責任者は、災害対策基本法第76条1項の規定に基づく通行禁止等の交通規制が実施された場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための通行を確保するため、緊急通行車両等の申請手続きを事前に行い、事前届出済証の交付を受ける。</del></p>	<p>場合に、道路法に基づく交通規制を実施するため必要な資機材を整備する。</p>
<p><del>2—交通規制資機材の整備 災害時において、道路施設の破損・欠壊等により交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法第46条の規定に基づく交通規制を実施する場合に必要な資機材を整備する。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第6節 避難受入れ体制の整備</b></p> <p>市は、<del>災害時に住民等を安全に避難させるため</del>、「広域避難地」・「準広域避難地」・「指定避難所」・「指定緊急避難場所」<del>を選定し、また、緊急時に一時的に避難する「一時避難地」について</del>住民に周知する。<del>さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。</del></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 避難受入れ体制の整備</b></p> <p>市は、<u>災害から住民等が身の安全を確保することができる場所として、「一時避難地」、「広域避難地」、「準広域避難地」、「指定避難所」、「指定緊急避難場所」等を指定し、日頃から</u>住民に周知する<u>などの体制の整備に努める。</u>さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。</p>
<p><b>第1 避難地、避難路の選定</b>  <b>1 火災時の避難地及び避難路の選定</b>  (1) 一時避難地  火災発生時や地震発生後の地震活動等の二次災害に備えて近隣の学校グラウンド、公園、その他の空地を一時避難地とする。  (2) 広域避難地 <span style="float: right;">〔資料編 資 82頁〕</span>  火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民等の安全を確保できる場所を広域避難地として <del>4</del> 箇所選定する。  ① 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）  ② 周辺地域に耐火構造物が存在するか、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね10ヘクタール以上の空地  ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（②に該当するものを除く）  ※本市においては、②の基準による広域避難地11箇所の他に、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね2<del>ヘクタール</del>以上の空地を「準広域避難地」として5箇所選定している。  (略)</p>	<p><b>第1 避難地、避難路の選定</b>  <b>1 地震・火災時の避難地及び避難路の選定</b>  (1) 一時避難地  火災発生時や地震発生後の地震活動等の二次災害に備えて近隣の学校グラウンド、公園、その他の空地を一時避難地とする。  (2) 広域避難地 <span style="float: right;">〔資料編 資 92頁〕</span>  火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民等の安全を確保できる場所を広域避難地として <u>12</u> 箇所選定する。  <u>ア</u> 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）  <u>イ</u> 周辺地域に耐火構造物が存在するか、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね10ヘクタール以上の空地  <u>ウ</u> 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（②に該当するものを除く）  ※本市においては、②の基準による広域避難地12か所の他に、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね2<u>ha</u>以上の空地を「準広域避難地」として4箇所選定している。  (略)</p>
<p><b>第3 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、整備</b>  市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により<del>居住不可能になった場合や危険が急迫し、そのため避難を必要とする住民を臨時に収容する</del>指定避難所を指定、<del>整備し、高槻市広報誌その他の手段により、住民に対し指定避難所の場所や指定避難所及び指定緊急避難場所の役割の違い等について周知する。</del>  <del>なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平時から住民等への周知徹底に努めるものとする。</del>  <del>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを平時から住民等への周知徹底に努めるものとする。</del>  <del>また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用拡大、応急住宅としての公的賃貸住宅等の空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</del></p>	<p><b>第3 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、整備</b>  市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に<u>受け入れることのできる</u>指定避難所等を指定する。<u>その際、感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め保健所と連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u>  <u>また、防災啓発冊子やホームページ、市広報誌その他の手段により、指定避難所等の場所や、指定避難所と指定緊急避難場所の役割の違いをはじめ、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることや、避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難先として選択すべきことについて、平常時から住民等への周知徹底に努める。</u>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを周知する。  <u>また、市は、避難者等の発生規模と指定避難所や応急仮設住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空き家・空き室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、災害のリスクを踏まえ自宅での生活が可能な者に対する在宅避難へ誘導するなど、避難者の受入れ体制の確保を図る。さらに、災害時には、指定避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で情報提供を行う。</u></p>
<p><b>1 指定避難所等の指定</b> <span style="float: right;">〔資料編 資 84頁他〕</span>  市は、地震や河川の氾濫被害、土砂災害の特性及び各施設等の規模、構造、立地条件などを考慮し、<del>次の施設を指定する。なお、指定避難所としての必要面積は、避難者一人あたり1.65㎡として算定する。</del></p>	<p><b>1 指定避難所等の指定</b> <span style="float: right;">〔資料編 資 94頁他〕</span>  市は、指定避難所の非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、再生可能エネルギーや電動車の活用を含めた<u>非常用発電設備等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。</u>  <u>なお、指定避難所としての収容面積は、避難者一人あたり1.65㎡として算定するが、避難所開設期間が長期</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(1) <del>指定避難所（避難所生活をおくる施設）兼指定緊急避難場所</del> <del>次の施設を指定する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市立小中学校</li> <li>② 市立公民館等</li> <li>③ コミュニティセンター</li> </ul> <p>(2) <del>指定緊急避難場所（一時的に避難する施設）</del> <del>次の施設を指定する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 支所、福祉センター等</li> <li>② 府立・私立高校、大学等</li> </ul>	<p>に及ぶ場合は、避難者の生活環境を確保するため、出来る限りスペースの確保に努める。また、緊急避難場所としての収容面積は、災害の緊急度や避難者の混雑状況によって専有される面積は変化することから、避難者一人あたり 1.00 m<sup>2</sup>として算定する。</p> <p>(1) <u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</u></p> <p>(2) <u>避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある次の施設中心に指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するため、相談等の支援体制確保について配慮する。</u></p> <p><u>ア 指定避難所兼指定緊急避難場所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 市立小中学校 <u>（校舎含む）</u></li> <li>(イ) 市立公民館等</li> <li>(ウ) コミュニティセンター</li> </ul> <p><u>イ 指定緊急避難場所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 支所、<u>幼稚園</u>等</li> <li>(イ) 府立・私立高校、大学等</li> </ul> <p>(3) <u>学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u></p> <p>(4) <u>指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から保健所と連携して、必要な場合には、指定避難場所以外の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(5) <u>保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>(6) <u>放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査する。</u></p>
<p><b>2 指定避難所の整備</b></p> <p>市は、要配慮者が避難所生活において支障がないよう、<del>指定避難所については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、スロープや障がい者用トイレの設置等をすでに行っているが、バリアフリー化されていない指定避難所については、今後とも計画的に整備に努める。また、障がい者等が落ち着ける環境を工夫すること、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。</del></p> <p><del>市は、指定避難所の非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。</del></p> <p><del>また、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</del></p>	<p><b>2 要配慮者に配慮した施設の整備等</b></p> <p>市は、要配慮者が避難所生活において支障がないよう指定避難所については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、<u>その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等</u>に基づき、スロープや障がい者用トイレの設置等をすでに行っているが、バリアフリー化されていない指定避難所については、今後とも計画的な整備に努める。また、障がい者等が落ち着ける環境を工夫すること、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。<u>さらに、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮することや、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。</u></p>
<p><b>3 指定避難所等の管理運営体制の整備</b></p>	<p><b>3 指定避難所等の管理運営体制の整備</b></p> <p>市は、策定した「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、市民防災組織等が主体となって検討する指定避難所の避難所運営マニュアルの作成を促進するなど、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(1) <del>指定避難所及び指定緊急避難場所は、予め指定された施設の開設が可能な市職員等により開設する。</del>  <del>ただし、地震災害のとき、本市域で震度5弱を観測した場合、市災害対策本部の指示を待つことなく、事前に指定された方面隊は原則として所定の方面隊基地に参集し速やかに開設する。（指定避難所及び指定緊急避難場所の近住者を指定）</del>  <del>なお、本市域で震度5強以上を観測した場合、全方面隊は所定の指定避難所及び指定緊急避難場所に参集し速やかに開設する。</del>          また、風水害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令する場合、災害対策本部に切り替え発令するとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所の開設準備を行う。</p> <p>(2) 施設管理は、施設管理者が市災害対策本部方面部から配備された職員等の協力を得て行う。</p> <p>(3) 市（市災害対策本部）と指定避難所及び指定緊急避難場所の連絡、伝達等は、防災行政無線等により行う。ただし、不通時は伝令等により行う。</p> <p>(4) 指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営に携われるよう当該地区の自主防災組織等との連携により行うこととし、その時、世代間や男女間のニーズの違いなどに配慮できる運営体制づくりに留意する。  <del>このような体制を確保するため、各指定避難所の方面隊に1名以上の女性職員を配置するよう努めるとともに、指定避難所ごとに避難所運営マニュアルの策定を促進する。</del>  <del>さらに、市は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について市内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。</del></p> <p>(5) 避難行動要支援者を対象とした二次避難所（福祉避難所）の運営については、市（市災害対策本部）とあらかじめ指定された施設の代表者との連携により行う。</p> <p>(6) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p>	<p><u>等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</u></p> <p>(1) 指定避難所等は、原則あらかじめ指名された方面隊員が、配備指令に基づき開設する。ただし、勤務時間内に開設する場合で緊急を要する場合は、対象となる施設の職員で開設し、方面隊員は速やかに避難所に参集し引き継ぐ。          また、水害・土砂災害に関する避難情報を発令する場合、災害対策本部を立上げ、指定避難所等の開設準備を行う。</p> <p>(2) 施設管理は、施設管理者と方面隊が協力して行う。</p> <p>(3) 市災害対策本部と指定避難所等の連絡、伝達等においては、高槻市災害情報共有システム等を活用する。          また、不通時を想定し防災行政無線の取扱い等を把握し備える。</p> <p>(4) 指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営に携われるよう当該地区の市民防災組織等との連携により行うこととし、その時、年齢や性別などの立場に応じたニーズに配慮できる運営体制づくりに留意する。また、市及び各指定避難所の運営者は、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。なお、各指定避難所の方面隊に1名以上の女性職員を配置するよう努める。</p> <p>(5) 避難行動要支援者を対象とした二次避難所（福祉避難所）の運営については、市災害対策本部とあらかじめ指定された施設の代表者との連携により行う。</p> <p>(6) 指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p>
<p><b>第4 避難指示等の事前準備</b>          市は、<del>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、または災害発生情報</del>といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、大阪管区気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成するとともに、住民に対し、水害・土砂災害ハザードマップ等を通じて周知及び意識啓発に努める。          また、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国〔国土交通省、気象庁〕及び府は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p>	<p><b>第4 避難指示等の事前準備</b>          市は、高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、大阪管区気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成するとともに、住民に対し、水害・土砂災害ハザードマップや<u>防災啓発冊子</u>等を通じて周知及び意識啓発に努める。          また、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国〔国土交通省、気象庁〕及び府は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p>
<p><b>1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b>          (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、国の避難情報等に関するガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。          (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの気象情報を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。</p>	<p><b>1 避難情報判断・伝達マニュアルの作成</b>          (1) 市は、市域内外の河川特性等を考慮し、国の「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」を踏まえ、水害、土砂災害に対する「<u>避難情報の判断・伝達マニュアル</u>」を作成する。          (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの気象情報を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。          (3) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マ</p>

現行計画		修正計画（案）																											
<p>(3) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど適宜、マニュアルを改訂する。</p>		<p>マニュアルを改訂する。</p>																											
<p><b>2 住民への周知・意識啓発</b></p> <p>(1) <del>市及び府は、避難勧告や避難指示（緊急）、または災害発生情報が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。</del></p> <p>(2) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p>		<p><b>2 住民への周知・意識啓発</b></p> <p>(1) <u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>(2) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p>																											
<p><b>避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意情報（警報級の可能性） 【气象台が発表】</td> <td>警報級の現象が予想されているときに発表するもの</td> <td>●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>注意報（大雨、洪水） 【气象台が発表】</td> <td>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがある場合や、河川の上流域での大雨等によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがある場合に発表するもの</td> <td>●ハザードマップ等により、災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>災害による人的被害が予測されるときに、避難行動のための準備や要配慮者<sup>※1</sup>の早めの避難を呼びかけるために発令するもの</td> <td>●家族との連絡、非常持出品の用意等、立退き避難の準備を整え、災害の種別に応じた緊急避難場所へ自発的に避難する ●要配慮者や避難に時間を要する方は、避難の準備を行い、災害の種別に応じた緊急避難場所へ立退き避難を開始する ●要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方は、避難支援者<sup>※2</sup>と連絡を取り合うなどして、災害の種別に応じた緊急避難場所へ避難を開始する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル4</td> <td>避難勧告</td> <td>災害が発生する危険性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階で発令するもの</td> <td rowspan="2">●災害の種別に応じた避難場所へ立退き避難を開始する ●緊急避難場所への立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断した場合には、近隣のより安全な場所・建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内での安全確保措置」<sup>※3</sup>をとる ※避難指示（緊急）が発令された場合は、災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急） （地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令、必ず発令されるものではない）</td> <td>災害が発生する危険性が非常に高く、危険が目前に迫っている段階で発令するもの</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>災害発生情報 （災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令）</td> <td>災害が既に発生している段階で発令するもの</td> <td>●既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</td> </tr> </tbody> </table>		警戒レベル	種別	内容	居住者等に求める行動	警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性） 【气象台が発表】	警報級の現象が予想されているときに発表するもの	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める	警戒レベル2	注意報（大雨、洪水） 【气象台が発表】	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがある場合や、河川の上流域での大雨等によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがある場合に発表するもの	●ハザードマップ等により、災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	災害による人的被害が予測されるときに、避難行動のための準備や要配慮者 <sup>※1</sup> の早めの避難を呼びかけるために発令するもの	●家族との連絡、非常持出品の用意等、立退き避難の準備を整え、災害の種別に応じた緊急避難場所へ自発的に避難する ●要配慮者や避難に時間を要する方は、避難の準備を行い、災害の種別に応じた緊急避難場所へ立退き避難を開始する ●要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方は、避難支援者 <sup>※2</sup> と連絡を取り合うなどして、災害の種別に応じた緊急避難場所へ避難を開始する	警戒レベル4	避難勧告	災害が発生する危険性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階で発令するもの	●災害の種別に応じた避難場所へ立退き避難を開始する ●緊急避難場所への立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断した場合には、近隣のより安全な場所・建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内での安全確保措置」 <sup>※3</sup> をとる ※避難指示（緊急）が発令された場合は、災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する	避難指示（緊急） （地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令、必ず発令されるものではない）	災害が発生する危険性が非常に高く、危険が目前に迫っている段階で発令するもの	警戒レベル5	災害発生情報 （災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令）	災害が既に発生している段階で発令するもの	●既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	<p><u>（削除）</u></p>	
警戒レベル	種別	内容	居住者等に求める行動																										
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性） 【气象台が発表】	警報級の現象が予想されているときに発表するもの	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める																										
警戒レベル2	注意報（大雨、洪水） 【气象台が発表】	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがある場合や、河川の上流域での大雨等によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがある場合に発表するもの	●ハザードマップ等により、災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する																										
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	災害による人的被害が予測されるときに、避難行動のための準備や要配慮者 <sup>※1</sup> の早めの避難を呼びかけるために発令するもの	●家族との連絡、非常持出品の用意等、立退き避難の準備を整え、災害の種別に応じた緊急避難場所へ自発的に避難する ●要配慮者や避難に時間を要する方は、避難の準備を行い、災害の種別に応じた緊急避難場所へ立退き避難を開始する ●要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方は、避難支援者 <sup>※2</sup> と連絡を取り合うなどして、災害の種別に応じた緊急避難場所へ避難を開始する																										
警戒レベル4	避難勧告	災害が発生する危険性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階で発令するもの	●災害の種別に応じた避難場所へ立退き避難を開始する ●緊急避難場所への立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断した場合には、近隣のより安全な場所・建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内での安全確保措置」 <sup>※3</sup> をとる ※避難指示（緊急）が発令された場合は、災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する																										
	避難指示（緊急） （地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令、必ず発令されるものではない）	災害が発生する危険性が非常に高く、危険が目前に迫っている段階で発令するもの																											
警戒レベル5	災害発生情報 （災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令）	災害が既に発生している段階で発令するもの	●既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる																										
<p>※1 <del>要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者</del></p> <p>※2 <del>避難支援者：要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者の避難行動を支援する家族や近隣住民、地域の支援者等</del></p> <p>※3 <del>「屋内での安全確保措置」：屋内での出来るだけ高い場所や、土砂災害の場合、斜面や溪流の反対側の場所などのより安全な場所へ避難すること</del></p>		<p><u>（削除）</u></p>																											
<p><b>第5 避難誘導體制の整備</b></p>		<p><b>第5 避難誘導體制の整備</b></p>																											



現行計画	修正計画（案）
<p><b>1 市及び防災関係機関</b></p> <p>市は、<del>発災時の</del>避難誘導に係る計画をあらかじめ<b>作成</b>するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を住民等に対して周知徹底を図るための措置を講じる。また、周知に<del>あつて</del>は、要配慮者に配慮するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、地域版ハザードマップの作成に<del>あつて</del>は住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>市は、指定緊急避難場所の誘導標識等を設置する場合は、日本<b>工業規格</b>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府<b>と市町村</b>は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z9098）」を用いるよう努める。</p> <p>市及び防災関係機関は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導には、健康状態、日常生活動作の状況等に<b>充</b>分配慮する。特に集団避難が行えるよう、各種地域住民組織と連携した体制づくりに努める。</p> <p>（略）</p>	<p><b>1 市及び防災関係機関</b></p> <p>市は、<u>災害時に対応するため</u>、避難誘導に係る計画をあらかじめ<b>検討</b>するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を住民等に対して周知徹底を図るための措置を講じる。また、周知に<b>当たつて</b>は、要配慮者・<u>避難行動要支援者</u>に配慮するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、地域版ハザードマップの作成に<b>当たつて</b>は住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>市は、指定緊急避難場所の誘導標識等を設置する場合は、日本<b>産業規格</b>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、<b>市と</b>府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z9098）」を用いるよう努める。</p> <p>市及び防災関係機関は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導には、健康状態、日常生活動作の状況等に<b>上</b>分配慮する。特に集団避難が行えるよう、各種地域住民組織と連携した体制づくりに努める。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第6—広域避難体制の整備</b></p> <p>市は、<del>府と協力し、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</del></p> <p><del>また、関西広域連合では、福井、滋賀、京都3府県の要請に基づき、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行うこととしており、市は関西広域連合で定めたカウンターパートである滋賀県高島市からの避難者について、総合スポーツセンターを拠点避難所として受入体制を整備する。</del></p>	<p><b>第6 広域避難体制（大規模水害・土砂災害時）の整備</b></p> <p>市は、<u>淀川の氾濫等に備え、気象状況や降雨の規模、水位予測等の様々な事象を総合的に判断し、先を見越した防災体制の構築や避難情報を発令するなど、大規模水害・土砂災害時の対応について、国・府、学識経験者等の協力を得て、タイムラインの作成や判断基準を検討するとともに、市民への周知を図り、広域避難体制を構築する。</u>また、<u>避難のタイミングを逸した住民等が、浸水想定区域外にある指定緊急避難場所等への立退き避難や、想定浸水深以上の居室等への屋内安全確保ができない場合に、命を守る退避施設として「洪水時緊急安全確保施設」の確保に努める。</u>さらに、<u>府と協力し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</u></p>
<p><b>第7 被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備</b></p> <p>市は、住民の安全確保を図るため、府や建築関係団体と連携しながら、地震により被災した建築物や宅地の危険度の判定を早期に実施できるよう<b>二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。</b>また、市域全体の情報収集を的確かつ早急に判断するため、職員のパトロールをはじめ、他組織や市民等から情報収集を行うとともに、<b>平時</b>から罹災証明との違いなど危険度判定について市民へ周知を行う。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第7 被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備</b></p> <p>市は、住民の安全確保を図るため、府や建築関係団体と連携しながら、地震により被災した建築物や宅地の危険度の判定を早期に実施できるよう二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。また、市域全体の情報収集を的確かつ早急に判断するため、職員のパトロールをはじめ、他組織や市民等から情報収集を行うとともに、<b>平常時</b>から罹災証明との違いなど危険度判定について市民へ周知を行う。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第8 応急仮設住宅等の事前準備</b></p> <p><b>1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定</b></p> <p>市は、あらかじめ<del>各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、<b>応急仮設住宅の建設候補地を選定し、災害時において円滑に利用が図られるよう障害物やライフライン施設の有無などの把握に努める。</b>なお、<b>学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。</b>また、<b>災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。</b></del></p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p><b>第8 応急仮設住宅等の事前準備</b> <span style="float: right;"><u>〔資料編 資60頁〕</u></span></p> <p><b>1 建設型応急住宅建設候補地の事前選定</b></p> <p>市は、<u>災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅等や民間賃貸住宅を借り上げる賃貸型応急住宅の供与も併せて、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努めるなど、総合的に、被災者の応急的、一時的な住宅の確保に努める。</u>また、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、<u>建設型応急住宅</u>の候補地を選定し、災害時において円滑に利用が図られるよう障害物やライフライン施設の有無などの把握に努める。</p> <p><b>2 被災住宅の応急修理等の体制確立</b></p> <p><u>市は、被災住宅の応急修理等を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体との協定を締結するよう努める。</u></p> <p>（略）</p>
<p><b>第10 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、<b>家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成</b>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の人的・物的な実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定<b>の判定実施計画や判定結果を活用した</b>住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、</p>	<p><b>第10 罹災証明書の発行体制の整備</b> <span style="float: right;"><u>〔資料編 資149頁〕</u></span></p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、<b>住家被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行システムの運用</b>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の人的・物的な実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定<b>部局と情報連携して</b>住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。</p>

現行計画	修正計画（案）
被災者に明確に説明するよう努める。	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第11 災害ケースマネジメント体制の整備</b>  <u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p>
<p><b>第7節 緊急物資確保体制の整備</b>            市及び防災関係機関は、災害により家屋の損壊、滅失、浸水、流失等の被害を受け、水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。            また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が<b>平時</b>のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄し、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、<del>備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</del></p> <p><b>第1 給水体制の整備</b> [資料編 資 <del>90</del>頁他]            市は、<del>非常用飲料水と生活用水確保のため、</del>次のことを行う。            (略)</p>	<p><b>第7節 緊急物資確保体制の整備</b>            市及び防災関係機関は、災害により家屋の損壊、滅失、浸水、流失等の被害を受け、水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。            また、備蓄を行うに<b>当たって</b>、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が<b>平常時</b>のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄し、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄に<b>配慮するなど体制の整備に努める。</b></p> <p><b>第1 給水体制の整備</b> [資料編 資 <u>55</u>頁他]            市は、<u>非常用飲料水等を確保するため</u>次のことを行う。            (略)</p>
<p><b>2 応急給水用資機材等の整備・点検</b>            給水車等、仮設給水栓、エンジンポンプ、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の充実を図るとともに、災害時に迅速な対応ができるよう定期的な整備・点検を行う。</p> <p><b>3 応援体制の整備</b>            災害時に応急給水及び水道施設等の応急復旧への協力を要請するため、<del>大阪府水道震災対策相互応援協定をはじめ</del>、関係団体等との協定により応援体制の整備を図る。</p>	<p><b>2 応急給水用資機材等の整備・点検</b>            給水車、仮設給水栓、エンジンポンプ、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の充実を図るとともに、災害時に迅速な対応ができるよう定期的な整備・点検を行う。</p> <p><b>3 応援体制の整備</b>            災害時に応急給水及び水道施設等の応急復旧への協力を要請するため、<u>全国水業事業者による相互応援の仕組みが構築されている日本水道協会との連携を始め</u>、関係団体等との協定により応援体制の整備を図る。</p>
<p><b>4 広報体制の整備・強化</b>            (1) <b>平時</b>における広報            広報誌や市ホームページ等により、災害時に向けた飲料水等の備えについて広報体制の強化を図る。            (2) 災害時における広報  <u>平時</u>の広報手段に加えて、SNS等により応急給水・応急復旧に係る情報及び断水・濁水に係る情報について広報体制の整備を図る。また、住民組織等との連携強化等により情報を迅速に発信できるよう努める。</p> <p><b>5 電話対応窓口の一元化</b>  <del>災害時における住民等からの電話による問合せや情報提供について、</del>窓口の一元化を図る。</p> <p><b>6 応急給水体制の強化</b>            災害時における指定避難所等での応急給水に<b>おいて</b>地域住民が設置する簡易貯水槽の組み立て方法等について方面部と連携しながら、訓練等により地域住民へ周知を図り、応急給水体制の強化を図る。</p>	<p><b>4 広報体制の整備・強化</b>            (1) <b>平常時</b>における広報            広報誌や市ホームページ等により、災害時に向けた飲料水等の備えについて広報体制の強化を図る。            (2) 災害時における広報  <u>平常時</u>の広報手段に加えて、SNS等により応急給水・応急復旧に係る情報及び断水・濁水に係る情報について広報体制の整備を図る。また、住民組織等との連携強化等により情報を迅速に発信できるよう努める。</p> <p><b>5 災害時コールセンターの設置</b>  <u>災害時の給水に係る住民等からの電話による問合せや情報提供について、</u>窓口の一元化を図るため、<u>必要に応じてコールセンターを設置する。</u></p> <p><b>6 応急給水体制の強化</b>            災害時における指定避難所等での応急給水については、地域住民が設置する簡易貯水槽の組み立て方法等について方面部と連携しながら、訓練等により地域住民へ周知を図り、応急給水体制の強化を図る。</p> <p><b>7 井戸水による生活用水の確保</b>  <u>災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。</u></p>
<p><b>第2 食料・生活必需品の確保</b> [資料編 資 <u>94</u>頁]            市は、府・防災関係機関・緊急物資協定企業と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。</p>	<p><b>第2 食料・生活必需品の確保</b> [資料編 資 <u>59</u>頁]            市は、府・防災関係機関・緊急物資協定企業と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。<u>また、備蓄品の調達に当たっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。</u></p>
<p><b>1 重要物資の備蓄</b>            市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、<del>被災者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で 1：1 を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。</del>  <del>必要量は、直下型地震（1 日分）と南海トラフ巨大地震（3 日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。</del>  <del>本市では、直下型地震である有馬高槻断層帯地震において想定される避難所避難者数をもとに必要量の算出を行う。</del></p>	<p><b>1 重要物資の備蓄</b>            市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、<u>避難者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で 1：1 を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。</u></p>
<p><b>2 その他の物資の確保</b></p>	<p><b>2 その他の物資の確保</b></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>下記の<b>物資の確保体制を整備する</b>。</p> <p>(1) 精米、即席麺<b>など</b>の主食                      (2) ボトル水・缶詰水等の飲料水                      (3) 野菜、漬物、菓子類など                      (4) 被服（肌着等）                      (5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）                      (6) 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）                      (7) 日用品（石けん、タオル、<b>ちり紙</b>、歯ブラシ、ラップ等）                      (8) 医薬品等（常備薬、救急セット）  <del>(9) 仮設風呂・仮設シャワー</del>  <del>(10) 高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、<b>盲人</b>用つえ、補聴器、点字器等）</del>                      (11) 棺桶、遺体袋                      (12) <del>簡易ベッド（ダンボールベッド）、パーティション</del>                      (13) <del>ブルーシート</del> <b>等</b></p>	<p><b>国、府からのプッシュ型配送物資を含め、下記の物資の確保に努める。</b></p> <p>(1) 精米、即席麺<b>等</b>の主食                      (2) ボトル水・缶詰水等の飲料水                      (3) 野菜、漬物、菓子類など                      (4) 被服（肌着等）                      (5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）                      (6) 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）                      (7) 日用品（石けん、タオル、<b>ティッシュペーパー</b>、歯ブラシ、ラップ等）                      (8) 医薬品等（常備薬、救急セット、<b>マスク、消毒液</b>）                      (9) <b>ブルーシート、土のう袋</b>                      (10) 仮設風呂・仮設シャワー                      (11) <b>簡易ベッド、間仕切り等</b>                      (12) <b>要援護</b>高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、<b>視覚障がい者</b>用つえ、補聴器、点字器等）                      (13) 棺桶、遺体袋</p>
<p><b>3 備蓄・供給体制の整備</b>                      避難者のニーズに沿った物資配送の円滑化や初期におけるプッシュ型配送物資など物資輸送体制を<b>検討する</b>とともに、関係対策部と情報の共有、連携の強化を図る。また、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努め、民間事業者との協定等により物資の確保を図るとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。</p> <p>(1) できる限り指定避難所<b>や指定緊急避難場所及びその周辺での備蓄倉庫の確保</b></p> <p>(2) 備蓄物資の点検及び更新                      (略)                      (5) <b>市物資拠点</b>から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備</p>	<p><b>3 備蓄・供給体制の整備</b>                      避難者のニーズに沿った物資配送の円滑化や初期におけるプッシュ型<b>の</b>配送物資など物資輸送体制を<b>確保するため、物資調達・輸送調整等支援システムの適切な運用など</b>関係対策部と情報の共有、連携の強化を図る。また、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努め、民間事業者との協定等により物資の確保を図るとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。<b>さらに平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</b></p> <p>(1) できる限り指定避難所<b>等やその周辺にて備蓄倉庫を確保（分散備蓄品）</b>  <b>総合センター、古曽部防災公園、安満遺跡公園、元障がい福祉課倉庫（旧かしのき園）、北消防署警手分置地下倉庫、高槻城公園芸術文化劇場倉庫及び59の小・中学校等の空教室やプレハブ倉庫等</b>                      (2) 備蓄物資の点検及び更新                      (略)                      (5) <b>救援物資の受援拠点</b>から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備</p>
<p align="center"><b>第8節 ライフライン確保体制の整備</b></p> <p>(略)</p>	<p align="center"><b>第8節 ライフライン確保体制の整備</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第1 水道</b>  <b>1 応急復旧体制</b>                      (略)  <b>3 防災訓練の実施</b>                      水道施設の早期復旧及び水道水の安全供給のため、府、市等主催の訓練等へ参加するなどして、破損水道管の復旧、応急給水訓練等を行う。                      また、<b>自主防災組織</b>等と協働して応急給水訓練を行う。  <b>4 相互応援体制の整備</b>                      災害発生時速やかに応急復旧を行うため、<b>北大阪上水道協議会の会員である7市3町で締結している「上水道事業相互応援に関する覚書」</b>に基づき資機材等の応援体制の整備、強化に努める。</p>	<p><b>第1 水道（市）</b>  <b>1 応急復旧体制の強化</b>                      (略)  <b>3 防災訓練の実施</b>                      水道施設の早期復旧及び水道水の安全供給のため、府、市等主催の訓練等へ参加するなどして、破損水道管の復旧、応急給水訓練等を行う。                      また、<b>市民防災組織</b>等と協働して応急給水訓練を行う。  <b>4 応援体制の整備</b>                      災害発生時速やかに応急復旧を行うため、<b>日本水道協会や、関係団体との協定等</b>に基づき資機材等の応援体制の整備、強化に努める。</p>
<p><b>第2 下水道</b>                      下水道施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施するために防災体制の整備を行う。  <b>1 応急復旧体制</b>                      (1) 被害の発生しやすい箇所、設備・管渠の老朽箇所について、<b>平時</b>から把握に努め対策を講じる。                      (2) 応急復旧が迅速に行えるよう施設図、管路図を整備する。                      (略)  <b>4 協力応援体制の整備</b></p>	<p><b>第2 下水道（市）</b>                      下水道施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施するために防災体制の整備を行う。  <b>1 応急復旧体制の強化</b>                      (1) 被害の発生しやすい箇所、設備・管渠の老朽箇所について、<b>平常時</b>から把握に努め対策を講じる。                      (2) 応急復旧が迅速に行えるよう施設図、管路図を整備する。                      (略)  <b>4 協力応援体制の整備</b></p>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき近隣市町との協力応援体制の整備強化に努める。</del></p>	<p>災害発生時速やかに応急復旧を行うため、日本下水道事業団や関係団体との協定等応援体制の整備、強化に努める。</p>
<p><b>第3 電力（関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）</b>            災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ確かな応急復旧を行うために防災体制を整備する。  <b>1 応急復旧体制の強化</b>            (略)            (5) <b>平時</b>から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。            (6) 防災関係機関との連携強化により<b>平時</b>の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。            (略)</p>	<p><b>第3 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）</b>            災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ確かな応急復旧を行うために、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による</u>防災体制を整備する。  <b>1 応急復旧体制の強化</b>            (略)            (5) <b>平常時</b>から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。            (6) 防災関係機関との連携強化により<b>平常時</b>の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。            (略)</p>
<p><b>第4 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）</b>            (略)</p>	<p><b>第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）</b>            (略)</p>
<p><b>第6 住民への広報</b>            ライフラインに関わる事業者は、施設の被害状況及び今後の状況について広報を行い、住民の不安の解消に努める。  <b>1</b> 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。  <b>2</b> 関西電力送配電株式会社並びに大阪<del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del>北東部<b>導管部</b>は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。  <b>3</b> 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。            (略)</p>	<p><b>第6 住民への広報</b>            ライフラインに関わる事業者は、施設の被害状況及び今後の状況について広報を行い、住民の不安の解消に努める。  <b>1</b> 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。  <b>2</b> 関西電力送配電株式会社並びに大阪<b>ガスネットワーク株式会社</b>北東部<b>事業部</b>は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。  <b>3</b> 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。            (略)</p>
<p><b>第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</b>            (略)  <b>3 防災訓練の実施</b>            (1) <b>防災</b>を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</p>	<p><b>第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</b>            (略)  <b>3 防災訓練の実施</b>            (1) <b>応急復旧等</b>を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第9節 交通確保体制の整備</b></p> <p>鉄軌道並びに道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、体制の整備に努める。</p> <p><b>第1 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、<del>日本貨物鉄道株式会社</del>、阪急電鉄株式会社）</b>            鉄軌道<b>管理</b>者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備に努めるとともに、災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。  <u>（新設）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 交通確保体制の整備</b></p> <p>鉄道並びに道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、体制の整備に努める。</p> <p><b>第1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）</b>            鉄道<b>事業</b>者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備に努めるとともに、災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。  <u>また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第10節 避難行動要支援者への支援体制の整備</b></p> <p>(略)  <b>第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備</b>            市は、<del>「高槻市災害時要援護者支援マニュアル&lt;Ⅰ&gt;」及び「高槻市災害時要援護者支援マニュアル&lt;Ⅱ&gt;」</del>に基づき、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、体制の整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 避難行動要支援者への支援体制の整備</b></p> <p>(略)  <b>第1 避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する支援体制整備</b>            市は、災害時要援護者支援マニュアル等に基づき、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、体制の整備に努める。</p>
<p><b>1 避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）の作成</b></p>	<p><b>1 避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）の作成と提供</b></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、介護保険の要介護4・5の認定を受けた者、ひとり暮らし高齢者（<del>65</del>歳以上）、身体障がい者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者について、関係課が保有する以下の情報を収集し、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）を作成するとともに、定期的な更新を行う。<del>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</del></p> <p>(略)</p> <p>(7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項 <u>(新設)</u></p>	<p>市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、介護保険の要介護4・5の認定を受けた者、ひとり暮らし高齢者（<u>75</u>歳以上）、身体障がい者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者について、関係課が保有する以下の情報を収集し、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）を作成するとともに、定期的な更新を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項 <del>また、市は、災害の発生に備え、地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる住民組織や民生委員児童委員等の関係団体に対し、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）情報の提供を行う。</del></p>
<p><del>2 避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）情報の提供</del></p> <p>市は、災害の発生に備え、地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる民生委員児童委員等の関係団体に対し、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）情報の提供を行う。 <del>なお、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）情報の提供にあたっては、提供を受ける関係団体に対し、漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。</del></p> <p><del>また、市は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保について配慮に努める。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2 個別避難計画の作成と提供</u></p> <p>市は、避難支援等の円滑な実施に向けて、住民組織や民生委員児童委員等の地域福祉活動団体、福祉専門職、市民防災組織等の避難支援等に携わる関係者(避難支援等関係者)と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、本人の同意を得て個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>なお、個別避難計画の作成にあたっては、名簿情報に加え、以下の情報を収集するとともに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更などを適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。</p> <p>(1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施するものをいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号、その他連絡先</p> <p>(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>(3) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</p> <p>また、市は、個別避難計画の実効性を確保する観点から、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得たうえで、避難支援等関係者に対してあらかじめ個別避難計画を提供するなど、多様な主体の協力を得ながら、避難訓練の実施等を通じて避難行動要支援者に対する情報伝達体制や安否確認体制の整備充実を図るとともに、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保について配慮に努める。</p> <p>なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者への必要な情報の提供その他の必要な配慮に努める。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>3 情報の管理</u></p> <p>市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、情報漏えいを防止するため、セキュリティ上の措置を講じるとともに、当該情報の提供にあたっては、提供を受ける関係団体等に対し、漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>また、庁舎が被災する事態等が生じた場合においても当該情報の活用に支障が生じないように名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・管理運用等にデジタル技術を活用するよう検討する。</p>
<p><u>3 情報伝達体制の整備</u></p> <p>市は、避難行動要支援者に対して災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制 <del>について配慮する。</del></p>	<p><u>4 情報伝達体制・安否確認体制の整備</u></p> <p>市は、避難行動要支援者に対して災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制 <u>の整備に努めるとともに、地域で避難行動要支援者支援に携わる民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、市民防災組織や避難行動要支援者の状況を平常時から把握している事業所等と連携・協力し、避難行動要支援者に対する安否確認等の支援体制の整備に努める。</u></p>
<p><u>4 安否確認体制の整備</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

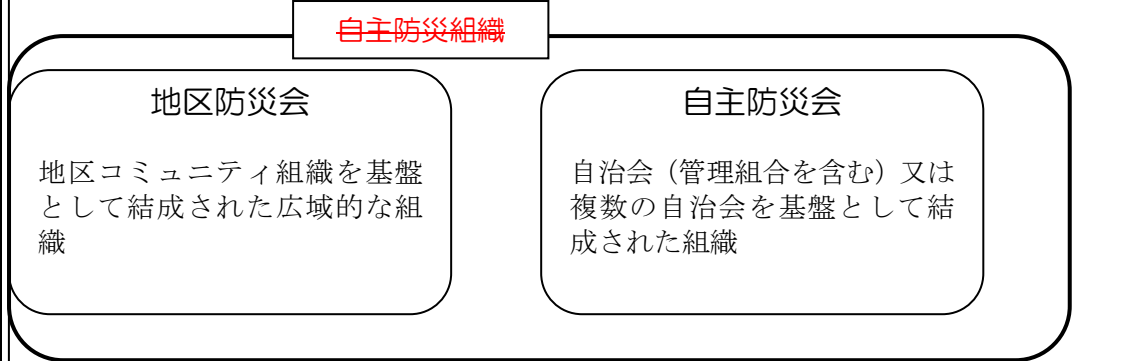
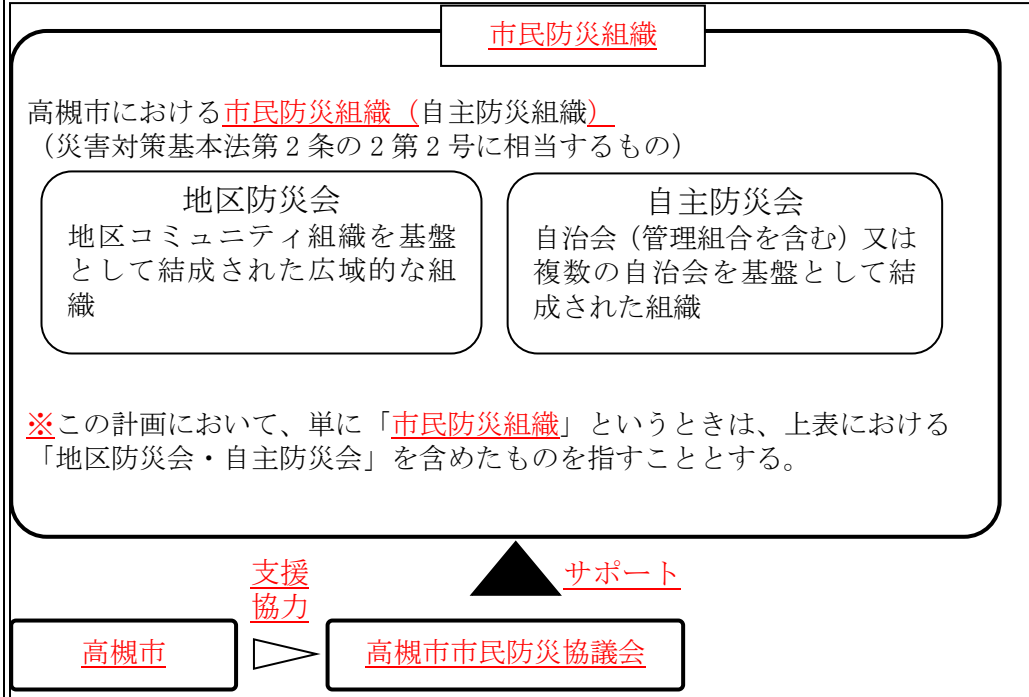
現行計画	修正計画（案）
<p><del>市は、地域で避難行動要支援者支援に携わる民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、自主防災組織や地域包括支援センター等や避難行動要支援者の状況を平時から把握している事業所等と連携・協力し、避難行動要支援者に対する安否確認等の支援体制の整備に努める。</del></p>	
<p><b>第2 二次避難所（福祉避難所）の指定</b> 市は、避難行動要支援者等が安心して生活が送れるよう、指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者等を受け入れる施設を二次避難所（福祉避難所）として<b>指定するとともに</b>、その役割について住民に周知する。<del>又</del>、二次避難所（福祉避難所）の管理者等と連携を図り、避難所開設及び運営等についての体制確保に努める。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第2 二次避難所（福祉避難所）の指定</b> 市は、避難行動要支援者等が安心して生活が送れるよう、指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者等を受け入れる施設を二次避難所（福祉避難所）として、<u>受入れ対象を特定して公示し</u>、その役割について住民に周知する。<u>また</u>、二次避難所（福祉避難所）の管理者等と連携を図り、避難所開設及び運営等についての体制確保に努める。<u>なお、個別避難計画等の作成を進める中で、二次避難所（福祉避難所）への直接避難についても検討を進める。</u></p> <p>（略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第11節 帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p><del>市は、府が民間企業や団体等と連携を図りながら推進に努める帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、災害発生時の社会的混乱等を防止するため、府と連携し帰宅困難者支援体制の整備に努める。</del></p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒、火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもあるため、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。</p> <p><del>また、市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。情報の提供にあたっては、防災機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</del></p> <p>なお、具体的な対策については、<del>国、府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど</del>、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11節 帰宅困難者支援体制の整備</b></p> <p><u>大規模地震等により、公共交通機関等が停止した場合に、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが想定される。</u>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒、火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもあるため、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。</p> <p>なお、具体的な対策については、<u>関西広域連合が策定した「関西帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ</u>、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第2 駅周辺における滞留者の対策</b> 駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は民間事業者との覚書等に基づき一時滞在施設等の確保に努める<b>など</b>、<u>平時</u>から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。<del>併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。</del></p>	<p><b>第2 駅周辺における滞留者の対策</b> 駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は民間事業者との覚書等に基づき一時滞在施設等の確保に努める<u>とともに</u>、<u>平常時</u>から<b>鉄道事業者</b>と訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。<u>併せて、帰宅困難者に地域の救援活動に対する応援について働きかけを行う。</u></p>
<p><b>第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発</b> 市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。情報の提供に<b>あたら</b>ては、防災機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</p>	<p><b>第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発</b> 市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。情報の提供に<b>当た</b>っては、防災機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</p>
<h2 style="text-align: center;">第2章 地域防災力の向上</h2>	<h2 style="text-align: center;">第2章 地域防災力の向上</h2>
<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災意識の高揚</b></p> <p>市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と、災害初動対応スキルの習得に<b>寄与するよう</b>努める。また、実施に<b>あたら</b>ては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p><b>第1 防災知識の普及啓発等</b> 各種災害について防災活動の円滑な遂行を<b>実施する</b>ため、市職員、防災関係機関の構成員及び住民に対し、<del>災害手防、災害応急対策等の防災知識の普及・啓発を図る。</del></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災意識の高揚</b></p> <p>市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と、災害初動対応スキルの習得に努める。また、実施に<b>当た</b>っては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p><b>第1 防災知識の普及啓発等</b> 各種災害について防災活動の円滑な遂行を<b>図る</b>ため、<u>気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに</u>、市職員、防災関係機関の構成員及び住民</p>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得よう取り組む。</del></p> <p>また、防災（<del>防災・減災への取組実施機関</del>）と福祉（<del>地域包括支援センター・ケアマネジャー等</del>）の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>に対し、<u>地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な災害予防、災害応急対策等の防災教育や避難訓練を実施する。</u>特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得よう取り組む。また、防災と福祉の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p><u>併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p>
<p>1 普及・啓発の内容</p> <p>(1) 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の<b>様態</b>や危険性</li> <li>㊧ 各防災機関の防災体制（初期活動・応急活動）の構築</li> <li>㊨ 地域における危険箇所等の把握</li> <li>㊩ 過去の災害から得られた教訓の伝承</li> </ul> <p><u>（新設）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊪ 地域社会への貢献</li> <li>㊫ 応急対応、復旧・復興に関する知識</li> <li>㊬ 避難生活時における健康管理等に関する知識</li> <li>㊭ 指定避難所等における多様な被災者への配慮に関する知識</li> </ul> <p>(2) 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊮ 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄</li> <li>㊯ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</li> <li>㊰ 自動車へのこまめな満タン給油</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊱ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</li> <li>㊲ 負傷の防止や避難路確保の観点から、家具や什器の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</li> <li>㊳ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</li> <li>㊴ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</li> <li>㊵ <u>自主防災組織</u>活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加</li> <li>㊶ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性</li> <li>㊷ 警報等発表時や<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難<b>勧告</b>、<del>避難指示（緊急）</del>といった避難情報の発令時にとるべき行動</li> <li>㊸ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</li> </ul> <p>(3) 災害時の行動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊹ 初期消火、救出救護活動、心肺蘇生法、応急手当の方法</li> <li>㊺ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</li> <li>㊻ 情報の入手方法</li> <li>㊼ 身の安全の確保方法</li> <li>㊽ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味</li> <li>㊾ 緊急地震速報を確認した場合に具体的にとるべき行動</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊿ 南海トラフ地震臨時情報等の内容</li> <li>㊽ 避難行動要支援者を含む要配慮者への支援</li> <li>㊾ 避難生活に関する知識</li> <li>㊿ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</li> <li>㊽ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</li> <li>㊾ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</li> </ul>	<p>1 普及・啓発の内容</p> <p>(1) 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の<b>態様</b>や危険性</li> <li>イ 各防災機関の防災体制（初期活動・応急活動）の構築<u>及び講ずる措置</u></li> <li>ウ 地域における危険箇所等の把握</li> <li>エ 過去の災害から得られた教訓の伝承</li> <li>オ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></li> <li>カ 地域社会への貢献</li> <li>キ 応急対応、復旧・復興に関する知識</li> <li>ク 避難生活時における健康管理等に関する知識</li> <li>ケ 指定避難所等における多様な被災者への配慮に関する知識</li> </ul> <p>(2) 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 最低3日間<u>分</u>できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄</li> <li>イ 非常持出品（<u>貴重品、避難用具、救急箱（常備薬等）、処方薬（お薬手帳含む）、非常食品、衛生用品等</u>）の準備</li> <li>ウ 自動車へのこまめな満タン給油</li> <li>エ <u>「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の理解と事前の準備</u></li> <li>オ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</li> <li>カ 負傷の防止や避難路確保の観点から、家具や什器の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</li> <li>キ 指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所</u>・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</li> <li>ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</li> <li>ケ <u>市民防災組織</u>活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加</li> <li>コ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性</li> <li>サ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、<u>緊急安全確保</u>といった避難情報の発令時にとるべき行動</li> <li>シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</li> </ul> <p>(3) 災害時の行動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 初期消火、救出救護活動、心肺蘇生法、応急手当の方法</li> <li>イ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</li> <li>ウ 情報の入手方法</li> <li>エ 身の安全の確保方法</li> <li>オ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味</li> <li>カ 緊急地震速報を確認した場合に具体的にとるべき行動</li> <li>キ <u>長周期地震動階級の内容</u></li> <li>ク 南海トラフ地震臨時情報等の内容</li> <li>ケ 避難行動要支援者を含む要配慮者への支援</li> <li>コ 避難生活に関する知識</li> <li>サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</li> <li>シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</li> <li>ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</li> </ul>

現行計画	修正計画（案）
<p>2 普及・啓発の方法</p> <p>(1) <b>広報</b> 防災知識、防災に関する計画等の市広報誌による周知徹底</p> <p>(2) <b>パンフレット類</b> 防災パンフレット、<b>ビデオ</b>等を活用した普及啓発</p> <p>(3) 防災に関する講座、講演、教室等の開催 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。</p> <p>(4) 放送機関 地域のケーブルテレビジョン等との連携による普及啓発</p> <p>(5) 生涯学習としての防災教育 各種イベント、地域の諸活動と連携した普及啓発</p>	<p><b>セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</b> <b>ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動</b></p> <p>2 普及・啓発の方法</p> <p>(1) <b>広報誌</b> 防災知識、防災に関する計画等の市広報誌による周知徹底</p> <p>(2) <b>防災啓発冊子等</b> 防災<b>啓発冊子</b>やパンフレット、<b>動画</b>等を活用した普及啓発</p> <p>(3) 防災に関する講座、講演、教室等の開催 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。</p> <p>(4) 放送機関 地域のケーブルテレビジョン等との連携による普及啓発</p> <p>(5) 生涯学習としての防災教育 各種イベント、地域の諸活動と連携した普及啓発</p>
<p>第2 防災教育</p> <p>1 学校における防災教育</p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、<b>小・中学校等の学年</b>に応じた防災教育を実施する。</p> <p>また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p>① 気象、地形、地震、津波についての正しい知識</p> <p>② 防災情報の正しい知識</p> <p>③ 気象予警報や避難情報等の意味</p> <p>④ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法</p> <p>⑤ 災害等についての知識</p> <p>⑥ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成</p> <p>(2) 教育の方法</p> <p>① 防災週間等を利用した訓練の実施</p> <p>② <b>教育用</b>防災副読本、映像資料等の活用</p> <p>③ 系統的・体系的な防災教育の推進</p> <p>④ 防災教育啓発施設の利用</p> <p>⑤ 防災関係機関との連携</p> <p>⑥ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用</p> <p>⑦ <b>自主防災組織</b>、ボランティア等との連携</p> <p>(3) 学校安全の手引 「学校安全の手引」を活用し、学校における教育活動全体を通じた実践的な防災教育をする。</p> <p>(4) 校内防災体制の確立 学校は、児童生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、学校安全計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</p> <p>(5) 災害時の備蓄品 学校は、市と連携して、児童生徒が在学中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情や必要性に応じて食<b>糧</b>や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の整備に努める。</p>	<p>第2 防災教育</p> <p>1 学校における防災教育</p> <p>防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における<b>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた</b>防災教育が重要である。学校は、児童生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、<b>発達段階</b>に応じた防災教育を実施する。</p> <p>また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p><b>ア</b> 気象、地形、地震、津波についての正しい知識</p> <p><b>イ</b> 防災情報の正しい知識</p> <p><b>ウ</b> 気象予警報や避難情報等の意味</p> <p><b>エ</b> 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法</p> <p><b>オ</b> 災害等についての知識</p> <p><b>カ</b> ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成</p> <p>(2) 教育の方法</p> <p><b>ア</b> 防災週間等を利用した訓練の実施</p> <p><b>イ</b> <b>安全教育</b>防災副読本「<b>たかつき安全NOTE</b>」、映像資料等の活用</p> <p><b>ウ</b> 系統的・体系的な防災教育の推進</p> <p><b>エ</b> 防災教育啓発施設の利用</p> <p><b>オ</b> 防災関係機関との連携</p> <p><b>カ</b> 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用</p> <p><b>キ</b> <b>市民防災組織</b>、ボランティア等との連携</p> <p>(3) <b>教職員の研修</b> <b>市教育委員会は、地震、風水害・土砂災害に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。</b></p> <p>(4) 学校安全の手引 「学校安全の手引」を活用し、学校における教育活動全体を通じた実践的な防災教育をする。</p> <p>(5) 校内防災体制の確立 学校は、児童生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、学校安全計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</p> <p>(6) 災害時の備蓄品 学校は、市と連携して、児童生徒が在学中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情や必要性に応じて食<b>料</b>や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の整備に努める。</p>



現行計画	修正計画（案）
<p><del>2 教職員の研修</del> 市教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><b>3 防災教育の研究</b> 児童生徒が自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、「主体的に行動する態度」の育成、指導者となる視点から、児童生徒が安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上が図られるよう防災教育の指導方法等について研究を行う。</p>	<p><b>2 防災教育の研究</b> 児童生徒が自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、「主体的に行動する態度」の育成、指導者となる視点から、児童生徒が安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上が図られるよう防災教育の指導方法等について研究を行う。</p>
<p><b>4 消防団等による防災教育</b> 市は、消防団や消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。</p>	<p><b>3 消防団等が参画した防災教育</b> 市は、消防団や消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。</p>
<p><b>第3 災害教訓の伝承</b> 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	<p><b>第3 災害教訓の伝承</b> <span style="float: right;">[資料編 資100頁]</span> 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2節 自主防災体制の整備</b></p> <p><del>大地震、風水害等の災害が発生した場合には、電話の不通、道路・橋の損壊、建物の倒壊、同時に各地で発生する火災等により、防災機関の活動が遅れたり阻害されたりすることが予想され、被害の防止、軽減を図るためには住民等による自主的な初期防災活動等が極めて重要となる。</del> <del>そこで、市は、自分たちの地域を自分たちで守るため、地域及び事業所等の単位で、平時から防災活動や訓練を積み重ね、災害時に迅速かつ効果的な行動がとれるよう自主防災体制の整備に努める。</del></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 自主防災体制の整備</b></p> <p><u>市及び府は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。</u></p>
<p><b>第1 地区防災計画の策定等</b> <del>市内の一定の地区内の住民（自主防災組織等）及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画も促進しつつ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高槻市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。</del> <del>市は、地区防災計画ガイドライン（内閣府）等の周知を図るとともに、地区防災計画の作成を支援する。</del> <del>高槻市防災会議は、高槻市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、高槻市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。</del> <del>なお、高槻市防災会議は、高槻市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、高槻市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。</del></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第1 地区防災計画の策定等</b> <u>人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、市民防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。</u> <u>また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高槻市防災会議に提案するなど、当該地区と連携して防災活動を行う。</u> <u>高槻市防災会議は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組みを支援する。</u> <u>なお、高槻市防災会議は、本計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、高槻市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。</u> <u>また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。</u></p>
<p><b>第2 自主防災組織の育成</b> 市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、<u>自主防災組織</u>の結成及び育成に努める。その際、女性の参画を促進し、様々な世代の女性の意見を反映させやすい組織づくりに努める。</p>	<p><b>第2 市民防災組織（自主防災組織）の育成</b> 市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、<u>市民防災組織</u>の結成及び育成に努める。その際、女性の参画を促進し、様々な世代の女性の意見を反映させやすい組織づくりに努める。<u>また、市民防災組織を中心に各種団体や事業者など更なる連携強化や、防災活動を担う人材育成等をサポートする市民防災協議会の活動の支援・協力を行う。</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>高槻市における自主防災組織 (災害対策基本法第2条の2第2号に相当するもの)</p>  <p>この計画において、単に「<u>自主防災組織</u>」というときは、上表における「地区防災会・自主防災会」を含めたものを指すこととする。</p>	<p>高槻市における<u>市民防災組織</u>（<u>自主防災組織</u>） (災害対策基本法第2条の2第2号に相当するもの)</p>  <p>※この計画において、単に「<u>市民防災組織</u>」というときは、上表における「地区防災会・自主防災会」を含めたものを指すこととする。</p>
<p><b>1 活動内容</b>  <u>平時</u>及び災害時の防災活動として、次の<u>ような内容</u>を地域の事情に応じて行う。とりわけ、広域的な活動を行う地区防災会は、広域的な情報収集伝達等や方面隊と連携した指定避難所運営なども担う。</p> <p>(1) <u>平時</u>の活動          (略)          ㊤ 災害発生時の活動要領の習得          情報伝達、避難、消火・救急処置、指定避難所運営、炊き出し訓練等          (略)          (2) 災害時の活動          (略)          ㊦ 物資分配          炊き出し等による給食<del>一</del>及び救援物資（食料、飲料水、毛布等）の<u>指定避難所への運搬</u>、分配          (略)</p>	<p><b>1 <u>市民防災組織</u>の活動内容</b>  <u>平常時</u>及び災害時の防災活動として、次の<u>内容等</u>を地域の事情に応じて行う。とりわけ、広域的な活動を行う地区防災会は、広域的な情報収集伝達等や方面隊と連携した指定避難所運営なども担う。</p> <p>(1) <u>平常時</u>の活動          (略)          ㊦ 災害発生時の活動の習得          情報伝達、避難、消火・救急処置、指定避難所運営、炊き出し訓練等          (略)          (2) 災害時の活動          (略)          ㊦ 物資分配          炊き出し等による給食及び救援物資（食料、飲料水、毛布等）の<u>受取</u>、分配          (略)</p>
<p><b>2 育成方法</b>          地域の実情に応じた<u>自主</u>防災組織の育成に努める。</p> <p>(1) <u>自主</u>防災組織の必要性の啓発          (2) <u>自主</u>防災組織に対する情報提供          (3) <u>自主</u>防災組織に対する講演会研修会の実施          (4) <u>自主</u>防災組織が実施する防災訓練等への支援          (5) <u>自主</u>防災組織に対する防災資機材の整備支援          (6) <u>防災指導員（リーダー等）</u>の育成（養成講習会等の開催）          (7) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施          (略)</p>	<p><b>2 育成方法</b>          地域の実情に応じた<u>市民</u>防災組織の育成に努める。</p> <p>(1) <u>市民</u>防災組織の必要性の啓発          (2) <u>市民</u>防災組織に対する情報提供          (3) <u>市民</u>防災組織に対する講演会研修会の実施          (4) <u>市民</u>防災組織が実施する防災訓練等への支援          (5) <u>市民</u>防災組織に対する防災資機材の整備支援          (6) <u>防災リーダー（防災指導員等）</u>の育成（養成講習会等の開催）          (7) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施          (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>4 <u>高槻市市民防災協議会における市民防災組織へのサポート</u></b>  <u>高槻市市民防災協議会</u>は、<u>市との協働により各種防災施策や人材育成手法を検討するとともに、各地区の防災活動を支援することで、市民防災組織を核に各種機関・団体と連携した防災活動を推進し、更なる地域防災力の向上を図るため、次の事項について推進を図る。</u></p> <p>(1) <u>自助・共助力の向上に関する調査研究に関すること</u>          (2) <u>市民防災組織の活動支援に関すること</u></p>

現行計画	修正計画(案)
	<p><u>(3) 防災リーダーの育成に関すること</u>  <u>(4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること</u></p>
<p><b>第3 事業者による自主防災体制の整備</b>  <b>1 啓発の内容</b>  (1) 平時の活動  ① <u>事業継続計画(BCP)の作成</u>  ② <u>事業継続マネジメント(BCM)※の実施</u>  ※：<u>事業継続マネジメント(BCM)</u>  <u>BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。(引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより)</u>  ③ <u>防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用など)</u>  ④ <u>災害発生の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など)</u>  ⑤ <u>災害発生への備え(飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など)</u>  ⑥ <u>災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など)</u>  ⑦ <u>地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力など)</u>  ⑧ <u>市との物資等提供の協定締結など、協力体制の構築(特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者)</u>  ⑨ <u>事業継続が可能(72時間)となる非常用電源の確保(特に病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等)</u>  (2) 災害時の活動  ① <u>避難誘導</u>従業員・利用者の生命の安全確保(安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への支援など)  ② <u>救出・救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)</u>  ③ <u>出火防止・初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など)</u>  ④ <u>情報伝達(地域内での被害情報の高槻市への伝達、救護情報などの周知など)</u>  ⑤ <u>地域活動への貢献(自主防災組織・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など)</u></p>	<p><b>第3 事業者による自主防災体制の整備</b>  <b>1 啓発の内容</b>  (1) <u>平常時</u>の活動  <u>ア 事業継続計画(BCP)の策定・運用(削除)</u>  <u>イ 防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用等)</u>  <u>ウ 災害発生の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等)</u>  <u>エ 災害発生への備え(飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等)</u>  <u>オ 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等)</u>  <u>カ 地域活動への貢献(防災訓練等)地域活動への参加、市民防災組織との協力(削除)</u>  (2) 災害時の活動  <u>ア 従業員・利用者の生命の安全確保(安否確認(従業員の家族含む。)、避難誘導、避難行動要支援者への援助等)</u>  <u>イ 救出・救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等)</u>  <u>ウ 出火防止・初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等)</u>  <u>エ 情報伝達(地域内での被害情報の市への伝達、救護情報などの周知等)</u>  <u>オ 地域活動への貢献(市民防災組織や)防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など)</u></p>
<p><b>第4 救助活動の支援</b> [資料編 資 97頁]  市及び防災関係機関は、地域住民による<u>自主防災組織等</u>が自発的に行う救助、救護活動を支援、助成をするため、必要な資機材を計画的に整備する。  <del>総合センター、古曽部防災公園、障がい福祉課倉庫(旧かしのき園)、消防警手分署地下倉庫及び59の小・中学校等に災害用備蓄倉庫を設け、資機材等を整備する。</del>  (略)</p>	<p><b>第4 救助活動の支援</b> [資料編 資 62頁]  市及び防災関係機関は、地域住民による<u>市民防災組織等</u>が自発的に行う救助、救護活動を支援、助成をするため、必要な資機材を計画的に整備する。  (略)</p>
<p><b>第3節 ボランティアの活動環境整備</b>  市、府、大阪府社会福祉協議会、高槻市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、協定の締結など必要な環境整備を図る。  (略)</p>	<p><b>第3節 ボランティアの活動環境整備</b>  市、府、大阪府社会福祉協議会、高槻市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、<u>災害</u>中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、協定の締結など必要な環境整備を図る。  <u>市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、高槻市社会福祉協議会等との役割分担や災害ボランティアセンターの設置予定場所等について定める。</u>  (略)</p>
<p><b>4 活動支援体制の整備</b>  (1) ボランティア活動のために必要な資機材などの調査を行い、事前に準備するよう努める。  (2) ボランティア本人とボランティア活動中における対人及び対物保険に加入する方法等について検討を</p>	<p><b>4 活動支援体制の整備</b>  <u>市及び高槻市社会福祉協議会等は、協力して次の事項について活動体制の整備を図る。</u>  (1) ボランティア活動のために必要な資機材などの調査を行い、事前に準備するよう努める。  (2) ボランティア本人とボランティア活動中における対人及び対物保険に加入する方法等について検討を</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>行う。 (3) ボランティア活動を円滑に進めるため、<b>平時</b>から各種支援団体等とのネットワーク構築に努める。</p>	<p>行う。 (3) ボランティア活動を円滑に進めるため、<b>平常時</b>から各種支援団体等とのネットワーク構築に努める。</p>
<p><b>5 情報共有会議の整備・強化</b> 市及び府は、NPO・ボランティア・社会福祉協議会等と連携し、<b>平時</b>の事前登録、<b>研修制度</b>、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p><b>5 情報共有会議の整備・強化</b> 市及び府は、NPO・ボランティア・社会福祉協議会等と連携し、<b>平常時</b>の事前登録、<b>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度</b>、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 企業防災の促進</b></p> <p><b>4—事業継続計画（BCP）の策定等</b> 事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。</p> <p><b>① 事業者</b></p> <p><b>ア</b> 事業継続計画（BCP）の策定・運用 被災による業務中断という事態に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。</p> <p><b>イ</b> 事業継続マネジメント（BCM）の実施 東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>ア</del> 防災体制の整備</li> <li><del>イ</del> 従業員の安否確認体制の整備</li> <li><del>ウ</del> 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備</li> <li><del>エ</del> 防災訓練</li> <li><del>オ</del> 事業所の耐震化・堅牢化</li> <li><del>カ</del> 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</li> <li><del>キ</del> 予想被害からの復旧計画の策定</li> <li><del>ク</del> 各計画の点検・見直し</li> <li><del>ケ</del> 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</li> <li><del>コ</del> 取引先とのサプライチェーンの確保</li> </ul> <p><b>ウ</b> その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>ア</del> 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</li> <li><del>イ</del> 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</li> <li><del>ウ</del> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</li> <li><del>エ</del> 事業者は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</li> </ul> <p><b>② 市及び府</b> 市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 企業防災の促進</b></p> <p>事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。</p> <p><b>1 事業者</b></p> <p><b>① 事業継続計画（BCP）の策定・運用</b> 被災による業務中断という事態に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。</p> <p><b>② 事業継続マネジメント（BCM）の実施</b> 東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて企業防災の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>ア</del> 防災体制の整備</li> <li><del>イ</del> 従業員の安否確認体制の整備</li> <li><del>ウ</del> 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備</li> <li><del>エ</del> 防災訓練</li> <li><del>オ</del> 事業所の耐震化・堅牢化</li> <li><del>カ</del> 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</li> <li><del>キ</del> 予想被害からの復旧計画の策定</li> <li><del>ク</del> 各計画の点検・見直し</li> <li><del>ケ</del> 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</li> <li><del>コ</del> 取引先とのサプライチェーンの確保</li> </ul> <p><b>③ その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>ア</del> 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</li> <li><del>イ</del> 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</li> <li><del>ウ</del> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。</li> <li><del>エ</del> 事業者は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<b>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため</b>、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</li> </ul> <p><b>2 市及び府</b> 市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>意識の高揚を図る取組みを支援する。                      なお、市は、高槻商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画に基づき支援を行う。</p>	<p>高揚を図る取組みを支援する。                      なお、市は、高槻商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画に基づき支援を行う。</p>
<p><b>2 協定等の締結及び協力</b>                      食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>	<p><b>3 協定等の締結及び協力</b>                      食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5節 市内大学等との連携</b></p> <p>市及び市内大学等（以下「大学等」という。）は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施及び災害発生時に、拠点施設としての活用について連携するための体制の整備に努める。</p> <p>1 大学等は、安全・安心・防災・危機管理等に関する専門的な研究成果を生かし、地域の安全対策に寄与する。</p> <p>2 市及び大学等は、大学等の施設を地域の防災力向上に寄与するものとし、グラウンドや体育館を災害時の指定緊急避難場所又は拠点として活用する。また、平時においては、その施設を利用して地域の防災訓練など、住民への啓発の場として活用できるよう連携を図る。</p> <p>3 市及び大学等は上記の目標を達成するため、災害時応援協定等を締結するよう努め、地域防災力の向上を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 市内大学等との連携</b></p> <p>市及び市内大学等（以下「大学等」という。）は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施及び災害発生時に、拠点施設としての活用について連携するための体制の整備に努める。</p> <p>1 大学等は、安全・安心・防災・危機管理等に関する専門的な研究成果を生かし、地域の安全対策に寄与に努める。</p> <p>2 市及び大学等は、大学等の施設を地域の防災力向上に寄与するものとし、グラウンドや体育館を災害時の指定緊急避難場所又は拠点として活用できるように協力を努める。また、平常時においては、その施設を利用して地域の防災訓練など、住民への啓発の場として活用できるよう連携を図る。</p> <p>3 市及び大学等は上記の目標を達成するため、災害時応援協定等を締結するよう努め、地域防災力の向上を図る。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第1節 都市の防災機能の強化</b></p> <p>市及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木<b>構造物</b>・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。  <del>市は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害をはじめ、大阪府北部地震等の中規模災害など、各種災害による教訓を踏まえた総合的な都市防災構造化対策を推進する。</del></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 都市の防災機能の強化</b></p> <p>市及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木<b>構築物</b>・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。  <del>また、市及び府は、まちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</del></p>
<p><b>第1 防災空間の整備</b>                      市は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、上下水道施設などの都市基盤施設の効果的整備、農地などのオープンスペースや、<del>学校</del>・公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間の確保に努める。また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進に努める。</p> <p>1 都市公園等の整備                      公園は、避難地、延焼遮断空間としての機能を有するほか、応急仮設住宅建設候補地でもあり、今後も、防災機能を付加した都市公園等の整備に努める。                      (略)</p> <p>4 農地の保全・活用                      市街地及びその周辺の農地は良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地・<del>仮設住宅用地</del>・<del>復興用資材置場</del>等、防災対策上重要な役割が期待されることから、適切に保全・活用し、防災空間の確保を図る。特に、まとまりのある農地については、生産緑地地区制度等の活用により、適正な保全に努める。</p>	<p><b>第1 防災空間の整備</b>                      市は、避難<b>場所</b>・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、上下水道施設などの都市基盤施設の効果的整備に努めるほか、農地などのオープンスペースや、公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間の確保に努める。また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進に努める。</p> <p>1 都市公園等の整備                      公園は、避難地、延焼遮断空間としての機能を有するほか、<b>建設型</b>応急住宅の建設候補地でもあり、防災機能を付加した都市公園等の整備に努める。                      (略)</p> <p>4 農地の保全・活用                      市街地及びその周辺の農地は良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災対策上重要な役割が期待されることから、適切に保全・活用し、防災空間の確保を図る。特に、まとまりのある農地については、生産緑地地区制度等の活用により、適正な保全に努める。</p>
<p><b>第2 都市基盤施設の防災機能の強化</b>                      市は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。</p> <p>1 避難地又は避難路となる都市公園に、防災上必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を推進する。</p>	<p><b>第2 都市基盤施設の防災機能の強化</b>                      市は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。</p> <p>1 避難地又は避難路となる都市公園<b>やその他都市基盤施設等</b>に、防災上必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を推進する。</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>2 河川における防災機能の強化について、府と連携し災害が発生した場合に緊急復旧などを迅速に行う基地として設置した芥川河川防災ステーションの活用や、近畿地方整備局と連携し大塚緊急船着場の維持保全、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備を促進する。 (略)</p>	<p>2 河川における防災機能の強化について、<u>国</u>、府と連携し災害が発生した場合に緊急復旧などを迅速に行う基地として設置した芥川河川防災ステーションの活用や<u>新たな防災施設等の検討のほか</u>、近畿地方整備局と連携し大塚緊急船着場の維持保全、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備を促進する。 (略)</p>
<p><b>第4 建築物の安全性に関する指導等</b> 市は、建築物及び工作物の安全性を高め、住民の生命を保護するため、建築物等の敷地、構造及び設備について、建築基準法等に基づく指導及び助言を行う。 また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。 (略)</p>	<p><b>第4 建築物の安全性に関する指導等</b> 市、<u>府及び建築物の所有者等</u>は、<u>強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに</u>、建築物及び工作物の安全性を高め、住民の生命を保護するため、建築物等の敷地、構造及び設備について、建築基準法等に基づく指導及び助言を行う。 また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。 (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第5 空き家等の対策</b> 市は、<u>地域住民等から改善要望のあった管理不全の空き家の調査や、所有者に対し改善への通知を行うなど空き家の適切な管理を促進するとともに、空き家相談員による相談体制を整備するなど健全な空き家については流通や利活用を促進し、市民の安全・安心の確保に努める。</u></p>
<p><b>第5 文化財</b> [資料編 資 <del>108</del> 頁] (略)</p>	<p><b>第6 文化財</b> [資料編 資 <u>109</u> 頁] (略)</p>
<p><b>第6 ライフライン災害予防対策</b></p>	<p><b>第7 ライフライン災害予防対策</b></p>
<p>1 水道 (略)</p>	<p>1 水道 <u>(市)</u> (略)</p>
<p>2 下水道 (略) (1) 施設整備に<del>あたって</del>は、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。 (略)</p>	<p>2 下水道 <u>(市)</u> (略) (1) 施設整備に<u>当たって</u>は、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。 (略)</p>
<p>3 電力 (略) (7) <u>平時</u>における防災関係機関との連携強化 また、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。 (略)</p>	<p>3 電力 (略) (7) <u>平常時</u>における防災関係機関との連携強化 また、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。 (略)</p>
<p>4 ガス <del>大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー</del>北東部<u>導管部</u>は災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。 (略)</p>	<p>4 ガス <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>北東部<u>事業部</u>は災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。 (略)</p>
<p>5 電気通信 西日本電信電話株式会社<u>大阪支店</u>は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急の通信は控えるよう周知に努める。 (略)</p>	<p>5 電気通信 西日本電信電話株式会社等、<u>KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u>は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急の通信は控えるよう周知に努める。 (略)</p>
<p>6 共同溝・電線共同溝の整備 <u>ライフライン</u>の安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。 (略)</p>	<p>6 共同溝・電線共同溝の整備 <u>ライフライン</u>の安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。 (略)</p>
<p><b>第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</b> (略)</p>	<p><b>第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</b> (略)</p>

現行計画	修正計画（案）
<p><b>1 し尿処理</b></p> <p>(1) し尿処理施設の整備に<del>あたって</del>は、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</p> <p>(2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 仮設トイレの配備場所や、災害時に利用が可能となるマンホールトイレ、障がい者及び帰宅困難者対応トイレなど<del>に関する</del>災害時用トイレに関する情報を把握し、各種トイレの確保に努める。</p>	<p><b>1 し尿処理</b></p> <p><u>災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、し尿処理施設設備の強化と保全に努める。</u></p> <p>(1) し尿処理施設の整備に<u>当たって</u>は、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</p> <p>(2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 仮設トイレの配備場所や、災害時に利用が可能となるマンホールトイレ、障がい者及び帰宅困難者対応トイレなど災害時用トイレに関する情報を把握し、各種トイレの確保に努める。</p>
<p><b>2 ごみ処理</b></p> <p>(1) ごみ処理施設の整備に<del>あたって</del>は、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</p> <p>(2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>平時</u>から市民への災害ごみに係る周知を図るとともに、災害時における効率的な収集等ができるよう関係機関及び関係対策部との連携に努める。</p>	<p><b>2 ごみ処理</b></p> <p><u>災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努める。</u></p> <p>(1) ごみ処理施設の整備に<u>当たって</u>は、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</p> <p>(2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>平常時</u>から市民への災害ごみに係る周知を図るとともに、災害時における効率的な収集等ができるよう関係機関及び関係対策部との連携に努める。</p>
<p><b>3 災害廃棄物等処理</b></p> <p>(1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</p> <p>(2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。</p> <p>(3) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p>(4) 社会福祉協議会→NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p><b>3 災害廃棄物等処理</b></p> <p><u>復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。</u></p> <p>(1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村<u>や民間事業者</u>等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</p> <p>(2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。</p> <p>(3) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や<u>災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）</u>、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p> <p>(4) <u>高槻市</u>社会福祉協議会<u>や</u>NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>第9 放送施設災害予防対策</b></p> <p><u>放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>1 放送（日本放送協会、民間放送事業者）</b></p> <p><u>災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。</u></p> <p><u>(1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。</u></p> <p><u>ア 株式会社毎日放送（テレビジョン放送）</u></p> <p><u>イ 株式会社MBSラジオ（AMラジオ放送）</u></p> <p><u>ウ 朝日放送テレビ株式会社</u></p> <p><u>エ 朝日放送ラジオ株式会社（AMラジオ放送）</u></p> <p><u>オ 関西テレビ放送株式会社</u></p> <p><u>カ 読売テレビ放送株式会社</u></p> <p><u>キ テレビ大阪株式会社</u></p> <p><u>ク 大阪放送株式会社（AMラジオ放送）</u></p> <p><u>ケ 株式会社エフエム大阪（FMラジオ放送）</u></p> <p><u>コ 株式会社FM802（FMラジオ放送）</u></p>

**現行計画**

**第2節 地震災害予防対策の推進**

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

既存の公共建築物については、~~公共建築物の耐震化基本計画に沿って~~耐震化を実施する。また、民間の施設（木造家屋を含む）についても関係法に基づいて対策を進める。

市、国、府、公共機関及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に三次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

**第1 地震被害想定**

**1 府による地震被害想定** [資料編 資3頁他]

府では、府域への影響が考えられる4つの内陸断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）等について、地震被害想定が実施されている。

このうち、高槻市域の震度が最も強くなるケースは「有馬高槻断層帯」で、市全域が震度6弱～6強、一部地域においては震度7と予測されている。

また、大阪府防災会議（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）では、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定し、南海トラフ巨大地震による被害想定が実施された。

次表に各想定地震による高槻市域の被害の状況を示した。

**修正計画（案）**

**第2節 地震災害予防対策の推進**

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

既存の公共建築物については、**計画的に**耐震化を実施する。また、民間の施設（木造家屋を含む）についても関係法に基づいて対策を進める。

市、国、府、公共機関及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に三次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

**第1 地震被害想定**

**1 府による地震被害想定** [資料編 資3頁他]

府では、府域への影響が考えられる4つの内陸断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）等について、地震被害想定が実施されている。このうち、高槻市域の震度が最も強くなるケースは「有馬高槻断層帯」で、市全域が震度6弱～6強、一部地域においては震度7と予測されている。

また、大阪府防災会議（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）では、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定し、南海トラフ巨大地震による被害想定が実施された。

次表に各想定地震による高槻市域の被害の状況を**示す**。

◎想定地震発生時の条件 **+** 季節、時間 冬の夕刻（超過確率1%風速の場合）

想定地震	上町断層帯A ※1	上町断層帯B ※1	生駒断層帯 ※1	有馬高槻断層帯 ※1	中央構造線断層帯 ※1	南海トラフ巨大地震 ※2	
地震の規模 ※計測震度は府下全域分	マグニチュード <sup>+</sup> 7.5～7.8 <b>計測震度</b> 4～7	マグニチュード <sup>+</sup> 7.5～7.8 <b>計測震度</b> 4～7	マグニチュード <sup>+</sup> 7.3～7.7 <b>計測震度</b> 4～7	マグニチュード <sup>+</sup> 7.3～7.7 <b>計測震度</b> 3～7	マグニチュード <sup>+</sup> 7.7～8.1 <b>計測震度</b> 3～7	マグニチュード <sup>+</sup> 9.0～9.1 <b>計測震度</b> 5強～6強	
建物全半壊棟数	全壊 5,851 棟 半壊 8,965 棟	全壊 65 棟 半壊 188 棟	全壊 11,036 棟 半壊 12,032 棟	全壊 32,009 棟 半壊 19,848 棟	全壊 4 棟 半壊 15 棟	全壊 1,797 棟 半壊 9,294 棟	
出火件数 (炎上1日間)	5 件	0 件	12 件	49 件	0 件	1 件	
死者 傷者	33 人 3,123 人	0 人 46 人	156 人 2,970 人	1,081 人 4,166 人	0 人 3 人	19 人 645 人	
罹災者数	57,188 人	840 人	88,376 人	208,305 人	65 人	-人	
避難所生活者数	16,585 人	244 人	25,630 人	60,409 人	19 人	15,396 人	
ラ イ フ ラ イ ン	停電	18,988 軒	297 軒	41,140 軒	97,275 軒	0 軒	73,000 軒
	ガス供給停止	70,000 戸	0 戸	59,000 戸	137,000 戸	0 戸	39,400 戸
	水道断水	159,000 人	23,000 人	265,000 人	282,000 人	0 人	293,000 人
	下水道機能支障	-	-	-	-	-	12,000 人

◎想定地震発生時の条件 (季節、時間) 冬の夕刻（超過確率1%風速の場合）

想定地震	上町断層帯A ※1	上町断層帯B ※1	生駒断層帯 ※1	有馬高槻断層帯 ※1	中央構造線断層帯 ※1	南海トラフ巨大地震 ※2	
地震の規模 ※計測震度は府下全域分	マグニチュード <sup>+</sup> 7.5～7.8 <b>震度階級</b> 4～7	マグニチュード <sup>+</sup> 7.5～7.8 <b>震度階級</b> 4～7	マグニチュード <sup>+</sup> 7.3～7.7 <b>震度階級</b> 4～7	マグニチュード <sup>+</sup> 7.3～7.7 <b>震度階級</b> 3～7	マグニチュード <sup>+</sup> 7.7～8.1 <b>震度階級</b> 3～7	マグニチュード <sup>+</sup> 9.0～9.1 <b>震度階級</b> 5強～6強	
建物全半壊棟数	全壊 5,851 棟 半壊 8,965 棟	全壊 65 棟 半壊 188 棟	全壊 11,036 棟 半壊 12,032 棟	全壊 32,009 棟 半壊 19,848 棟	全壊 4 棟 半壊 15 棟	全壊 1,797 棟 半壊 9,294 棟	
出火件数 (炎上1日間)	5 件	0 件	12 件	49 件	0 件	1 件	
死者 傷者	33 人 3,123 人	0 人 46 人	156 人 2,970 人	1,081 人 4,166 人	0 人 3 人	19 人 645 人	
罹災者数	57,188 人	840 人	88,376 人	208,305 人	65 人	-人	
避難所生活者数	16,585 人	244 人	25,630 人	60,409 人	19 人	15,396 人	
ラ イ フ ラ イ ン	停電	18,988 軒	297 軒	41,140 軒	97,275 軒	0 軒	73,000 軒
	ガス供給停止	70,000 戸	0 戸	59,000 戸	137,000 戸	0 戸	39,400 戸
	水道断水	159,000 人	23,000 人	265,000 人	282,000 人	0 人	293,000 人



現行計画								修正計画（案）							
	電話不通	7,070回線	393回線	7,070回線	53,028回線	393回線	72,000回線		下水道機能支	-	-	-	-	-	12,000人
震災廃棄物	可燃物	168,000ト	3,000ト	278,000ト	749,000ト	0ト	190,000ト		電話不通	7,070回線	393回線	7,070回線	53,028回線	393回線	72,000回線
	不燃物	566,000ト	13,000ト	939,000ト	2,508,000ト	2,000ト		震災廃棄物	可燃物	168,000ト	3,000ト	278,000ト	749,000ト	0ト	190,000ト
									不燃物	566,000ト	13,000ト	939,000ト	2,508,000ト	2,000ト	

**第2 地震観測体制の整備** [資料編 資 63頁]  
 市は、本庁舎内に気象庁が設置した震度計他2箇所の震度計により、~~震度情報を迅速に収集する。~~  
~~また、大阪府震度情報ネットワークシステムにより収集・解析し、大阪府防災行政無線等により伝達された府下市町村等の状況を速やかに把握し、地震対策に活用する。~~  
 (略)

**第2 地震観測体制の整備** [資料編 資 72頁]  
 市は、本庁舎内に気象庁が設置した震度計他2か所の震度計や、気象庁が発表する各地の震度情報を迅速に収集する。  
 (略)

**第3 住宅・建築物等の耐震化の促進**  
 市及び防災関係機関は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき、本市が策定する「高槻市耐震化アクションプラン2017」において、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。  
 (略)  
**1 公共建築物の耐震化**  
 (1) 公共施設については建物耐震診断に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策の計画的な実施に努める。  
 (2) 耐震改修促進法の基準値を参考にして、公共施設等の補強レベルと補強工法の検討を行い、防災上の重要度に応じた分類に基づき、~~公共建築物の耐震化基本計画に沿って~~耐震化を図る。  
 (3) 公共建築物の新築については、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。  
 (略)  
 (6) 災害時~~では市庁舎施設~~のエレベーターにおいて、来庁者等の閉じ込めが発生するおそれがあることから、最寄階停止装置の設置や、エレベーター内の防災キャビネットの設置に努める。  
**2 民間建築物等の耐震化**  
 (略)  
 (4) 市は、高齢者入所施設・民間保育園など要配慮者がいる特定既存耐震不適格建築物など、緊急性や公共性が高い民間建築物や道路を閉塞するおそれのある道路沿道の建築物に対して、積極的に耐震診断を行うように働きかけるとともに、必要な支援策について検討する。

**第3 住宅・建築物等の耐震化の促進**  
 市及び防災関係機関は、府が策定した「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき、本市が策定する「高槻市耐震化アクションプラン2017」において、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。  
 (略)  
**1 公共建築物の耐震化**  
 (1) 公共施設については、建物耐震診断に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策の計画的な実施に努める。  
 (2) 耐震改修促進法の基準値を参考にして、公共施設等の補強レベルと補強工法の検討を行い、防災上の重要度に応じた分類に基づき耐震化を図る。  
 (3) 公共建築物の新築については、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。  
 (略)  
 (6) 災害時に、市有施設のエレベーターにおいて、来庁者等の閉じ込めが発生するおそれがあることから、最寄階停止装置の設置や、エレベーター内の防災キャビネットの設置に努める。  
**2 民間建築物等の耐震化**  
 (略)  
 (4) 市は、高齢者入所施設・民間保育園などの要配慮者がいる特定既存耐震不適格建築物など、緊急性や公共性が高い民間建築物や道路を閉塞するおそれのある道路沿道の建築物に対して、積極的に耐震診断を行うように働きかけるとともに、必要な支援策について検討する。

**第4 土木構造物の耐震対策等の推進**  
 市をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

**第4 土木構築物の耐震対策等の推進**  
 市をはじめ土木構築物の管理者は、自ら管理する構築物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

**1 基本的な考え方**  
 (1) 施設構造物の耐震対策に~~あたって~~は、以下の地震動を共に考慮の対象とする。  
 ㊦ 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動  
 ㊧ 直下型（内陸型）地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動  
 (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障がなく、また、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した地震対策の実施に努める。  
 (3) 防災性の向上に~~あたって~~は、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。  
 (4) 既存構造物の耐震補強に~~あたって~~は、地震防災上重要な施設から耐震対策の実施に努める。  
 (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。  
 (略)

**1 基本的な考え方**  
 (1) 施設構築物の耐震対策に当たっては、以下の地震動を共に考慮の対象とする。  
ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動  
イ 直下型（内陸型）地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動  
 (2) 施設構築物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障がなく、また、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構築物の重要度に則した地震対策の実施に努める。  
 (3) 防災性の向上に当たっては、個々の施設構築物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。  
 (4) 既存構築物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策の実施に努める。  
 (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構築物については、液状化対策にも十分配慮する。  
 (略)

現行計画	修正計画（案）
<p>3 道路施設 道路橋・高架道路等の耐震対策の実施に努める。 特に緊急交通路の管理者は、道路橋梁防災点検に基づき補強計画を策定し、補強対策の実施に努める。</p>	<p>3 道路施設 道路橋・高架道路等の耐震対策の実施に努める。 特に緊急交通路の管理者は、道路橋点検に基づき補強計画を策定し、補強対策の実施に努める。</p>
<p>4 河川施設 河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等の実施に努める。</p>	<p>4 河川施設 河川堤防及び河川構築物については、耐震点検に基づき耐震対策等の実施に努める。</p>
<p>5 土砂災害防止施設 砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策の実施に努める。 (略)</p>	<p>5 土砂災害防止施設 砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策の実施に努める。 (略)</p>
<p>第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (略) 1 計画対象事業 <del>地震防災整備事業の計画対象事業は、次のとおりである。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難地</li> <li>(2) 避難路</li> <li>(3) 消防用施設</li> <li>(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</li> <li>(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、又はヘリポート</li> <li>(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公益物件を収容するための施設</li> <li>(7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>(8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li><del>(8)の2 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</del></li> <li>(9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>(10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>(11) 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの</li> <li>(12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設</li> <li>(13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの</li> <li>(14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設</li> <li>(15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備</li> <li>(16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備</li> <li>(17) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</li> <li>(18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材</li> <li>(19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</li> <li>(20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの</li> </ul>	<p>第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 (略) 1 計画対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難地</li> <li>(2) 避難路</li> <li>(3) 消防用施設</li> <li>(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</li> <li>(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設</li> <li>(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設</li> <li>(7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>(8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>(9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>(10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>(11) (1)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの</li> <li>(12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設</li> <li>(13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの</li> <li>(14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設</li> <li>(15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備</li> <li>(16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備</li> <li>(17) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</li> <li>(18) 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材</li> <li>(19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</li> <li>(20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの</li> </ul>
<p>第3節 水害予防対策の推進</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第3節 水害予防対策の推進</p> <p><u>市は、河川流域全体のあらゆる関係者と協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を推進する。</u></p>
<p>第1 洪水対策 (略) 2 親しまれる河川への啓発活動 住宅密集地及び宅地内における浸水は水路等に廃棄されたゴミ等に起因することが多いため、市は、印刷物の配布その他必要な措置を講じ、住民の河川に対する意識高揚を図る。</p>	<p>第1 洪水対策 (略) 2 親しまれる河川への啓発活動 住宅密集地及び宅地内における浸水は水路等に廃棄されたゴミ等に起因することが多いため、市は、住民に対し啓発を行うなど、河川に対する意識高揚を図る。</p>

現行計画	修正計画（案）																																																														
<p><b>第2 雨水出水対策</b>  <b>1 全体計画</b>  <del>集中豪雨を起因とする低地の浸水を防止するため、淀川右岸流域下水道及び安威川流域下水道計画の進捗に合わせ、流域関連公共下水道により早急に雨水整備を進める。</del></p>	<p><b>第2 雨水出水対策</b>  <b>1 全体計画</b>  <u>市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。</u></p>																																																														
<p><b>第3 水害減災対策</b>  <b>1 洪水浸水想定区域内における減災対策</b>  (1) 洪水浸水想定区域の周知  市は、洪水浸水想定区域の指定（※）があった場合は、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定め、住民の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう周知させるため、これらの事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップの配布その他必要な措置を講じる。  加えて、浸水想定区域内の地下空間、アンダーパスなどの地下空間の浸水危険性についても周知を図る。  また、浸水想定区域内の事業者等に対しては、浸水防止や洪水時の従業員等の円滑かつ迅速な避難の確保などが図られるよう浸水防止計画や避難確保計画、業務継続計画の作成などに関する周知に努める。  ※浸水想定区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="62 730 1472 1010"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>指定年月日</th> <th>対象降雨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>淀川</del></td> <td><del>H29.6.14</del></td> <td rowspan="8">想定最大規模降雨</td> </tr> <tr> <td><del>安威川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> </tr> <tr> <td><del>芥川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> </tr> <tr> <td><del>檜尾川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> </tr> <tr> <td><del>女瀬川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> </tr> <tr> <td><del>水無瀬川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> </tr> <tr> <td><del>神崎川</del></td> <td><del>R2.1.31</del></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	指定年月日	対象降雨	<del>淀川</del>	<del>H29.6.14</del>	想定最大規模降雨	<del>安威川</del>	<del>R2.3.25</del>	<del>芥川</del>	<del>R2.3.25</del>	<del>檜尾川</del>	<del>R2.3.25</del>	<del>女瀬川</del>	<del>R2.3.25</del>	<del>水無瀬川</del>	<del>R2.3.25</del>	<del>神崎川</del>	<del>R2.1.31</del>	<p><b>第3 水害減災対策</b>  <b>1 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内における減災対策</b>  (1) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の周知  市は、洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定（※）があった場合は、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定め、住民の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう周知させるため、これらの事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップを作成し公表する。  加えて、浸水想定区域内の地下空間、アンダーパスなどの地下空間の浸水危険性についても周知を図る。  また、洪水浸水想定区域内の事業者等に対しては、浸水防止や洪水時の従業員等の円滑かつ迅速な避難の確保などが図られるよう浸水防止避難確保計画、業務継続計画の作成などに関する周知に努める。  ※洪水浸水想定区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="1472 730 2902 1152"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>指定年月日</th> <th>対象降雨</th> <th>河川名</th> <th>指定年月日</th> <th>対象降雨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>淀川</del></td> <td><del>H29.6.14</del></td> <td rowspan="10">想定最大規模降雨</td> <td>年谷川</td> <td>R2.3.25</td> <td rowspan="10">想定最大規模降雨</td> </tr> <tr> <td><del>芥川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> <td>安威川</td> <td>R5.12.8</td> </tr> <tr> <td><del>女瀬川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> <td>土室川分水路</td> <td>R5.12.8</td> </tr> <tr> <td><del>田能川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> <td>神崎川</td> <td>R5.12.8</td> </tr> <tr> <td><del>西山川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> <td>水無瀬川</td> <td>R2.3.25</td> </tr> <tr> <td><del>東山川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>真如時川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>檜尾川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>東檜尾川</del></td> <td><del>R2.3.25</del></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	指定年月日	対象降雨	河川名	指定年月日	対象降雨	<del>淀川</del>	<del>H29.6.14</del>	想定最大規模降雨	年谷川	R2.3.25	想定最大規模降雨	<del>芥川</del>	<del>R2.3.25</del>	安威川	R5.12.8	<del>女瀬川</del>	<del>R2.3.25</del>	土室川分水路	R5.12.8	<del>田能川</del>	<del>R2.3.25</del>	神崎川	R5.12.8	<del>西山川</del>	<del>R2.3.25</del>	水無瀬川	R2.3.25	<del>東山川</del>	<del>R2.3.25</del>			<del>真如時川</del>	<del>R2.3.25</del>			<del>檜尾川</del>	<del>R2.3.25</del>			<del>東檜尾川</del>	<del>R2.3.25</del>		
河川名	指定年月日	対象降雨																																																													
<del>淀川</del>	<del>H29.6.14</del>	想定最大規模降雨																																																													
<del>安威川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<del>芥川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<del>檜尾川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<del>女瀬川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<del>水無瀬川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<del>神崎川</del>	<del>R2.1.31</del>																																																														
河川名	指定年月日		対象降雨	河川名	指定年月日	対象降雨																																																									
<del>淀川</del>	<del>H29.6.14</del>	想定最大規模降雨	年谷川	R2.3.25	想定最大規模降雨																																																										
<del>芥川</del>	<del>R2.3.25</del>		安威川	R5.12.8																																																											
<del>女瀬川</del>	<del>R2.3.25</del>		土室川分水路	R5.12.8																																																											
<del>田能川</del>	<del>R2.3.25</del>		神崎川	R5.12.8																																																											
<del>西山川</del>	<del>R2.3.25</del>		水無瀬川	R2.3.25																																																											
<del>東山川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<del>真如時川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<del>檜尾川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<del>東檜尾川</del>	<del>R2.3.25</del>																																																														
<p>(2) 要配慮者利用施設 [資料編 資 114頁]  市は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。また、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3の規定に基づき、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。また、施設の利用者の洪水時の避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。  (3) 洪水リスクの開示  市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。  (略)</p>	<p>(2) 要配慮者利用施設 [資料編 資 115頁]  市は、水防法第15条の規定に基づき、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。また、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3の規定に基づき、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施し、その結果を市長に報告する。また、施設の利用者の洪水時の避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u>  (3) 洪水リスクの開示  市は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績や浸水想定等を把握したときは、これを公表する。  (略)</p>																																																														
<p><b>2 水防と河川管理等の連携</b>  (1) 水防管理者及び河川管理者は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした淀川管内水害に強い地域づくり協議会及び三島地域水防災連絡協議会等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。  (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等</p>	<p><b>2 水防と河川管理等の連携</b>  (1) 水防管理者及び河川管理者は、<u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川流域治水協議会（淀川分会）」、「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」及び「三島地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u>  (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等</p>																																																														

現行計画	修正計画（案）
<p>の締結に努める。</p>	<p>の締結に努める。</p>
<p><b>3 避難<del>勧告</del>等判断・伝達マニュアルの見直し</b> 市は、水害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインなどの最新の知見に基づき、避難<del>勧告</del>等判断・伝達マニュアルを適宜見直す。</p>	<p><b>3 避難<del>情報</del>判断・伝達マニュアルの見直し</b> 市は、水害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインなどの最新の知見に基づき、避難<del>情報</del>判断・伝達マニュアルを適宜見直す。</p>
<p><b>第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策</b> (略) <b>2 ため池の減災対策</b> (略) (3) ため池ハザードマップの周知 ため池が決壊した場合を想定し、防災上重要なため池について、住民が円滑に避難行動を行うことが<b>出来る</b>ようため池ハザードマップの周知に努める。 (略)</p>	<p><b>第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策</b> (略) <b>2 ため池の減災対策</b> (略) (3) ため池ハザードマップの周知 ため池が決壊した場合を想定し、防災上重要なため池について、住民が円滑に避難行動を行うことが<b>できる</b>よう、<u>ため池ハザードマップの周知に努める。</u> (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 土砂災害予防対策の推進</b></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 土砂災害予防対策の推進</b></p> <p><u>市は、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努める。</u></p>
<p><b>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策</b> [資料編 資 <del>127</del> 頁他]</p>	<p><b>第1 土砂災害警戒区域等における防災対策</b> [資料編 資 <del>128</del> 頁他]</p>
<p><b>1 土砂災害防止法による区域指定</b> 土砂災害警戒区域 <b>475</b> 箇所（急傾斜地崩壊 <b>371</b> 箇所・土石流 102 箇所・地すべり 2 箇所） 土砂災害特別警戒区域 <b>426</b> 箇所（急傾斜地崩壊 <b>365</b> 箇所・土石流 61 箇所・地すべり 0 箇所）</p>	<p><b>1 土砂災害防止法による区域指定</b> 土砂災害警戒区域 <b>468</b> 箇所（急傾斜地崩壊 <b>364</b> 箇所・土石流 102 箇所・地すべり 2 箇所） 土砂災害特別警戒区域 <b>419</b> 箇所（急傾斜地崩壊 <b>358</b> 箇所・土石流 61 箇所・地すべり 0 箇所）</p>
<p><b>2 予防対策</b> 市は、関係機関と協力して、定期的なパトロールによって実態を把握し、土砂災害警戒区域等については、予防措置の指導等、防災体制の整備を図る。<del>また、防災活動や避難勧告等の災害予防対応を適切に実施できるよう、土砂災害警戒情報の収集・伝達体制の強化に努める。</del>特に市北部の中山間地域（檜田、川久保、萩谷）については、災害時の孤立対策や避難者輸送支援等の対策に努める。</p>	<p><b>2 予防対策</b> 市は、関係機関と協力して、定期的なパトロールによって実態を把握し、土砂災害警戒区域等については、<u>建築基準法に基づく構造規制を踏まえ</u>、予防措置の指導等、防災体制の整備を図る。特に市北部の中山間地域（檜田、川久保、萩谷）については、災害時の孤立対策や避難者輸送支援等の対策に努める。</p>
<p><b>3 警戒避難体制の整備</b> 市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条及び第8条の2の規定に基づき警戒避難体制の整備を行う。 (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報・警報の発表及び伝達に関する事項について、避難<del>勧告</del>等判断・伝達マニュアルにて定める。また、土砂災害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインなどの最新の知見に基づき、<del>避難勧告等判断・伝達マニュアルを適宜見直す。</del> (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について、水害・土砂災害ハザードマップや地域版ハザードマップを活用し地域と連携しながら定める。 (3) 土砂災害に係る避難訓練を行う。 (4) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。 (5) 名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。 (6) 土砂災害に関する情報の伝達、避難所等に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップを配布する。また、配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとも</p>	<p><b>3 警戒避難体制の整備</b> 市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条及び第8条の2の規定に基づき警戒避難体制の整備を行う。 (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報・警報の発表及び伝達に関する事項について、避難<del>情報</del>判断・伝達マニュアルにて定める。また、土砂災害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインなどの最新の知見に基づき適宜見直す。 (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について、水害・土砂災害ハザードマップや地域版ハザードマップを活用し地域と連携しながら定める。 (3) 土砂災害に係る避難訓練を行う。 (4) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。 (5) 名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、<u>その結果を市町村長に報告</u>する。 なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。 <u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u> (6) 土砂災害に関する情報の伝達、避難所等に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップを配布する。また、配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとも</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>に、安全な場所にいる人まで避難所へ行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>に、安全な場所にいる人まで避難所へ行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</p> <p><u>(7) 市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。</u></p> <p>(略)</p>
<p><b>第3 宅地造成及び盛土等対策</b> [資料編 資 138頁]</p> <p>1 宅地造成工事規制区域において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3 宅地造成及び盛土等対策</b> [資料編 資 140頁]</p> <p>1 宅地造成<u>及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等</u>工事規制区域において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>(略)</p>
<p>3 大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、住民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、<u>「造成宅地防災区域」の指定等の検討</u>を行う。</p> <p>市は、府が公表している液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを周知・啓発し、府は、これについての国からの情報収集等を行う。</p>	<p>3 大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、住民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれ大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、<u>盛土規制法に基づく勧告等</u>を行う。市は、府が公表している液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを周知・啓発し、府は、これについての国からの情報収集等を行う。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>4 市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>
<p><b>第4 道路防災対策</b></p> <p>市は、府が指定する土砂災害のおそれのある道路に関する事前通行規制区間及び通行規制基準等を把握し、府道路管理者とも協力し危険防止に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4 道路防災対策</b></p> <p>市は、府が指定する土砂災害のおそれのある道路に関する事前通行規制区間及び通行規制基準等を把握し、府道路管理者とも協力し危険防止に努める<u>とともに、市民にホームページ等で周知を行う。</u></p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6節 放射線災害予防対策</b></p> <p><b>第1 放射線災害予防対策の推進</b> (略)</p> <p><b>2 予防対策</b></p> <p>(1) 放射性物質を取り扱う事業所等の対策 (略)</p> <p>㊟ 市の対策 (略)</p> <p>㊦ 迅速・的確な応急対策の実施及び防災業務関係者の安全確保を図るため、次に掲げる事項について整備を行う。</p> <p><del>(ア)</del> 放射線測定機器類の整備等、<u>平時</u>及び緊急時における放射線量等放射性物質に関する情報把握体制に関すること。</p> <p><del>(イ)</del> 防護資機材の整備に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災業務関係者に対する個人被ばく線量測定用具</li> <li>●<u>区域の放射線測定用具</u></li> <li>●被ばくを低減するための防護資機材</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(2) 放射性物質輸送時における対策</p> <p>ア 事業所等は、放射性物質の輸送に<u>あたって</u>は、法律等で定められたそれぞれの安全基準によるほか、確認及び届出等の安全規制を遵守するとともに、前記(1)に準じ予防対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 放射線災害予防対策</b></p> <p><b>第1 放射線災害予防対策の推進</b> (略)</p> <p><b>2 予防対策</b></p> <p>(1) 放射性物質を取り扱う事業所等の対策 (略)</p> <p>イ 市の対策 (略)</p> <p><u>(ウ)</u> 迅速・的確な応急対策の実施及び防災業務関係者の安全確保を図るため、次に掲げる事項について整備を行う。</p> <p>a 放射線測定機器類の整備等、<u>平常時</u>及び緊急時における放射線量等放射性物質に関する情報把握体制に関すること。</p> <p>b 防護資機材の整備に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災業務関係者に対する個人被ばく線量測定用具</li> <li>●被ばくを低減するための防護資機材</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(2) 放射性物質輸送時における対策</p> <p>ア 事業所等は、放射性物質の輸送に<u>当たっては</u>、法律等で定められたそれぞれの安全基準によるほか、確認及び届出等の安全規制を遵守するとともに、前記(1)に準じ予防対策を実施する。</p> <p>(略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第2 原子力施設における事故等への対応</u> <u>関西広域連合では、福井、滋賀、京都3府県の要請に基づき、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万</u></p>

現行計画	修正計画（案）
	<p>一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行うこととしており、市は関西広域連合で定めたカウンターパートである滋賀県高島市からの避難者について、総合スポーツセンターを拠点避難所として受入体制を整備する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7節 火災予防対策の推進</b></p> <p>市は、市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 火災予防対策の推進</b></p> <p>市は、市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大による大規模火災を防止するため、火災予防対策の推進に努める。</p>
<p><b>第1 建築物等の火災予防</b> （略）</p> <p><b>2 高層建築物、地下街</b> （略）</p> <p>(4) 地下街の防火・安全対策 地下街の新設に際し、建築基準法・消防法等によるほか、「地下街の取扱いについて」－（昭和48年7月31日建設省通達）等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第1 建築物等の火災予防</b> （略）</p> <p><b>2 高層建築物、地下街</b> （略）</p> <p>(4) 地下街の防火・安全対策 地下街の新設等<sup>等</sup>に際し、建築基準法・消防法等によるほか、「地下街の取扱いについて」－（昭和48年7月31日建設省通達）等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。</p> <p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>

現行計画	修正計画（案）
〔 第3編 <del>地震</del> 災害応急対策及び復旧・復興対策 〕	〔 第3編 災害応急対策 〕
第1章 活動体制の確立	第1章 活動体制の確立
第1節 組織動員	第1節 組織動員
市及び防災関係機関は、 <del>地震が発生し又は発生するおそれがある場合</del> に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。	市及び防災関係機関は、 <u>災害</u> 時に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。
第1 <del>市</del> の組織及び配備体制	第1 <u>災害時</u> の組織及び配備体制
<p>災害対策の基本</p> <p>■地震災害</p> <p style="margin-left: 40px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本市域で震度4を観測</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報収集体制</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本市域で震度5弱以上を観測</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害対策本部の設置</span> </p> <p>■風水害等</p> <p style="margin-left: 40px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市所管雨量・水位観測所で基準値を超過したとき</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報収集体制</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">気象警報、台風の通過等</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警戒体制</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難判断水位、土砂災害警戒情報等</span> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害対策本部の設置</span> </p>	
(新設)	<p><u>1 災害時の組織</u></p> <p>災害時には、災害対策基本法第23条の2各項及び高槻市災害対策本部条例に基づく市災害対策本部を設置するものとする。</p>
(新設)	<p><u>2 災害時の組織</u></p> <p>(1) <u>高槻市災害警戒本部</u> <span style="float: right;">〔資料編 資42頁他〕</span></p> <p>災害状況に応じて、直ちに災害警戒本部を設置し、必要に応じて会議を開催する。</p> <p>ア <u>災害警戒本部の設置基準</u></p> <p>＜地震＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本市域で震度4を観測した場合</li> <li>●南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</li> <li>●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合</li> </ul> <p>＜風水害・土砂災害＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合</li> <li>●小規模な災害等が発生した場合</li> <li>●本市域に気象警報が発表された場合</li> </ul> <p>＜大規模火災＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合</li> <li>●本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要と判断する場合</li> </ul> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●その他の災害・危機事象により、市民生活への影響が予想され、災害警戒本部の設置が必要な場合</li> </ul> <p>イ <u>災害警戒本部会議の開催場所</u></p> <p>本館2階特別会議室とする。なお、本館が被害を受けるなど使用が困難な場合や、大規模災害時には、総</p>

現行計画	修正計画（案）
	<p>合センターC604会議室とする。なお、一部の出席者は庁内WEB会議システムを利用し、会議に参加することができる。</p> <p>ウ 災害警戒本部の所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被害情報の収集及び分析に関すること</li> <li>●大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>●職員の配備体制に関すること</li> <li>●災害対策本部の設置の必要性に関すること</li> <li>●台風等初期避難場所の開設に関すること</li> <li>●警戒体制の解除に関すること</li> </ul> <p>(2) 高槻市災害対策本部 <span style="float: right;">〔資料編 資42頁他〕</span></p> <p>ア 災害対策本部の設置基準</p> <p>&lt;地震&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本市域で震度5弱以上を観測した場合</li> <li>●南海トラフ臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断する場合</li> <li>●市内全域で被害が発生した場合</li> </ul> <p>&lt;風水害・土砂災害&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおいて避難情報の発令基準に達した場合</li> <li>●本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>●本市域に特別警報が発表された場合</li> <li>●台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所の開設を判断する場合</li> <li>●淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合</li> <li>●中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合</li> </ul> <p>&lt;大規模火災&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市長が必要と認めた場合</li> </ul> <p>イ 災害対策本部会議の開催場所</p> <p>本館2階特別会議室とする。なお、本館が被害を受けるなど使用が困難な場合や、大規模災害時には、総合センターC604会議室とする。なお、一部の出席者は庁内WEB会議システムを利用し、会議に参加することができる。</p> <p>ウ 災害対策部室の設置</p> <p>大規模災害時には、各対策部内の災害に係る情報を統括し、災害対策本部会議を補佐するとともに、会議での決定事項等を対策部間で調整するため、各対策部内の代表者をもって構成する災害対策部室を設置する。設置場所については、災害状況により決定する。</p> <p>エ その他部局横断的な組織の設置</p> <p>職員数の不足が見込まれる対策部は、庁内受援を本部事務局に要請し、災害状況に応じた配備職員数の適正化に努める。また、被災者支援や災害応急・復旧業務を行うため、関係する対策部の職員で構成する部局横断的な組織を必要に応じて設置する。</p> <p>オ 災害対策本部の廃止基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本市域において災害発生のおそれが解消したとき</li> <li>●災害応急対策がおおむね完了したとき</li> <li>●その他市長が適当と認めたとき</li> </ul>
<p>1—情報収集体制</p> <p><del>市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合、情報収集体制をとる。</del></p> <p><del>情報収集体制は、本部事務局、復旧部（消火・救助部は別途配備）において組織するものとし、詳細は各対策部が作成するマニュアル等により規定する。</del></p> <p><del>本市域で震度4を観測した場合（气象台発表「高槻市」の震度に基づく）は、直ちに情報収集体制をとり、指定された職員は自主参集する。ただし、気象庁より南海トラフ臨時情報（調査中）及び南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、災害対策本部事務局の一部の職員が参集し、必要に応じて警戒体制関連部長</del></p>	



現行計画	修正計画（案）
<p>会議を開催し対応を検討する。また、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、直ちに警戒体制関連部長が参集し、警戒体制関連部長会議を開催し、状況に応じて災害対策本部の設置や配備体制の決定を行う。</p> <p>(1) 情報収集体制の組織 市長は、あらかじめ次の各対策部の一部を情報収集体制要員として指名しておく。 本部事務局、復旧部にて配備。（消火・救助部は別途配備） ただし、指名されない者は、地震発生から3時間以内は自宅待機とする。</p> <p>(2) 配備場所 配備場所は、平時の（所属）勤務場所とし、情報収集活動を実施する。</p> <p>(3) 警戒体制関連部長会議の開催 警戒体制の庶務は本部事務局とし、危機管理監（総務部長）は必要に応じて警戒体制関連部長会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。地震の場合には、風水害時に設置する警戒体制は設置しない。ただし、情報収集体制において、警戒体制関連部長は参集し、危機管理監（総務部長）は警戒体制関連部長会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>(4) 所掌事務 ① 被害情報の収集及び分析に関すること ② 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること ③ 職員の配備体制に関すること ④ 災害対策本部の設置の必要性に関すること ⑤ 情報収集体制の解散に関すること</p>	
<p><b>2 警戒体制</b> 防災関係機関より、災害の発生につながる気象予警報等を受けた場合や、台風の接近時等は、警戒体制をとる。</p> <p>(1) 警戒体制の組織 市長は、あらかじめ次の各対策部の一部を警戒体制要員として指名しておく。 本部事務局、方面部、復旧部、民生・要配慮者対策部、医療対策部、輸送部、給水部、教育・子ども対策部にて配備。（消火・救助部は別途配備）</p> <p>(2) 配備場所 配備場所は、平時の（所属）勤務場所とし、災害警戒活動を実施する。</p> <p>(3) 警戒体制関連部長会議の開催 警戒体制の庶務は本部事務局とし、危機管理監（総務部長）は必要に応じて警戒体制関連部長会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>(4) 所掌事務 ① 被害情報の収集及び分析に関すること ② 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること ③ 職員の配備体制に関すること ④ 災害対策本部の設置の必要性に関すること ⑤ 警戒体制の解散に関すること</p>	
<p><b>3 災害対策本部の設置</b> 市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、直ちに市災害対策本部を設置する。</p> <p>(1) 本部の設置基準 ① 災害応急対策の実施や、住民への避難情報を発令する場合 ② 本市域で震度5弱以上を観測したとき （気象台発表「高槻市」の震度に基づく） ③ 本市域で観測した震度が震度5弱に満たない場合であっても、市域に相当規模の災害が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、必要と認められたとき ⑤ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ⑥ その他市長が必要と認められたとき</p> <p>(2) 災害対策本部の設置場所 震災時及び風水害時の災害対策本部は、本庁舎本館内に設置する。なお、本館が被害を受けるなど使用が困</p>	

現行計画		修正計画（案）																																											
<p>難な場合には、<del>総合センター内に設置する。</del></p> <p><del>(3) 本部の廃止基準</del></p> <p><del>① 本市域において災害発生のおそれが解消したとき</del></p> <p><del>② 災害応急対策がおおむね完了したとき</del></p> <p><del>③ その他市長が適当と認めたとき</del></p> <p><del>(4) 災害対策本部の組織及び所掌事務</del>〔資料編 資 41 頁他〕</p> <p><del>災害対策本部は、本部内に各対策部を組織し、その組織及び所掌事務は、高槻市災害対策本部条例に基づくものとする。</del></p> <p><del>(5) 災害対策本部会議の開催</del></p> <p><del>災害対策本部における最高議決機関として、災害対策本部会議を設置し、本部長、副本部長、副本部長付及び対策部長をもって構成する。災害対策本部会議の庶務は本部事務局が行う。</del></p> <p><del>(6) 本部長に事故等あるときの指揮順位</del></p>																																													
<p><del>(6) 本部長に事故等あるときの指揮順位</del></p>		<p><u>(3) 本部長に事故等あるときの指揮順位</u></p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>代理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める<del>総務部</del>担当の副市長）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>副市長（上記以外の副市長）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td><del>4</del></td> <td><del>総務部長</del></td> </tr> <tr> <td><del>5</del></td> <td><del>4以外の市長部局の部長</del>※順位は行政機構図の順 <del>（市民生活環境部長、健康福祉部長又は子ども未来部長）</del></td> </tr> </tbody> </table>	順位	代理者	1	副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める <del>総務部</del> 担当の副市長）	2	副市長（上記以外の副市長）	3	危機管理監	<del>4</del>	<del>総務部長</del>	<del>5</del>	<del>4以外の市長部局の部長</del> ※順位は行政機構図の順 <del>（市民生活環境部長、健康福祉部長又は子ども未来部長）</del>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>代理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める<del>危機管理室</del>担当の副市長）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>副市長（上記以外の副市長）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td><u>市長部局の部長</u>（行政機構図の順）</td> </tr> </tbody> </table>	順位	代理者	1	副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める <del>危機管理室</del> 担当の副市長）	2	副市長（上記以外の副市長）	3	危機管理監	<u>4</u>	<u>市長部局の部長</u> （行政機構図の順）																						
順位	代理者																																												
1	副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める <del>総務部</del> 担当の副市長）																																												
2	副市長（上記以外の副市長）																																												
3	危機管理監																																												
<del>4</del>	<del>総務部長</del>																																												
<del>5</del>	<del>4以外の市長部局の部長</del> ※順位は行政機構図の順 <del>（市民生活環境部長、健康福祉部長又は子ども未来部長）</del>																																												
順位	代理者																																												
1	副市長（「副市長の事務分担を定める訓令」に定める <del>危機管理室</del> 担当の副市長）																																												
2	副市長（上記以外の副市長）																																												
3	危機管理監																																												
<u>4</u>	<u>市長部局の部長</u> （行政機構図の順）																																												
<p><del>4 災害対策本部の動員体制</del></p> <p>(1) 配備指令</p> <p>職員の配備は配備区分に従い市長が決定し、<del>指令するものとする。なお、配備指令の伝達は下図のとおりとする。</del></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><del>市長（本部長）</del></p> <p>副市長、教育長、水道事業管理者、自動車運送事業管理者、技監</p> </div> <pre> graph LR     A[<del>市長（本部長）</del> 副市長、教育長、水道事業管理者、 自動車運送事業管理者、技監] --&gt; B[<del>危機管理監（総務部長）</del>]     B --&gt; C[<del>各対策部長</del>]     B --&gt; D[<del>方面部長</del>]     C --&gt; E[<del>各課</del>]     D --&gt; F[<del>方面隊長</del>]     E --&gt; G[<del>課員</del>]     F --&gt; H[<del>方面隊員</del> 第2方面隊員]     </pre>		<p><u>3 災害時の配備体制</u></p> <p>(1) 配備指令 <u>及び指揮命令</u></p> <p>職員の配備は配備区分に従い市長が決定し、<u>配備指令及び指揮命令を行う</u>ものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>本部長（市長）</u> <u>副本部長（副市長）</u> <u>副本部長付け（教育長・企業管理者）</u></p> </div> <pre> graph LR     A[<u>本部長（市長）</u> <u>副本部長（副市長）</u> <u>副本部長付け（教育長・企業管理者）</u>] --&gt; B[<u>危機管理監</u>]     B --&gt; C[<u>各対策部局（G）長</u>]     C --&gt; D[<u>各所属</u> <u>方面隊</u>]     </pre>																																											
<p>(2) 配備区分</p> <p>① <del>災害対策本部は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。</del></p> <p>〔資料編 資 43 頁他〕</p>		<p>(2) 配備区分</p> <p>市長は、<u>次の配備区分に基づき指令する。</u></p> <p><u>ア 地震</u></p> <p>〔資料編 資 44 頁他〕</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備方法</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報収集体制</td> <td>市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合</td> <td>事前指定</td> <td>本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部</td> </tr> <tr> <td>本市域で震度4を観測したとき</td> <td>事前指定</td> <td>ア 本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部 イ 警戒体制関連部長</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</td> <td rowspan="2">事前指定</td> <td rowspan="2">本部事務局の一部</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> <td></td> <td>ア 本部事務局の一部 イ 警戒体制関連部長</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員	情報収集体制	市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合	事前指定	本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部	本市域で震度4を観測したとき	事前指定	ア 本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部 イ 警戒体制関連部長	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	事前指定	本部事務局の一部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		ア 本部事務局の一部 イ 警戒体制関連部長	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備方法</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害警戒本部</td> <td rowspan="2">情報収集体制</td> <td>・本市域で震度4を観測した場合</td> <td>自動参集</td> <td>①情報収集体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者</td> </tr> <tr> <td>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</td> <td>自動参集</td> <td>本部事務局の一部の職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対</td> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合</td> <td>自動参集</td> <td>①本部事務局の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追加指示</td> <td>状況に応じて配備指示された職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1次防災体制</td> <td>・本市域で震度5弱を観測した場合</td> <td>自動参集</td> <td>①全ての対策部の一部の職員 ②全ての方面隊長、副隊長及び基地避難所の班長</td> </tr> </tbody> </table>		配備区分	配備基準	配備方法	配備職員	災害警戒本部	情報収集体制	・本市域で震度4を観測した場合	自動参集	①情報収集体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者	・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	自動参集	本部事務局の一部の職員	災害対	警戒体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合	自動参集	①本部事務局の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者		追加指示	状況に応じて配備指示された職員		第1次防災体制	・本市域で震度5弱を観測した場合	自動参集	①全ての対策部の一部の職員 ②全ての方面隊長、副隊長及び基地避難所の班長
配備区分	配備基準	配備方法	配備職員																																										
情報収集体制	市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合	事前指定	本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部																																										
	本市域で震度4を観測したとき	事前指定	ア 本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部 イ 警戒体制関連部長																																										
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	事前指定	本部事務局の一部																																										
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき																																												
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		ア 本部事務局の一部 イ 警戒体制関連部長																																											
	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員																																									
災害警戒本部	情報収集体制	・本市域で震度4を観測した場合	自動参集	①情報収集体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者																																									
		・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	自動参集	本部事務局の一部の職員																																									
災害対	警戒体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合	自動参集	①本部事務局の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者																																									
			追加指示	状況に応じて配備指示された職員																																									
	第1次防災体制	・本市域で震度5弱を観測した場合	自動参集	①全ての対策部の一部の職員 ②全ての方面隊長、副隊長及び基地避難所の班長																																									

現行計画				修正計画（案）			
警戒体制	ア— <del>気象警報の発表</del> イ— <del>台風が近畿地方を通過若しくは通過の予測がある場合</del>	事前指定	<del>警戒体制関連部の一部</del>	策本部			③災害対策本部会議 出席者
	地震時は設置しない				追加指示		状況に応じて配備指示された職員
災害対策本部 第1次防災体制	ア— <del>河川の水位や土砂災害の危険度が避難勧告等判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合</del> イ— <del>土砂災害警戒情報の発表</del> ウ— <del>特別警報の発表</del> エ— <del>台風等初期避難場所を開設する場合</del>	事前指定	ア— <del>全ての対策部（若干名）</del> イ— <del>避難勧告等判断・伝達マニュアルにおいて定める方面隊（ただし、台風等初期避難場所開設時は第2方面隊）</del>	第2次防災体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断される場合	指示	①全ての対策部の一部の職員 ②災害対策本部会議 出席者
		指示	被害状況等に応じて指示する職員			自動参集	全職員
災害対策本部 第1次防災体制	ア— <del>本市域で震度5弱を観測したとき</del> イ— <del>それ未満の震度で被害が発生したとき</del> ウ— <del>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、警戒体制関連部長会議で必要と認められたとき</del>	事前指定	ア— <del>全ての対策部（1/4）</del> イ— <del>方面隊長、副隊長、班長</del>		・本市域で震度5強以上を観測した場合 ・市内全域で被害が発生した場合	指示	
		指示	被害状況に応じて指示する職員 （事前指定に加え1/4）	自動参集			
災害対策本部 第2次防災体制	ア— <del>淀川の水位が避難勧告等判断・伝達マニュアルにおける避難勧告の発令基準に達した場合</del> イ— <del>土砂災害、中小河川の氾濫など市内全域で被害が発生している場合</del>	指示	全職員 （再任用短時間職員を含む）				
	本市域で震度5強以上を観測したとき 市内全域で被害が発生したとき	自動参集指示	全職員 （再任用短時間職員を含む）				
②— <del>配備場所</del> ■ <del>地震災害</del>				(削除)			
区— <del>分</del>		配— <del>備—場—所</del>					
本— <del>部—員</del> 本— <del>部—事—務—局—員</del>			災害対策本部				
方— <del>面—隊—員</del>	第1次防災体制		所定の方面隊基地（原則）				
	第2次防災体制		所定の指定避難所又は指定緊急避難場所				
緊— <del>急—防—災—推—進—員</del>	勤務時間外の第2次防災体制		災害対策本部				
	勤務時間内の第2次防災体制		所定の指定緊急避難場所				
そ— <del>の—他—の—職—員</del>			それぞれの勤務場所 又は各対策部マニュアルで指定する場所				
※緊急防災推進員は、本市域で震度5強以上を観測した場合、市災害対策本部（本部事務局）に出動して、防災無線の開局等により、市消防本部（指令調査室）と連絡、調整を行い、災害対策本部の立ち上げを実施する。緊急防災推進員は、本部から概ね徒歩5分以内に居住する市職員についてあらかじめ指定する。				(削除)			
■風水害				イ 風水害・土砂災害			
区— <del>分</del>		配— <del>備—場—所</del>					
本— <del>部—員</del>			災害対策本部				
	配備区分	配備基準	配備方法	配備職員			

現行計画			修正計画（案）					
<del>本部事務局員</del> <del>方面隊員</del> <del>その他の職員</del>	第1次防災体制	<del>所定の指定避難所又は指定緊急避難場所（原則）</del> <del>※特別警報の発表のみによる体制の場合を除く</del>	災害警戒本部	情報収集体制	<del>・市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合</del> <del>・小規模な災害等が発生した場合</del>	<del>自動参集</del> <del>指示</del>	<del>情報収集体制対象対策部一部の職員</del>	
	第2次防災体制	<del>所定の指定避難所又は指定緊急避難場所</del>		警戒体制	<del>・本市域に気象警報が発表された場合</del>	<del>自動参集</del>	<del>警戒体制対象対策部一部の職員</del>	
		それぞれの勤務場所又は各対策部マニュアルで指定する場所		二	<del>・台風が大阪府に接近するおそれがある場合</del> <del>・水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合</del> <del>・本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合</del> <del>・本市域に特別警報が発表された場合</del> <del>・台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所を開設すると判断される場合</del>	<del>指示</del> <del>追加指示</del>	<del>災害警戒本部会議 出席者</del> <del>①全ての対策部一部の職員</del> <del>②避難情報判断・伝達マニュアルに定める方面隊</del> <del>③災害対策本部会議 出席者</del> <del>状況に応じて配備指示された職員</del>	
<p>(3) 配備状況の報告 各課（隊）長は、職員の配備状況を取りまとめ、各部長から職員配備Gを経由して危機管理室長に報告する。</p> <p>(4) 勤務時間内の初動活動 勤務時間内に災害対策本部が設置されたとき、または本市域で震度5弱以上を観測したときは、平常の機構を災害対策機構に切り換え、対処する。</p> <p>① 本部員及び本部事務局職員は、災害対策本部を開設、その他の職員は、平常勤務のなかで、状況に応じた配備指令により対処する。</p> <p>② 指定避難所及び指定緊急避難場所は、当該施設職員で開設し、方面隊員は配備区分に応じて速やかに参集する。</p> <p>(5) 勤務時間外の初動活動 勤務時間外の災害発生時においては、体制が整うまでの間は、消防本部（指令調査室）又は参集した災害対策本部事務局（危機管理室）が情報の収集伝達、府及び防災関係機関との連絡調整等を行う。全職員（再任用短時間職員を含む）は、配備指令が出された時は、配備区分に従い速やかに所定の配備場所へ参集して初期活動を行う。本市域で震度5強以上を観測した場合、全職員（再任用短時間職員を含む）は、第2次防災体制が発令されたものとして、災害対策本部の指令を待たずに直ちに所定の配備場所へ参集する。ただし、病気等により許可を受けた休暇中の者は参集を要しない。</p> <p>(6) 避難所の長期開設時の体制 災害状況により、避難所が長期開設となる場合は、第2方面隊名簿より選定し追加配備を行う。</p>			災害対策本部					
(新設)			ウ 大規模火災					
(新設)				配備区分	配備基準	配備方法	配備職員	
			災害警戒本部	警戒体制	<del>・火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合</del> <del>・本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要な場合</del>	指示	<del>①警戒体制対象対策部一部の職員</del> <del>②災害警戒本部会議 出席者</del>	
			災害対策本部	第1次防災体制	<del>・大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合</del>	指示	<del>①全ての対策部一部の職員</del> <del>②火災状況に応じて配備指示された方面隊</del> <del>③災害対策本部会議 出席者</del>	
						追加指示	<del>状況に応じて配備指示された職員</del>	
(新設)			<p>エ その他災害 地震、風水害・土砂災害、大規模火災以外の災害や、その他危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合は、市長が必要に応じて本部の設置及び配備体制等を定める。</p> <p>(3) 配備状況の報告 各対策部は、職員の配備状況を取りまとめ、本部事務局職員配備Gに報告する。</p>					

現行計画	修正計画（案）
<p><b>5 府現地災害対策本部との連携</b> 府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。</p>	<p><b>4 府現地災害対策本部との連携</b> 府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。</p>
<p><b>第2 防災関係機関の組織動員配備体制</b> 災害の規模に応じ災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。</p>	<p><b>第2 防災関係機関の組織動員配備体制</b> 災害の規模に応じ、<u>災害対策本部等</u>を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2節 自衛隊の災害派遣</b></p> <p><u>市長は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 自衛隊の災害派遣</b></p> <p><u>市は、災害の規模や被害情報等について、自衛隊と緊密に連絡を図るとともに、市長は、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。</u></p>
<p><b>第3 派遣部隊の受入れ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><del>自衛隊連絡班に必要な受入れ準備を実施するとともに、連絡所を設置する。</del></li> <li>派遣部隊の宿营地（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋）及び駐車場の使用について配慮する。</li> <li>派遣部隊が活動の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。</li> <li>ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。</li> <li><del>大規模な災害が発生した際には、被災直後では混乱していることを前提に、自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について提案型の支援が自発的に行われることから、関係機関と連携し、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。</del></li> </ol>	<p><b>第3 派遣部隊の受入れ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。</u></li> <li><u>市は、</u>派遣部隊の宿营地（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋）及び駐車場の使用について配慮する。</li> <li><u>市は、</u>派遣部隊が活動の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。</li> <li><u>市は、</u>ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。</li> </ol>
<p><b>第4 派遣部隊の活動</b> 自衛隊に派遣要請を求めることができる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない場合（「公共性」「緊急性」「非代替制」の要件を満たすこと）であって、概ね次の活動内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被害状況の把握</li> <li>●避難の援助</li> <li>●避難者等の捜索救助</li> <li>●水防活動</li> <li>●消防活動</li> <li>●道路又は水路の啓開</li> <li>●応急医療、救護及び防疫</li> <li>●人員及び物資の緊急輸送</li> </ul>	<p><b>第4 派遣部隊の活動内容</b> 自衛隊に派遣要請を求めることができる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない場合（「公共性」「緊急性」「非代替性」の要件を満たすこと）であって、概ね次の活動内容とする。<u>また、被災直後は混乱していることから、自衛隊派遣部隊の活動内容について、「提案型」の支援が適切に行えるよう、被災状況や支援ニーズを出来る限り把握し情報共有を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>被害状況の把握</b> <u>車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。</u></li> <li><b>避難の援助</b> <u>避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u></li> <li><b>避難者等の捜索救助</b> <u>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。</u></li> <li><b>水防活動</b> <u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</u></li> <li><b>消防活動</b> <u>「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。</u></li> <li><b>道路又は水路の啓開</b> <u>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。</u></li> <li><b>応急医療、救護及び防疫</b> <u>応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。</u></li> <li><b>人員及び物資の緊急輸送</b></li> </ol>

現行計画	修正計画（案）
<p>●炊飯及び給水</p> <p>●物資の無償貸付及び譲与</p> <p>●危険物の保安及び除去</p> <p>●<del>その他</del></p> <p>(略)</p>	<p><u>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</u></p> <p>9 炊飯及び給水 <u>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</u></p> <p>10 物資の無償貸付又は譲与 <u>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</u></p> <p>11 危険物の保安及び除去 <u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u></p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援</b></p> <p>市長は、市単独では<del>充分</del>に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、高槻市受援計画に基づき、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、<del>警察・消防</del>・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> <p><del>なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</del></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援</b></p> <p>市長は、市単独では<del>十分</del>に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、高槻市受援計画に基づき、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、<del>消防・警察</del>・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る<u>等、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。</u></p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して、<u>積極的に支援を行う。</u></p> <p><u>被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。市の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、防災関係機関との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</u></p>
<p><b>第1 大阪府知事等に対する要請等</b> (略)</p> <p><del>2 (大阪府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請</del> <del>市長が府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼しようとする場合は、府防災行政無線又は電話等により行う。</del></p>	<p><b>第1 大阪府知事等に対する要請等</b> (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p><del>3 (大阪府知事に対する) 自衛隊派遣要請の依頼</del> [資料編 資53頁] <del>市長及び防災関係機関の長が府知事に対して自衛隊の派遣要請を要求しようとする場合は、府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><b>4 指定地方行政機関の長、大阪府知事、指定公共機関（特定独立行政法人に限る）に対する職員の派遣要請又は大阪府知事に対するあっせん要請</b> (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 派遣を要請する理由</li> <li>(2) 派遣を要請する職員の職種別人員</li> <li>(3) 派遣を必要とする期間</li> <li>(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>(5) その他必要事項</li> </ol>	<p><b>2 指定地方行政機関の長、大阪府知事、指定公共機関（特定独立行政法人に限る）に対する職員の派遣要請又は大阪府知事に対するあっせん要請</b> (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 派遣 <u>又は派遣のあっせん</u> を要請する理由</li> <li>(2) 派遣 <u>又は派遣のあっせん</u> を要請する職員の職種別人員 <b>数</b></li> <li>(3) 派遣 <u>又は派遣のあっせん</u> を必要とする期間</li> <li>(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件</li> <li>(5) その他必要事項</li> </ol>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>3 防災協定締結自治体及び防災協定締結企業等への応援要請</b> <u>市は、災害状況に応じて防災協定を締結している自治体や民間企業等に、必要な応援要請を行う。また、応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。</u></p>
<p><del>5 他機関に対する応援の要請</del> [資料編 資49頁他] <del>市が災害応急対策の実施のために必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施す</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>

現行計画	修正計画（案）									
<p><del>る。</del></p>										
<p><b>第2 応援・支援の受入れ体制</b>  <b>1 誘導・受入れ拠点の確保</b> [資料編 資 48頁]            応援部隊（<del>団体、個人</del>）の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、<del>災害対策本部事務局及び食料・</del>  <del>救援対策部と協議、</del>調整のうえ<b>応援活動が効率的に行える拠点へ</b>受入れる。</p>	<p><b>第2 応援・支援の受入れ体制</b>  <b>1 誘導・受入れ拠点の確保</b> [資料編 資 50頁]            広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認、調整のうえ<b>防災拠点を開設し受入れる。その</b>  <del>際、状況によっては、感染症対策のため適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援に伴い誘導の要求</del>  <del>があった場合は、高槻警察署と連携し誘導する。</del></p>									
<p><b>2 連絡所等の設置</b>            応援部隊（<del>団体、個人</del>）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。</p>	<p><b>2 連絡所等の設置</b>            応援部隊との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。</p>									
<p><b>3 資機材等の準備</b>            応援部隊（団体、個人）の作業等に必要な資機材、<del>設備等については、協議のうえ</del>配慮する。</p>	<p><b>3 資機材等の準備</b>            応援部隊（団体、個人）の作業等に必要な資機材を準備するほか、<del>必要な設備の使用等に</del>配慮する。</p>									
<p><del><b>5 ランデブーポイント</b> [資料編 資 81頁]  <del>ヘリコプターによる患者搬送及びドクター応援活動を要請したときは、ランデブーポイントの準備に万全を</del>  <del>期す。</del></del></p>	<p><del>(削除)</del></p>									
<p><del>(新設)</del></p>	<p><b>第3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援要請</b>            市は、災害時には、必要に応じて国土交通省近畿地方整備局に情報連絡員（リエゾン）の派遣及び以下の内容に            ついて応援要請を行う。            (1) 情報の収集・提供            (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む）            (3) 災害に係る専門家の派遣            (4) 保有車両、災害対策用機械等の貸し付け            (5) 保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣            (6) 通行規制等の措置            (7) その他必要な事項</p>									
<p><del>(新設)</del></p>	<p><b>第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援</b>            総務省は、府及び市町村等と協力し、<u>応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント</u>  <u>総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被</u>  <u>災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用し</u>  <u>た応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p>									
<p><b>第2章</b>  <b>情報収集伝達・警戒活動</b></p>	<p><b>第2章</b>  <b>情報収集伝達・警戒活動</b></p>									
<p><b>第1節 警戒期の情報伝達</b></p> <p>市及び防災関係機関は、大阪管区气象台等の<b>発する警戒レベルが附された</b>気象予警報等を、あらかじめ定めた経            路により、関係機関及び住民に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。</p>	<p><b>第1節 警戒期の情報伝達</b></p> <p>市及び防災関係機関は、大阪管区气象台等<b>から発せられる</b>気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係            機関及び住民に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。</p>									
<p><b>第1 気象予警報等の伝達</b>  <b>4 注意報</b>            気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。</p>	<p><b>第1 気象予警報等の伝達</b>  <b>1 大阪管区气象台が発表する気象予警報</b>            大阪管区气象台は、<u>気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特</u>  <u>別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を</u>  <u>呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供すること</u>  <u>で、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</u>            (1) 注意報            気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。<u>なお、本市</u>  <u>における各基準は別表による。</u></p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">J中厳十</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">種 類</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">発 表 基 準</td> </tr> </table>	J中厳十	種 類	発 表 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">種 類</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">発 表 基 準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気象注意報</td> <td style="text-align: center;">風雪注意報</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、</td> </tr> </table>	種 類	発 表 基 準	気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、	
J中厳十	種 類	発 表 基 準								
種 類	発 表 基 準									
気象注意報	風雪注意報									
雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、										

現行計画				修正計画(案)			
	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。				具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島(アメダス)の観測値は15m/sを目安とする。</u>
		強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		強風注意報		強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島(アメダス)の観測値は15m/sを目安とする。</u>
		大雨注意報 <del>-(注4)-</del>	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <b>具体的には別表の条件に該当する場合</b> である。		大雨注意報		大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</u> である。
		大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		大雪注意報		大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。</u>
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		濃霧注意報		濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。</u>
		雷注意報 <del>-(注5)-</del>	落雷等により被害が予想される場合。		雷注意報 <b>※注6</b>		落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		乾燥注意報		空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。</u>
		なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		なだれ注意報		なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の <u>いずれかの</u> 条件に該当する場合である。 <u>ア) 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。</u> <u>イ) 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。</u>
		着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		着雪注意報		着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃~+2℃になると予想される場合。</u>
		霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		霜注意報		4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>最低気温が4℃以下になると予想される場合。</u>
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		低温注意報		低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>最低気温が-5℃以下になると予想される場合。</u>
		融雪注意報 <del>-(注6)-</del>	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。		融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
		着氷注意報 <del>-(注6)-</del>	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。		着氷注意報		著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
		一般の利用に適合するもの	地面現象注意報 <del>-(注7)-</del>	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。	地面現象注意報☆	地面現象注意報
浸水注意報 <del>-(注7)-</del>	浸水注意報		浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。	浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。	
洪水注意報	洪水注意報		洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <b>具体的には別表の条件に該当する場合</b> である。	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</u> である。	
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報 <del>-(注8)-</del>	大雨注意報	<del>一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。</del>				
	水防活動用洪水注意報 <del>-(注8)-</del>	洪水注意報	<del>一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。</del>				
	淀川洪水注意報	淀川氾濫注意情報	<del>いずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</del> <del>＜淀川洪水予報実施要領による。＞</del>				
2 警報 気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。				(2) 警報 気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。 <u>なお、本市における各基準は別表による。</u>			
種類	種類	発表基準	発表基準	種類	種類	発表基準	



現行計画				修正計画（案）			
	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。</u>	
		暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。</u>	
		大雨警報 <del>（注4）</del>	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>具体的には別表の条件に該当する場合である。</u>		大雨警報 注4	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。</u>	
	地面現象警報 <del>（注7）</del>	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	地面現象警報★	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。	
浸水警報 <del>（注7）</del>	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	浸水警報★	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。		
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>具体的には別表の条件に該当する場合である。</u>	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>		
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報 <del>（注8）</del>	大雨警報	<del>一般の利用に適合する大雨警報と同じ。</del>				
	水防活動用洪水警報 <del>（注8）</del>	洪水警報	<del>一般の利用に適合する洪水警報と同じ。</del>				
	淀川洪水予報	淀川氾濫警戒情報 淀川氾濫危険情報 淀川氾濫発生情報	<del>【氾濫警戒情報】 いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 【氾濫危険情報】 いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 【氾濫発生情報】 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。</del>				

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）

注3 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（北大阪）」や「大阪府」を用いる場合がある。

注4 ~~土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。なお、基準値に範囲がある場合は最大値を括弧内に記述した。~~

注5 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）

注3 ☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて行う。（気象庁予報警報規則第12条）  
★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。（気象庁予報警報規則第12条）

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられること

現行計画	修正計画（案）
<p><del>注6 融雪及び着氷注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めない。</del></p> <p><del>注7 気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)</del></p> <p><del>注8 一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報もって代える。</del></p>	<p>がある。</p>

(別表) 警報・注意報発表基準一覧表	(別表) 警報・注意報発表基準一覧表																																																																																																																																																																																																																																										
<p style="text-align: right;">令和5年6月8日現在 発表官署 大阪管区気象台</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">高槻市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">大阪府</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">大阪府</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">北大阪</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td colspan="2">20</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>芥川流域=16.9</td> <td>女瀬川流域=8.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>複合基準*1</td> <td colspan="2">女瀬川流域=(11.6.6)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>12時間降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>芥川流域=13.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>複合基準*1</td> <td>芥川流域=(11.10.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ5cm</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td colspan="2">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">最小湿度40%で実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="3">①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">最低気温-5℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> </tr> <tr> <td>着氷</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="3">24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100mm</td> </tr> </table> <p>*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。 *2 気温は大阪管区気象台の値。</p>	高槻市	府県予報区	大阪府		一次細分区域	大阪府		市町村等をまとめた地域	北大阪		大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20		流域雨量指数基準	芥川流域=16.9	女瀬川流域=8.1	洪水	複合基準*1	女瀬川流域=(11.6.6)		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]		暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	山地	12時間降雪の深さ20cm	波浪	有義波高			高潮	潮位			警報	大雨	表面雨量指数基準	14	流域雨量指数基準	芥川流域=13.5	洪水	複合基準*1	芥川流域=(11.10.8)	指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	強風	平均風速	12m/s	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	山地	12時間降雪の深さ10cm	波浪	有義波高			高潮	潮位			雷	落雷等により被害が予想される場合			融雪				濃霧	視程	100m		乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2			低温	最低気温-5℃以下			霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			着氷				着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">高槻市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">大阪府</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">大阪府</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">北大阪</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td colspan="2">20</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>芥川流域=16.2</td> <td>女瀬川流域=8.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>複合基準*1</td> <td colspan="2">女瀬川流域=(11.7.2)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>12時間降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>芥川流域=12.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>複合基準*1</td> <td>芥川流域=(11.10.3)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ5cm</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td colspan="2">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">最小湿度40%で実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="3">①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">最低気温-5℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下</td> </tr> <tr> <td>着氷</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="3">24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100mm</td> </tr> </table> <p>*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。 *2 気温は大阪管区気象台の値。</p>	高槻市	府県予報区	大阪府		一次細分区域	大阪府		市町村等をまとめた地域	北大阪		大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20		流域雨量指数基準	芥川流域=16.2	女瀬川流域=8.7	洪水	複合基準*1	女瀬川流域=(11.7.2)		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]		暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	山地	12時間降雪の深さ20cm	波浪	有義波高			高潮	潮位			注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	流域雨量指数基準	芥川流域=12.9	洪水	複合基準*1	芥川流域=(11.10.3)	指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	強風	平均風速	12m/s	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	山地	12時間降雪の深さ10cm	波浪	有義波高			高潮	潮位			雷	落雷等により被害が予想される場合			融雪				濃霧	視程	100m		乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2			低温	最低気温-5℃以下			霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			着氷				着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	
高槻市		府県予報区	大阪府																																																																																																																																																																																																																																								
		一次細分区域	大阪府																																																																																																																																																																																																																																								
		市町村等をまとめた地域	北大阪																																																																																																																																																																																																																																								
		大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20																																																																																																																																																																																																																																							
			流域雨量指数基準	芥川流域=16.9	女瀬川流域=8.1																																																																																																																																																																																																																																						
		洪水	複合基準*1	女瀬川流域=(11.6.6)																																																																																																																																																																																																																																							
			指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]																																																																																																																																																																																																																																							
		暴風	平均風速	20m/s																																																																																																																																																																																																																																							
		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																							
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																							
山地			12時間降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																								
波浪	有義波高																																																																																																																																																																																																																																										
高潮	潮位																																																																																																																																																																																																																																										
警報	大雨	表面雨量指数基準	14																																																																																																																																																																																																																																								
		流域雨量指数基準	芥川流域=13.5																																																																																																																																																																																																																																								
	洪水	複合基準*1	芥川流域=(11.10.8)																																																																																																																																																																																																																																								
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]																																																																																																																																																																																																																																								
	強風	平均風速	12m/s																																																																																																																																																																																																																																								
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																								
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm																																																																																																																																																																																																																																							
			山地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																							
	波浪	有義波高																																																																																																																																																																																																																																									
	高潮	潮位																																																																																																																																																																																																																																									
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																									
	融雪																																																																																																																																																																																																																																										
	濃霧	視程	100m																																																																																																																																																																																																																																								
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%																																																																																																																																																																																																																																									
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2																																																																																																																																																																																																																																									
低温	最低気温-5℃以下																																																																																																																																																																																																																																										
霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																																																																										
着氷																																																																																																																																																																																																																																											
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃																																																																																																																																																																																																																																										
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																																																																									
高槻市	府県予報区	大阪府																																																																																																																																																																																																																																									
	一次細分区域	大阪府																																																																																																																																																																																																																																									
	市町村等をまとめた地域	北大阪																																																																																																																																																																																																																																									
	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20																																																																																																																																																																																																																																								
		流域雨量指数基準	芥川流域=16.2	女瀬川流域=8.7																																																																																																																																																																																																																																							
	洪水	複合基準*1	女瀬川流域=(11.7.2)																																																																																																																																																																																																																																								
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]																																																																																																																																																																																																																																								
	暴風	平均風速	20m/s																																																																																																																																																																																																																																								
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																								
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																							
山地			12時間降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																								
波浪	有義波高																																																																																																																																																																																																																																										
高潮	潮位																																																																																																																																																																																																																																										
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14																																																																																																																																																																																																																																								
		流域雨量指数基準	芥川流域=12.9																																																																																																																																																																																																																																								
	洪水	複合基準*1	芥川流域=(11.10.3)																																																																																																																																																																																																																																								
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方]、淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]																																																																																																																																																																																																																																								
	強風	平均風速	12m/s																																																																																																																																																																																																																																								
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																								
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm																																																																																																																																																																																																																																							
			山地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																							
	波浪	有義波高																																																																																																																																																																																																																																									
	高潮	潮位																																																																																																																																																																																																																																									
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																									
	融雪																																																																																																																																																																																																																																										
	濃霧	視程	100m																																																																																																																																																																																																																																								
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%																																																																																																																																																																																																																																									
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2																																																																																																																																																																																																																																									
低温	最低気温-5℃以下																																																																																																																																																																																																																																										
霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																																																																										
着氷																																																																																																																																																																																																																																											
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃																																																																																																																																																																																																																																										
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																																																																									
<p>※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。</p> <p>※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。</p> <p>※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。</p>	<p>※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。</p> <p>※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。</p> <p>※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。</p>																																																																																																																																																																																																																																										

**3 特別警報**  
 気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

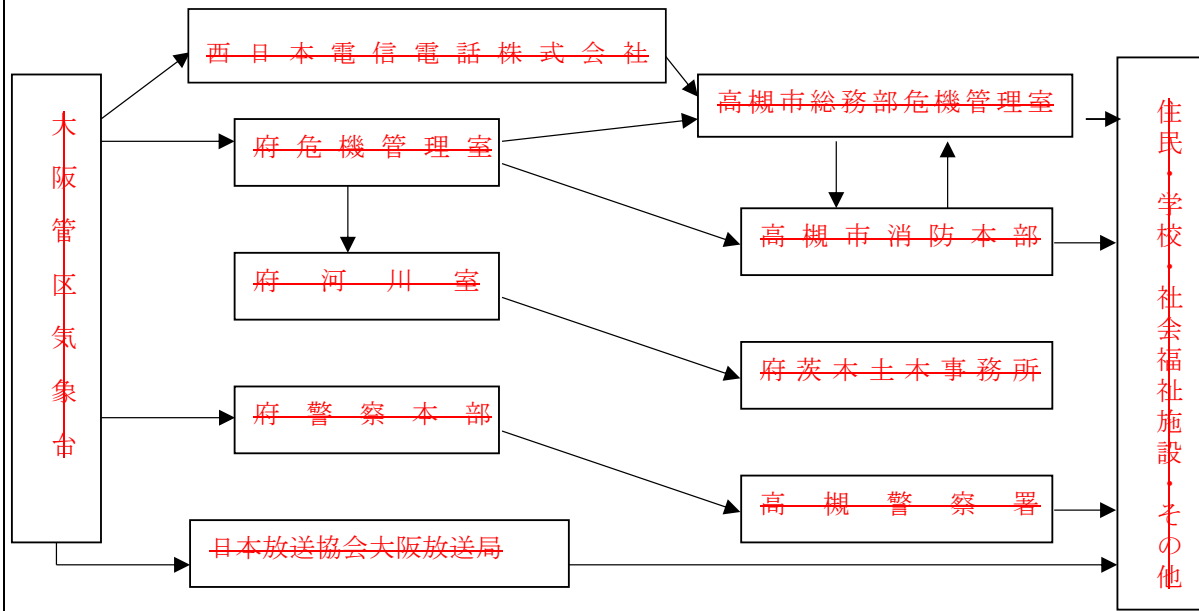
現象の種類	発表基準
現象の種類	発表基準

現行計画		修正計画（案）	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <del>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。</del>	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。
注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。 注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。		注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。 注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。	
現象の種類	発表基準	現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上の <u>大きさの地震動</u> が予想される場合。 <del>（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）</del>	地震（地震動）	震度6弱以上 <u>又は長周期地震動階級4の揺れ</u> が予想される場合
<b>4 気象情報</b> 気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。		<b>(4) 気象情報</b> 気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。 <b>(5) 竜巻注意情報</b> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当の一次細分区域名（本市は大阪府）を対象に発表される。有効期間は発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。</u> <u>特に、竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあっては、別の竜巻が府内や近隣府県で発生する確率が高まることから、同注意情報（【目撃情報あり】）が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。</u>	
<b>6 火災気象通報</b> 大阪管区気象台は、 <del>気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報するもので、府知事は、市町村長に伝達する。</del> <del>通報基準は大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。</del> <del>ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には火災気象通報として通報しないことがある。</del>		<del>(削除)</del>	
<b>7 火災警報</b> 市長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、 <del>必要により火災警報を発令するとともに、関係機関及び住民に周知する。</del>		<del>(削除)</del>	
<b>8 異常現象発見時の通報</b> 異常現象（火災、堤防等の漏水及び決壊、水位の異常、山崩れ、がけ崩れ、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、その他災害発生のおそれのある現象）を発見した者は、 <del>遅滞なく施設管理者、市長又は警察官に通報しなければならない。</del> <del>通報を受けた施設管理者又は警察官は、その旨を速やかに市長に、また、市長は、直ちに府、大阪管区気象台その他の関係機関に通報するとともに、住民に周知しなければならない。</del>		<del>(削除)</del>	
<b>9 ため池水位の通報</b> ため池の管理者は、 <del>ため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあることを認めるときは、直ちに市長に通報しなければならない。</del> <del>市長は前項の通報を受けたときは、直ちに大阪府北部農と緑の総合事務所に通報する。</del>		<del>(削除)</del>	

現行計画

40 気象予警報等の伝達系統図

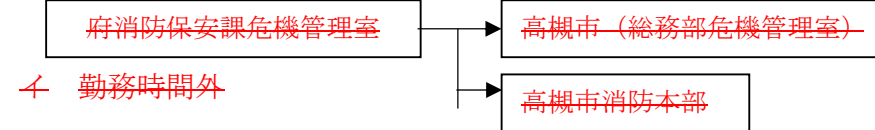
(1) 大阪管区气象台が発表するもの



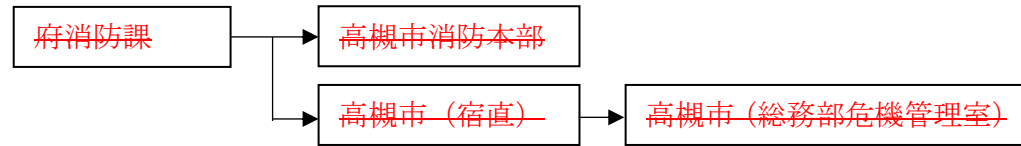
(注) 西日本電信電話株式会社からは警報のみ伝達される。

(2) 府危機管理室からの伝達系統

予 平常勤務時間内

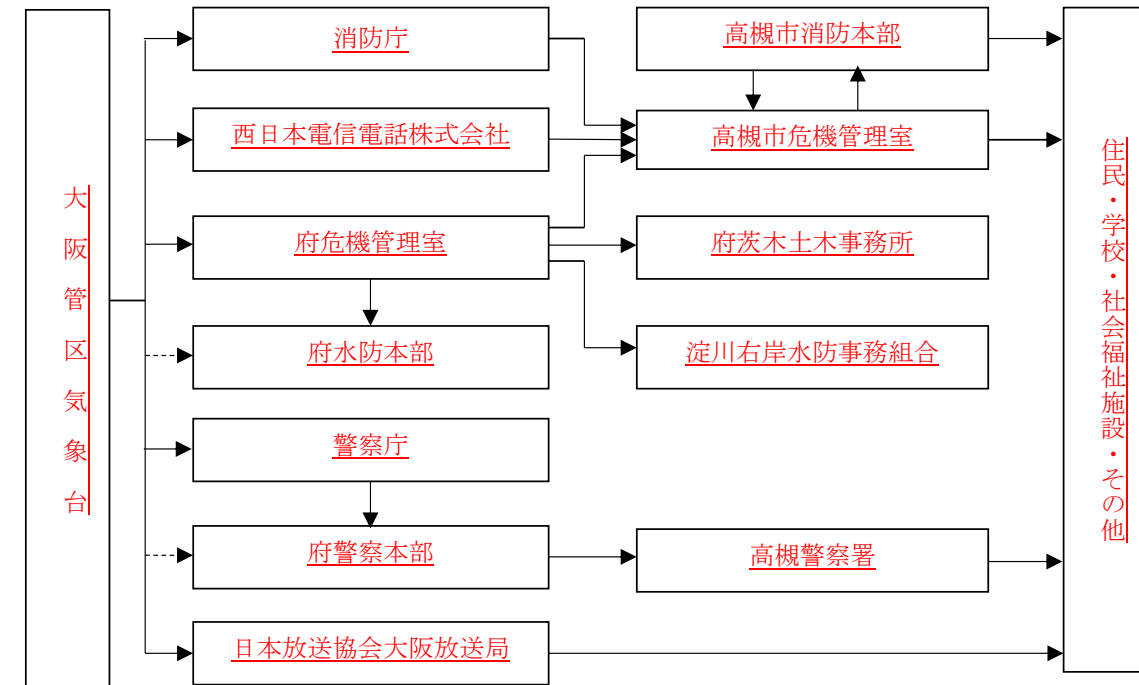


予 勤務時間外



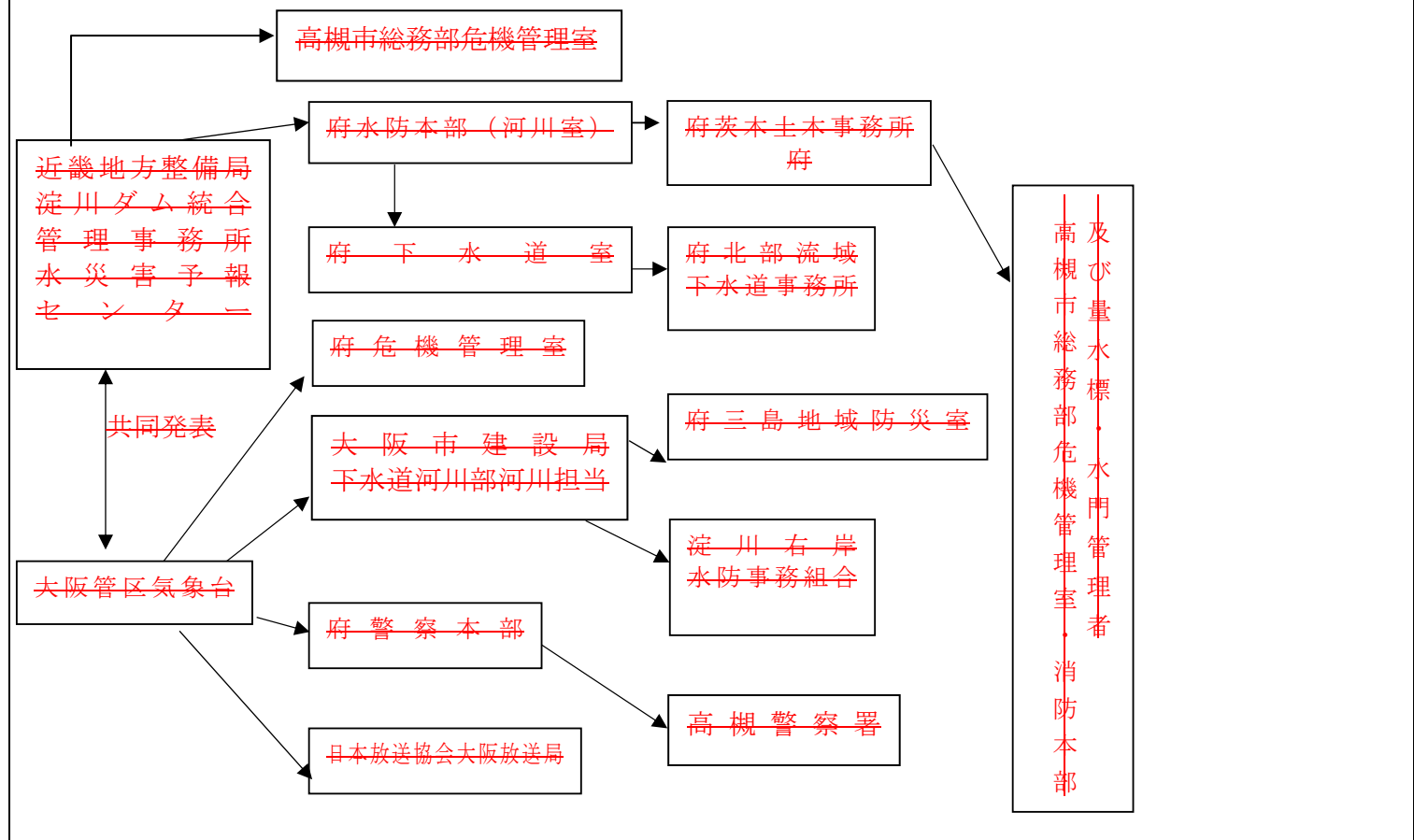
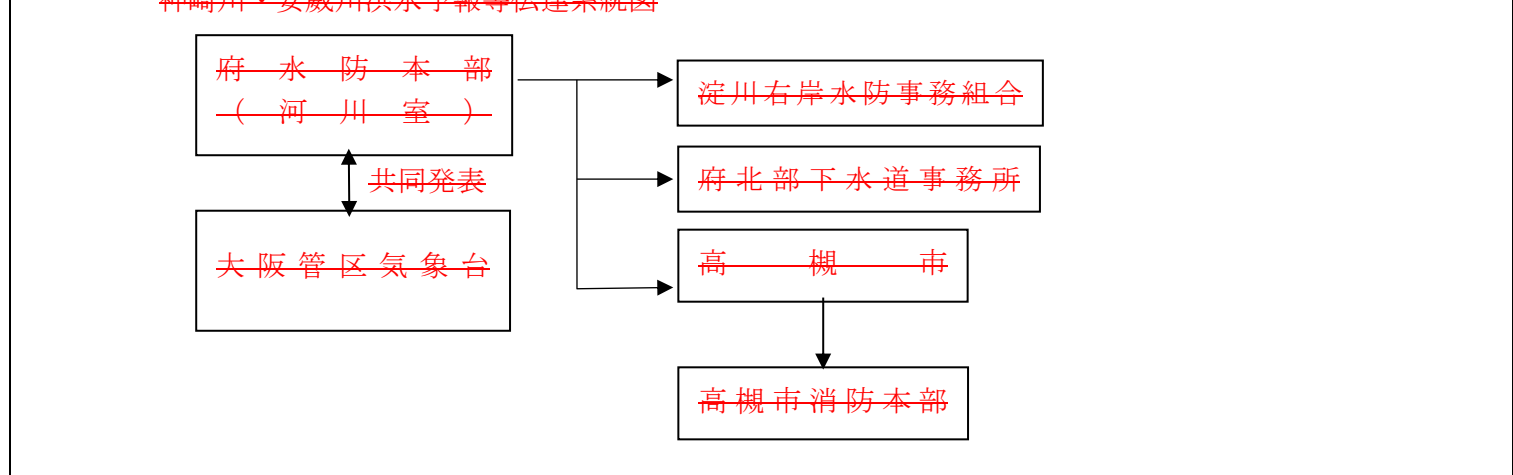
修正計画(案)

3 気象予警報等の伝達系統



(注) 西日本電信電話株式会社からは警報のみ伝達される。

(削除)

現行計画	修正計画（案）
<p><del>11 洪水予報（淀川、安威川）</del>  <del>(1) 淀川洪水予報淀川洪水予報等伝達系統図</del></p>  <p><del>(2) 神崎川・安威川洪水予報</del>  <del>神崎川・安威川洪水予報等伝達系統図</del></p> 	<p><del>(削除)</del></p>
<p><del>12 水防警報</del>  <del>河川による災害の発生が予想される場合に水防活動に関する警報として、淀川については国土交通大臣（淀川河川事務所）が、安威川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川については府知事（茨本土木事務所）が水防警報を発令する。</del></p>	<p><del>(削除)</del></p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>4 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報</u>          大阪管区気象台と近畿地方整備局は、淀川洪水予報実施要領に基づき、淀川の洪水予報を共同で発表する。（気</p>

現行計画

修正計画（案）

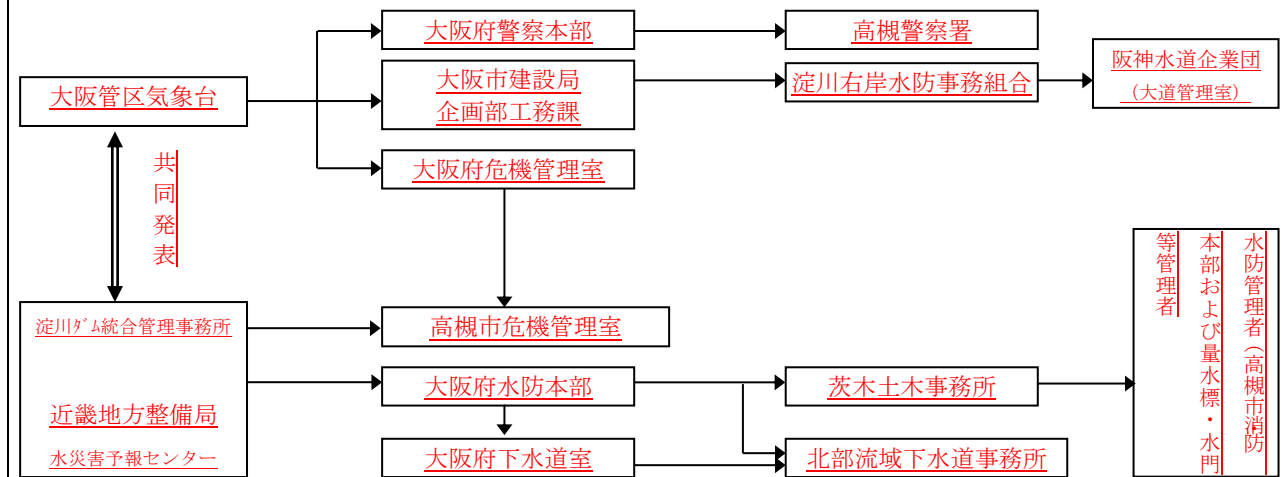
象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項

また、市は避難指示等の発令時には、必要に応じて近畿地方整備局に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。

(1) 発表基準

種類	発表基準
<u>氾濫注意情報 (洪水注意報)</u>	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<u>氾濫警戒情報 (洪水警報)</u>	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
<u>氾濫危険情報 (洪水警報)</u>	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
<u>氾濫発生情報 (洪水警報)</u>	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 通信連絡系統図



5 大阪管区气象台と府が共同で発表する洪水予報

大阪管区气象台と府は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき安威川の洪水予報を共同で発表する。（象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

また、市は避難指示等の発令時には、必要に応じて府に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。

現行計画

修正計画（案）

現行計画の内容は修正計画（案）の内容と一致するものと見なされる。

(1) 発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 神崎川・安威川洪水予報  
神崎川・安威川洪水予報通信連絡系統図

```

    graph TD
      A[大阪府水防本部] <-->|共同発表| B[大阪管区气象台]
      A --> C[淀川右岸水防事務組合]
      A --> D[大阪府北部流域下水道事務所]
      A --> E[高槻市]
      B --> F[大阪府危機管理室]
      B --> G[日本放送協会大阪放送局]
      B --> H[西日本電信電話株式会社五反田センター]
      B --> I[総務省消防庁]
      E --> J[高槻市消防本部]
  
```

第2 土砂災害警戒情報の伝達

1—警戒活動

市は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等を対象に防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努めるとともに、消防団や地元自主防災組織等からの情報収集やドローンを活用した被害状況等の把握を行う。

2—斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定主による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第2 土砂災害警戒情報の伝達  
(削除)

現行計画

修正計画(案)

3-土砂災害警戒情報の伝達

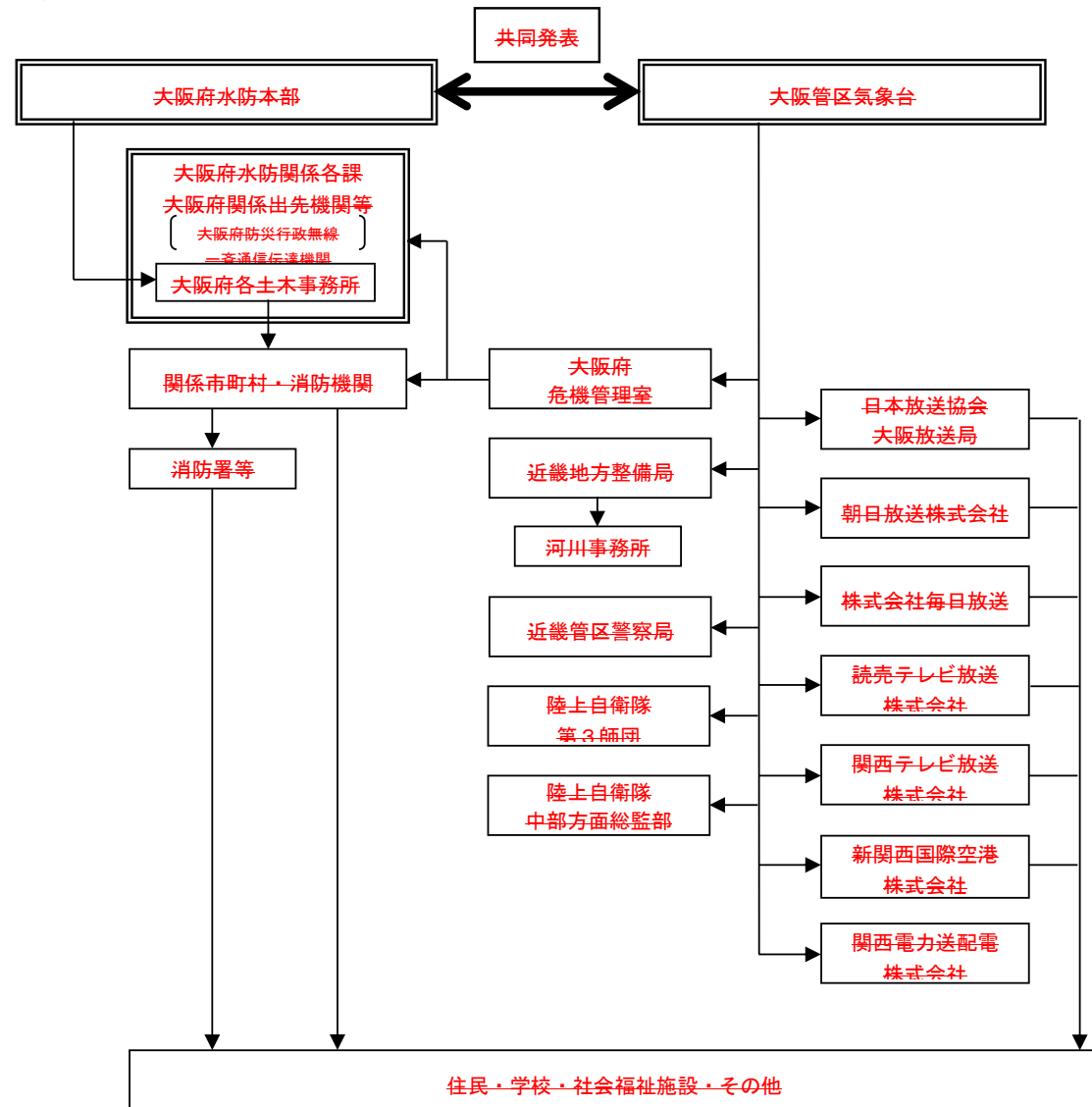
~~府及び大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。~~

~~(1) 土砂災害警戒情報の留意点~~

~~土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。~~

~~また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。~~

(2) 災害警戒情報伝達系統図



(削除)



現行計画

(新設)

修正計画(案)

1 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区气象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)

(1) 土砂災害警戒情報の留意点

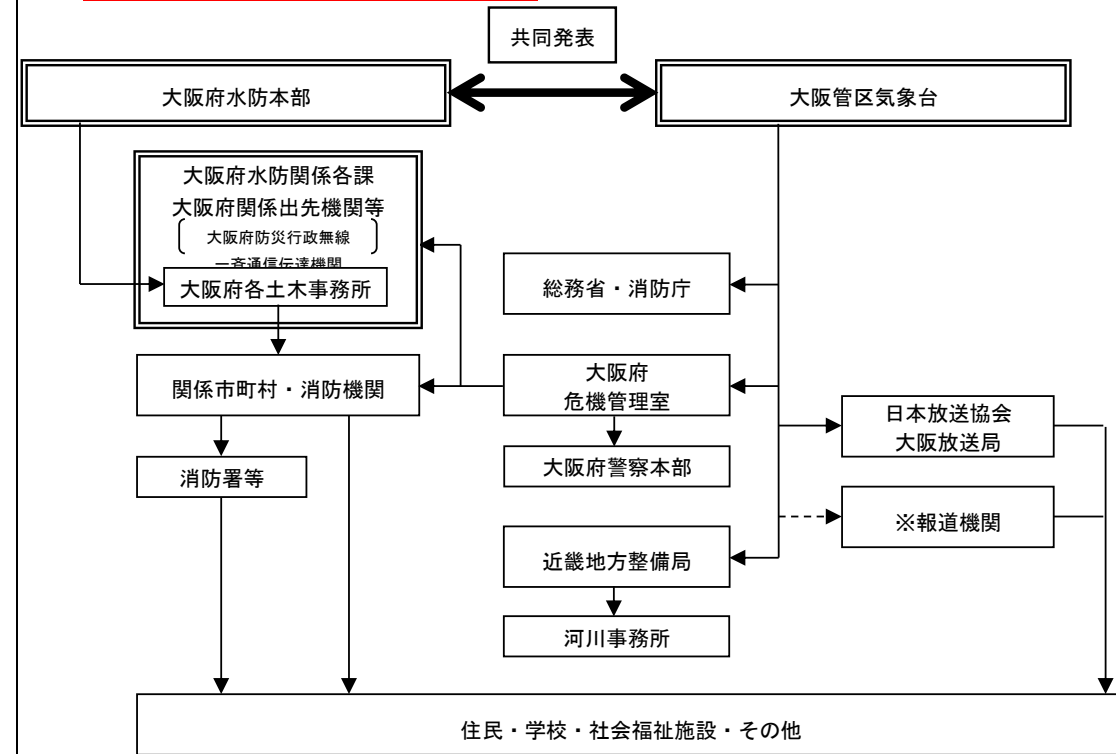
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※ 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

(2) 土砂災害警戒情報伝達系統図



※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達

4 避難勧告等の発令及び判断基準(土砂災害)

市は、府及び大阪管区气象台から発表される土砂災害警戒情報等の発表を受けた場合には、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき避難勧告等の発令を行う。

避難勧告等については、本編129頁(第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急

(削除)

現行計画		修正計画（案）		
<p><del>対策</del> 第1章「初動期の活動」第9節「避難誘導」第1「避難勧告等の発令」を参照。            また、「土砂災害警戒情報」については、本編227頁（第4編「風水害等応急対策及び復旧・復興対策」第1部「風水害等応急対策」第1章「災害警戒期の活動」第3節「警戒活動」第4「土砂災害警戒活動」3「土砂災害警戒情報の伝達」）を参照。            【判断基準】</p>				
種別	判断基準	(削除)		
〔警戒レベル3〕 避難準備・高齢者等 避難開始	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度2に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合</li> <li>避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合</li> </ul>			
〔警戒レベル4〕 避難勧告	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合（土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度3に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合）</li> <li>土砂災害の前兆現象の発生が確認された場合</li> </ul>			
避難指示（緊急）	次に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合（土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュが危険度4に到達した場合）</li> </ul>			
〔警戒レベル5〕 災害発生情報	次に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害が発生した場合</li> </ul>			
<p>※避難情報発令時には、気象状況や災害状況の変化に応じ判断基準を考慮するものとする。            【発令対象地域】            土砂災害警戒区域の指定がある地域</p>		(削除)		
<p>5 要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達            [資料編 資 114 頁他]            市は、府等から土砂災害警戒情報等の発表を受けた場合、土砂災害の警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難行動の確保を図る必要のある施設のうち、名称及び所在地を定めた施設に対して、土砂災害警戒情報等を避難情報と合わせて直接伝達する。</p>		(削除)		
(新規)		<b>第3 地震情報</b>		
		<b>1 地震情報</b>		
		地震情報の種類	発表基準	内容
		震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。		
震源・震度に関する情報 （注1）	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>震度3以上</li> <li>大津波警報、津波警報または津波注意報発表時</li> <li>若干の海面変動が予想される場合</li> </ul>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。		

現行計画	修正計画（案）					
	<p>各地の震度に関する情報 (注1)</p>	<p>・緊急地震速報（警報）を 発表した場合</p>				
	<p>・震度1以上</p>	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>				
	<p>推計震度分布図</p>	<p>・震度5弱以上</p>				
	<p>長周期地震動に関する観測情報</p>	<p>・長周期地震動階級1以上</p>				
	<p>遠地地震に関する情報</p>	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>				
	<p>その他の情報</p>	<p>長周期地震動階級1以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から10分程度でオンライン配するとともに、気象庁ホームページに掲載。</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> <p>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</p>				
	<p><b>2 緊急地震速報</b></p> <p>(1) 発表等</p> <p>気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上又は長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 伝達</p> <p>気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p>					
<p>(新規)</p>	<p><b>第4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</b></p> <p><b>1 キキクル等の種類と概要</b></p> <table border="1" data-bbox="1475 1837 2902 1911"> <thead> <tr> <th data-bbox="1475 1837 1902 1875">種 類</th> <th data-bbox="1902 1837 2902 1875">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1475 1875 1902 1911">土砂キキクル（大雨警報（土砂災</td> <td data-bbox="1902 1875 2902 1911">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の傾</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の傾
種 類	概 要					
土砂キキクル（大雨警報（土砂災	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の傾					

現行計画	修正計画（案）	
	<u>害)の危険度分布)</u>	域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	<u>流域雨量指数の予測値</u>	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

**第3 住民への周知**  
 市は、防災行政無線、ホームページ、広報車、ケーブルテレビ、SNS等を利用し、~~又は状況に応じて高槻市コミュニティ市民会議緊急連絡網等により~~、住民及び要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、気象予警報や避難情報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。  
 周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、地域の団体、福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

**第5 住民への周知**  
 市は、防災行政無線、ホームページ、広報車、ケーブルテレビ、SNS等を利用し、住民及び要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、気象警報や避難情報等を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒域内にある要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、水防法第15条及び土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、洪水予報や土砂災害警戒情報等を、避難情報と合わせて伝達する。  
 周知に当たっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、地域の団体、福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。  
市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。  
道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

**第2節 警戒活動**

市及び防災関係機関は、~~淀川等、本市域における諸河川、水路及びため池の洪水による災害の発生に備え、警戒活動を行う。~~  
[水防組織の基本的な受け持ち区域]

**第2節 警戒活動**

市及び防災関係機関は、連携して正確な気象情報を収集、把握し状況に応じた警戒体制をとる。

河川名	淀川右岸水防事務組合	高槻市
淀川	本市域全域	
芥川	<del>-(右岸)淀川合流点から女瀬川合流点まで</del> <del>-(左岸)淀川合流点から阪急京都線まで</del>	<del>-(右岸)女瀬川合流点から上流</del> <del>-(左岸)阪急京都線から上流</del>
檜尾川	淀川合流点からJR東海道線まで	JR東海道線から上流
女瀬川		全流域

(削除)

現行計画		修正計画（案）																					
<del>東 檜 尾 川</del> <del>西 檜 尾 川</del> <del>真 如 寺 川</del> <del>東 山 川</del> <del>西 山 川</del>	<del>全 流 域</del>																						
<b>第1 気象観測情報の収集伝達</b> <b>1 雨量</b> [資料編 資 64頁他] 市域に設置された、雨量計により通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、 <del>逐次</del> 相互に情報伝達をする。 夜間、休日時には、自動電話応答装置により、 <del>予め</del> 指定された市職員への個別通知を実施する。		<b>第1 気象観測情報の収集伝達</b> <b>1 雨量</b> [資料編 資 73頁他] 市域内の雨量計が通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、相互に情報伝達をする。夜間、休日時には、自動電話応答装置等により、 <u>あらかじめ</u> 指定された市職員への個別通知を実施する。																					
<b>2 河川・水路、ため池の水位</b> [資料編 資 65頁他] 市域に設置された河川・水路の水位計により通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、 <del>逐次</del> 相互に情報伝達をする。 <del>夜間、休日時には、自動電話応答装置により、予め指定された市職員への個別通知を実施する。</del> 大阪府水防計画による市域の防災重点ため池（B級1箇所・C級 <del>15</del> 箇所）の水位の情報収集に <u>努め</u> 、防災関係機関に情報伝達を行う。		<b>2 河川・水路、ため池の水位</b> [資料編 資 74頁他] 市域内の河川・水路の水位計が通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、相互に情報伝達をする。夜間、休日時には、自動電話応答装置等により、あらかじめ指定された市職員への個別通知を実施する。 <u>また、</u> 大阪府水防計画における市域の防災重点ため池（B級1か所・C級13か所）の <u>水位状況をため池管理者から</u> 情報収集を行い、防災関係機関に情報伝達を行う																					
<b>3 情報交換</b> <del>水防管理者（市長）、淀川右岸水防事務組合、茨本土本事務所、北部農と緑の総合事務所及び高槻警察署は、常に連絡をとり、情報を共有する。</del>		<b>3 情報交換</b> <u>市及び防災関係機関は、気象観測情報等の交換に努める。</u>																					
<b>第2 洪水予報、水位到達情報、水防警報及び水防情報</b>		<b>第2 水防警報及び洪水予報、水位到達情報等</b> [水防組織の基本的な受け持ち区域]																					
(新規)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 45%;">淀川右岸水防事務組合</th> <th style="width: 40%;">高槻市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淀川</td> <td>本市域全域</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">芥川</td> <td>(右岸) 淀川合流点から女瀬川合流点まで</td> <td>(右岸) 女瀬川合流点から上流</td> </tr> <tr> <td>(左岸) 淀川合流点から阪急京都線まで</td> <td>(左岸) 阪急京都線から上流</td> </tr> <tr> <td>檜尾川</td> <td>淀川合流点からJR東海道線まで</td> <td>JR東海道線から上流</td> </tr> <tr> <td>女瀬川</td> <td></td> <td>全流域</td> </tr> <tr> <td>東檜尾川 西檜尾川 真如寺川 東山川 西山川</td> <td></td> <td>全流域</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	淀川右岸水防事務組合	高槻市	淀川	本市域全域		芥川	(右岸) 淀川合流点から女瀬川合流点まで	(右岸) 女瀬川合流点から上流	(左岸) 淀川合流点から阪急京都線まで	(左岸) 阪急京都線から上流	檜尾川	淀川合流点からJR東海道線まで	JR東海道線から上流	女瀬川		全流域	東檜尾川 西檜尾川 真如寺川 東山川 西山川		全流域
河川名	淀川右岸水防事務組合	高槻市																					
淀川	本市域全域																						
芥川	(右岸) 淀川合流点から女瀬川合流点まで	(右岸) 女瀬川合流点から上流																					
	(左岸) 淀川合流点から阪急京都線まで	(左岸) 阪急京都線から上流																					
檜尾川	淀川合流点からJR東海道線まで	JR東海道線から上流																					
女瀬川		全流域																					
東檜尾川 西檜尾川 真如寺川 東山川 西山川		全流域																					
<del>第2 洪水予報、水位到達情報、水防警報及び水防情報</del>		(削除)																					

現行計画

修正計画(案)

~~1 洪水予報~~

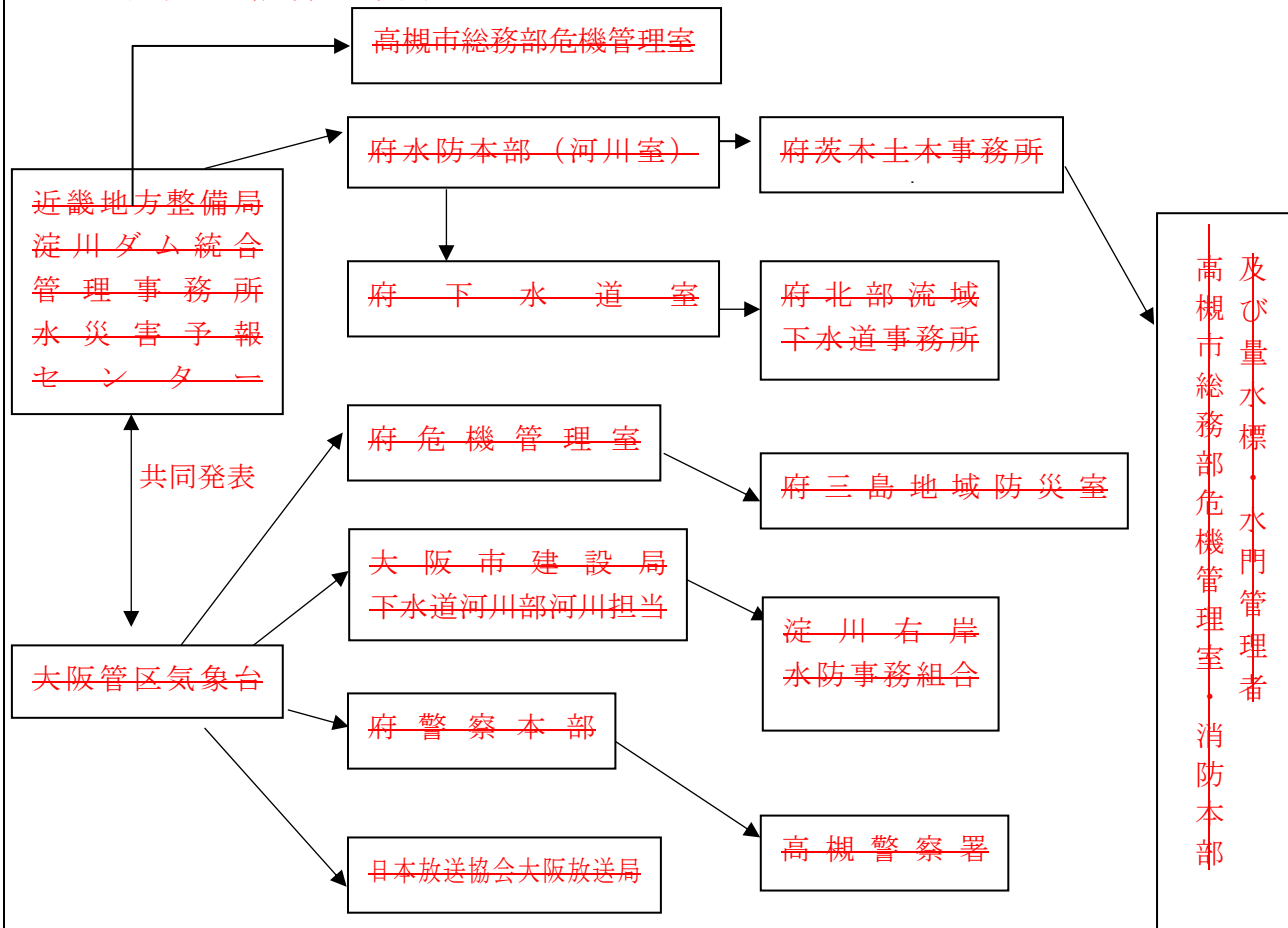
~~近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して淀川洪水予報実施要領に基づき洪水予報を、府と大阪管区気象台は共同して府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき洪水予報を発表する。また、市は洪水時における避難勧告等の発令時には、必要に応じて近畿地方整備局や府に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。~~

~~(1) 淀川洪水予報~~

~~淀川の洪水に関する予報は、淀川洪水予報実施要領に基づき、近畿地方整備局及び大阪管区気象台が共同で行う。~~

<del>種 類</del>	<del>発 表 の 基 準</del>
<del>淀川氾濫注意情報 (洪水注意報)</del>	<del>枚方地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</del>
<del>淀川氾濫警戒情報 (洪水警報)</del>	<del>枚方地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</del>
<del>淀川氾濫危険情報 (洪水警報)</del>	<del>枚方地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。</del>
<del>淀川氾濫発生情報 (洪水警報)</del>	<del>淀川の洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。</del>

淀川洪水予報等伝達系統図

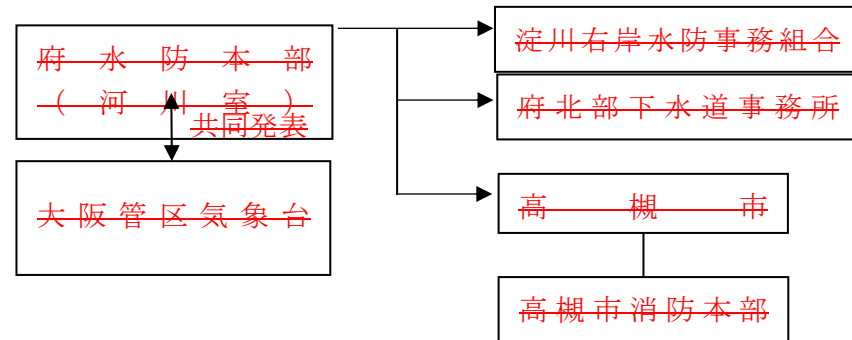


現行計画

~~(2) 神崎川・安威川洪水予報  
安威川の洪水に関する予報は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき、府及び大阪管区气象台が共同で行う。~~

<del>種 類</del>	<del>発 表 の 基 準</del>
<del>氾濫注意情報 (洪水注意報)</del>	<del>千歳橋の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</del>
<del>氾濫警戒情報 (洪水警報)</del>	<del>千歳橋の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</del>
<del>氾濫危険情報 (洪水警報)</del>	<del>千歳橋の水位が氾濫危険水位に達したとき。</del>
<del>氾濫発生情報 (洪水警報)</del>	<del>安威川の洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。</del>

神崎川・安威川洪水予報等伝達系統図



~~2 水位周知河川(芥川(芥川橋)、女瀬川(天堂橋)、檜尾川(檜尾川橋)、水無瀬川(水無瀬橋))  
府知事が洪水予報以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。~~

<del>発 表 情 報</del>	<del>発 表 の 基 準</del>
<del>氾濫警戒情報</del>	<del>対象量水標で避難判断水位に達した場合。</del>
<del>氾濫危険情報 (洪水特別警戒水位到達情報)</del>	<del>対象量水標で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した場合。</del>
<del>氾濫発生情報</del>	<del>水位周知区間で氾濫が発生した場合。</del>

3 水位到達情報の伝達

府知事は、水位周知河川(芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川)において、洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、警戒水位(氾濫注意水位)を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣が発表する水防警報(淀川)

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発表し、府知事(水防本部長)に通知し、淀川右岸水防事務組合及び市に伝達する。

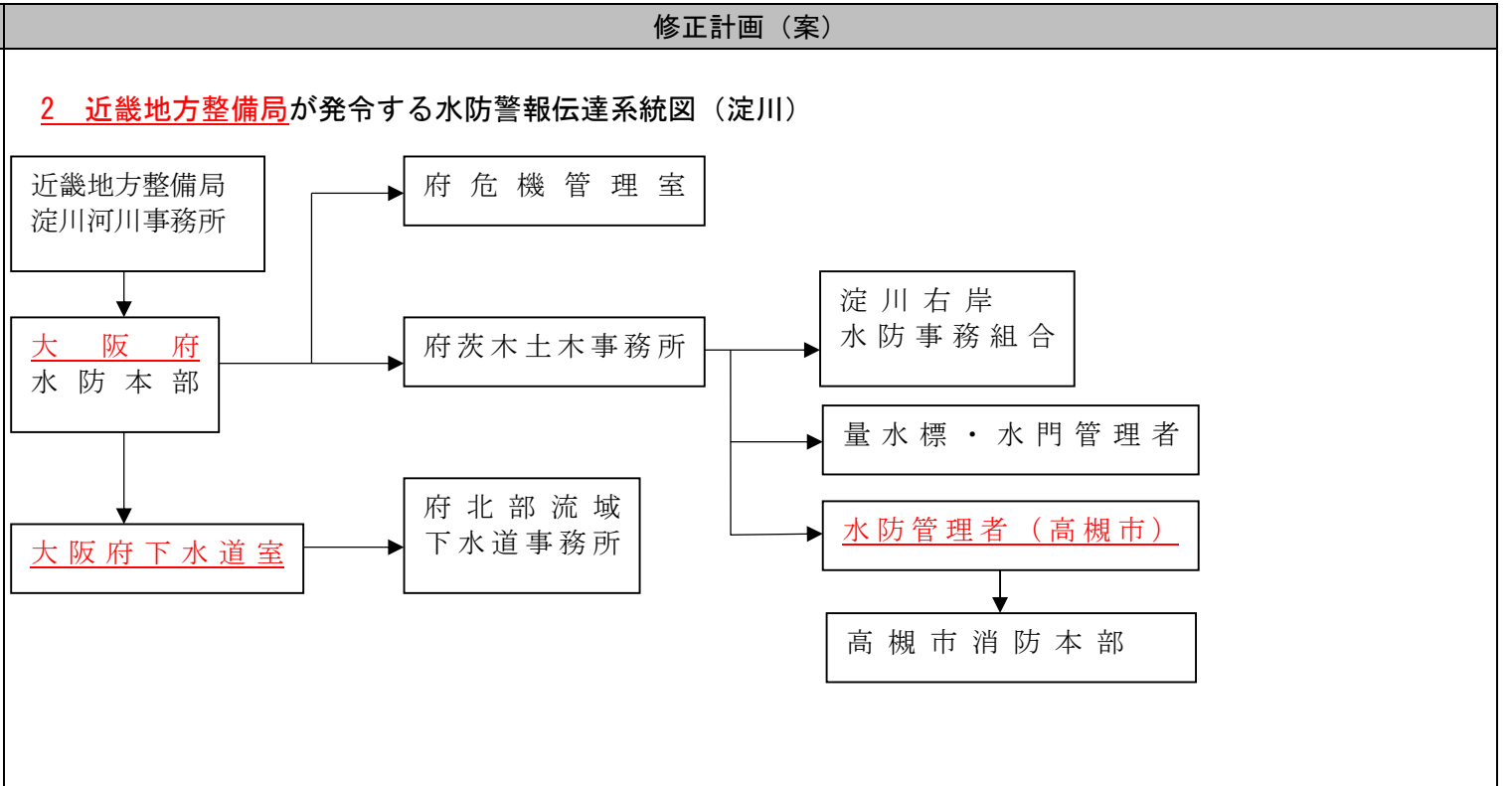
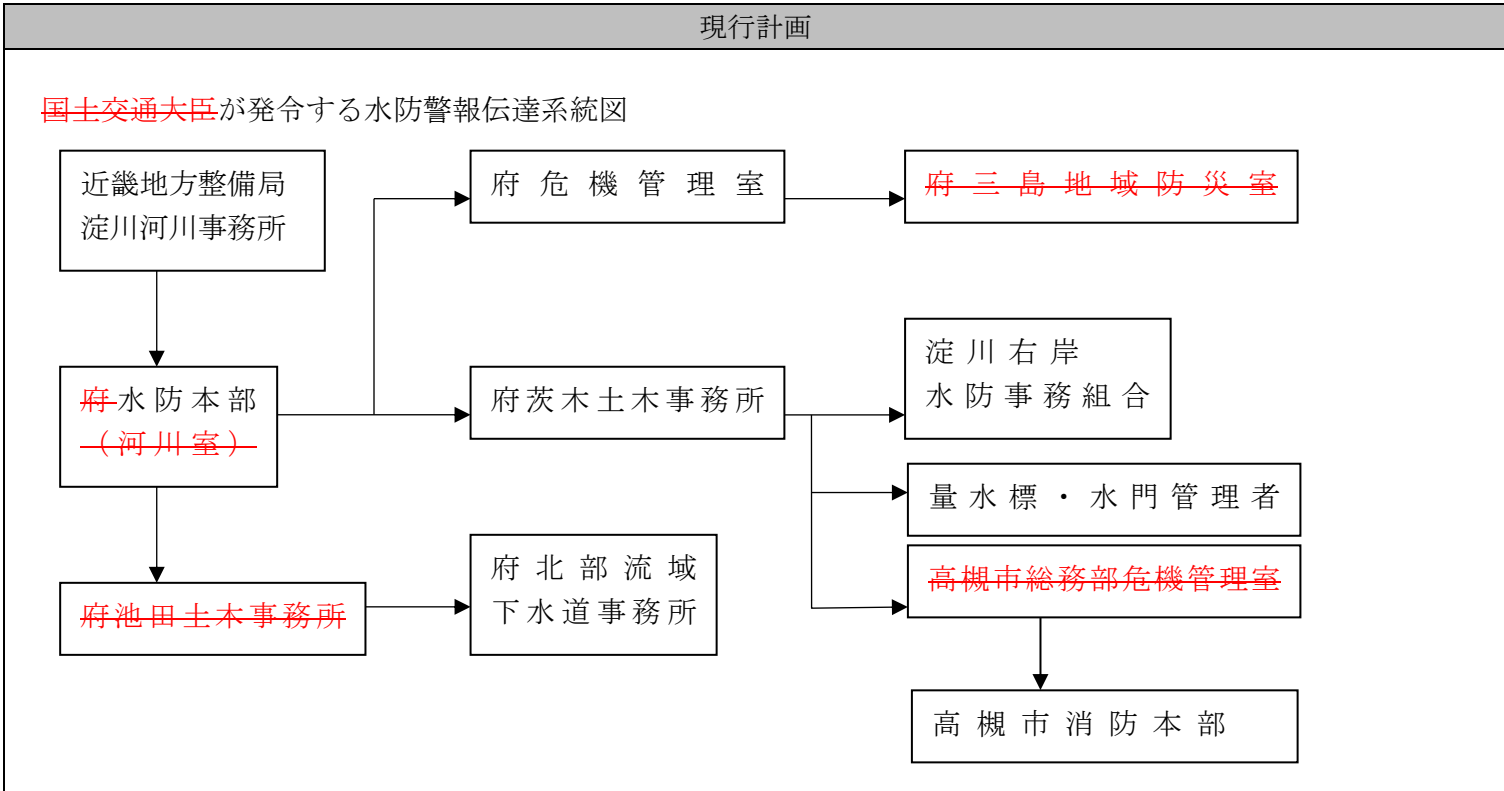
種 別	発 令 の 時 期
待 機	水防団待機水位(通報水位)を超したとき
準 備	氾濫注意水位(警戒水位)を超す3時間前
出 動	氾濫注意水位(警戒水位)を超す2時間前
解 除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下になり、水防活動を必要としなくなったとき

修正計画(案)

1 近畿地方整備局が発表する水防警報(淀川)

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発表し、府知事(水防本部長)に通知し、淀川右岸水防事務組合及び市に伝達する。

種 別	発 令 の 時 期
待 機	水防団待機水位(通報水位)を超したとき
準 備	氾濫注意水位(警戒水位)を超す3時間前
出 動	氾濫注意水位(警戒水位)を超す2時間前
解 除	水防活動の終わるとき

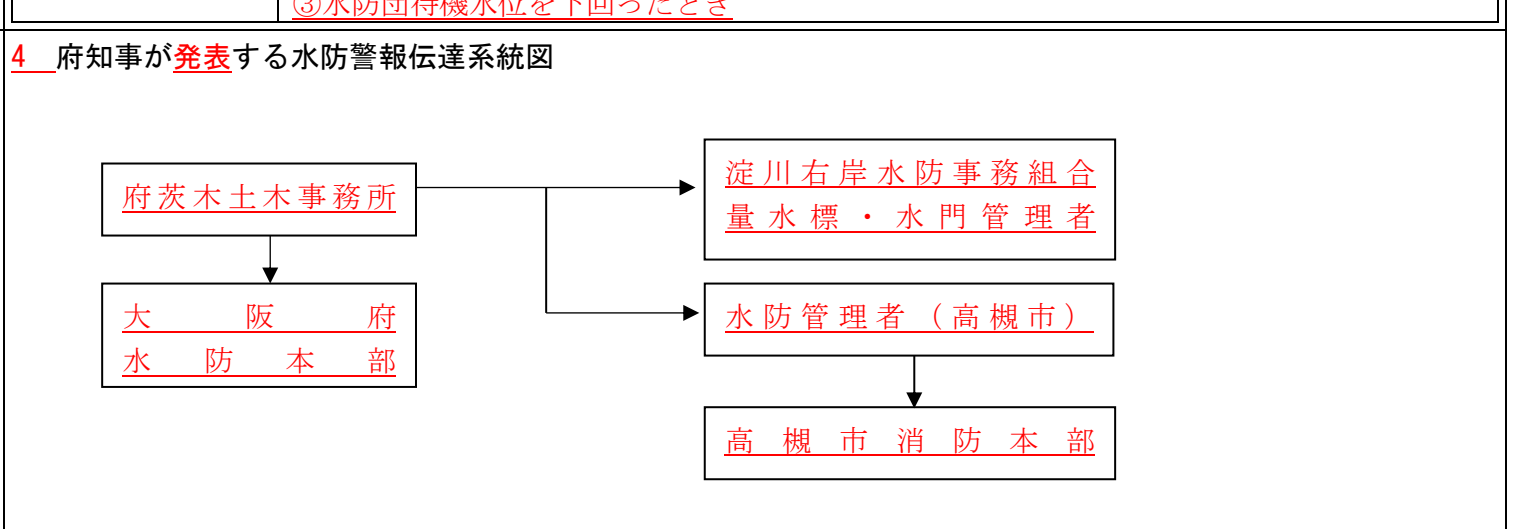
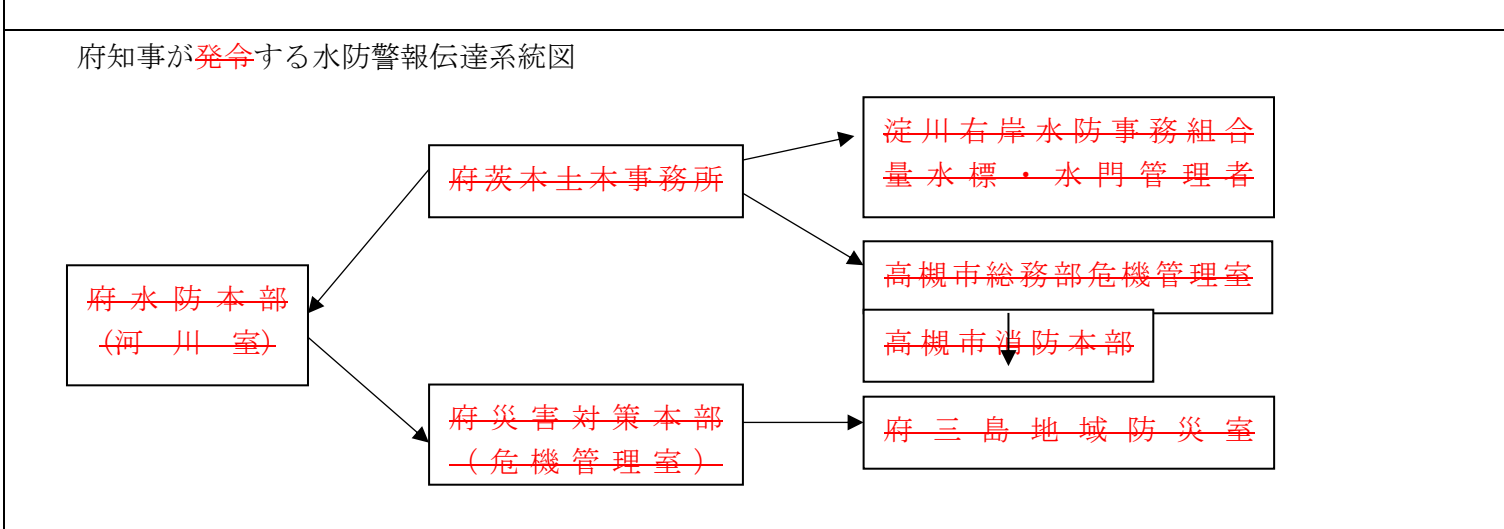


5 大阪府知事が発表する水防警報(芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川)  
 府知事が指定する河川(芥川・女瀬川・檜尾川・水無瀬川)において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、茨木土木事務所長は、直ちに水防警報を発し、水防管理者(市長)に通知するとともに、水防本部に通知する。

種別	発令の時期
準備	水防団待機水位(通報水位)に達したとき
出動	氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき 氾濫注意水位(警戒水位)に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
解除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下になり、水防活動を必要としなくなったとき
準備解除	水防団待機水位(通報水位)を下回ったとき、又は、水防団待機水位(通報水位)を上回っている状況で大雨(洪水)注意報が解除されたとき

3 知事が発表する水防警報(芥川・女瀬川・檜尾川・安威川・水無瀬川)  
 府知事が指定する河川(芥川・女瀬川・檜尾川・安威川・水無瀬川)において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長(茨木土木事務所長)は、直ちに水防警報を発し、水防管理者(市長)に通知するとともに、水防本部に通知する。

種別	発令の時期
準備	水防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇のおそれがあるとき
出動	①氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあるとき ②氾濫注意水位(警戒水位)を超えることが予想されるとき
解除	①水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降、又は以上であっても水防活動を必要としなくなったとき ②水防団待機水位を上回っている状態で出動態勢に入らないまま、氾濫注意水位を超えるおそれがなく、水防活動を必要としなくなったとき、または大雨(洪水)注意報が解除されたとき ③水防団待機水位を下回ったとき





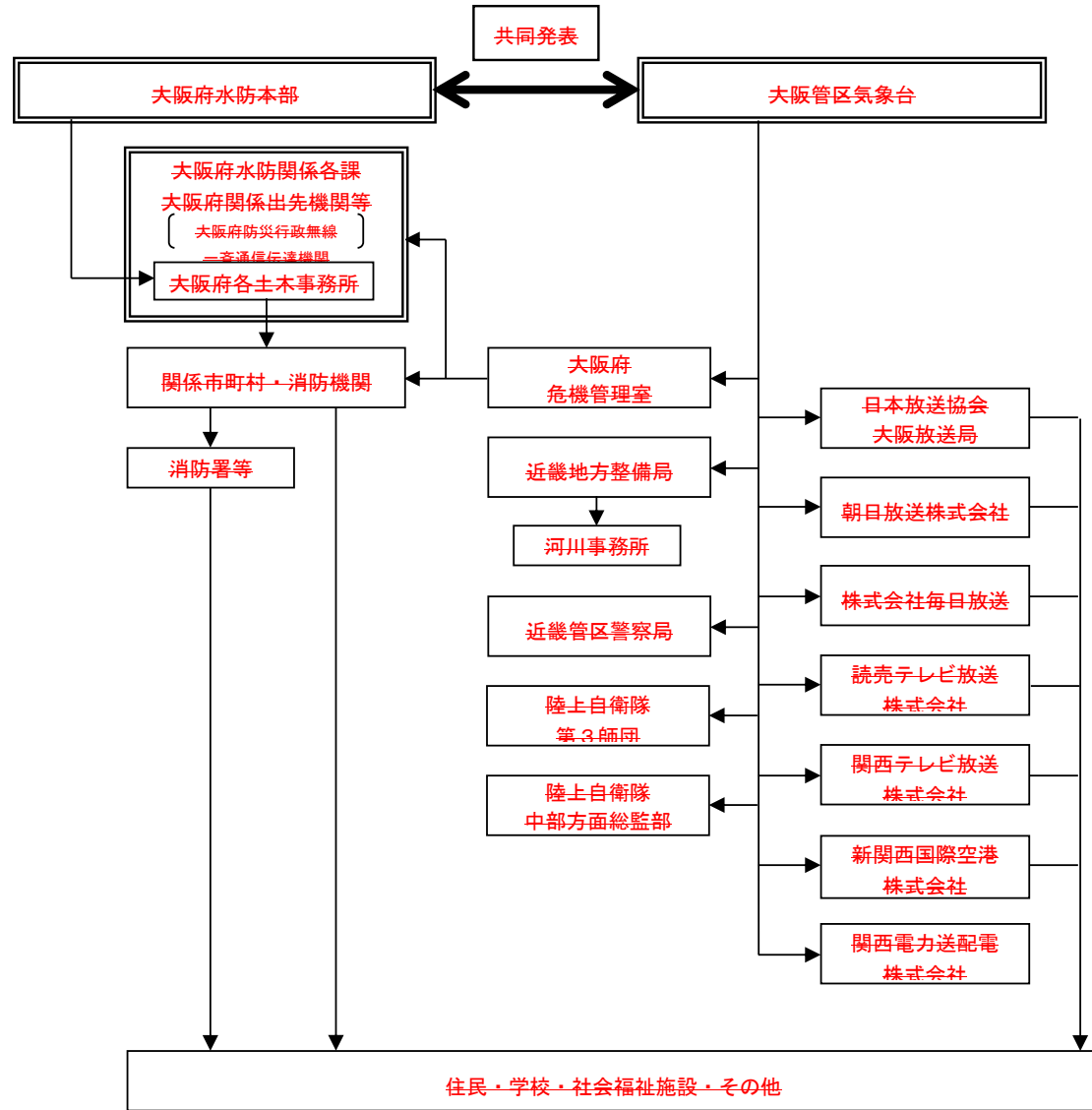
現行計画	修正計画（案）										
<p><u>(新規)</u></p>	<p><b>5 水防情報</b>  <u>淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府知事（水防本部長）に通知し、自ら掌握した情報もあわせて、淀川右岸水防事務組合及び市に通知する。</u></p> <p><b>6 洪水予報</b>            (1) <u>淀川洪水予報</u>            淀川の洪水に関する予報は、淀川洪水予報実施要領に基づき、近畿地方整備局及び大阪管区気象台が共同で行い、府及び水防管理者（市長）に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。            (2) <u>神崎川・安威川洪水予報</u>            安威川の洪水に関する予報は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき、府及び大阪管区気象台が共同で行い、水防管理者（市長）に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p>										
<p><u>(新規)</u></p>	<p><b>7 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表（水位周知河川（芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川））</b>  <u>府は、水位周知河川（府 管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川）について、避難判断水位（高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1537 758 2626 926"> <thead> <tr> <th>発表情報</th> <th>発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>対象量水標で避難判断水位に達した場合。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 （洪水特別警戒水位到達情報）</td> <td>対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した場合。</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>水位周知区間で氾濫が発生した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	発表情報	発表の基準	氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に達した場合。	氾濫危険情報 （洪水特別警戒水位到達情報）	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した場合。	氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合。		
発表情報	発表の基準										
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に達した場合。										
氾濫危険情報 （洪水特別警戒水位到達情報）	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した場合。										
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合。										
<p><b>6 その他河川</b> (略)</p>	<p><b>8 その他河川</b> (略)</p>										
<p><del>7 避難勧告等の発令及び判断基準（外水）</del>  <del>市は、河川管理者等から洪水予報、水位到達情報及び水防警戒の発表並びに通知を受けた場合には、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき避難勧告等の発令を行う。</del>  <del>避難勧告等については、本編129頁（第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第9節「避難誘導」第1「避難勧告等の発令」）を参照。</del></p> <p><del>【判断基準】</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>〔警戒レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始</del></td> <td><del>次のいずれかに該当する場合                ・水位観測所において、避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれる場合                ・河川管理者より、氾濫警戒情報が発表された場合                ・避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合</del></td> </tr> <tr> <td><del>〔警戒レベル4〕 避難勧告</del></td> <td><del>次のいずれかに該当する場合                ・水位観測所において、氾濫危険水位に到達した場合                ・河川管理者より、氾濫危険情報が発表された場合                ・異常な漏水、浸食により決壊のおそれが高まった場合</del></td> </tr> <tr> <td><del>避難指示（緊急）</del></td> <td><del>次に該当する場合                ・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合                （氾濫危険水位を突破し、堤防からの越水・溢水のおそれや、漏水、浸食のおそれが極めて高まった場合など）</del></td> </tr> <tr> <td><del>〔警戒レベル5〕 災害発生情報</del></td> <td><del>次のいずれかに該当する場合                ・決壊や越水・溢水が発生した場合                ・河川管理者より、氾濫発生情報が発表された場合</del></td> </tr> </tbody> </table>	種別	判断基準	<del>〔警戒レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始</del>	<del>次のいずれかに該当する場合                ・水位観測所において、避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれる場合                ・河川管理者より、氾濫警戒情報が発表された場合                ・避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合</del>	<del>〔警戒レベル4〕 避難勧告</del>	<del>次のいずれかに該当する場合                ・水位観測所において、氾濫危険水位に到達した場合                ・河川管理者より、氾濫危険情報が発表された場合                ・異常な漏水、浸食により決壊のおそれが高まった場合</del>	<del>避難指示（緊急）</del>	<del>次に該当する場合                ・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合                （氾濫危険水位を突破し、堤防からの越水・溢水のおそれや、漏水、浸食のおそれが極めて高まった場合など）</del>	<del>〔警戒レベル5〕 災害発生情報</del>	<del>次のいずれかに該当する場合                ・決壊や越水・溢水が発生した場合                ・河川管理者より、氾濫発生情報が発表された場合</del>	<p><u>(削除)</u></p>
種別	判断基準										
<del>〔警戒レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始</del>	<del>次のいずれかに該当する場合                ・水位観測所において、避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれる場合                ・河川管理者より、氾濫警戒情報が発表された場合                ・避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合</del>										
<del>〔警戒レベル4〕 避難勧告</del>	<del>次のいずれかに該当する場合                ・水位観測所において、氾濫危険水位に到達した場合                ・河川管理者より、氾濫危険情報が発表された場合                ・異常な漏水、浸食により決壊のおそれが高まった場合</del>										
<del>避難指示（緊急）</del>	<del>次に該当する場合                ・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合                （氾濫危険水位を突破し、堤防からの越水・溢水のおそれや、漏水、浸食のおそれが極めて高まった場合など）</del>										
<del>〔警戒レベル5〕 災害発生情報</del>	<del>次のいずれかに該当する場合                ・決壊や越水・溢水が発生した場合                ・河川管理者より、氾濫発生情報が発表された場合</del>										
<p><del>※避難情報発令時には、気象状況や災害状況の変化に応じ判断基準を考慮するものとする。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>										

現行計画	修正計画（案）
<p><del>【発令対象地域】</del>  <del>想定浸水深0.5m以上の地域及び河川浸食等を考慮し河川に隣接する住戸がある地域</del></p>	
<p><del>8 ホットライン</del>  <del>市は、河川の水位状況については、河川管理者とのホットラインにより、また、気象状況については大阪管区气象台とのホットラインにより、迅速な情報共有に務めるものとする。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><del>9 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達</del> <del>〔資料編 資114頁他〕</del>  <del>市は、河川管理者等から洪水予報、水位到達情報又は水防警報の発表及び通知を受けた場合、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難行動の確保を図る必要のある施設のうち、名称及び所在地を定めた施設に対して、洪水予報等を避難情報と合わせて直接伝達する。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><b>第3 水防活動</b>          水防管理団体である市及び淀川右岸水防事務組合は、市域において洪水等の災害の発生が予想される場合は、府、近畿地方整備局等と連携し、水防活動を実施する。          (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。          (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに<del>茨本土木事務所長</del>に報告する。              ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等              イ 堤防からの<del>溢</del>水状況              ウ 樋門の水漏れ              エ 橋梁等構<del>造</del>物の異常              オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等          (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。          (4) 樋門等の遅滞のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。          (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。</p>	<p><b>第3 水防活動</b>          水防管理団体である市及び淀川右岸水防事務組合は、市域において洪水等の災害の発生が予想される場合は、府、近畿地方整備局等と連携し、水防活動を実施する。          (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。          (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに<del>現地指導班長</del>（<del>茨本土木事務所長</del>）に報告する。              ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等              イ 堤防からの<del>越</del>水状況              ウ 樋門の水漏れ              エ 橋梁等構<del>築</del>物の異常              オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等          (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。          (4) 樋門等の遅滞のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。          (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。</p>
<p><b>第4 土砂災害警戒活動</b></p>	<p><b>第4 土砂災害警戒活動</b>  <del>市及び府は、豪雨等によって生じる土砂災害に備え体制を整備し、情報の収集・伝達及び避難誘導の活動等に努めるとともに、非常時においては団体相互の協力及び応援を図りながら、迅速かつ的確な活動を実施する。</del></p>
<p><b>1 警戒活動</b>          市は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等を対象に防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努めるとともに、消防団や<del>地元自主防災組織等</del>からの情報収集やドローンを活用した被害状況等の把握を行う。          また、土砂災害の発生が確認された場合やそのおそれが高まっていると判断される場合は、災害対策本部に報告するとともに、住民の避難誘導を行う。</p>	<p><b>1 警戒活動</b>          市は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等を対象に防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努めるとともに、消防団や<del>地域の市民防災組織等</del>からの情報収集やドローンを活用した被害状況等の把握を行う。          また、土砂災害の発生が確認された場合やそのおそれが高まっていると判断される場合は、災害対策本部に報告するとともに、住民の避難誘導を行う。</p>
<p><del>3 土砂災害警戒情報の伝達</del>  <del>府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。</del>  <del>(1) 土砂災害警戒情報の留意点</del>  <del>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。</del>  <del>また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>

現行計画 修正計画（案）

~~既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。~~

~~(2) 災害警戒情報伝達系統図~~



~~4 避難勧告等の発令及び判断基準（土砂災害）~~

~~市は、府及び大阪管区气象台から発表される土砂災害警戒情報等の発表を受けた場合には、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき避難勧告等の発令を行う。~~

~~避難勧告等については、本編 129 頁（第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第9節「避難誘導」第1「避難勧告等の発令」）を参照。~~

~~また、「土砂災害警戒情報」については、本編227頁（第4編「風水害等応急対策及び復旧・復興対策」第1部「風水害等応急対策」第1章「災害警戒期の活動」第3節「警戒活動」第4「土砂災害警戒活動」3「土砂災害警戒情報の伝達」）を参照。~~

~~【判断基準】~~

種別	判断基準
<del>「警戒レベル3」</del>	<del>次のいずれかに該当する場合</del>

(削除)

(削除)

現行計画	修正計画（案）
<p>避難準備・高齢者等避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度2に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合</li> <li>避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合</li> </ul> <p>〔警戒レベル4〕避難勧告</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合（土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度3に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合）</li> <li>土砂災害の前兆現象の発生が確認された場合</li> </ul> <p>避難指示（緊急）</p> <p>次に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合（土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュが危険度4に到達した場合）</li> </ul> <p>〔警戒レベル5〕災害発生情報</p> <p>次に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害が発生した場合</li> </ul>	
<p>※避難情報発令時には、気象状況や災害状況の変化に応じ判断基準を考慮するものとする。</p> <p>【発令対象地域】</p> <p>土砂災害警戒区域の指定がある地域</p>	<p>（削除）</p>
<p>5 要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達</p> <p style="text-align: center;">〔資料編 資 114 頁他〕</p> <p>市は、府等から土砂災害警戒情報等の発表を受けた場合、土砂災害の警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難行動の確保を図る必要のある施設のうち、名称及び所在地を定めた施設に対して、土砂災害警戒情報等を避難情報と合わせて直接伝達する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第5 異常現象発見時の通報（略）</p>	<p>第5 異常現象発見時の通報（略）</p> <p>1 地震</p> <p>堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動 など</p>
<p>1 水害（河川、水路、ため池等）</p> <p>堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など</p>	<p>2 水害（河川、水路、ため池等）</p> <p>堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの越水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など</p>
<p>2 土砂災害（略）</p>	<p>3 土砂災害（略）</p>
<p>第6 ライフライン・交通等警戒活動（略）</p> <p>2 放送事業者</p> <p>市域において放送事業（ケーブルテレビジョン）を行う事業者は、気象情報の収集に努め、<del>防災関係機関と情報の交換等、相互連絡に努める。</del></p> <p>3 交通施設管理者</p> <p>高槻市営バス、鉄軌道（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）の各事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて応急対策要員の確保、資機材の点検、整備、確保等、安全上必要な措置を講じるとともに、利用者の混乱を防止するための適切な措置を講じる。</p> <p>また、定められた基準により、通行、運行の禁止、制限等の規制を行う。</p> <p>4 道路管理者</p> <p>第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第13節「交通の安全確保」を準用するほか、<del>以下のとおりとする。</del></p>	<p>第6 ライフライン・交通等警戒活動（略）</p> <p>2 放送事業者</p> <p>市域において放送事業（ケーブルテレビジョン）を行う事業者は、気象情報の収集に努め、<u>必要に応じて放送設備・空中線の点検、緊急放送の準備等、安全上必要な措置を講じる。</u></p> <p>3 交通施設管理者</p> <p>高槻市営バス、鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）の各事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて応急対策要員の確保、資機材の点検、整備、確保等、安全上必要な措置を講じるとともに、利用者の混乱を防止するための適切な措置を講じる。</p> <p>また、定められた基準により、通行、運行の禁止、制限等の規制を行う。</p> <p>4 道路管理者</p> <p>道路管理者は、第3編「災害応急対策」第5章「交通対策、緊急輸送活動」第2節「交通の維持復旧」を準用</p>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>道路管理者は</del>、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>するほか、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。</p> <p>(略)</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><b>第8 ホットライン</b>  <u>市は、河川の水位状況については、河川管理者とのホットラインにより、また、気象状況については大阪管区気象台とのホットラインにより、迅速な情報共有に努めるものとする。</u></p>
<p align="center"><b>第4節 発災直後の情報収集伝達</b></p> <p>市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。特に市北部の中山間地域との通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</p> <p>また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性などの観点から、<del>情報</del>のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p>	<p align="center"><b>第3節 発災直後の情報収集伝達</b></p> <p>市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに<u>防災行政無線（戸別受信機を含む。）や防災情報システム等</u>を活用し、地震情報（震度、<u>長周期地震動階級</u>、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。特に市北部の中山間地域との通信手段の確保については、特段の配慮を行う。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性などの観点から情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p>
<p><b>第1 情報収集の方法</b></p> <p><b>1 地震情報の収集</b></p> <p>府及び大阪管区気象台は、地震等の観測が迅速かつ正確に行われるよう、地震計ネットワークの整備・充実を図っており、市はこれに協力・協調し、地震情報の迅速な収集に努める。</p> <p>(1) 地震情報の流れ</p> <p>大阪管区気象台は、常時、地震や地動及び震度の観測を行っており、観測及び解析の成果を地震情報として発表し、府等防災関係機関に通知する。</p> <p>府は、その地震情報を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達するとともに、府<del>下</del>各地に設置した計測震度計の震度を大阪府震度情報ネットワークシステムにより収集・解析し、大阪府防災行政無線等で市町村に伝達する。</p> <p>(2) 市独自の情報収集</p> <p>本庁舎内及び消防本部に設置<del>され</del>た計測震度計による震度を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。</p>	<p><b>第1 情報収集の方法</b></p> <p><b>1 地震情報の収集</b></p> <p>府及び大阪管区気象台は、地震等の観測が迅速かつ正確に行われるよう、地震計ネットワークの整備・充実を図っており、市はこれに協力・協調し、地震情報の迅速な収集に努める。</p> <p>(1) 地震情報の流れ</p> <p>大阪管区気象台は、常時、地震や地動及び震度の観測を行っており、観測及び解析の成果を地震情報として発表し、府等防災関係機関に通知する。</p> <p>府は、その地震情報を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達するとともに、府<del>内</del>各地に設置した計測震度計の震度を大阪府震度情報ネットワークシステムにより収集・解析し、大阪府防災行政無線等で市町村に伝達する。</p> <p>(2) 市独自の情報収集</p> <p>本庁舎内及び消防本部に設置した計測震度計による震度を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。</p>
<p><b>2 気象情報の収集</b></p> <p>市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象情報を迅速に収集する。</p> <p>(1) 気象情報の流れ</p> <p>大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等により災害発生のおそれがあると予想される場合は、注意報・警報等を発表し、大阪府等防災関係機関に通知する。</p> <p>大阪府は、その注意報・警報等を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達する。</p> <p>④ 大阪管区気象台の発表する気象予警報等</p> <p>⑤ 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報</p> <p>「<del>第4編 第1部 第1章 第1節</del> 気象予警報等の伝達」参照</p> <p>(2) 市独自の気象情報収集</p> <p>市域に設置された雨量計及び水位計など観測システムによる観測情報を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。</p>	<p><b>2 気象情報の収集</b></p> <p>市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象情報を迅速に収集する。</p> <p>(1) 気象情報の流れ</p> <p>大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等により災害発生のおそれがあると予想される場合は、注意報・警報等を発表し、大阪府等防災関係機関に通知する。</p> <p>大阪府は、その注意報・警報等を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達する。</p> <p><u>ア</u> 大阪管区気象台の発表する気象予警報等</p> <p><u>イ</u> 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報</p> <p>「<u>第3編 第2章 第1節 第1</u> 気象予警報等の伝達」参照</p> <p>(2) 市独自の気象情報収集</p> <p>市域に設置された雨量計及び水位計など観測システムによる観測情報を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。</p>
<p><b>2 被害情報の収集</b></p> <p>災害時における被害情報収集の取りまとめは、災害対策本部事務局が行う。</p> <p>(1) 収集の方法</p> <p>④ 災害対策本部各対策部</p> <p>災害対策本部の各対策部は、それぞれが得た被災状況を整理し、必要な情報を災害対策本部事務局に伝達</p>	<p><b>3 被害情報の収集</b></p> <p>災害時における被害情報収集の取りまとめは、災害対策本部事務局が行う。</p> <p>(1) 収集の方法</p> <p><u>ア</u> 災害対策本部各対策部</p> <p>災害対策本部の各対策部は、それぞれが得た被災状況を整理し、必要な情報を災害対策本部事務局に伝達</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>する。</p> <p>㊟ 災害対策本部方面隊 方面隊員は、指定避難所及び指定緊急避難場所の状況や避難者等からの被災情報を<del>方面部に伝達し、必要な情報を災害対策本部事務局</del>に伝達する。</p> <p>㊟ 防災関係機関 防災関係機関は、それぞれの被災状況と災害対策の上で知り得た被災状況を災害対策本部事務局に伝達する。 被害状況によっては、自衛隊、府警察、大阪市消防局等のヘリコプターからの情報提供を要請する。</p> <p>㊟ 参集途上の職員からの情報 全ての職員は、災害による参集途上に被災情報を収集し、配備先の責任者はとりまとめて必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。</p> <p>㊟ 住民及び<del>自主</del>防災組織からの情報 住民及び<del>自主</del>防災組織からの被災情報は、連絡を受けた対策部が必要な対策部に伝達する。</p> <p>(2) 情報収集事項 収集する災害情報は次のとおりとする。</p> <p>㊟ 火災の発生状況、延焼状況 ㊟ 救助を要する人的被害状況 ㊟ 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性 ㊟ 建築物の被災状況 ㊟ 道路・鉄道の被災状況 ㊟ 住民の避難の状況 ㊟ ライフラインの被災状況 ㊟ 河川の状況、浸水の状況</p>	<p>する。</p> <p><u>イ</u> 災害対策本部方面隊 方面隊員は、指定避難所及び指定緊急避難場所の状況や避難者等からの被災情報を<del>方面部に伝達し、必要な情報を災害対策本部事務局</del>に伝達する。</p> <p><u>ウ</u> 防災関係機関 防災関係機関は、それぞれの被災状況と災害対策の上で知り得た被災状況を災害対策本部事務局に伝達する。 被害状況によっては、自衛隊、府警察、大阪市消防局等のヘリコプターからの情報提供を要請する。</p> <p><u>エ</u> 参集途上の職員からの情報 全ての職員は、災害による参集途上に被災情報を収集し、配備先の責任者はとりまとめて必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。</p> <p><u>オ</u> 住民及び<del>自主</del><u>市民</u>防災組織からの情報 住民及び<del>自主</del><u>市民</u>防災組織からの被災情報は、連絡を受けた対策部が必要な対策部に伝達する。</p> <p>(2) 情報収集事項 収集する災害情報は次のとおりとする。</p> <p><u>ア</u> 火災の発生状況、延焼状況 <u>イ</u> 救助を要する人的被害状況 <u>ウ</u> 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性 <u>エ</u> 建築物の被災状況 <u>オ</u> 道路・鉄道の被災状況 <u>カ</u> 住民の避難の状況 <u>キ</u> ライフラインの被災状況 <u>ク</u> 河川の状況、浸水の状況</p>
<p><del>3 緊急地震速報</del></p> <p><del>(1) 発表等</del> 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</p> <p><del>(2) 伝達</del> 気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p>	<p><del>(削除)</del></p>
<p>4 災害情報の伝達</p> <p>住民等への災害情報の伝達にあたっては、要配慮者にも配慮しながら次のとおり行う。</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>㊟ 屋外拡声子局による伝達 市内に設置<del>された</del>屋外拡声子局を利用して、災害情報を伝達する。避難<del>勧告、避難指示（緊急）</del>等の発令時にはサイレン吹鳴を行うほか、株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス受信端末機に防災行政無線の放送内容を伝達する。</p> <p>㊟ 戸別受信機による伝達 公共施設に設置<del>されている</del>戸別受信機で災害情報を伝達する。戸別受信機は主に災害情報を市職員に伝達することを目的としており、「指定避難所」と位置付けられた施設へは、この戸別受信機を利用して災害情報を伝達する。</p>	<p>4 災害情報の伝達</p> <p>住民等への災害情報の伝達に<del>あたって</del><u>当たって</u>は、要配慮者にも配慮しながら次のとおり行う。</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p><u>ア</u> 屋外拡声子局による伝達 市内に設置<del>された</del><u>した</u>屋外拡声子局を利用して、災害情報を伝達する。避難指示等の発令時にはサイレン吹鳴を行うほか、株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス受信端末機に防災行政無線の放送内容を伝達する。</p> <p><u>イ</u> 戸別受信機による伝達 公共施設に設置<del>されている</del><u>した</u>戸別受信機で災害情報を伝達する。戸別受信機は主に災害情報を市職員に伝達することを目的としており、「指定避難所」と位置付けられた施設へは、この戸別受信機を利用して災害情報を伝達する。</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(2) 広報車、自転車の利用 無線が途絶した場合や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等を限られた地域に伝達する場合は、広報車、自転車等を利用して災害情報を伝達する。</p> <p>(3) ケーブルテレビ等の利用 株式会社ジェイコムウエスト等と締結した災害報道に関する協定に基づき、災害時にはケーブルテレビ等を利用して、災害対策本部の災害情報を放送する。</p> <p>(4) インターネット等の利用 市ホームページへの掲載、緊急速報メール、高槻市公式ツイッター「(公式) 高槻市防災情報」、高槻市LINE公式アカウントにより災害情報を伝達する。</p> <p>(5) <b>緊急連絡網等の利用</b> 高槻市コミュニティ市民会議<b>緊急連絡網等</b>により災害情報を伝達する。</p>	<p>(2) 広報車、自転車の利用 無線が途絶した場合や避難指示等を限られた地域に伝達する場合は、広報車、自転車等を利用して災害情報を伝達する。</p> <p>(3) ケーブルテレビ等の利用 株式会社ジェイコムウエスト等と締結した災害報道に関する協定に基づき、災害時にはケーブルテレビ等を利用して、災害対策本部の災害情報を放送する。</p> <p>(4) インターネット等の利用 市ホームページへの掲載、緊急速報メール、高槻市公式 <b>X (旧ツイッター)</b> 「(公式) 高槻市防災情報」、高槻市LINE公式アカウント<b>等</b>により災害情報を伝達する。</p> <p>(5) <b>緊急連絡の実施</b> 高槻市コミュニティ市民会議<b>への緊急連絡等</b>により災害情報を伝達する。</p>
<p><b>第2 大阪府への報告</b> 市域内に災害が発生した場合、市長は災害の状況、対策措置等を次のとおり府防災情報システムを活用して府知事へ報告する。同システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、ファクシミリ等により報告する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2 大阪府への報告</b> 市域内に災害が発生した場合、市長は災害の状況、対策措置等を次のとおり府防災情報システムを活用して府知事へ報告する。同システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、ファクシミリ等により報告する。<b>但し、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。</b> <b>なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。</b> <b>また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。</b> <b>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>4 報告の種別</b> (略) (1) 発生報告 (略) ① 災害報告（地すべり）報告様式 ② 災害報告（がけ崩れ）報告様式 ③ 災害報告（土石流等）報告様式</p>	<p><b>4 報告の種別</b> <span style="float: right;">〔資料編 資142頁他〕</span> (略) (1) 発生報告 (略) <b>ア</b> 災害報告（地すべり）報告様式 <b>イ</b> 災害報告（がけ崩れ）報告様式 <b>ウ</b> 災害報告（土石流等）報告様式</p>
<p><b>第4 通信手段の確保</b> (略)</p>	<p><b>第4 通信手段の確保</b> <b>市をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。</b> (略)</p>
<p><b>2 無線通信</b> (1) 大阪府防災行政無線 <span style="float: right;">〔資料編 資61頁〕</span> 府が府防災機関及び府下市町村に設置した無線通信設備。 大阪府危機管理室、茨木土木事務所、北部農と緑の総合事務所、淀川右岸水防事務組合等との相互通信が可能。 防災専用電話機及び防災専用ファクシミリが市庁舎本館4階<b>総務部</b>危機管理室・市庁舎総合センター6階防災無線室・消防本部指令調査室に設置されているほか、本庁舎では内線電話での発着信も可能。 (2) 防災情報システム 市庁舎本館4階<b>総務部</b>に設置された大阪府防災情報システム端末機より、被害情報等を収集・伝達する。 (3) 高槻市防災行政無線 <span style="float: right;">〔資料編 資54頁他〕</span> 災害時における災害情報を伝達し、被害状況や応急復旧対策活動状況の情報を収集する。防災行政無線は次</p>	<p><b>2 無線通信</b> <span style="float: right;">〔資料編 資70頁〕</span> (1) 大阪府防災行政無線 <span style="float: right;">〔資料編 資70頁〕</span> 府が府防災機関及び府下市町村に設置した無線通信設備。 大阪府危機管理室、茨木土木事務所、北部農と緑の総合事務所、淀川右岸水防事務組合等との相互通信が可能。 防災専用電話機及び防災専用ファクシミリが市庁舎本館4階危機管理室・市庁舎総合センター6階防災無線室・消防本部指令調査室に設置されているほか、本庁舎では内線電話での発着信も可能。 (2) <b>大阪府</b>防災情報システム <b>(O-D-I-S)</b> 市庁舎本館4階<b>危機管理室</b>に設置された大阪府防災情報システム端末機より、被害情報等を収集・伝達する。 (3) 高槻市防災行政無線 <span style="float: right;">〔資料編 資65頁他〕</span> 災害時における災害情報を伝達し、被害状況や応急復旧対策活動状況の情報を収集する。防災行政無線は次</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>次の4種類に区分される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 移動系無線 高槻市組織内の相互通信</li> <li>② 固定系無線 災害情報や災害指令の同報（一方）通信</li> <li><del>③ 防災相互波系無線 防災関係機関の相互通信</del></li> <li>(4) 高槻市消防無線 [資料編 資 60頁] 消防・救急活動を迅速かつ円滑に実施することを目的として、高槻市消防本部に設置した無線設備緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。</li> <li>(5) 高槻市水道無線 [資料編 資 101頁] 水道業務を効率的に行うことを目的として、高槻市水道部内に設置した業務用無線設備緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>の2種類に区分される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア</u> 移動系無線 高槻市組織内の相互通信</li> <li><u>イ</u> 固定系無線 災害情報や災害指令の同報（一方）通信</li> </ul> <p>(4) 高槻市消防無線 [資料編 資 69頁] 消防・救急活動を迅速かつ円滑に実施することを目的として、高槻市消防本部に設置した無線設備緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。</p> <p>(5) 高槻市水道部業務用無線 [資料編 資 69頁] 水道業務を効率的に行うことを目的として、高槻市水道部内に設置した業務用無線設備緊急かつ特別の必要がある場合には、この無線を利用する。</p> <p>(略)</p>
<p>3 その他の手段 <b>非常手段</b> 有線電話が途絶し、あるいは無線が途絶もしくは交信の輻輳により使用不可能の場合は、<b>使者が</b>書面の持参により情報伝達を行う。</p>	<p>3 その他の手段 有線電話が途絶し、あるいは無線が途絶もしくは交信の輻輳により使用不可能の場合は、書面の持参<b>等</b>により情報伝達を行う。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5節 災害広報</b></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 災害広報</b></p> <p>(略)</p>
<p>第1 災害モード宣言 (略)</p> <p>1 発信の目安 (1) 台風 気象台の予測で、<del>「強い台風」以上相当が</del>大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合</p> <p>(略)</p> <p>2 発信の内容 (1) 台風 ① 自分の身の安全確保 ② 出勤・通学の抑制 ③ 市長の発令する避難情報への注意</p> <p>(2) 地震 ① 自分の身の安全確保 ② 近所での助け合い ③ むやみな移動の抑制 ④ 出勤・通学の抑制</p>	<p>第1 災害モード宣言 (略)</p> <p>1 発信の目安 (1) 台風 気象台の予測で、<u>台風が</u>大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合</p> <p>(略)</p> <p>2 発信の内容 (1) 台風 <u>ア</u> 自分の身の安全確保 <u>イ</u> 出勤・通学の抑制 <u>ウ</u> 市長の発令する避難情報への注意</p> <p>(2) 地震 <u>ア</u> 自分の身の安全確保 <u>イ</u> 近所での助け合い <u>ウ</u> むやみな移動の抑制 <u>エ</u> 出勤・通学の抑制</p>
<p>第2 災害広報</p>	<p>第2 災害広報 <u>市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報誌の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。</u> <u>また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</u></p>
<p>1—広報の内容 (1) 台風接近時の広報 ① 台風についての情報 ② 不要不急の外出抑制の呼びかけ ③ 鉄道等の交通機関の運行情報 など</p> <p><del>(2) 風水害発生直後の広報</del> ① <del>気象等の状況</del> ② <del>土砂災害（二次的災害）の危険性</del> など</p>	<p>1 広報の内容 (1) 台風接近時の広報 <u>ア</u> 台風についての情報 <u>イ</u> 不要不急の外出抑制の呼びかけ <u>ウ</u> 鉄道等の交通機関の運行情報 など</p>



現行計画	修正計画（案）
<p><del>(3)</del> 地震発生直後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況</li> <li>② 出火防止・初期消火の呼びかけ</li> <li>③ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ</li> <li>④ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 など</li> </ul> <p>(4) その後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 二次災害の危険性</li> <li>② 被災状況とその後の見通し</li> <li>③ 被災者のために講じている施策</li> <li>④ ライフラインや交通施設等の状況</li> <li>⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報</li> <li>⑥ 交通規制情報</li> <li>⑦ 義援物資等の取扱い など</li> </ul>	<p>(2) 地震発生直後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア</u> 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況</li> <li><u>イ</u> 出火防止・初期消火の呼びかけ</li> <li><u>ウ</u> 避難行動要支援者への支援の呼びかけ</li> <li><u>エ</u> 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 など</li> </ul> <p><u>(3) 風水害発生直後の広報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア</u> 気象等の状況</li> <li><u>イ</u> 避難行動要支援者への支援の呼びかけ</li> <li><u>ウ</u> 土砂災害（二次的災害）の危険性 など</li> </ul> <p>(4) その後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア</u> 二次災害の危険性</li> <li><u>イ</u> 被災状況とその後の見通し</li> <li><u>ウ</u> 被災者のために講じている施策</li> <li><u>エ</u> ライフラインや交通施設等の状況</li> <li><u>オ</u> 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報</li> <li><u>カ</u> 交通規制情報</li> <li><u>キ</u> 義援物資等の取扱い など</li> </ul>
<p><b>2 広報の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報誌の内容変更・臨時発行</li> <li>(2) ホームページ、SNSによる広報</li> <li>(3) 広報車による現場広報</li> <li>(4) 防災行政無線（同報系）による地区広報</li> <li>(5) 指定避難所への職員の派遣、広報誌・チラシの掲示・配布</li> <li>(6) <del>新聞、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ</del>等への情報提供</li> <li>(7) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報</li> <li>(8) 高槻市コミュニティ市民会議<del>緊急連絡網</del>等による災害情報の伝達</li> </ul>	<p><b>2 広報の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報誌の内容変更・臨時発行</li> <li>(2) ホームページ、SNSによる広報</li> <li>(3) 広報車による現場広報</li> <li>(4) 防災行政無線（同報系）による地区広報</li> <li>(5) 指定避難所への職員の派遣、広報誌・チラシの掲示・配布</li> <li>(6) <u>報道機関</u>等への情報提供</li> <li>(7) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報</li> <li>(8) 高槻市コミュニティ市民会議への<u>緊急連絡等</u>による災害情報の伝達</li> </ul>
<p><b>3 災害時の広報体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報担当 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、<u>広報広聴G</u>が統括する。</li> <li>② 各部における広報を必要とする事項は、すべて<u>広報広聴G</u>に連絡する。</li> </ul> </li> <li>(2) 情報等広報事項の収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>広報広聴G</u>は、災害対策本部の各部が把握する災害情報、広報資料を積極的に収集する。</li> <li>② <u>広報広聴G</u>は、必要に応じて災害現地に出向き、写真撮影、その他の取材活動を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>3 災害時の広報体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報担当 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア</u> 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、<u>本部事務局</u>が統括する。</li> <li><u>イ</u> 各部における広報を必要とする事項は、すべて<u>本部事務局</u>に連絡する。</li> </ul> </li> <li>(2) 情報等広報事項の収集 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア</u> <u>本部事務局</u>は、災害対策本部の各部が把握する災害情報、広報資料を積極的に収集する。</li> <li><u>イ</u> <u>本部事務局</u>は、必要に応じて災害現地に出向き、写真撮影、その他の取材活動を実施する。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第3 報道機関との連携</b></p> <p>地震に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、各報道機関等に対し情報提供を行う。<del>また、発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を事前に周知する。</del></p>	<p><b>第3 報道機関との連携</b></p> <p><u>1 報道機関への情報提供</u></p> <p>地震に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、各報道機関等に対し情報提供を行う。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>2 要配慮者に配慮した広報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 障がい者等への情報提供</u> 広報に当たっては、手話通訳・字幕入放送等、障がい特性に配慮した広報を行う。</li> <li><u>(2) 外国人への情報提供</u> 府は、必要に応じ、放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。</li> <li><u>(3) 避難行動要支援者への情報提供</u> 広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。</li> </ul>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>3 安否情報の提供</u></p> <p><u>日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。</u></p>
<p><b>第4 広聴活動の実施</b></p> <p>市及び防災関係機関は、住民からの要望事項等を把握するとともに、各種問い合わせに速やかに対応できるよう、</p>	<p><b>第4 広聴活動の実施</b></p> <p>市及び防災関係機関は、住民からの要望事項等を把握するとともに、各種問い合わせに速やかに対応できるよう、</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>専用電話等を備えた<del>窓口</del>を開設するなど積極的に広聴活動を実施する。</p>	<p>専用電話等を備えた<del>窓口</del><u>被災者支援センター</u>を開設するなど積極的に広聴活動を実施する。</p>
<h2>第3章 消火、救助、救急、医療救護</h2>	<h2>第3章 消火、救助、救急、医療救護</h2>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第2 消防署・消防団の活動</b>  <b>7 火災防御</b>                      火災防御に<del>あたって</del>は、人命の安全確保と火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を最重点とし活動を行う。                      (略)  <b>10 関係機関への出動要請</b>                      活動部隊の指揮者は、大阪<del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del>北東部<del>導管部</del>、関西電力送配電株式会社<del>大阪支社</del>大阪北<del>電力</del>本部高槻配電営業所等関係機関の協力が必要と判断した場合は、警備本部を通じ、出動を要請する。                      (略)</p>	<p><b>第2 消防署・消防団の活動</b>  <b>7 火災防御</b>                      火災防御に<u>当たって</u>は、人命の安全確保と火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を最重点とし活動を行う。                      (略)  <b>10 関係機関への出動要請</b>                      活動部隊の指揮者は、大阪<u>ガスネットワーク株式会社</u>北東部事業部、関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所等関係機関の協力が必要と判断した場合は、警備本部を通じ、出動を要請する。                      (略)</p>
<p><b>第5 自主防災組織</b>                      市は、地域住民による<u>自主</u>防災組織及び事業所の自衛消防組織等の育成に努め、災害時における消火・救助・救急活動がより円滑に行われる体制づくりを推進する。また、防災関係機関との連携に努める。  <del>自主</del>防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、防災関係機関との連携に努める。                      (略)</p>	<p><b>第5 市民防災組織</b>                      市は、地域住民による<u>市民</u>防災組織及び事業所の自衛消防組織等の育成に努め、災害時における消火・救助・救急活動がより円滑に行われる体制づくりを推進する。また、防災関係機関との連携に努める。  <u>市民</u>防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、防災関係機関との連携に努める。                      (略)</p>
<h3>第2節 医療救護活動</h3> <p>市は、<del>地震</del>発生後、人的被害が生じた場合は、被災者に対して、医療関係機関との連携のもとに、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <p><b>第1 医療情報の収集・提供活動</b>                      市は、災害対策本部<del>が設置される</del>と同時に、救護対策本部と連携して、人的被害・医療機関の被災状況、活動状況及び被災地医療ニーズ等について情報の収集・提供窓口を開設し、把握した情報を府へ提供する。また、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。</p>	<h3>第2節 医療救護活動</h3> <p>市は、<u>災害</u>発生後、人的被害が生じた場合は、被災者に対して、医療関係機関との連携のもとに、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。  <u>また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。</u></p> <p><b>第1 医療情報の収集・提供活動</b>                      市は、災害対策本部<u>を設置する</u>と同時に、救護対策本部と連携して、人的被害・医療機関の被災状況、活動状況及び被災地医療ニーズ等について情報の収集・提供窓口を開設し、把握した情報を府へ提供する。また、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。</p>
<p><b>第2 現地医療対策</b>  <b>1 現地医療の確保</b>                      (1) 医療救護班の編成・出向                      医療関係機関により編成された医療救護班は、あらかじめ指定された救護所等に出向し、傷病者の治療、歯科治療等の応急処置を行う。                      (2) 医療救護班の搬送                      原則として医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し移動する。ただし、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し搬送を行う。                      (略)</p>	<p><b>第2 現地医療対策</b>  <b>1 現地医療の確保</b>                      (1) 医療救護班の編成・出向                      医療関係機関により編成された医療救護班は、あらかじめ指定された救護所等に出向し、傷病者の治療、歯科治療等の応急処置を行う。<u>なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。</u>                      (2) 医療救護班の搬送                      原則として医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し移動する。ただし、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し搬送を行う。                      (略)</p>
<p><b>第3 後方医療対策</b></p>	<p><b>第3 後方医療対策</b>  <u>救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。</u>  <u>市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。</u></p>

現行計画				修正計画（案）			
				<u>患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。</u>			
<p>1 市救護拠点病院 [資料編 資 77頁]                      あらかじめ指定した <u>7箇所</u>の市救護拠点病院（二次後送病院）は、救護所から搬送される入院を要する患者を受入れ、治療を行う。</p>				<p>1 市救護拠点病院 [資料編 資 86頁]                      あらかじめ指定した <u>7か所</u>の市救護拠点病院（二次後送病院）は、救護所から搬送される入院を要する患者を受入れ、治療を行う。</p>			
<p>2 <u>大阪府三島救命救急センター・大阪医科大学附属病院</u>                      救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された患者は、<u>大阪府三島救命救急センター及び大阪医科大学附属病院</u>に搬送する。</p>				<p>2 <u>大阪医科薬科大学病院</u>                      救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された患者は、<u>大阪医科薬科大学病院</u>に搬送する。</p>			
<p>3 市災害医療センター [資料編 資 77頁]  <u>大阪府三島救命救急センターは、市、</u>救護対策本部と連携し、<u>市災害医療センターとして、</u>患者受入れに係る医療機関間の調整等を行う。                      (略)</p>				<p>3 市災害医療センター [資料編 資 86頁]  <u>市は、市災害医療センターとして指定する保健センター等において、</u>救護対策本部と連携し、患者受入れに係る医療機関間の調整等を行う。                      (略)</p>			
<b>第1節 避難誘導</b>				<b>第1節 避難誘導</b>			
<p><del>市及び防災関係機関は、安全確保のため、相互に連携し、避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令及び避難誘導等の必要な措置を講じる。</del>                      その際は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「災害時要援護者支援マニュアル」等に沿った避難支援に努める。  <u>また、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。</u></p>				<p><u>災害から住民の安全を確保するため、市及び防災関係機関は</u>相互に連携し、避難指示、誘導等の必要な措置を講じる。                      その際、<u>市は</u>、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「災害時要援護者支援マニュアル」等に沿った避難支援に努める。</p>			
<p><b>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</b>  <u>市は</u>、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため<u>特に必要があると認める場合は</u>、避難勧告等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。  <u>特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。</u></p>				<p><b>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</b>  <u>市長は</u>、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。<u>避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家の技術的な助言等を活用するなど、適切に判断を行うものとする。また、</u>住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p>			
<p>1 <del>避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動</del></p>				<p>1 <u>避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）</u></p>			
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	・防災気象情報等の最新情報に注意する <u>など</u> 、災害への心構えを高める。	早期注意情報（ <u>警報級の可能性</u> ） —(気象庁が発表)		警戒レベル1	<u>災害への心構えを高める</u> ・防災気象情報等の最新情報に注意する <u>等</u> 、災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁が発表）	
警戒レベル2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨 <u>注意報</u> ・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意） ・ <u>土砂災害に関するメッシュ情報</u> （注意）	警戒レベル2	<u>自らの避難行動を確認</u> ・ハザードマップ等により <u>自宅・施設等の</u> 災害リスク、 <u>指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに</u> 、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・ <u>高潮</u> 注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・ <u>洪水キキクル</u> （洪水警報の危険度分布）（注意） ・ <u>土砂キキクル</u> （大雨警報（ <u>土砂災害</u> ）の危険度分布）（注意） ・ <u>府が提供する土砂災害危険度情報</u> （注意）

現行計画				修正計画（案）			
警戒レベル3	<p>高齢者等避難</p> <p>→避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>→その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p> <p>→特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</p>	<p>避難準備→高齢者等避難開始</p> <p>(市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水警報の危険度分布（警戒）</li> <li>・大雨警報（土砂災害）</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）</li> </ul>	警戒レベル3	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	<p>高齢者等避難</p> <p>(市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）</li> <li>・大雨警報（土砂災害）</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）</li> <li>・府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）</li> </ul>
警戒レベル4	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <p>→予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</p> <p>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p> <p>＜市町村から避難指示（緊急）が発令された場合＞</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <p>→指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p> <p>→避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>避難勧告、避難指示</p> <p>(緊急)</p> <p>→(市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水警報の危険度分布（非常に危険）</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1</li> </ul>	警戒レベル4	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>	<p>避難指示</p> <p>(市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）</li> <li>・府が提供する土砂災害危険度情報（危険）</li> </ul>
警戒レベル5	<p>災害発生</p> <p>→既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>→市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>災害発生情報</p> <p>(市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・（大雨特別警報（浸水害））※2</li> <li>・（大雨特別警報（土砂災害））※2</li> </ul>	警戒レベル5	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>(市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）</li> <li>・（大雨特別警報（浸水害））※1</li> <li>・（大雨特別警報（土砂災害））※1</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）</li> <li>・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）</li> </ul>

注1 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

注2 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 ~~大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。~~

注4 ~~※1土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。~~

注5 ~~※2の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。~~

注1 市長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 市町村長が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

注3 令和3年災対法改正により、警戒レベル5緊急安全確保は、災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注4 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

2 実施者

現行計画	修正計画（案）
<p>(1) <del>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</del></p> <p>ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを<del>勧告</del>指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、<del>勧告又は</del>指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難<del>勧告</del>等を発令できるよう、<del>平時</del>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難<del>勧告又は避難指示（緊急）</del>の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難<del>勧告、避難指示（緊急）</del>の解除に<del>あたっては</del>、十分に安全性の確認に努める。府知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの<del>勧告及び</del>指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p> <p>ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）</p> <p>エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）</p> <p>オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）</p> <p>カ <del>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</del></p> <p>(2) <del>「避難準備・高齢者等避難開始」の発令・伝達</del></p> <p>市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「<del>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</del>」等に基づき、<del>「避難準備・高齢者等避難開始」</del>を発令・伝達する。</p>	<p>(1) <u>緊急安全確保、避難指示</u></p> <p>ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、<u>必要と認める</u>地域の<u>必要と認める</u>居住者に対し、<u>高所への移動、近くの堅固な建物への退避</u>、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する<u>緊急安全確保</u>措置を指示する<u>よう努める</u>。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難<u>指示</u>等を発令できるよう、<u>平常時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難指示等の解除に<u>当たっては</u>、十分に安全性の確認に努める。府知事は、市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）</p> <p>イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）</p> <p>ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）</p> <p>エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）</p> <p>オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）</p> <p>カ <u>市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</u></p> <p><u>キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を発令する。</u></p> <p>(2) <u>高齢者等避難</u></p> <p>市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、高齢者等避難を発令・伝達する。<u>また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</u></p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>第2 洪水、土砂災害における避難情報の発令</u></p> <p><u>市長は、大雨等により河川において基準水位に到達する又はその見込みがある場合や、土砂災害警戒区域等において基準値を超過した場合には、「避難情報判断・伝達マニュアル」に基づき避難情報を発令・伝達する。</u></p>
<p><b>第2 住民への周知</b></p> <p>市長等は、避難<del>勧告</del>等の<del>実施</del>に<del>あたっては</del>、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に<del>あたっては</del>、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p>	<p><b>第3 住民への周知</b></p> <p>市長等は、避難<u>指示</u>等の<u>発令</u>に<u>当たっては</u>、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール、<u>S N S</u>等により周知徹底を図る。周知に<u>当たっては</u>、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p> <p><u>また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</u></p>
<p><b>第3 避難者の誘導等</b></p> <p>1 市</p> <p>住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、<u>自主</u>防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4 避難者の誘導等</b></p> <p>1 市</p> <p><u>避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、<u>市民</u>防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアル<u>等</u>に則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。</p> <p>(略)</p>

現行計画	修正計画（案）
<u>（新規）</u>	<b>第5 広域避難</b>
<u>（新規）</u>	<p><b>1 府内市町村間の広域避難の協議等</b>  <u>市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難や、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p>
<u>（新規）</u>	<p><b>2 都道府県外の広域避難の協議等</b>  <u>市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。</u>  <u>府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。</u></p>
<u>（新規）</u>	<p><b>第6 避難者の運送</b>  <u>府は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請することができることから、必要に応じて府に要請を行う。</u></p>
<p><b>第4 警戒区域の設定</b>          住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>	<p><b>第7 警戒区域の設定</b>  <u>市長等は、</u>住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>
<p><b>1 設定者</b>          (4) 消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災のおそれが著しく高く、被害を与えるおそれがあるときは警戒区域（火災警戒区域）を設定できる。（消防法23条の2）          (5) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、活動確保を主目的に警戒区域（消防警戒区域）を設定できる。（消防法第28条 <del>・第36条</del>）          (略)</p>	<p><b>1 設定者</b>          (4) 消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災のおそれが著しく高く、被害を与えるおそれがあるときは警戒区域（火災警戒区域）を設定できる。（消防法 <u>第23</u>条の2）          (5) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、活動確保を主目的に警戒区域（消防警戒区域）を設定できる。（消防法第28条）          (略)</p>
<p><b>第2節 指定避難所の開設・運営等</b>  <del>市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる指定避難所を開設する。</del>          指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営を行うこととする。<del>また、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</del>          なお、<del>指定管理施設が</del>指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるとともに、各避難所の運営者と共に、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>	<p><b>第2節 指定避難所の開設・運営等</b>  <u>市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u>          指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営を行うこととする。          なお、<u>指定管理者が管理を行っている公の施設が</u>指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるとともに、各避難所の運営者と共に、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>
<p><b>第1 指定避難所の開設</b>  <b>1 指定避難所等</b>  <u>市長</u>は、避難が必要と判断した場合は、開設する指定避難所等を指定し住民に周知するとともに、<del>方面隊の各班長</del>を派遣し指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、<del>職員</del>の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した<del>自主防災組織</del>の役員や施設の管理者を開設者とする<u>ことができる</u>。  <del>被災者の受入れにあたり、各方面隊長は総括をするとともに、その状況を災害対策本部に報告する。</del>また、指</p>	<p><b>第1 指定避難所の開設</b>  <b>1 指定避難所等</b>  <u>市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難先を確保し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</u>避難が必要と判断した場合は、開設する指定避難所等を指定し住民に周知するとともに、<u>市職員（方面隊員）</u>を派遣し指定避難所を開設するとともに、<u>必要に応じて、福祉避難所を開設する。</u>ただし、緊急を要する場合で、<u>市職員（方面隊員）</u>の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した<u>市民防災組織</u>の役員や施設の管理者を開設者とする。          また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。</p>

現行計画	修正計画（案）								
<p>定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。</p> <p>市は、指定避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、災害状況によっては、被災地以外の地域にあるものも含め、<del>旅館・ホテル</del>等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告し、府は、その情報を国（内閣府）に共有するよう努める。</p>	<p>市は、指定避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、災害状況によっては、被災地以外の地域にあるものも含め、<u>ホテル・旅館</u>等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p><u>また</u>、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告し、府は、その情報を国（内閣府）に共有するよう努める。</p> <p><u>併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p>								
<p><del>2—避難に際しての住民の注意事項は、概ね次のとおりとする。</del></p> <p><del>(1) 緊急地震速報を見聞きした場合は、周囲の状況に応じて慌てずに、まず身の安全を確保する。</del></p> <p><del>(2) 火気等の消火、点検の実施</del></p> <p><del>(3) ラジオ等による情報収集と注意の喚起</del></p> <p><del>(4) 緊急用食料と必要最小限の携帯品</del></p> <p><del>(5) 近隣の居住者に声をかけ合う</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>								
<p><b>3 指定避難所等の開設基準</b> (略)</p> <p>(3) その他、市長が必要と認めるとき</p> <p>※ただし、本市域で震度5弱を観測した場合には原則として所定の方面隊基地を、震度5強以上を観測した場合には全ての指定避難所及び指定緊急避難場所を方面隊によって自動的に開設する。</p> <p><b>4 指定避難所等の開設方法</b> (略)</p> <p><b>5 指定避難所等の開設期間</b> (略)</p> <p><b>6 指定避難所等の開設の留意点</b></p> <p>(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、速やかに地域住民に周知する。</p> <p>(2) 開設に<del>あたって</del>は、指定避難所及び指定緊急避難場所の安全確保を行ってから行う。</p> <p>(3) 学校の教育活動に配慮する。</p> <p>(4) 緊急的な場合を除き、指定避難所及び指定緊急避難場所の開設に<del>あたって</del>は施設管理者にあらかじめ承諾を得て、協力を求める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 指定避難所等の開設基準</b> (略)</p> <p>(3) その他、市長が必要と認めるとき</p> <p>※ただし、本市域で震度5弱を観測した場合には原則として所定の方面隊基地<del>避難所</del>を、震度5強以上を観測した場合には<u>原則</u>全ての指定避難所及び指定緊急避難場所を方面隊によって自動的に開設する。</p> <p><b>3 指定避難所等の開設方法</b> (略)</p> <p><b>4 指定避難所等の開設期間</b> (略)</p> <p><b>5 指定避難所等の開設の留意点</b></p> <p>(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、速やかに地域住民に周知する。</p> <p>(2) 開設に<u>当たって</u>は、指定避難所及び指定緊急避難場所の安全確保を行ってから行う。</p> <p>(3) 学校の教育活動に配慮する。</p> <p>(4) 緊急的な場合を除き、指定避難所及び指定緊急避難場所の開設に<u>当たって</u>は施設管理者にあらかじめ承諾を得て、協力を求める。</p> <p>(略)</p>								
<p><b>7 指定避難所等の開設に伴う報告事項</b></p> <p>災害対策本部長は、避難の<del>勧告若しくは</del>指示をしたとき、又は指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、ただちに府知事、高槻警察署長に以下のことを報告する。</p> <p><b>報告事項</b></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 開設の日時、場所、施設名</td> <td>(2) 受入れ人員</td> </tr> <tr> <td>(3) 開設期間の見込み</td> <td>(4) 救援食料の要否、必要量</td> </tr> </table>	(1) 開設の日時、場所、施設名	(2) 受入れ人員	(3) 開設期間の見込み	(4) 救援食料の要否、必要量	<p><b>6 指定避難所等の開設に伴う報告事項</b></p> <p>災害対策本部長は、避難の指示をしたとき、又は指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、ただちに府知事、高槻警察署長に以下のことを報告する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 開設の日時、場所、施設名</td> </tr> <tr> <td>(2) 受入れ人員</td> </tr> <tr> <td>(3) 開設期間の見込み</td> </tr> <tr> <td>(4) 救援食料の要否、必要量</td> </tr> </table>	(1) 開設の日時、場所、施設名	(2) 受入れ人員	(3) 開設期間の見込み	(4) 救援食料の要否、必要量
(1) 開設の日時、場所、施設名	(2) 受入れ人員								
(3) 開設期間の見込み	(4) 救援食料の要否、必要量								
(1) 開設の日時、場所、施設名									
(2) 受入れ人員									
(3) 開設期間の見込み									
(4) 救援食料の要否、必要量									
<p><del>8—指定避難所等の閉鎖</del></p> <p><del>方面隊は、以下の決定に基づき被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。</del></p> <p><del>(1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき</del></p> <p><del>(2) その他、市長が決定したとき</del></p> <p><del>※ただし、被災者のうち住居が全壊、全焼等により住居が困難な者の受入れのため、開設する指定避難所の規模を縮小して存続することも検討する。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>								
<p>第2 指定避難所の管理、運営</p>	<p>第2 指定避難所の管理、運営</p>								

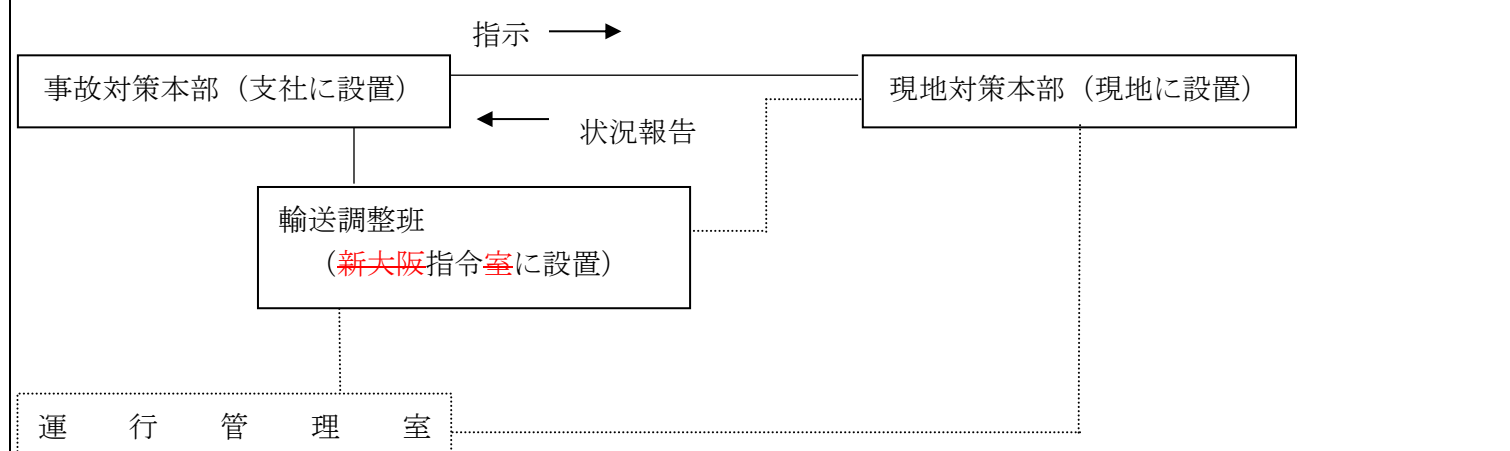
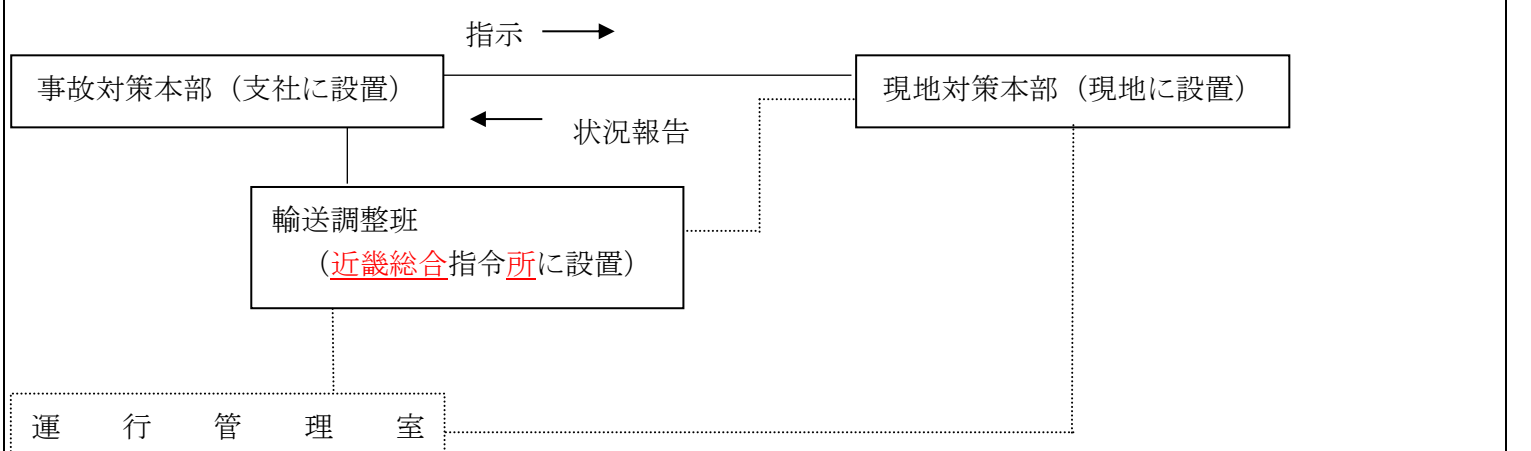
現行計画	修正計画（案）
<p>市は、<del>府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえ作成する</del>「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促進し、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの策定、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に<del>あたって</del>は、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>	<p>市は、<u>作成した</u>「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促進し、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの策定、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に<u>当たっては</u>、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、市民防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u></p>
<p>1 受入れ対象者</p> <p>(1) <del>避難の勧告若しくは指示による避難者、又は</del>住家が被害を受け<del>日常起居する</del>場所を失った者</p> <p>(2) 災害により被害を受けるおそれのある者</p> <p><del>(3) 緊急に避難することが必要である者</del></p>	<p>1 受入れ対象者</p> <p>(1) <u>災害によって現に被害を受けた者</u>  <u>ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること</u>  <u>イ 現に災害を受けた者であること</u></p> <p>(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者  <u>ア 避難指示が発せられた場合</u>  <u>イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</u></p> <p>(3) <u>その他避難が必要と認められる場合</u></p>
<p>2 指定避難所の運営</p> <p>各指定避難所の運営は、初動期（災害発生当日）においては、方面隊及び施設管理者が中心となり活動する。展開期以降（2日目～）は、地域住民自らが主体的に指定避難所運営に取り組むための組織（以下「指定避難所運営組織」という。）において<del>要配慮者、女性、子育て家庭など様々なニーズに配慮し、次のような業務を行う。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活物資の受取、配布並びに管理</li> <li>●衛生管理（トイレ・ゴミ等）</li> <li>●情報提供コーナーの設置</li> <li>●傷病者、高齢者、障がい者等のためのケアスペースの確保</li> <li>●避難者名簿の作成</li> <li>●指定避難所運営状況の対策本部への報告</li> <li>●指定避難所の秩序安定化を図るための心得掲示</li> <li>●苦情の処理、要望の聞き取り</li> <li>●女性のプライバシーに配慮するための更衣や授乳スペース、女性専用の物干し場の確保</li> <li>●生理用品、女性用下着の女性による配布</li> <li>●巡回警備や防犯ブザー、ホイッスルの配付等による安全性の確保（性犯罪等の防止）</li> <li>●自宅、テント、車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握</li> <li>●多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</li> <li>●家庭動物のためのスペース確保等</li> <li>●動物飼養者の周辺への配慮の徹底</li> </ul>	<p>2 指定避難所の<u>管理運営の留意点</u></p> <p>各指定避難所の運営は、初動期（災害発生当日）においては、方面隊及び施設管理者が中心となり活動する。展開期以降（2日目～）は、地域住民自らが主体的に指定避難所運営に取り組むための組織（以下「指定避難所運営組織」という。）において、<u>次の事項に留意して出来る限り避難所の円滑な管理、運営に努める。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告</u></li> <li>(2) <u>混乱防止のための避難者心得の掲示</u></li> <li>(3) <u>応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</u></li> <li>(4) <u>生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</u></li> <li>(5) <u>食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</u></li> <li>(6) <u>避難行動要支援者への配慮</u></li> <li>(7) <u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</u></li> <li>(8) <u>多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</u></li> <li>(9) <u>相談窓口の設置（女性相談員の配置）</u></li> <li>(10) <u>高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮</u></li> <li>(11) <u>指定避難所運営組織への女性の参加</u></li> <li>(12) <u>男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</u></li> <li>(13) <u>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</u></li> <li>(14) <u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置することや、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置すること、照明を増設すること、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載することなど、女性や子ども等の安全への配慮</u>  <u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供</u></li> <li>(15) <u>避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることの違いへの配慮</u></li> <li>(16) <u>家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底や、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援の要請</u></li> <li>(17) <u>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること</u></li> <li>(18) <u>正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、市民防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得ら</u></li> </ol>



現行計画	修正計画（案）
	<p><u>れるよう努めること</u>            (19) <u>各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと</u>            (20) <u>指定避難所における感染症対策のため、必要に応じて避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置</u>            (21) <u>自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有すること</u></p>
<p><b>3 指定避難所運営組織</b>            指定避難所運営組織は、住民から選ばれた委員会の長を指定避難所運営責任者とする。方面隊及び施設管理者等は、組織の運営を支援する。組織編制に<del>あたって</del>は、指定避難所運営組織への女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点について、人権的に配慮するものとする。また、要配慮者への配慮も行い、<u>地域の自主防災組織</u>の知見を活用するよう努める。            (略)</p>	<p><b>3 指定避難所運営組織</b>            指定避難所運営組織は、住民から選ばれた<u>指定避難所運営</u>委員会の長を指定避難所運営責任者とする。方面隊及び施設管理者等は、組織の運営を支援する。組織編制に<u>当たって</u>は、指定避難所運営組織への女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点について、人権的に配慮するものとする。また、要配慮者への配慮も行い、<u>地域の市民防災組織</u>の知見を活用するよう努める。            (略)</p>
<p><b>6— 指定避難所外の避難者への対応</b>            (1) <del>自宅、テント、車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。</del>            (2) <del>指定避難所外の避難者に対して、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供など必要な支援に努める。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><b>第3 指定避難所の早期解消のための取組み等</b>            市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、<u>公的賃貸住宅等</u>の空き家などの利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。            また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。            なお、府、市及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する<u>被災者</u>の低減に向けた方策を検討する。</p>	<p><b>第3 指定避難所の早期解消のための取組み等</b>            市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、<u>公営住宅や民間賃貸住宅等</u>の空き家などの利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。            また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った<u>避</u>被災者への物資の安定供給等に努める。            なお、府、市及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する<u>避難者</u>の低減に向けた方策を検討する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 避難行動要支援者への支援</b></p> <p>市は、<u>地震</u>発生後直ちに地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる民生委員児童委員の関係団体等と連携して避難行動要支援者の被災状況の把握等に努め、被災した避難行動要支援者への支援活動を迅速かつ適切に実施するとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 避難行動要支援者への支援</b></p> <p>市は、<u>災害</u>発生後直ちに地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる民生委員児童委員の関係団体等と連携して避難行動要支援者の被災状況の把握等に努め、被災した避難行動要支援者への支援活動を迅速かつ適切に実施するとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。  <u>また、市は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣を府へ要請する。</u></p>
<p><b>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</b>  <b>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</b>            (1) <u>「高槻市災害時要援護者支援マニュアル&lt;Ⅰ&gt;」及び「高槻市災害時要援護者支援マニュアル&lt;Ⅱ&gt;」</u>に基づき、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<u>自主防災組織</u>や地域包括支援センター等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難誘導等の支援に努める。            (2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員及び入所者の被災状況並びに今後の被災者の受入れ可能状況等について、市内の社会福祉施設等の協力を得て把握する。  <b>2 避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等</b>            避難行動要支援者<del>の被災状況及び福祉ニーズについて、迅速な情報把握に努め、</del>関係機関との連携のもと、避難行動要支援者に対して必要な支援を行うとともに、必要な情報の提供を行う。また、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<u>自主防災組織</u>や地域包括支援センター等の協力を得て、必要な情報が伝達できる体制を確保するよう努める。</p>	<p><b>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</b>  <b>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</b>            (1) 災害時要援護者支援マニュアル等に基づき、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<u>市民防災組織</u>や地域包括支援センター等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難誘導等の支援に努める。  <u>また、市及び府は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</u>            (2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員及び入所者の被災状況並びに今後の被災者の受入れ可能状況等について、市内の社会福祉施設等の協力を得て把握する。  <b>2 避難行動要支援者の福祉ニーズ等の把握情報の提供等</b>  <u>市は被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努め、</u>関係機関との連携のもと、避難行動要支援者に対して必要な支援を行うとともに、必要な情報の提供を行う。また、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<u>市民防災組織</u>や地域包括支援センター等の協力を得て、必要な情報が伝達できる体制を確保するよう努める。</p>
<p><b>第2 被災した避難行動要支援者への支援活動</b></p>	<p><b>第2 被災した避難行動要支援者への支援活動</b></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れに<del>あたら</del>ては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者及び障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、福祉的な支援が必要な人の生活再建に向けた支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 二次避難所（福祉避難所）の開設</b> [資料編 資 89頁]</p> <p>指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者の状況を把握・集約し、社会福祉施設の協力を得て、二次避難所（福祉避難所）の開設及び受入れが円滑に行われるよう支援を行う。</p>	<p>指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れに<u>当たって</u>は、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者及び障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、福祉的な支援が必要な人の生活再建に向けた支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>2 二次避難所（福祉避難所）の開設</b> [資料編 資 99頁]</p> <p><u>市は、</u>指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者の状況を把握・集約し、社会福祉施設の協力を得て、二次避難所（福祉避難所）の開設及び受入れが円滑に行われるよう支援を行う。 <u>社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れに努め、安心して生活を送れるよう支援を行う。</u></p>
<p><b>3 広域支援の確保</b></p> <p>市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の広域的な派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう関係機関に要請する。</p> <p><del>また、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA-T）と連携を図る。</del></p>	<p><b>3 広域支援の確保</b></p> <p>市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の広域的な派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう関係機関に要請する。</p>
<p align="center"><b>第4節 広域一時滞在への対応</b></p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>—市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p align="center"><b>第4節 広域一時滞在への対応</b></p> <p>市は、災害の規模、<u>避難者</u>の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び<u>福祉避難所を含む指定避難所</u>、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災<u>住民</u>を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
<p><b>第1 陸上輸送</b></p> <p><b>1 緊急交通路の確保</b> [資料編 資 80頁]</p> <p>(略)</p> <p>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 緊急輸送手段の確保</b></p> <p>輸送手段の確保については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市の所管する車両 [資料編 資 79頁]</p> <p><u>原則として</u>市災害対策本部の集中（一括）管理及び原課管理とする。</p> <p>(2) 高槻市自動車運送事業（交通部）の車両</p> <p>大型バス等の活用により、施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施する。</p> <p>また、低床バスの利用により身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送に努める。</p> <p><b>4 交通規制・管制の実施</b></p> <p>(1) 交通規制等</p> <p>道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づき、災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限を行</p>	<p><b>第1 陸上輸送</b></p> <p><b>1 緊急交通路の確保</b> [資料編 資 90頁]</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>道路管理者は、</u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 緊急輸送手段の確保</b></p> <p>輸送手段の確保については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市の所管する車両 [資料編 資 89頁]</p> <p>市災害対策本部の集中（一括）管理<u>車両</u>及び原課管理<u>車両</u>を確保する。</p> <p>(2) 高槻市自動車運送事業（交通部）の車両</p> <p>大型バス等の活用により、<u>広域避難（大規模水害・土砂災害）時等の避難者輸送や、</u>施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施する。</p> <p>また、低床バスの利用により身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送に努める。</p> <p><u>(3) 防災協定締結企業の車両</u> <u>災害状況に応じて、防災協定締結企業が所有する車両の派遣要請を行い輸送手段の確保に努める。</u></p> <p><b>4 交通規制・管制の実施</b></p> <p>(1) 交通規制等</p> <p>道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づき、災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限を行</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>う。</p> <p>その他に道路交通の制限の権限は、災害対策基本法第63条第1項（警戒区域の設定）の規定に基づく市長、同法第76条第1項（緊急交通路の指定）及び道路交通法第4条第1項（交通規制）の規定に基づく公安委員会、同法第5条や第6条（交通規制）の規定に基づく警察署長及び警察官、災害対策基本法第76条の3の規定に基づく自衛隊員・消防吏員（警察官が現場にいない場合に限り）も有するもので、市長が道路交通の規制を行うに<del>あたって</del>は、高槻警察署長と協議して行う。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 相互連絡</p> <p>市長、道路管理者、公安委員会及び高槻警察署長は、被災地の実態、道路、橋りょう及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び事由を相互に通知する。</p> <p><del>(6) 緊急通行車両等の確認に関する手続き</del></p> <p><del>災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく通行禁止等の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府（危機管理室消防保安課）又は府公安委員会（府警察本部交通規制課又は警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両等であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。</del></p> <p>（略）</p>	<p>う。</p> <p>その他に道路交通の制限の権限は、災害対策基本法第63条第1項（警戒区域の設定）の規定に基づく市長、同法第76条第1項（緊急交通路の指定）及び道路交通法第4条第1項（交通規制）の規定に基づく公安委員会、同法第5条や第6条（交通規制）の規定に基づく警察署長及び警察官、災害対策基本法第76条の3の規定に基づく自衛隊員・消防吏員（警察官が現場にいない場合に限り）も有するもので、市長が道路交通の規制を行うに<u>当たって</u>は、高槻警察署長と協議して行う。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 相互連絡</p> <p>市長、道路管理者、公安委員会及び高槻警察署長は、被災地の実態、道路、橋りょう及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び事由を相互に通知する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>（略）</p>
<p><b>第3 航空輸送</b></p> <p><del>1 市は、災害時用臨時ヘリポート及び<del>ランデブーポイント</del>における障害物等の有無等の利用可能状況を把握し府に報告する。</del></p> <p><del>2 市は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊、大阪府ドクターヘリと協議し、開設するヘリポートを指定する。</del></p> <p><del>3 市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。</del></p> <p>（略）</p>	<p><b>第3 航空輸送</b></p> <p>市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物等の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第1 交通の安全確保</b></p> <p>鉄軌道並びに道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために速やかに交通機能の維持・回復に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 各施設管理者における対応</b></p> <p>(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、<del>日本貨物鉄道株式会社</del>、阪急電鉄株式会社）</p> <p>ⓐ あらかじめ定めた基準により列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。</p> <p>ⓑ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>ⓒ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>(2) <del>道路施設（府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）</del></p> <p>ⓐ あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。</p> <p>ⓑ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>ⓒ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。</p>	<p><b>第1 交通の安全確保</b></p> <p>鉄道並びに道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために速やかに交通機能の維持・回復に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>2 各施設管理者における対応</b></p> <p>(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）</p> <p><u>ア</u> <u>地震の場合は</u>、あらかじめ定めた基準により列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。</p> <p><u>イ</u> 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p><u>ウ</u> 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>(2) 道路施設（府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）</p> <p><u>ア</u> <u>地震の場合は</u>、あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。</p> <p><u>イ</u> 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。</p> <p><u>ウ</u> 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。</p>
<p><b>第2 交通の機能確保</b></p> <p>鉄軌道、道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第2 交通の機能確保</b></p> <p>鉄道、道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。</p> <p>（略）</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>2 各施設管理者における復旧</p> <p>(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、<del>日本貨物鉄道株式会社</del>、阪急電鉄株式会社）</p> <p>① 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度を考慮して、段階的な応急復旧を行う。</p> <p>② 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。</p> <p>③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 各施設管理者における復旧</p> <p>(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）</p> <p><u>ア</u> 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度を考慮して、段階的な応急復旧を行う。</p> <p><u>イ</u> 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。</p> <p><u>ウ</u> 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。</p> <p>(略)</p>
<p><del>③</del>事故対策本部等の構成</p> <p><del>ア</del>事故対策本部等の設置箇所</p>  <p>(略)</p>	<p><u>ウ</u> 事故対策本部等の構成</p> <p><u>(ア)</u> 事故対策本部等の設置箇所</p>  <p>(略)</p>
<p>(4) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）</p> <p>① 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。</p> <p>自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。</p> <p>② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。</p> <p>③ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。</p>	<p>(4) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）</p> <p><u>ア</u> 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。</p> <p>自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。</p> <p><u>イ</u> 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。</p> <p><u>ウ</u> <u>復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講ずる。</u></p> <p><u>エ</u> 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章</b> 二次災害防止、ライフライン確保</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章</b> 二次災害防止、ライフライン確保</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(略) 第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など）</p> <p>(略)</p> <p>3 河川施設、ため池等農業用施設</p> <p>(1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防<b>機関</b>の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。</p> <p>(2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。</p> <p>(3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防<b>機関</b>の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる</p> <p>4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。</p> <p>(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置を取る。</p> <p>(3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。</p> <p>(4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、<b>防災関係機関</b>等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(略) 第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など）</p> <p>(略)</p> <p>3 河川施設、ため池等農業用施設</p> <p>(1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者 <u>(高槻市長)</u>、ため池等管理者、水防団長又は<b>消防長</b>は、直ちにその旨を現地指導班長 <u>(茨木土木事務所長)</u>、<b>高槻警察署長</b>及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長 <u>(茨木土木事務所長)</u> は、水防本部長 <u>(府知事)</u> その他必要な機関に連絡する。</p> <p>(2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。</p> <p>(3) 水防管理者 <u>(市長)</u>、ため池等管理者、水防団長又は<b>消防長</b>は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる</p> <p>4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。</p> <p>(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置を取る。</p> <p>(3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。</p> <p>(4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、<b>森林組合</b>等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。</p> <p><u>5 土砂災害危険箇所</u> 市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。</p> <p><u>6 橋梁等道路施設</u> <u>(1) 市及び道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。</u> <u>(2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。</u></p>
<p>5 その他公共土木施設</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。</p> <p>(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。</p> <p>(3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>7 その他公共土木施設</p> <p>(1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。</p> <p>(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。</p> <p>(3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。</p> <p>(略)</p>
<p>第1 民間建築物等</p> <p>市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて応急危険度判定を実施する。実施に<b>あたって</b>は、必要に応じ判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。また、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。<del>なお、関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民への啓発に努める。</del></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第1 民間建築物等</p> <p><u>1 危険度判定</u> 市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて応急危険度判定を実施する。実施に<b>当たって</b>は、必要に応じ判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。また、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>2 空き家等の対策</u> 市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、<u>空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。</u></p>
<p>第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設、放射線施設）</p>	<p>第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設、放射線施設）</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>1 施設の点検、応急措置 [資料編 資 144頁]                      危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、<b>地震</b>災害が発生したとき、必要に応じて施設の点検、応急措置を行う。                      市は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。                      (略)</p>	<p>1 施設の点検、応急措置 [資料編 資 140頁]                      危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、災害が発生したとき、必要に応じて施設の点検、応急措置を行う。                      市は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。                      (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 ライフラインの確保</b></p> <p>各ライフライン事業者は、災害時に<b>おいて被害状況を把握して市への報告を行うとともに、初動対応に努める。</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 ライフライン・放送の確保</b></p> <p>各ライフライン<b>及び放送</b>事業者は、災害発生時における<b>迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。</b>  <b>災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。</b></p>
<p><b>第1 被害状況の報告</b></p> <p>1 市水道部は、<b>部内に災害対策本部を設置して、浄水管理センター（大冠浄水場）と連携をとりながら</b>水道施設の被害状況を調査し、<b>「上水道事業相互応援に関する覚書」及び「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、各関係機関への連絡体制をとる。</b></p> <p>2 市都市創造部は、<b>災害時に必要な配備体制をとり</b>、下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠、水みらいセンター施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の有無の調査を実施する。</p> <p>3 関西電力送配電株式会社大阪支社、大阪ガス株式会社<b>ネットワークカンパニー北東部導管部</b>、西日本電信電話株式会社<b>大阪支店</b>は、<b>サービス供給地域内において</b>震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し市に報告する。</p>	<p><b>第1 被害状況の報告</b></p> <p>1 市は、水道施設の被害状況の調査を実施するとともに、<b>大阪広域水道企業団の水道施設の被害状況の情報収集を行う。</b></p> <p>2 市は、<b>下水道施設について</b>、下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠、水みらいセンター施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の有無の調査を実施する。</p> <p>3 関西電力送配電株式会社大阪支社、大阪ガス株式会社、<b>大阪ガスネットワーク株式会社</b>、西日本電信電話株式会社等は、<b>市域で</b>震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し市<b>及び府</b>に報告する。</p>
<p><b>第2 ライフライン事業者における対応</b>                      (略)</p> <p>1 水道  <b>市水道部は、</b>二次災害の防止に努め、応急復旧を行う。また、必要に応じて防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。</p> <p>(1) 水道施設の復旧                      ㊦ 被害状況の把握を迅速に行うとともに、速やかな復旧に努める。                      ㊧ 応急復旧については医療機関、指定避難所等への供給ルートを優先的に復旧することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。                      ㊨ 応急復旧については、水道施設の被害状況を詳細に把握し、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を策定する。</p> <p>(2) 広報                      被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを<b>関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページへの掲載並びに公用車等による広報を実施する。</b></p>	<p><b>第2 ライフライン事業者における対応</b>                      (略)</p> <p>1 水道 <b>(市)</b>                      二次災害の防止に努め、応急復旧を行う。また、必要に応じて防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。</p> <p>(1) 水道施設の復旧                      ㊦ 被害状況の把握を迅速に行うとともに、速やかな復旧に努める。                      ㊧ 応急復旧については医療機関、指定避難所等への供給ルートを優先的に復旧することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。                      ㊨ 応急復旧については、水道施設の被害状況を詳細に把握し、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を策定する。</p> <p>(2) 広報                      被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況と今後の見通し<b>等について</b>報道機関に伝達するとともに、ホームページ<b>等様々な手段を用いて広報を行う。</b></p>
<p>2 下水道  <b>市都市創造部は、</b>施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。応急復旧については、緊急度の高い箇所より順次行い、汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。また、必要に応じて、防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。</p>	<p>2 下水道 <b>(市)</b>                      施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。応急復旧については、緊急度の高い箇所より順次行い、汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。また、必要に応じて、防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。</p>
<p>3 電力（関西電力送配電株式会社<b>大阪支社</b>大阪北<b>電力</b>本部高槻配電営業所）                      関西電力送配電株式会社<b>大阪支社</b>大阪北<b>電力</b>本部高槻配電営業所は、災害の規模、その状況を把握して必要な体制を整える。二次災害の発生がある場合、円滑な防災活動を実施するために警察、消防機関等からの要請がある場合には、送電停止等の危険予防措置を講じる。また、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。                      (略)</p> <p>(2) 応急供給                      ㊦ 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。</p>	<p>3 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）                      関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所は、災害の規模、その状況を把握して必要な体制を整える。二次災害の発生がある場合、円滑な防災活動を実施するために警察、消防機関等からの要請がある場合には、送電停止等の危険予防措置を講じる。また、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。                      (略)</p> <p>(2) 応急供給                      ㊦ 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。                      ㊧ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>㊟ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。</p> <p>㊟ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車等により応急送電を行う。</p> <p>㊟ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。</p> <p>(3) 広報</p> <p>㊟ 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。</p> <p>㊟ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</p>	<p>㊟ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車等により応急送電を行う。</p> <p>㊟ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。</p> <p>(3) 広報</p> <p>㊟ 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。</p> <p>㊟ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</p>
<p><b>4 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）</b>  <b>大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部</b>は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。</p> <p>(2) 応急供給</p> <p>㊟ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。</p> <p>㊟ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。</p> <p>㊟ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。</p> <p>㊟ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。</p> <p>(3) 広報</p> <p>㊟ 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。</p> <p>㊟ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</p>	<p><b>4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）</b>  <b>大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部</b>は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。</p> <p>(2) 応急供給</p> <p>㊟ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。</p> <p>㊟ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。</p> <p>㊟ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。</p> <p>㊟ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。</p> <p>(3) 広報</p> <p>㊟ 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。</p> <p>㊟ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</p>
<p><b>5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）</b></p> <p>(1) 通信の非常疎通措置          災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>㊟ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。</p> <p>㊟ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。</p> <p>㊟ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。</p> <p>㊟ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p> <p>(2) 被災地域特設公衆電話の設置          災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>(3) 設備の応急対策</p> <p>㊟ 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>㊟ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>㊟ 応急復旧に<b>あたって</b>は、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。</p>	<p><b>5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</b></p> <p>(1) 通信の非常疎通措置          災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>㊟ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。</p> <p>㊟ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。</p> <p>㊟ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。</p> <p>㊟ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p> <p>(2) 被災地域特設公衆電話の設置          災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>(3) 設備の応急対策</p> <p>㊟ 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>㊟ 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>㊟ 応急復旧に<b>当たって</b>は、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。</p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><b>第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）</b></p> <p><u>(1) 放送体制の確保に努める。</u></p> <p><u>(2) 非常放送を実施する。</u></p> <p><u>(3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。</u></p> <p><u>(4) 施設の応急復旧を進める。</u></p> <p><u>(5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。</u></p>
<p><b>第4節 農林関係応急対策</b></p>	<p><b>第4節 農林関係応急対策</b></p>

現行計画	修正計画（案）
市は、府及び農業協同組合、防災関係機関等と協力し、農林業に関する応急対策を講ずる。 (略)	市は、府及び農業協同組合、 <u>森林組合</u> 、防災関係機関等と協力し、農林業に関する応急対策を講ずる。 (略)
<u>(新規)</u>	<h2 style="color: red;">第7章</h2> <h1 style="color: red;">林野火災・大規模火災対応</h1>
<u>(新規)</u>	<h3 style="color: red;">第1節 林野火災</h3> <p style="color: red;">市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、林野火災から住民の身体・生命の安全確保や、住宅等財産・森林資源の焼失等の軽減を図るため、体制を確保するとともに、消火・救助活動及び避難誘導を実施する。</p>
<u>(新規)</u>	<p style="color: red;"><b>第1 火災通報等</b></p> <p style="color: red;">災害の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後、1時間ごとに状況を通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 焼損面積5ha以上と推定される場合</li> <li>(2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合</li> <li>(3) 空中消火を要請する場合</li> <li>(4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合</li> </ul>
<u>(新規)</u>	<p style="color: red;"><b>第2 活動体制</b></p> <p style="color: red;">林野火災の発生又は通報があった場合には、消防本部と連携し、火災の規模に応じて災害対策本部等の設置や必要な配備体制をとり、消火・救助活動や必要に応じて避難誘導等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現地指揮本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>林野火災発生時の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、高槻警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。</li> </ul> </li> <li>(2) 災害対策本部、災害警戒本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成</li> <li>イ 警戒区域の指定</li> <li>ウ 交通規制の実施</li> <li>エ 医療体制の確保</li> <li>オ 空中消火の要請又は府知事への依頼</li> <li>カ 府知事に対する広域航空消防応援</li> <li>キ 応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動の要請</li> <li>ク 自衛隊派遣要請の依頼</li> <li>ケ 応援部隊等の防災拠点（受援拠点）の開設</li> <li>コ 二次災害の防止</li> </ul> </li> </ul>
<u>(新規)</u>	<p style="color: red;"><b>第3 他機関との連絡調整</b></p> <p style="color: red;">市は、府、他市町村、高槻警察署、近畿中国森林管理局及び自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施できるよう情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。</p>
<u>(新規)</u>	<h3 style="color: red;">第2節 大規模火災</h3> <p style="color: red;">市及び防災関係機関は、市域において大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携を図り、延焼の拡大や被害を防止・軽減するため、体制を確保するとともに、消火・救助活動及び避難誘導等を実施する。</p>
<u>(新規)</u>	<p style="color: red;"><b>第1 活動体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現地指揮本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災の延焼拡大のおそれがある場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、高槻警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。</li> </ul> </li> <li>(2) 災害対策本部、災害警戒本部の設置</li> </ul>



現行計画	修正計画（案）
	<p><u>ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成</u>  <u>イ 警戒区域の指定</u>  <u>ウ 交通規制の実施</u>  <u>エ 避難情報の発令及び市民への周知</u>  <u>オ 避難行動要支援者の安全確認</u>  <u>カ 避難所の開設、運営</u>  <u>キ 救護所の開設及び医療体制の確保</u>  <u>ク 救援物資の輸送</u>  <u>ケ 応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動の要請</u>  <u>コ 自衛隊派遣要請の依頼</u>  <u>サ 応援部隊等の防災拠点（受援拠点）の開設</u>  <u>シ 二次災害の防止</u></p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>第2 他機関との連絡調整</u>  <u>市は、府、他市町村、高槻警察署、自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施できるよう情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章</b> <b>被災者の生活支援</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章</b> <b>被災者の生活支援</b></p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 支援体制</b></p> <p><u>大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第1節 住民等からの問い合わせ</b></p> <p>市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 住民等からの問い合わせ</b></p> <p>市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた被災者支援総合窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 （略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害救助法の適用</b></p> <p><del>市において発生した災害が、災害救助法の定める基準以上に該当し、又は適用基準に該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を府知事に報告する。</del></p> <p><b>第1 災害救助法による実施内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</li> <li>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</li> <li>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</li> <li>4 医療及び助産</li> <li>5 <del>被災者</del>の救出</li> <li>6 <del>被災した</del>住宅の応急修理</li> <li>7 生業に必要な資金の貸与</li> <li>8 学用品の給与</li> <li>9 埋葬</li> <li>10 死体の搜索</li> <li><del>11 死体の処理</del></li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 災害救助法の適用</b></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><b>第1 災害救助法による救助の内容</b></p> <p><u>災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。</u>  <u>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）また、救助を迅速に行うため、これらの事務の一部を府知事が委任した場合は、市長が実施する。なお、委任された事務以外の事務について、市長は府知事が行う救助を補助する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>受入れ施設（避難所・応急仮設住宅を含む）</u>の供与</li> <li>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</li> <li>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</li> <li>4 医療及び助産</li> <li>5 <u>災害にかかった者</u>の救出</li> <li>6 <u>災害にかかった</u>住宅の応急修理</li> <li>7 生業に必要な資金、<u>器具又は資料の給与又は貸与</u></li> <li>8 学用品の給与</li> <li>9 埋葬</li> <li>10 死体の搜索<u>及び処理</u></li> </ol>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>42 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去</del>  <del>43 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</del></p> <p><del>※救助を迅速に行うため、これらの事務の一部を府知事が委任した場合は、市長が実施する。</del>  <del>なお、委任された事務以外の事務について、市長は府知事が行う救助を補助する。</del></p>	
<p><b>第2 災害救助法の適用手続</b></p> <p>1 市長は、市域における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を府知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請<del>しなければならない</del>。</p> <p>2 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つ時間がない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、これらを直ちに府知事に報告し、その後の処理については府知事の指揮を受ける。</p>	<p><b>第2 災害救助法の適用手続</b></p> <p>1 市長は、市域における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を府知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請<u>する</u>。</p> <p>2 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つ時間がない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、これらを直ちに府知事に報告し、その後の処理については府知事の指揮を受ける。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 緊急物資の供給</b></p> <p>市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、ニーズに応じて迅速に必要な物資を供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には<del>扇風機</del>等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いにも配慮する。</p> <p>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p> <p>また、自宅、テント、車等の指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者及び所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁<del>（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）</del>又は<del>（政府）</del>非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 緊急物資の供給</b></p> <p>市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、ニーズに応じて迅速に必要な物資を供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には<del>冷房器具</del>等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>食物アレルギーに配慮した食料の確保</u>、要配慮者や男女等のニーズの違いにも配慮する。</p> <p>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p> <p>また、自宅、テント、車等の指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者及び所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁<u>（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）</u>又は政府<u>の</u>非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><b>第1 物資等の運送要請</b></p>
<p><u>（新規）</u></p>	<p><b>1 市及び府</b>  <u>市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、府を通じて、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。</u></p>
<p><b>第4 給水活動</b> [資料編 資 90 頁他]</p> <p>市は、災害発生後3日間は非常用飲料水として1人1日3Lを目標に供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように次の給水体制の整備に努め、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、関係機関に応援要請を行う。</p>	<p><b>第2 給水活動</b> [資料編 資 55 頁他]</p> <p>市は、災害発生後3日間は非常用飲料水として1人1日3Lを目標に供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように次の給水体制の整備に努め、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、関係機関に応援要請を行う。</p>
<p><b>1 市における給水活動</b></p> <p>(1) 状況に応じて、給水車等による<del>応急給水（運搬給水）</del>と仮設給水栓等による<del>応急給水（仮設給水）</del>等の中から、<del>より</del>効率的な方法で応急給水を行う。</p> <p>(2) 被害状況に応じて、医療機関、指定避難所等へ優先的な応急給水を実施する。</p> <p>(3) <del>応急給水効率の向上のため、指定避難所に配備されている簡易貯水槽の活用を行う。</del></p> <p><del>(4) 広域避難地周辺の受水槽の活用を図る。</del></p> <p><del>(5) 給水拠点で水質の確認を行う。</del></p> <p><del>(6) 給水用資機材の調達を行う。</del></p> <p><del>(7) 大阪広域水道企業団から配備されているボトル水の配布を行う。</del></p>	<p><b>1 市における給水活動</b></p> <p>(1) 状況に応じて、<u>応急給水計画を策定し、給水拠点や耐震性貯水槽での拠点給水や、</u>給水車等による運搬給水、<u>仮設給水栓等による仮設給水の中から、効率的な方法で応急給水を行う。</u></p> <p>(2) 被害状況に応じて、医療機関、指定避難所等へ優先的な応急給水を実施する。</p> <p>(3) 指定避難所<u>での応急給水においては、簡易貯水槽の活用を行い、応急給水効率の向上を図る。</u></p>
<p><b>2 関係機関への要請</b>  <del>「上水道事業相互応援に関する覚書」及び「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、被害規模に応</del></p>	<p><b>2 関係機関への要請</b>          被害規模に応じ、<u>日本水道協会や関係団体との協定等に基づき、</u>各関係機関に応援を要請する。</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>じ各関係機関に応援を要請する。</p>	
<p><b>第2 食料・生活必需品の供給</b> [資料編 資 94頁他]  市は、災害時において、指定避難所等からの要請に基づき食料・生活必需品の必要数量の把握を行い、災害用備蓄物資及び協定を締結している流通業者から調達し供給する。なお、必要数量の把握にあたっては、発災からの時間経過を踏まえ、子ども用、女性用、高齢者用など、きめ細かな情報の把握に努める。</p> <p>供給は、原則として指定避難所で実施し、その旨を在宅避難者等にも周知を行う。受入れ、配布等は指定避難所運営組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施するとともに、女性特有の物資を配布する際には、女性から女性へ手渡しするようにするほか、配布場所等にも配慮する。</p> <p>また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備する。</p> <p>さらに、不足する場合は府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請をした場合は、府に報告する。</p> <p>なお、応援物資については、地域防災拠点等の集積地までの輸送を依頼する。</p>	<p><b>第3 食料・生活必需品の供給</b> [資料編 資 59頁他]  市は、災害時において、指定避難所等からの要請に基づき食料・生活必需品の必要数量を把握し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し災害用備蓄物資及び協定を締結している流通業者から調達し供給する。なお、必要数量の把握に当たっては、発災からの時間経過を踏まえ、子ども用、女性用、高齢者用など、きめ細かな情報の把握に努める。</p> <p>供給は、原則として指定避難所で実施し、その旨を在宅避難者等にも周知を行う。受入れ、配布等は指定避難所運営組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施するとともに、女性特有の物資を配布する際には、女性から女性へ手渡しするようにするほか、配布場所等にも配慮する。</p> <p>また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携等により、迅速かつ効率的に集配する。</p> <p>さらに、不足する場合は府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請をした場合は、府に報告する。</p> <p>なお、応援物資については、防災拠点である救援物資の受援拠点等まで輸送を依頼する。</p>

現行計画	修正計画（案）
<p style="text-align: center;"><b>第4節 住宅の応急確保</b></p> <p>市は、<del>被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供など必要な措置を講ずる。</del>応急仮設住宅等への入居の際にはこれまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるよう配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 住宅の応急確保</b></p> <p>市は、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u>なお、応急仮設住宅等への入居の際にはこれまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるよう配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p>
<p><b>第1 被災住宅の応急修理</b></p> <p>市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が<del>半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度</del>の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の被害認定を受けた者に対し、被災した住宅の屋根、炊事場及びトイレなど日常生活に必要な不可欠な部分についての応急修理を行う場合、関係団体及び協定締結事業者等と連携し必要な措置を講ずる。</p>	<p><b>第1 被災住宅の応急修理</b></p> <p>市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が<u>中規模半壊、半壊、または準半壊</u>の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の被害認定を受けた者に対し、被災した住宅の屋根、炊事場及びトイレなど日常生活に必要な不可欠な部分についての応急修理を行う場合、関係団体及び協定締結事業者等と連携し必要な措置を講ずる。</p>
<p><b>第4 応急仮設住宅の借上げ</b></p> <p>市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における<del>比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、</del>民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。</p>	<p><b>第3 応急仮設住宅の借上げ</b></p> <p>市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における<u>災害の場合</u>、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅 <u>(以下「賃貸型応急住宅」という。)</u>を積極的に活用する。</p>
<p><b>第3 応急仮設住宅の建設</b> <span style="float: right;">〔資料編 資 95 頁他〕</span></p> <p>市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型<del>仮設住宅</del>を建設し、供与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市及び府は、建設型<del>仮設住宅</del>の管理を行う。</li> <li>2 市及び府は、集会施設等生活環境の整備を促進する。</li> <li>3 入居者に建設型<del>仮設住宅</del>を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。</li> <li>4 高齢者、障がい者に配慮した建設型<del>仮設住宅</del>を建設するよう努める。</li> </ol>	<p><b>第4 応急仮設住宅の建設</b> <span style="float: right;">〔資料編 資 60 頁他〕</span></p> <p>市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型<u>応急住宅</u>を建設し、供与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市及び府は、建設型<u>応急住宅</u>の管理を行う。</li> <li>2 市及び府は、集会施設等生活環境の整備を促進する。</li> <li>3 入居者に建設型<u>応急住宅</u>を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。</li> <li>4 高齢者、障がい者に配慮した建設型<u>応急住宅</u>を建設するよう努める。</li> </ol>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><b>第5 応急仮設住宅の運営管理</b></p> <p><u>市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</u></p>
<p><b>第5 公共住宅への一時入居</b></p> <p>府の委任による建設型<del>仮設住宅の建設</del>及び<del>みなし応急仮設住宅</del>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。</p>	<p><b>第6 公共住宅への一時入居</b></p> <p>府の委任による建設型<u>応急住宅</u>及び<u>賃貸型応急住宅</u>の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。</p>
<p><b>第6 住宅に関する相談窓口の設置等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市及び府は、<del>応急住宅</del>、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。</li> </ol>	<p><b>第7 住宅に関する相談窓口の設置等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市及び府は、<u>応急仮設住宅</u>、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。</li> </ol>
<p><del><b>第7—建設用資機材等の調達</b></del></p> <p><del>府は、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」の締結団体等、関係機関の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。</del></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第5節 応急教育</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 応急教育</b></p>
<p><b>第2 応急教育体制の確立</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育の実施             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <del>学校園長</del></li> </ol> </li> </ol> <p>(略)</p>	<p><b>第2 応急教育体制の確立</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急教育の実施             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>学校園</u></li> </ol> </li> </ol> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>〔資料編 資 150 頁他〕</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(3) <del>保育所長・認定こども園長</del></p>	<p>(3) <u>保育所・認定こども園</u></p>
<p><b>第3 就学援助等</b> (略) 3 児童生徒の健康管理 市教育委員会及び<del>学校長</del>は、被災児童生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。</p>	<p><b>第3 就学援助等</b> (略) 3 児童生徒の健康管理 市教育委員会及び<u>学校園</u>は、被災児童生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。</p>
<p><b>第6節 自発的支援の受入れ</b></p>	<p><b>第7節 自発的支援の受入れ</b></p>
<p><b>第1 ボランティアの受入れ</b> 市及び高槻市社会福祉協議会は、府、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関<del>とそれぞれ連携し</del>、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を<del>把握</del>する。また、災害発生後、ボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう、「高槻市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、高槻市災害ボランティアセンターを設置するとともに、高槻市災害ボランティアセンター運営マニュアル等を活用し、適切に対処する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、<del>片付けごみ</del>などの収集運搬を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p>	<p><b>第1 ボランティアの受入れ</b> 市及び高槻市社会福祉協議会は、府、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、<u>おおさか災害支援ネットワーク</u>、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、<u>府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、</u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。また、災害発生後、ボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう、「高槻市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、高槻市災害ボランティアセンターを設置するとともに、高槻市災害ボランティアセンター運営マニュアル等を活用し、適切に対処する。また、<u>市及び府は、</u>災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、<u>災害ごみ</u>などの収集運搬等、<u>被災者のニーズ等に応じた活動</u>を行うよう努める。 これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p>
<p>1 ボランティアの受入れ体制等 (略) (3) 相互派遣協定による他市町村のボランティア ボランティア派遣協定等による他市町村からのボランティアは、高槻市災害ボランティアセンターで受入れ、活動調整を行う。 (4) ボランティア保険への加入 ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者は必ずボランティア保険<del>(天災担保型)</del>に加入するものとする。 (略) 4 活動先・活動の種別 (略) (2) 活動内容 (略) ⑧ 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、<u>救護本部</u>と連絡調整を図りながら活動を行う。</p>	<p>1 ボランティアの受入れ体制等 (略) (3) 相互派遣協定による他市町村のボランティア ボランティア派遣協定等による他市町村からのボランティアは、高槻市災害ボランティアセンターで受入れ、活動調整を行う。 (4) ボランティア保険への加入 ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者は必ずボランティア保険に加入するものとする。 (略) 4 活動先・活動の種別 (略) (2) 活動内容 (略) <u>ク</u> 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、<u>本部</u>と連絡調整を図りながら活動を行う。</p>
<p>5 ボランティア活動に必要な情報の収集・伝達 <del>(1) 収集内容</del> <del>(ア) 大人数（男女別）・世帯数</del> <del>① 指定避難所ごとの被災者数</del> (イ) 子供数 <math>\left\{ \begin{array}{l} (a) \text{ 乳児} \\ (b) \text{ 幼児} \end{array} \right.</math> <del>(ウ) 高齢者数（特に要介護者数・外護者種別）</del> <del>(エ) 障がい者数・種別</del> <del>(オ) 病人数（特に病状別要加療者数）</del> <del>(カ) 外国人数（国別）</del> <del>② 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・電話・グラウンド等建物周辺）</del> <del>③ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量</del> <del>④ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数</del></p>	<p>5 ボランティア活動に必要な情報の収集・伝達 <u>市及び高槻市社会福祉協議会は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>(2) 情報の収集方法</del>  指定避難所の方面隊基地や救護所との間で、防災行政無線や有線電話などにより行われる災害対策本部の情報収集や自主防災組織などからの情報収集のうち、ボランティア活動に必要な情報を収集する。</p> <p><del>(3) 情報の伝達</del>  各指定避難所等との情報収集・伝達は、防災行政無線や有線電話を使用し、指定避難所から方面隊基地、方面隊基地から災害対策本部へ、また、その逆のルートにより伝達を行う。</p> <p><del>(4) 情報の提供</del>  最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。</p>	
<p>6 その他  今後、ボランティアのネットワーク化を進めるなかで、大阪府社会福祉協議会との連携がより層図れるようにする。</p> <p>(略)</p>	<p>6 その他  今後、ボランティアのネットワーク化を進めるなかで、大阪府社会福祉協議会との連携がより一層図れるようにする。</p> <p>(略)</p>
<p>第3 海外からの支援の受入れ  市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画にもとづき、必要な措置を講ずる。</p> <p><del>1 国との連絡調整</del>  海外からの支援の受入れについては、基本的に国において推進されることになるので、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。  なお、海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要・想定される要請内容を連絡し、また、国からの照会に対して迅速に対応する。</p> <p>2 支援の受入れ  (1) 受入準備  市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。  ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等  ② 被災地のニーズと受入れ体制  (2) その他  海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のような配慮を行う。  ① 案内者、通訳等の確保  ② 活動拠点、宿泊場所等の確保</p>	<p>第3 海外からの支援の受入れ  市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画にもとづき、必要な措置を講ずる。</p> <p><del>(削除)</del></p> <p>1 支援の受入れ  (1) 受入準備  市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。  ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等  イ 被災地のニーズと受入れ体制  (2) その他  海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のような配慮を行う。  ア 案内者、通訳等の確保  イ 活動拠点、宿泊場所等の確保</p>
<p><del>(新規)</del></p>	<p>第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等  日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p>
<p><del>(新規)</del></p>	<p>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p>
<p><del>(新規)</del></p>	<p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除  被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p>
<p><del>(新規)</del></p>	<p>3 被災地あて救助用郵便物の料金免除  被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p>
<p><del>(新規)</del></p>	<p>4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p>

現行計画	修正計画（案）
	<p><u>被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</u></p>
<h2 style="text-align: center;">第8章 社会環境の確保</h2>	<h2 style="text-align: center;">第9章 社会環境の確保</h2>
<h3 style="text-align: center;">第1節 保健衛生活動</h3>	<h3 style="text-align: center;">第1節 保健衛生活動</h3>
<p><b>第1 防疫活動</b> <span style="float: right;">〔資料編 資 79頁〕</span></p> <p>市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等に基づき、関係機関と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1 防疫活動</b> <span style="float: right;">〔資料編 資 88頁〕</span></p> <p>市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等に基づき、関係機関と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。<u>また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>
<p><b>第3 被災者の健康維持活動</b></p> <p>市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p><del>市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</del></p>	<p><b>第3 被災者の健康維持活動</b></p> <p>市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p>
<p><b>1 巡回相談等の実施</b></p> <p>(1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育などを実施する。その際、<u>女性の視点に立った対応に</u>配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 巡回相談等の実施</b></p> <p>(1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育などを実施する。その際、<u>女性相談員も配置するよう</u>配慮する。</p> <p>(略)</p>
<p><b>2 心の健康相談等の実施</b></p> <p>災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。<del>その際、市の保健師は多くが女性であり、女性の視点に立った対応を配慮する。</del></p> <p>また、災害の状況により、特定診療災害医療センター、各専門医療機関等と協議し、対応する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 心の健康相談等の実施</b></p> <p>災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。<u>その際、女性相談員も配置するよう配慮する。</u></p> <p>また、災害の状況により、特定診療災害医療センター、各専門医療機関等と協議し、対応する。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第5 動物保護等の実施</b></p> <p><b>3 動物による人等への危害の防止</b></p> <p>動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</p>	<p><b>第5 動物保護等の実施</b></p> <p><b>3 動物による人等への危害の防止</b></p> <p><u>危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</u></p>
<h3 style="text-align: center;">第2節 廃棄物の処理</h3>	<h3 style="text-align: center;">第2節 廃棄物の処理</h3>
<p><b>第1 し尿処理</b></p> <p><b>1 初期対応</b></p> <p>(1) 被害箇所や仮設トイレ等のし尿収集見込み量を把握し、迅速かつ適切にし尿収集を行う。</p> <p>(2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p>	<p><b>第1 し尿処理</b></p> <p><b>1 初期対応</b></p> <p>(1) 被害箇所や仮設トイレ等のし尿収集見込み量を把握し、迅速かつ適切にし尿収集を行う。</p> <p>(2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p><u>(3) 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</u></p>
<p><b>2 処理活動</b></p> <p>(1) <del>被災者</del>の生活上支障が生じないうちに収集を行う。</p> <p>(2) 指定避難所等緊急性の高いところから収集を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 処理活動</b></p> <p>(1) <u>避難者</u>の生活上支障が生じないうちに収集を行う。</p> <p>(2) 指定避難所等緊急性の高いところから収集を行う。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第3 災害廃棄物等処理</b></p> <p><b>2 処理活動</b></p> <p>(1) 交通路を妨げるものや危険性のあるもの等を優先して処理する。</p>	<p><b>第3 災害廃棄物等処理</b></p> <p><b>2 処理活動</b></p> <p>(1) 交通路を妨げるものや危険性のあるもの等を優先して処理する。</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(2) 仮置き場での分別と周辺環境への影響に十分配慮する。</p> <p>(3) 災害廃棄物の処分はエネルギーセンターにて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処分する。</p> <p>(4) 可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。</p> <p><del>(5)</del> 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p> <p><del>(6)</del> ボランティア、NPO、地域の自治会等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p>	<p>(2) 仮置き場での分別と周辺環境への影響に十分配慮する。</p> <p>(3) 災害廃棄物の処分はエネルギーセンターにて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処分する。<u>府は、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。</u></p> <p>(4) 可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。</p> <p><u>(5) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。</u></p> <p><u>(6) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</u></p> <p><u>(7) ボランティア、NPO、地域の自治会等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 遺体対策</b></p> <p><b>第1 初期活動</b>                  災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。                  また、<u>衛生</u>対策部においては、葬祭センターの被害状況及び葬祭センターまでの道路状況を調査し、把握する。これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。</p> <p><b>第2 遺体の処置</b>  <b>1 安置場所</b>                  安置場所は、建物被害が比較的少なく、できるだけ堅牢な建物で、広い場所を確保できる公共施設を本部と調整、協議の後選定する。指定避難所の一部を安置所として指定する場合は、なるべく別棟にする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 遺体対策</b></p> <p><b>第1 初期活動</b>                  災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。                  また、<u>市民生活</u>対策部においては、葬祭センターの被害状況及び葬祭センターまでの道路状況を調査し、把握する。これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。</p> <p><b>第2 遺体の処置</b>  <b>1 安置場所</b>                  安置場所は、建物被害が比較的少なく、できるだけ堅牢な建物で、広い場所を確保できる公共施設を本部<u>事務局</u>と調整、協議の後選定する。指定避難所の一部を安置所として指定する場合は、なるべく別棟にする。</p>
<p><b>第3 遺体の身元確認</b>                  身元不明の遺体については、行旅死亡人の取り扱いに準じて関係機関が、府警察その他関係機関に連絡、調査を実施する等身元確認の調査に協力する。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等<u>は、衛生対策部においても</u>保存、記録して身元確認の照会に応じる。なお、保存した所持品等は混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。</p>	<p><b>第3 遺体の身元確認</b>                  身元不明の遺体については、行旅死亡人の取り扱いに準じて関係機関が、府警察その他関係機関に連絡、調査を実施する等身元確認の調査に協力する。また、市は、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等<u>について、</u>保存、記録して身元確認の照会に応じる。なお、保存した所持品等は混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 社会秩序の維持</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 住民への呼びかけ</b>  <u>地震</u>発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行い、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、様々な人権に配慮した秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 社会秩序の維持</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 住民への呼びかけ</b>  <u>災害</u>発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行い、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、様々な人権に配慮した秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><b>第3 暴力団排除活動の徹底</b>  <u>高槻警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。</u></p>
<p><b>第3 物価の安定及び物資の安定供給</b>                  (略)  <b>5 金融機関における預貯金払い戻し等</b>                  (略)                  (2) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、これを担保とする貸付にも応じる。                  (3) 損傷<u>紙幣</u>・貨幣の引き換えに応じる。                  (略)</p>	<p><b>第4 物価の安定及び物資の安定供給</b>                  (略)  <b>5 金融機関における預貯金払い戻し等</b>                  (略)                  (2) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、これを担保とする貸付にも応じる。                  (3) 損傷<u>日本銀行券</u>・貨幣の引き換えに応じる。                  (略)</p>



現行計画	修正計画（案）
<p style="text-align: center;"><b>総 則</b></p> <p><b>第 2 基本方針</b></p> <p>3 東海地震は、南海トラフ地震を誘発するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた場合も、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、地震災害応急対策編及び復旧・復興対策編で対処する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>総 則</b></p> <p><b>第 2 基本方針</b></p> <p>3 東海地震は、南海トラフ地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、災害応急対策編及び災害復旧・復興対策編で対処する。</p>
<p><b>第 1 警戒態勢の準備</b></p> <p>1 市は、職員の事前配備など対策（警戒）本部の設置を準備する。</p>	<p><b>第 1 警戒態勢の準備</b></p> <p>1 市は、職員の配備体制を整え、必要に応じて災害対策本部等の設置準備を行う。</p>
<p><b>警戒宣言が発せられたときの措置</b></p>	<p><b>警戒宣言が発せられたときの対応措置</b></p>
<p><b>第 2 警戒態勢の確立</b></p> <p>2 市は、府との情報交換を行い、必要に応じて府に準じた組織体制の対策（警戒）本部を設置する。</p>	<p><b>第 2 警戒態勢の確立</b></p> <p>2 市は、府との情報交換を行い、必要に応じて府に準じた組織体制の災害対策本部等を設置する。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>第 3 住民等に対する広報</b> 市は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。</p> <p><b>1 広報の内容</b></p> <p>(1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置</p> <p>(2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え</p> <p>(3) 市民防災組織の防災体制準備の呼びかけ</p> <p>(4) 流言防止への配慮</p> <p>(5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ</p> <p>(6) 防災関係機関が行う防災活動への協力等</p> <p><b>2 広報の手段</b></p> <p>(1) 報道機関と連携して広報を行う。</p> <p>(2) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用し、市民防災組織等とも連携して広報を行う。</p> <p>(3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p>

現行計画	修正計画(案)
〔付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画〕	〔付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画〕
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1 推進計画の目的</b> この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。<del>以下「法」という。</del>）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。 (略)</p> <p><b>第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</b> 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第<del>5</del>節「関係機関の業務」に定めるところによる。 〔本編 9頁〕</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1 推進計画の目的</b> この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。 (略)</p> <p><b>第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</b> 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第1章「総則」第4節「<u>防災関係機関の業務大綱</u>」第1「<u>防災関係機関の業務</u>」に定めるところによる。 〔第1編 8頁〕</p> <p>(略)</p>
<p><b>第1 配備体制</b> (略)</p> <p><b>2 動員体制</b> 第3編「<u>地震災害応急対策及び復旧・復興対策</u>」第1部「<u>地震災害応急対策</u>」第1章「<u>初動期の活動</u>」第1節「<u>組織動員</u>」第1「<u>市の組織及び動員体制</u>」に定めるところによる。 〔本編 107頁〕</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1 配備体制</b> (略)</p> <p><b>2 動員体制</b> 第3編「<u>災害応急対策</u>」第1章「<u>活動体制の確立</u>」第1節「<u>組織動員</u>」第1「<u>災害時の組織及び配備体制</u>」に定めるところによる。 〔第3編 3頁〕</p> <p>(略)</p>
<p><b>第5 水道</b> 第2編「<u>災害予防対策</u>」第<del>2</del>章「<u>災害応急対策・復旧対策への備え</u>」第8節「<u>ライフライン確保体制の整備</u>」第1「<u>水道</u>」を準用する。 〔本編 79頁〕</p>	<p><b>第5 水道</b> 第2編「<u>災害予防対策</u>」第1章「<u>防災体制の整備</u>」第8節「<u>ライフライン確保体制の整備</u>」第1「<u>水道(市)</u>」に定めるところによる。 〔第2編 35頁〕</p>
<p><b>第6 電力（関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）</b> 第2編「<u>災害予防対策</u>」第<del>2</del>章「<u>災害応急対策・復旧対策への備え</u>」第8節「<u>ライフライン確保体制の整備</u>」第3「<u>電力（関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）</u>」を準用する。 〔本編 80頁〕</p>	<p><b>第6 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）</b> 第2編「<u>災害予防対策</u>」第1章「<u>防災体制の整備</u>」第8節「<u>ライフライン確保体制の整備</u>」第3「<u>電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）</u>」に定めるところによる。 〔第2編 予36頁〕</p>
<p><b>第7 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）</b> 第2編「<u>災害予防対策</u>」第<del>2</del>章「<u>災害応急対策・復旧対策への備え</u>」第8節「<u>ライフライン確保体制の整備</u>」第4「<u>ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）</u>」を準用する。 〔本編 81頁〕</p>	<p><b>第7 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）</b> 第2編「<u>災害予防対策</u>」第1章「<u>防災体制の整備</u>」第8節「<u>ライフライン確保体制の整備</u>」第4「<u>ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）</u>」に定めるところによる。 〔第2編 予37頁〕</p>
<p><b>第8 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）</b> 第2編「<u>災害予防対策</u>」第<del>2</del>章「<u>災害応急対策・復旧対策への備え</u>」第8節「<u>ライフライン確保体制の整備</u>」第5「<u>電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）</u>」を準用する。 〔本編 82頁〕</p> <p>(略)</p>	<p><b>第8 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</b> 第2編「<u>災害予防対策</u>」第1章「<u>防災体制の整備</u>」第8節「<u>ライフライン確保体制の整備</u>」第5「<u>電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</u>」に定めるところによる。 〔第2編 予38頁〕</p> <p>(略)</p>
<p><b>第1 配備体制</b></p>	<p><b>第1 配備体制</b></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(略)</p> <p>2 動員体制 第3編「<del>地震</del>災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「<del>地震災害応急対策</del>」第1章「<del>初動期の活動</del>」第1節「組織動員」第1「<del>市の組織及び動員体制</del>」に定めるところによる。 〔本編 107頁〕</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 動員体制 第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第1節「組織動員」第1「災害時の組織及び配備体制」に定めるところによる。 〔第3編 応3頁〕</p> <p>(略)</p>
<p>第1 配備体制</p> <p>(略)</p> <p>2 動員体制 第3編「<del>地震</del>災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「<del>地震災害応急対策</del>」第1章「<del>初動期の活動</del>」第1節「組織動員」第1「<del>市の組織及び動員体制</del>」に定めるところによる。 〔本編 107頁〕</p> <p>(略)</p>	<p>第1 配備体制</p> <p>(略)</p> <p>2 動員体制 第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第1節「組織動員」第1「災害時の組織及び配備体制」に定めるところによる。 〔第3編 応3頁〕</p> <p>(略)</p>

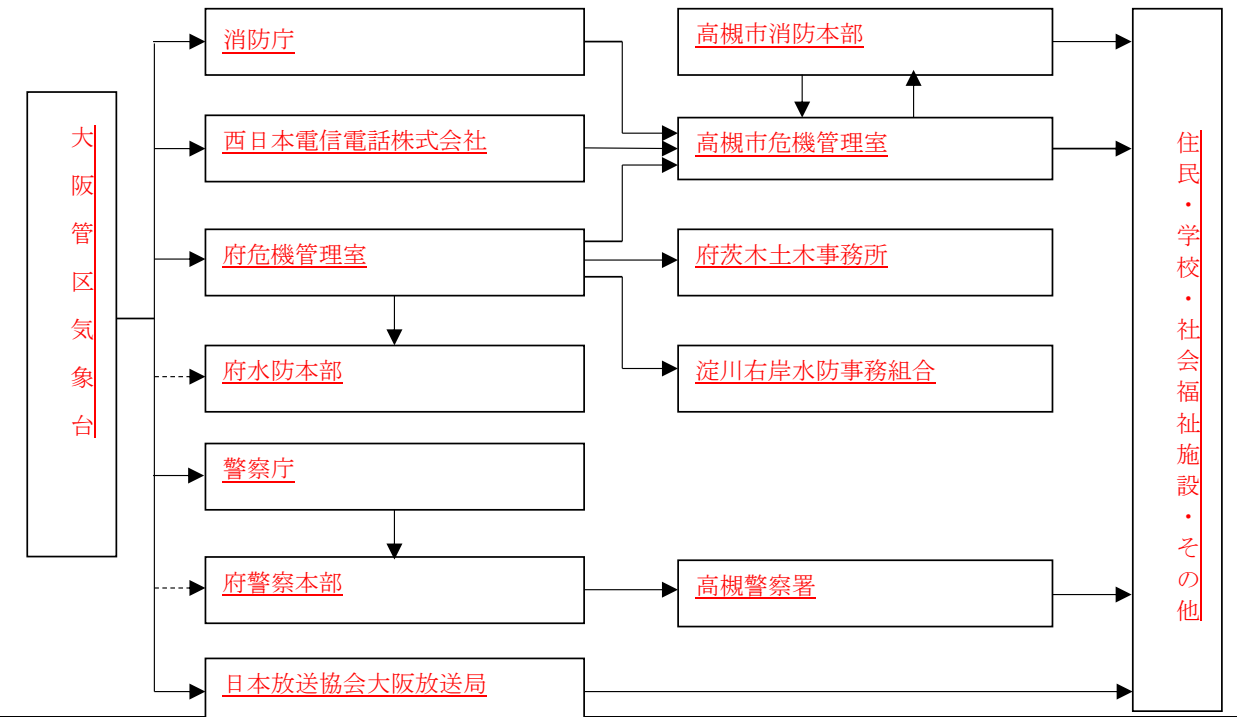
現行計画

## 第6章 関係者との連絡協力の確保

修正計画(案)

## 第6章 関係者との連絡協力の確保

別図 津波警報・注意報等の伝達系統総括図



### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 資機材等の調達手配

(1) 市長は、市域内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。

必要な物資等については、第2編「災害予防対策」第2章「~~災害応急対策・復旧対策への備え~~」第7節「緊急物資確保体制の整備」、第8節「ライフライン確保体制の整備」、第9節「交通確保体制の整備」、第3編「~~地震災害応急対策及び復旧・復興対策~~」第1部「~~地震災害応急対策~~」第1章「~~初動期の活動~~」第2節「~~災害情報の収集伝達~~」に定めるところによるもの、その他ごみ処理等に必要な車両とする。

[本編 77・79・84・111頁]

(略)

#### 2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府に応援を要請するものとする。

また、必要に応じて第3編「~~地震災害応急対策及び復旧・復興対策~~」第1部「~~地震災害応急対策~~」第1章「~~初動期の活動~~」第4節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣又は他の自治体の職員応援派遣のあっせんを要請する。

[本編 119頁]

### 第2 他機関に対する応援要請

(略)

2 市長は必要があるときは、府知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。要求の手続きについては、第3編「~~地震災害応急対策及び復旧・復興対策~~」第1部「~~地震災害応急対策~~」第1章「~~初動期の活動~~」

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 資機材等の調達手配

(1) 市長は、市域内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。

必要な物資等については、第2編「災害予防対策」第1章「防災体制の整備」第1節「総合の整備」・第7節「緊急物資確保体制の整備」・第8節「ライフライン確保体制の整備」・第9節「交通確保体制の整備」、第3編「災害応急対策」第8章「被災者の生活手段」第4節「緊急物資の供給」に定めるところによる。

[第2編 予32・予35・予40・第3編 応94頁]

(略)

#### 2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府に応援を要請するものとする。

また、必要に応じて第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第3節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣又は他の自治体の職員応援派遣のあっせんを要請する。

[第3編 応11頁]

### 第2 他機関に対する応援要請

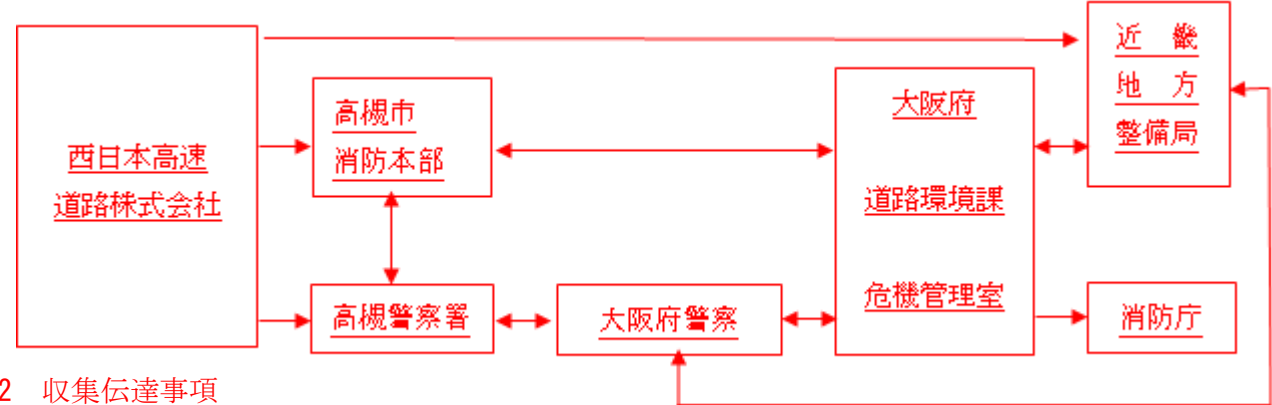
(略)

2 市長は必要があるときは、府知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。要求の手続きについては、第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第2節「自衛隊の災害派遣」に定めるところ

現行計画	修正計画（案）
<p>活動」第5節「自衛隊<del>（災害）派遣要請</del>」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">〔本編 121頁〕</p>	<p>による。</p> <p style="text-align: right;">〔第3編 応8頁〕</p>
<p><b>第3 帰宅困難者への対応</b> 第2編「災害予防対策」第2章「<del>災害応急対策・復旧対策への備え</del>」第12節「帰宅困難者支援体制の整備」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">〔本編 88頁〕</p>	<p><b>第3 帰宅困難者への対応</b> 第2編「災害予防対策」第1章「<u>防災体制の整備</u>」第11節「帰宅困難者支援体制の整備」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">〔第2編 予44頁〕</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<h2 style="color: red;">第7章</h2> <h3 style="color: red;">地震発生時の応急対策等</h3>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>第1 組織</b> <u>地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」に定めるところによる。〔第3編 応3頁〕</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>第2 地震発生時の応急対策</b> <u>地震発生時の応急対策については、第3編「災害応急対策」に定めるところによる。</u></p>
<h2 style="color: red;">第7章</h2> <h3>地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</h3> <p>市は、防災関係機関、<u>自主</u>防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</p>	<h2 style="color: red;">第8章</h2> <h3>地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</h3> <p>市は、防災関係機関、<u>市民</u>防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</p>
<p><b>第2 住民への広報</b> 第2編「災害予防対策」第3章「地域防災力の向上」第1節「<u>防災知識普及計画</u>」第1「<u>防災知識の普及・啓発</u>」を準用する。</p> <p style="text-align: right;">〔本編 93頁〕</p>	<p><b>第2 住民への広報</b> 第2編「災害予防対策」第2章「地域防災力の向上」第1節「<u>防災意識の高揚</u>」第1「<u>防災知識の普及啓発等</u>」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">〔第2編 予49頁〕</p>
<p><b>第3 児童生徒に対する教育</b> <del>市は、児童生徒に対して次のことに配慮した教育・啓発を実施するものとする。</del></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><del>(1) 過去の地震災害の実態</del></li> <li><del>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</del></li> <li><del>(3) 地震・津波が発生した場合の対処方法</del></li> <li><del>(4) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</del></li> <li><del>(5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法</del></li> </ol> <p>（略）</p>	<p><b>第3 児童生徒に対する教育</b> <u>第2編「災害予防対策」第2章「地域防災力の向上」第1節「<u>防災意識の高揚</u>」第2「<u>防災教育</u>」に定めるところによる。</u></p> <p>（略）</p>
<h2 style="color: red;">第8章</h2> <h3>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</h3>	<h2 style="color: red;">第9章</h2> <h3>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</h3>
<p>市は、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。 具体的な事業施行等に<u>あ</u>たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。 なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。</p>	<p>市は、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。 具体的な事業施行等に<u>当</u>たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。 なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。</p>
<p><b>第1 計画対象事業</b> 第2編「災害予防対策」第2章「<del>災害応急対策・復旧対策への備え</del>」第10節「<del>第6次地震防災緊急事業五箇年</del>」</p>	<p><b>第1 計画対象事業</b> 第2編「災害予防対策」第3章「<u>災害予防対策の推進</u>」第2節「<u>地震災害予防対策の推進</u>」第5「<u>地震防災上緊</u>」</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>計画の推進」第4「計画対象事業」を準用する。</p> <p style="text-align: right;">〔本編 85頁〕</p>	<p>急に整備すべき施設等の整備」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">〔第2編 予74頁〕</p>
<h2>第9章 防災訓練計画</h2>	<h2>第10章 防災訓練計画</h2>
<p>第1 防災訓練の実施 第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第1節「総合的防災体制の整備」第4「防災訓練の実施」を準用する。</p> <p style="text-align: right;">〔本編 50頁〕</p>	<p>第1 防災訓練の実施 第2編「災害予防対策」第1章「防災体制の整備」第1節「総合的防災体制の整備」第4「防災訓練の実施」に定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">〔第2編 予8頁〕</p>
<h2>第10章 南海トラフ地震等の時間差発生による 災害拡大防止</h2>	<h2>第11章 南海トラフ地震等の時間差発生による 災害拡大防止</h2>
<p>（略）</p> <p>第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応 東海地震関連情報が発表された場合への対応については、第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第3部「東海地震の警戒宣言に伴う対応」により行う。 ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとし、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。</p> <p style="text-align: right;">〔本編191頁〕</p>	<p>（略）</p> <p>第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応 東海地震関連情報が発表された場合への対応については、付編1「東海地震の警戒宣言に伴う対応」により行う。 ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとし、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。</p>

現行計画	修正計画（案）
〔 第4編 事故等災害応急対策 〕	〔 第4編 事故等災害応急対策 〕
(新設)	第1節 鉄道災害応急対策
	<p>鉄道事業者及び市、府、その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。</p>
(新設)	<p><b>第1 鉄軌道事業者（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）の災害応急対策</b> 鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。</p>
(新設)	<p><b>1 災害の拡大防止</b> 速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p><b>2 救助・救急活動</b> 事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。</p> <p><b>3 代替交通手段の確保</b> 他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。</p> <p><b>4 関係者等への情報伝達</b> 災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。</p> <p><b>第2 情報収集伝達体制</b> 大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。</p> <p><b>1 情報収集伝達経路</b></p> <pre> graph LR     A[鉄道事業者] --&gt; B[高槻市消防本部]     A --&gt; C[高槻警察署]     B &lt;--&gt; C     B &lt;--&gt; D[大阪府危機管理室]     C &lt;--&gt; D     D &lt;--&gt; E[近畿運輸局]     D &lt;--&gt; F[消防庁]     </pre> <p><b>2 収集伝達事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故の概要</li> <li>(2) 人的被害の状況等</li> <li>(3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等</li> <li>(4) 応援の必要性</li> <li>(5) その他必要な事項</li> </ol>
(新設)	第2節 道路災害応急対策
	<p>道路管理者及び市、府、その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。</p>
(新設)	<p><b>第1 道路管理者（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）の災害応急対策</b> 道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。</p> <p><b>1 災害の拡大防止</b></p>

現行計画	修正計画（案）
	<p><u>速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p><b>2 危険物等の流出対策</b> <u>他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。</u></p> <p><b>3 救助・救急活動</b> <u>事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。</u></p> <p><b>4 施設の応急復旧</b> <u>迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。</u></p> <p><b>5 関係者等への情報伝達</b> <u>災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。</u></p> <p><b>第2 情報収集伝達体制</b> <u>大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。</u></p> <p><b>1 情報収集伝達経路</b></p>  <pre> graph LR     WJEC[西日本高速道路株式会社] --&gt; HOFD[高槻市消防本部]     WJEC --&gt; HOPS[高槻警察署]     HOFD &lt;--&gt; HOPS     HOFD &lt;--&gt; OPRD[大阪府道路環境課]     HOFD &lt;--&gt; OPMR[大阪府危機管理室]     HOFD &lt;--&gt; OJ[近畿地方整備局]     HOFD &lt;--&gt; OFA[大阪府警察]     HOFD &lt;--&gt; OFS[消防庁]     OPRD &lt;--&gt; OPMR     OPRD &lt;--&gt; OFS     OPMR &lt;--&gt; OFS     </pre> <p><b>2 収集伝達事項</b>  <u>(1) 事故の概要</u>  <u>(2) 人的被害の状況等</u>  <u>(3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等</u>  <u>(4) 応援の必要性</u>  <u>(5) その他必要な事項</u></p>
<p>(略)</p> <p><b>第1節 危険物等災害応急対策</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>第3節 危険物等災害応急対策</b></p>
<p>(略)</p> <p><b>第2節 高層建築物、<del>地下街</del>災害応急対策</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>第4節 高層建築物等災害応急対策</b></p>
<p>(略)</p> <p>1 ガス漏洩事故 (略)</p> <p>(6) ガスの供給遮断</p> <p>① ガスの供給遮断は、大阪<del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del>北東部導管部が行う。</p> <p>② 大阪<del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del>北東部導管部の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪<del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del>北東部導管部に連絡する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 ガス漏洩事故 (略)</p> <p>(6) ガスの供給遮断</p> <p>ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部が行う。</p> <p>イ 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部に連絡する。</p> <p>(略)</p>



現行計画	修正計画（案）
<p>第2 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部 (略) 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。</p>	<p>第2 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部 (略) 2 遮断後のガスの供給再開に当たっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。</p>
<p>(新規)</p>	<p>第3 高層建築物等の管理者等 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物等の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。</p>
<p>第3節 林野火災等応急対策</p> <p>市及び防災関係機関は、林野等において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野等における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第1 火災の警戒 1 火災気象通報 大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防止危険であると認めるときは、府知事に通報し、府知事は、市町村長に伝達する。 通報基準は大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。 ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には火災気象通報として通報しないことがある。 2 火災警報 市長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防止危険であると認めるときは、必要により火災警報を発令するとともに、関係機関及び住民に周知する。 3 火の使用制限 警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、高槻市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第2 林野火災 林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。 1 火災通報等 災害の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後、1時間ごとに状況を通報する。 (1) 焼損面積5ha以上と推定される場合 (2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合 (3) 空中消火を要請する場合 (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合 2 活動体制 (1) 林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御活動を行う。 ① 現地指揮本部の設置 ア 林野火災発生 of 通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、警察等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。 イ 火災が拡大し、高槻市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動の要請を行う。 ② 市林野火災対策本部の設置 ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成 イ 警戒区域、交通規制区域の指定 ウ 空中消火の要請又は府知事への依頼 エ 府知事に対する広域航空消防応援又は自衛隊派遣要請の依頼</p>	<p>(削除)</p>

現行計画	修正計画（案）
<p><del>オ 受入れ準備</del>  <del>(2) 他機関との連絡調整</del>  <del>市は、府、他市町村、府警察、近畿中国森林管理局及び自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施できるように、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。</del></p>	
<p align="center"><b>第4節 放射線災害応急対策</b></p> <p>(略)</p>	<p align="center"><b>第5節 放射線災害応急対策</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第4 住民の避難等及び立入制限</b>  市は、放射性物質による汚染状況調査等により、必要に応じ第4編「<del>風水害等</del>応急対策及び復旧・復興対策」第1部「<del>風水害等</del>応急対策」第1章「<del>災害警戒期の活動</del>」第4節「避難誘導」を準用し、危険地域の住民に対し退避、又は、避難等の指示を行い、警察等の協力を得て立入制限・交通規制等を実施する。</p>	<p><b>第4 住民の避難等及び立入制限</b>  市は、放射性物質による汚染状況調査等により、必要に応じ第3編「災害応急対策」第4章「<u>避難行動</u>」第1節「避難誘導」を準用し、危険地域の住民に対し退避、又は、避難等の指示を行い、警察等の協力を得て立入制限・交通規制等を実施する。</p>
<p><b>第5 災害時における消防活動</b>  (略) 2 消防本部  (略)  (2) 放射線危険区域等の設定  ㊦ 防御活動に先だって測定器による放射線量の測定を行い、測定結果に基づき放射線危険区域の設定を行う。  ㊧ 放射線危険区域の設定に<del>あたって</del>は、関係機関等と協議のうえ、活動区域を勘案して行い、消防警戒区域として立ち入りを制限するものとする。  (略)  (5) 救急搬送病院の選定  放射性物質による汚染者の搬送先医療機関は次のとおり。  ㊦ <del>大阪府三島救命救急センター</del>  ㊧ 大阪府立急性期・総合医療センター  ㊨ 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター  (略)</p>	<p><b>第5 災害時における消防活動</b>  (略) 2 消防本部  (略)  (2) 放射線危険区域等の設定  <u>ア</u> 防御活動に先だって測定器による放射線量の測定を行い、測定結果に基づき放射線危険区域の設定を行う。  <u>イ</u> 放射線危険区域の設定に<u>当たって</u>は、関係機関等と協議のうえ、活動区域を勘案して行い、消防警戒区域として立ち入りを制限するものとする。  (略)  (5) 救急搬送病院の選定  放射性物質による汚染者の搬送先医療機関は次のとおり。  <u>ア</u> 大阪<u>医科薬科大学病院</u>  <u>イ</u> 大阪府立急性期・総合医療センター  <u>ウ</u> 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター  (略)</p>
<p align="center"><b>第5節 その他災害応急対策</b></p> <p><del>高槻市地域防災</del>計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるように定めているが、その他にも<del>自動車の大規模な事故、旅客列車の衝突転覆、トンネルの崩落等の事故や、</del>大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。  このような場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じて「<del>地震</del>災害応急対策・<del>復旧</del>対策」、「<del>風水害等</del>応急対策・<del>復旧</del>対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。</p>	<p align="center"><b>第6節 その他災害応急対策</b></p> <p><u>本</u>計画においては、地震、風水害・<u>土砂災害</u>・<u>大規模火災</u>に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるように定めているが、その他にも大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。  このような場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じて「<u>第3編</u>災害応急対策」、「<u>第5編</u>災害復旧・復興対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。</p>
<p align="center"><b>第6節 災害対策本部の設置</b></p> <p>市は、前述の第1節から第5節に掲げる災害が大規模で発生し、又は発生するおそれがある場合は、第4編「<del>風水害等</del>応急対策及び復旧・復興対策」第1部「<del>風水害等</del>応急対策」第1章「<del>災害警戒期の活動</del>」第2節「組織動員」第1「<del>市の組織動員配備体制</del>」3「<del>災害対策本部の設置</del>」を準用し、速やかに災害対策本部を設置する。  また、これらの災害が、政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定があった場合は、高槻市国民保護計画に定める体制に移行する。  〔<del>本編</del> 218頁〕</p>	<p align="center"><b>第7節 災害対策本部の設置</b></p> <p>市は、前述の第1節から第6節に掲げる災害が大規模で発生し、又は発生するおそれがある場合は、第3編「<u>災害</u>応急対策」第1章「活動<u>体制の確立</u>」第1節「組織動員」第1「<u>災害時の組織及び配備体制</u>」3「<u>災害時の配備体制</u>」を準用し、速やかに災害対策本部を設置する。  また、これらの災害が、政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定があった場合は、高槻市国民保護計画に定める体制に移行する。  〔<u>第3編</u> <u>応5</u>頁〕</p>

現行計画	修正計画（案）
<h2 style="text-align: center;">第1章 災害復旧対策</h2>	<h2 style="text-align: center;">第1章 災害復旧対策</h2>
<h3 style="text-align: center;">第1節 復旧事業の推進</h3> <p>市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を<b>目指す</b>ことを基本として、復旧事業を推進する。</p> <p><u>（新設）</u> なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者へ配慮する。</p>	<h3 style="text-align: center;">第1節 復旧事業の推進</h3> <p>市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を<b>めざす</b>ことを基本として、復旧事業を推進する。</p> <p><u>市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者へ配慮する。</p>
<h4>第1 被害の調査</h4> <p>市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額、その他の必要事項等を調査し、<del>速やかに</del>府（<del>危機管理室消防保安課</del>）に報告する。</p>	<h4>第1 被害の調査</h4> <p>市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額、その他の必要事項等を調査し、府に報告する。</p>
<h4>第2 公共施設等の復旧</h4> <p>市及び防災関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因、その他要因を考慮し、復旧事業計画を作成し、査定実施が速やかに行える<b>とともに</b>、復旧完了予定時期を<b>明らかにするよう</b>努める。</p>	<h4>第2 公共施設等の復旧</h4> <p><u>1 復旧事業計画の作成</u> 市及び防災関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因、その他要因を考慮し、復旧事業計画を作成し、<u>法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、</u>査定実施が速やかに行える<b>よう努める。</b></p> <p><u>2 復旧完了予定時期の明示</u> <u>市及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。</u></p>
<h4>第3 激甚災害の指定</h4> <p><del>市</del>は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。</p>	<h4>第3 激甚災害の指定</h4> <p><u>府</u>は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。</p> <p><u>市長は、市域における災害が指定基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を府知事に報告する。</u></p>
<h4>第5 特定大規模災害</h4> <p>市<b>又は市長は</b>、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、市だけでは災害復旧事業に係る工事の実施が困難なときは、府に支援を要請する。</p> <p>府は、市又は市長から要請を受け、かつ市の工事の実施体制等の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p>	<h4>第5 特定大規模災害</h4> <p>市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、市だけでは災害復旧事業に係る工事の実施が困難なときは、府に支援を要請する。</p> <p>府は、市又は市長から要請を受け、かつ市の工事の実施体制等の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p>
<h3 style="text-align: center;">第2節 被災者の生活再建等の支援</h3> <p>市は、災害により被害を被った住民に対して、生活の安定を図るため税の減免措置、弔慰金や見舞金の支給、資金の貸付け、雇用機会の確保、住宅の確保等を行う。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<h3 style="text-align: center;">第2節 被災者の生活再建等の支援</h3> <p>市は、災害により被害を被った住民に対して、<u>被災者支援体制を確保するとともに</u>、生活の安定を図るため税の減免措置、弔慰金や見舞金の支給、資金の貸付け、雇用機会の確保、住宅の確保等を行う。</p> <p><u>市及び府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントを実施するなど、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第1 被災者支援対策会議の設置</b>  <u>大規模な地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害により被害を受けた市民に対する支援を迅速かつ適切に実施するため、被災状況を踏まえ必要に応じて高槻市被災者支援対策会議を設置し、被災者支援体制を確保する。</u></p>
<p><b>第4 災害弔慰金等の支給</b>  災害救助法が適用された災害又は内閣総理大臣令の規定に準じる災害により被害を被った市民に、高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護貸付金の貸付けを行い、生活の確保を図る。</p> <p>1 災害弔慰金  <del>災害により、市民が死亡した場合にその遺族に支給する。</del></p> <p>2 <del>災害障害見舞金</del>  <del>災害により、負傷、又は疾病が原因で、身体的又は精神的に著しい障がいが残った場合に当該市民に支給する。</del></p>	<p><b>第2 災害弔慰金等の支給</b>  災害救助法が適用された災害又は内閣総理大臣令の規定に準じる災害により被害を被った市民に、高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護貸付金の貸付けを行い、生活の確保を図る。</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金  市は、高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。  (1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。  ア 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害  イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害  ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害  エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害  (2) 次の場合、支給を制限する。  ア 死亡又は障がい、故意または重大な過失による場合  イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合  (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。  ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。  (4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。</p>
<p><b>第2 災害援護資金・生活資金等の貸付</b>  1 災害援護資金  災害により負傷、又は家財、住居等に被害を受けた世帯の世帯主へ、その程度に応じて災害援護資金の貸付けを行う。</p> <p>2 府生活福祉資金（高槻市社会福祉協議会）  府内に住所を有する低所得世帯に対し、災害による困窮から自立更生するための資金の貸付けを行う。</p>	<p><b>第3 災害援護資金・生活資金等の貸付</b>  市、府及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。</p> <p>1 災害援護資金貸付  市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸付ける。</p> <p>2 生活福祉資金（社会福祉協議会）  高槻市社会福祉協議会は、大阪府社会福祉協議会が実施主体となる生活福祉資金貸付の借入窓口として、府内に住所を有する低所得世帯に対し、自然災害により被災した世帯の生活再建に必要な資金の貸付けを行う。</p>
<p><b>第3 災害見舞金等</b>  1 高槻市災害見舞金等  市は、高槻市災害見舞金等支給条例に基づき見舞金等を支給する。見舞金等の支給は、火事、暴風、豪雨、洪水等の災害により被害を受けた市民若しくはその遺族又は事業者及び交通事故、水難事故、犯罪行為等の災害により被害を受けた市民の遺族に対して行う。  ただし、災害救助法による適用を受ける者については、見舞金等を支給しない。</p>	<p><b>第4 災害見舞金等</b>  1 高槻市災害見舞金等  市は、高槻市災害見舞金等支給条例に基づき、見舞金等を支給する。見舞金等の支給は、火事、暴風、豪雨、洪水等の災害により被害を受けた市民若しくはその遺族又は事業者及び交通事故、水難事故、犯罪行為等の災害により被害を受けた市民の遺族に対して行う。  ただし、災害救助法による適用を受ける者については、見舞金等を支給しない。</p>
<p><b>第4 罹災証明書の交付等</b>  市は、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援金による支援金支給など被災者への支援措置が早期に実施されるよう、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、実地調査のほか、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>	<p><b>第5 罹災証明書の交付等</b>  市は、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援金による支援金支給など被災者への支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、実地調査のほか、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定部局との情報共有を図るなど、適切な手法により実施するものとする。</p>
<p>全壊  住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。</p>	<p>全壊  住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。</p>

現行計画		修正計画（案）	
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、 <del>構造耐力上主要な部分</del> の補修を含む <del>中規模な</del> 補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、 <u>居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修</u> を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、 <del>半壊には該当しないもの</del> 。	準半壊	住家が半壊 <u>又は半焼</u> に準ずる程度の損傷を受けたもの。
一部損壊	準半壊に至らない程度のももの。	一部損壊	準半壊に至らない程度のももの。
<p>(2) 住家以外の建物<del>及び構造物</del>の被害 (略)</p> <p>(3) その他 火災に関する罹災証明書は、消防本部が交付する。</p> <p><b>2 罹災届出証明書において証明する事項</b> 家財、自動車等の動産被害及び門扉やカーポートなどの構築物については、必要に応じて、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する罹災届出証明書を交付することができる。 また、住家被害並びに住家以外の建物及び<del>構造物</del>の被害であって、被災状況が確認できない場合は、罹災届出証明書を交付することができる。 (略)</p>		<p>(2) 住家以外の建物の被害 (略)</p> <p>(3) その他 火災に関する罹災証明書は、<u>原則</u>、消防本部が交付する。</p> <p><b>2 罹災届出証明書において証明する事項</b> 家財、自動車等の動産被害及び門扉やカーポートなどの構築物については、必要に応じて、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する罹災届出証明書を交付することができる。 また、住家被害並びに住家以外の建物及び<u>構築物</u>の被害であって、被災状況が確認できない場合は、罹災届出証明書を交付することができる。 (略)</p>	
<p><b>第5 被災者台帳の作成</b> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>		<p><b>第6 被災者台帳の作成</b> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p>	
<p><b>第6 租税等の減免及び徴収猶予等</b> 1 <del>府民税・市民税</del>市税 市は、地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。 ① 申告<del>又は</del>納期限の延長 ② 市税の減免 ③ 徴収猶予等</p> <p>2 <del>国民健康</del>保険 災害により家屋に多大の損害を受け、保険料の納付又は一部負担金の支払いが困難となった市民については、<del>国民健康</del>保険料又は一部負担金<del>を</del>減免<del>できる</del>。</p> <p>3 上・下水道料金 災害により水道管などが破損して漏水が発生した場合には、その被災状況に応じて上・下水道料金の一部<del>を</del>減額<del>することができる</del>。 (略)</p>		<p><b>第7 租税等の減免及び徴収猶予等</b> 1 市税 市は、地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。 <u>(1) 申告、納入若しくは納付期限の延長</u> <u>(2) 市税の減免</u> <u>(3) 徴収猶予等</u></p> <p>2 <del>保険料等</del> <u>市は、</u>災害により家屋に多大の損害を受け、保険料<del>等</del>の納付又は一部負担金の支払いが困難となった市民については、保険料又は一部負担金<del>等</del>の減免<del>を行う</del>。</p> <p>3 上・下水道料金 <u>市は、</u>災害により水道管などが破損して漏水が発生した場合には、その被災状況に応じて上・下水道料金の一部の減額<del>を行う</del>。 (略)</p>	
<p><b>第7 雇用機会の確保</b> 市は、災害により失業した者、離職、転職を希望する者について、茨木公共職業安定所が行う職業紹介（あっせん）へ迅速に誘導するなど、被災者の雇用の安定を図る。</p>		<p><b>第8 雇用機会の確保</b> 市は、災害により失業した者、離職、転職を希望する者について、茨木公共職業安定所が行う職業紹介（あっせん）へ迅速に誘導するなど、被災者の雇用の安定を図る。</p>	
<p><b>第8 住宅の確保等</b> (略) 1 住宅復興計画の策定 (略)</p> <p>2 公共住宅の供給促進 (略)</p>		<p><b>第9 住宅の確保等</b> (略) 1 <u>相談窓口の設置</u> <u>市は、必要に応じて、被災住宅の相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、府と連携した情報の提供を行う。</u></p> <p>2 住宅復興計画の策定 (略)</p>	

現行計画	修正計画（案）
<p><b>3 住宅の建設及び修繕の融資</b> 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている場合は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。</p> <p><b>4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請</b> (略)</p>	<p><b>3 公共住宅の供給促進</b> (略)</p> <p><b>4 住宅の建設及び修繕の融資</b> 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている場合は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建設資金又は補修資金の融資を受けることができる <u>ことを周知する</u></p> <p><b>5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請</b> (略)</p>

<p><b>第9 被災者生活再建支援金</b> (略)</p> <p><b>2 被災者生活再建支援制度の概要</b> (略)</p> <p>(3) 制度の対象となる被災世帯 (2)の自然災害により、</p> <p>① 住宅が<del>「全壊」</del>した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>(4) 支援金の支給額 (略)</p>	<p><b>第10 被災者生活再建支援金</b> (略)</p> <p><b>2 被災者生活再建支援制度の概要</b> (略)</p> <p>(3) 制度の対象となる被災世帯 (2)の自然災害により、</p> <p><u>ア</u> 住宅が全壊した世帯 <u>イ</u> 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 <u>ウ</u> 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 <u>エ</u> 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） <u>オ</u> <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></p> <p>(4) 支援金の支給額 (略)</p>
---	--

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

住宅の再建方法	建設・購入		補修		賃借 (公営住宅以外)	
	<u>(3)ア～エ</u>	<u>(3)オ</u>	<u>(3)ア～エ</u>	<u>(3)オ</u>	<u>(3)ア～エ</u>	<u>(3)オ</u>
支給額	200万円	100万円	<u>100万円</u>	50万円	<u>50万円</u>	<u>25万円</u>

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 支援金支給の仕組み  
実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。~~支給の仕組みは下図のとおり。~~

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円 （中規模半壊世帯は1/2）

(5) 支援金支給の仕組み  
実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。

**第5節 ライフライン等の復旧**

~~市及び防災関係機関は、災害により被害を受けたライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応急復旧による供給機能の維持、二次災害を防止するための措置を講じる。~~

**1 水道**  
~~(1) 水道施設の復旧~~

~~① 被害状況の把握を迅速に行うとともに、速やかな復旧に努める。~~  
~~② 応急復旧については医療機関、指定避難所等への供給ルートを優先的に復旧することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。~~  
~~③ 応急復旧については、水道施設の被害状況を詳細に把握し、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報~~

**第5節 ライフライン等の復旧**

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。  
なお、市が管理する指定区間外の国道、府道又は府が管理する道路と交通上密接である市道において、市が工事を実施することが難しい場合には、府に権限代行制度による災害復旧等を要請する。

**1 水道（市）**  
(1) 復旧計画

ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。  
イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し復旧効果の大きいものを優先する。

現行計画	修正計画（案）
<p><del>を加味した復旧計画を策定する。</del></p> <p>(2) 広報 被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページへの掲載並びに公用車等による広報を実施する。</p> <p>2 下水道 <del>下水道施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。</del> <del>応急復旧については、緊急度の高い箇所より順次行い汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。</del></p> <p>(1) <del>被害調査</del> <del>下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠及び処理場施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の調査を実施する。</del></p> <p>(2) <del>設備・施設応急対策</del></p> <p>① <del>下水道施設</del> <del>疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧に努める。</del> <del>施工中の箇所においては、緊急遮断装置、中和装置の点検、外部への漏洩防止等状況に応じて対処し、二次災害の発生が生じないように指揮監督に努める。</del></p> <p>② <del>流域下水道施設</del> <del>排水不能の事態が起らないよう府と連絡調整し、能力維持に努める。</del></p> <p>(3) <del>広報活動</del> <del>施設の被害状況、復旧状況、今後の見通し等について広報を行い、住民の不安解消に努める。</del></p> <p>3 電力（関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）</p> <p>(1) <del>応急措置</del> <del>感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。</del></p> <p>(2) <del>応急供給</del></p> <p>① <del>電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。</del></p> <p>② <del>被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。</del></p> <p>③ <del>緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。</del></p> <p>④ <del>単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。</del></p> <p>(3) 広報</p> <p>① <del>二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブルーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。</del></p> <p>② <del>被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</del></p> <p>4 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）</p> <p>(1) <del>応急措置</del> <del>地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。</del> <del>水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。</del></p> <p>(2) <del>応急供給及び復旧</del></p> <p>① <del>被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。</del></p> <p>② <del>緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。</del></p> <p>③ <del>単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。</del></p> <p>④ <del>被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。</del></p>	<p><u>ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。</u></p> <p>(2) 広報 被害状況、断水状況、<u>応急給水状況</u>、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、<u>広く広報する。</u>加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、<u>稼働状況、復旧状況等の広報に努める。</u></p> <p>2 下水道（市）</p> <p>(1) 復旧計画</p> <p><u>ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</u></p> <p><u>イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</u></p> <p><u>ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。</u></p> <p>(2) 広報 被害状況、<u>稼働状況</u>、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、<u>広報する。</u>加えて、市及び府のホームページ上に<u>稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。</u></p> <p>3 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）</p> <p>(1) 復旧計画</p> <p><u>ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</u></p> <p><u>イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。</u></p> <p><u>ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。</u></p> <p>(2) 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、<u>広報する。</u>加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、<u>停電エリア、復旧状況等の広報に努める。</u></p> <p>4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）</p> <p>(1) 復旧計画</p> <p><u>ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</u></p> <p><u>イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。</u></p> <p><u>ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。</u></p>

現行計画	修正計画（案）
<p>(3) 広報</p> <p><del>① 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。</del></p> <p><del>② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</del></p> <p>5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）</p> <p><del>(1) 通信の非常疎通措置</del></p> <p><del>災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</del></p> <p><del>① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。</del></p> <p><del>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。</del></p> <p><del>③ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。</del></p> <p><del>④ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</del></p> <p><del>(2) 被災地域特設公衆電話の設置</del></p> <p><del>災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</del></p> <p><del>(3) 設備の応急対策</del></p> <p><del>① 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</del></p> <p><del>② 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。</del></p> <p><del>③ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。</del></p> <p>(4) 広報</p> <p>災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>(2) 広報</p> <p>被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</p> <p>5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）</p> <p><u>(1) 復旧計画</u></p> <p><u>ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</u></p> <p><u>イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</u></p> <p>(2) 広報</p> <p>被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。</p> <p>6 共同溝・電線共同溝（市、近畿地方整備局、府）</p> <p><u>(1) 復旧計画</u></p> <p><u>ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</u></p> <p><u>イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</u></p> <p><u>ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。</u></p> <p><u>(2) 広報</u></p> <p><u>被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。</u></p> <p>7 鉄道（鉄道事業者）</p> <p><u>(1) 復旧計画</u></p> <p><u>ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。</u></p> <p><u>イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u></p> <p><u>ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。</u></p> <p><u>(2) 広報</u></p> <p><u>被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。</u></p> <p>8 道路（市 近畿地方整備局、府）</p> <p><u>(1) 復旧計画</u></p>



現行計画	修正計画（案）
	<p><del>ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</del></p> <p><del>イ 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。</del></p> <p><del>ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。</del></p> <p><del>エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</del></p> <p><del>(2) 広報</del></p> <p><del>被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。</del></p>
<p style="text-align: center;"><b>第1節 復興の基本方針</b></p> <p><del>被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、減災効果のある施設復旧を図ることを目的とする。したがって、より安全性と環境保全に配慮した基本方針に基づき、地域復興事業を実施する。</del></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 復興の基本方針</b></p> <p><del>市及び府は、大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。</del></p> <p><del>そのため、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。</del></p> <p><del>また、将来の人口動向等 中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。</del></p>
<p><b><del>第1 基本方針の決定</del></b></p> <p><del>市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び関連する施設管理者の意向等を勘案するとともに、国・府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは計画的復興等を検討した上で、基本方針を決定する。</del></p> <p><del>なお、原状復旧を基本とする場合は、再度の災害を防止できるよう可能なかぎり改良復旧を行う。</del></p>	<p><del>(削除)</del></p>
<p><b><del>第2 復興の推進</del></b></p> <p><del>大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、これらの災害復興は、都市構造や産業基盤の抜本的改変を要する複雑かつ高度な大事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議のうえ、諸事業との調整を図りながら、速やかに復興を進める。</del></p> <p><del>また、建築基準法第84条の規定に基づき市は、被災市街地において区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限又は禁止することができる。</del></p>	<p><del>(削除)</del></p>
<p><b><del>第3 復興対策本部・被災者支援対策会議の設置</del></b></p> <p><del>市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。</del></p> <p><del>また、災害の状況により被害を受けた市民に対する支援を迅速かつ適切に実施するため、被災者支援対策会議を設置する。</del></p>	<p><b>第1 復興対策本部の設置</b></p> <p>市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。</p>
<p><b>第4 復興計画の策定</b></p> <p>市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条の規定に基づく復興計画を定めることができる。</p> <p>復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。</p> <p>また、<del>市は、</del>関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整するほか、住民側に防災都市づくり等、新しいまちづくり構想や計画決定までの手続き等の必要な情報を提供するとともに、住民側の提案についても十分な協議を行い、理解を求めた上で将来あるべきまちづくりの実現に努める。</p>	<p><b>第2 復興計画の策定</b></p> <p>市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条の規定に基づく復興計画を定めることができる。</p> <p>復興計画の策定に<b>当</b>たっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。</p> <p>また、関西広域連合の「関西復興戦略」<u>や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」</u>など、関係機関の計画等やそれに基づく取組<b>み</b>とも整合が図れるよう調整するほか、住民側に防災都市づくり等、新しいまちづくり構想や計画決定までの手続き等の必要な情報を提供するとともに、住民側の提案についても十分な協議を行い、理解を求めた上で将来あるべきまちづくりの実現に努める。</p>
<p><b>第5 復興計画で定める事項</b></p> <p>市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げ</p>	<p><b>第3 復興計画で定める事項</b></p> <p>市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げ</p>

現行計画	修正計画（案）
<p>る事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。</p> <p>(1) 復興計画の区域</p> <p>(2) 復興計画の目標</p> <p>(3) <del>被災市における</del>人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項</p> <p>(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項</p> <p>(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項</p> <p>(6) 復興計画の期間</p> <p>(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項</p>	<p>る事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。</p> <p>(1) 復興計画の区域</p> <p>(2) 復興計画の目標</p> <p>(3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項</p> <p>(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項</p> <p>(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項</p> <p>(6) 復興計画の期間</p> <p>(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項</p>